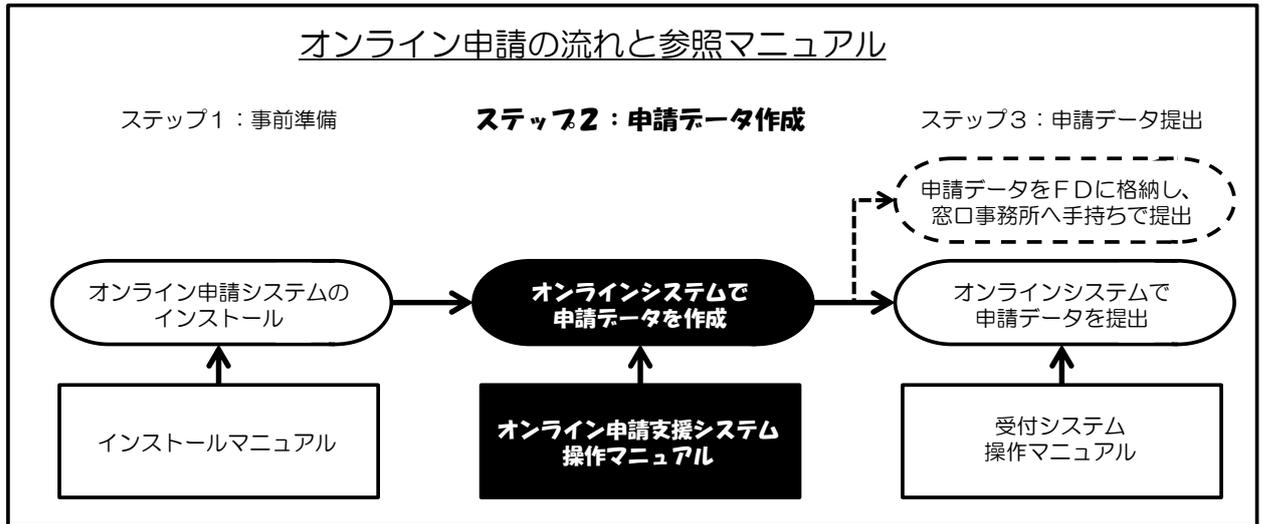


オンライン申請の流れと参照マニュアル



特殊車両オンライン申請システム オンライン申請支援システム 操作マニュアル

Ver.2020-01

国土交通省

改訂履歴

| 版数 | 改訂年月日 | 修正内容 |
|---------|-------------|---|
| 2004-01 | 平成16年3月29日 | オンライン申請開始による全面改訂 |
| 2004-02 | 平成16年6月30日 | 住所データ更新による出発地・目的地入力及び住所検索機能の変更による改訂(3.5.4 出発地・目的地入力) 申請書作成を予約出来る機能の追加による改訂 (3.7 申請書作成の予約(申請書作成予約受付情報)、 (5.申請書作成状況一覧) |
| 2004-03 | 平成16年7月1日 | 不連続経路データ修正機能の追加による改訂 (3.5.6 経路修正) |
| 2004-04 | 平成16年8月20日 | 地図 Window 最大化機能及び操作パネルフリー表示機能の追加による改訂(3.5.1 地図表示画面 基本操作機能) 軌跡図用車両諸元入力機能の停止による改訂 (3.3.2 車両情報の入力、3.4.2 車両情報の入力) |
| 2004-05 | 平成16年9月22日 | 申請書入力画面説明の一部見直しによる改訂 (3.1.4 申請書入力画面) 空白の許可証欄つき申請書出力機能の追加による改訂 (5.1.1 申請書類印刷) |
| 2005-01 | 平成17年3月30日 | 車両全面改修による改訂 (3.3 車両情報入力) 経路図関連改修(経路図作成の予約、PDF ファイルダウンロード)による改訂 (3.4 経路入力(デジタル地図による経路入力)、6 経路図作成予約状況一覧) |
| 2005-11 | 平成17年10月26日 | 表紙、版数の変更(内容に関する改訂無し) |
| 2006-03 | 平成18年3月20日 | 新DRM対応に伴う改訂 (3.1 申請書情報入力、3.5.1 経路入力(交差点番号指定による経路入力)、3.6 申請書作成の予約(申請書作成予約受付情報)、4.1 申請書入力) |
| 2008-11 | 平成20年11月17日 | 環境設定 CD-ROM の更新に伴う改訂 (表現の一部見直し等) |
| 2010-02 | 平成22年1月15日 | 環境設定 CD-ROM の更新に伴う全面改訂(表現の見直し、画面変更) 改修機能説明追加(有料道路チェック、許可期間延長) |
| 2010-02 | 平成22年2月1日 | 全体的レイアウト、確認、修正 |
| 2010-02 | 平成22年2月15日 | Java1.6_18 へ変更 |
| 2011-03 | 平成23年3月1日 | Windows7 まで対応 OS へ更新、車両入力画面改修に伴う改訂 |

| | | |
|-----------|----------------------------|---|
| 2012-03 | 平成24年3月30日 | 個別協議状況一覧の追加、パスワード変更機能の廃止、パスワードの文字種変更(記号追加)、3回連続ログインエラー時のパスワード24時間ロックの改修に伴う改訂 |
| 2013-06 | 平成25年6月25日 | 対応 OS(Windows 8)の更新、対応ブラウザ(Internet Explorer9, 10)の更新、デジタル地図の改修に伴う改訂 |
| 2014-03 | 平成26年3月31日 | 申請データ送信プロセス簡略化に伴う改訂 |
| 2014-10 | 平成26年10月24日 | 平成 25 年 6 月に公布された改正道路法に伴う改訂 (大型車誘導区間の導入による表示画面の変更、他) 対応 OS(Windows8.1)の更新、対応ブラウザ(Internet Explorer11)の更新、対応 OS(WindowsXP)の除外 パスワードロックの見直し |
| 2015-04 | 平成27年4月20日 (平成27年3月18日) | 特車申請窓口の集約化に伴う改修(提出先窓口事務所の一部統合) (3.1.4 提出先窓口指定・確認) 往復申請における実車・空車同一申請の申請書作成機能の追加 (3.1.2 申請書入力方法選択) 経路作成時における住所選択入力及び整合チェック機能の追加 (3.5.1 交差点番号入力) 作成データの途中保存・参照読み込み機能の追加 (3.7 作成データの途中保存・参照読み込み) 「通行経路表」の大型車誘導区間経路の判別表示の変更 (10.5.5 通行経路表) 出力帳票の PDF 形式への移行(10. 各種帳票) |
| 2015-06 | 平成27年6月1日 (平成27年5月28日) | 往復申請における実車・空車同一申請の申請書作成機能の追加 (3.1.2 申請書入力方法選択) ※補足説明を追加 積載貨物の品名における「コンテナ」分類の細分化について (3.2.1 積載貨物入力) リアオーバーハングの入力欄の追加 (3.3.3 型式ごとの車両諸元による車両情報入力) 車両情報入力における車検照合チェック機能の追加 (3.3.4 申請書作成時の車検証情報との照合チェック) 海上コンテナの橋梁照査式の適合判定チェック機能の追加 (3.3.5 橋梁照査式による適合判定の確認) 帳票表示項目の追加 (10.5.3 車両の諸元に関する説明書、10.6.1 特殊車両通行許可算定書(総合)) |
| 2015-06-1 | 平成27年6月4日 | (3.3.4 申請書作成時の車検証情報との照合チェック) 一部修正 |
| 2015-06-2 | 平成27年6月12日 | (3.3.4 申請書作成時の車検証情報との照合チェック) 一時機能停止のため項目削除 (3.3.5 → 3.3.4 橋梁照査式による適合判定の確認) 一部記載を訂正 |

| | | |
|---------|-------------|--|
| 2016-01 | 平成28年1月25日 | IE のサポートポリシー変更に伴う、推奨パソコン環境の変更 (1.4.1 お使いになるパソコン環境の確認) ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度(以下、ETC2.0 簡素化制度)の施行に伴う、利用登録および申請方法の説明追加 (15. ETC2.0 簡素化制度利用登録) (16. ETC2.0 簡素化制度申請) ETC2.0 簡素化制度に伴う、出力帳票の追加 (10.5.5 通行経路表) (10.6.8 ETC2.0 簡素化制度申請 大型車誘導区間内通行条件) |
| 2016-03 | 平成28年3月17日 | (1.4.2 使用文字についての注意) 使用文字(制御文字)についての注意を追記 (3.3 車両情報入力) 車検証情報との照合機能を追加 (3.5.1 交差点番号の入力) 道路法適用外道路の判定機能を追加 (15.1 ETC2.0 簡素化制度利用登録) 車載器管理番号の変更機能等を追加 (16.1 申請データ作成) システムにおける制約事項の説明を追記 (16.4 大型車誘導区間の算定結果の確認) 保存期間の説明を追加 |
| 2017-03 | 平成29年3月24日 | (16.1 申請データ作成) 提出先窓口の変更を反映 |
| 2018-09 | 平成30年9月6日 | (16.5 許可更新機能) ETC2.0 簡素化制度の許可証更新機能の説明を追記 |
| 2018-11 | 平成30年11月13日 | 誤字脱字の軽微な修正(推奨パソコン環境の修正、等) |
| 2019-02 | 平成31年2月12日 | (1.4 申請支援システムの利用上の注意) 推奨パソコン環境に Windows10 を追加、IE 利用時の注意を追記 (3.1 申請者情報入力) 申請書情報の入力時のチェック強化(申請日、通行開始日・終了日、申請代理人入力) ※申請日=提出日でない場合、オンライン提出不可 申請書入力画面における申請車両台数および申請経路数の入力欄の廃止(作成中または bin ファイル読み込み時の状態を表示) (3.5 経路情報入力) 交差点番号入力画面において、出発地・目的地の住所入力における位置を特定する情報の入力、及び中央分離帯がある場所での往復申請に対する注意喚起文を追加 |

| | | |
|---------|------------|--|
| 2019-03 | 平成31年3月25日 | <p>(3.1 申請書情報入力)</p> <p>申請車種と事業区分に関する解説用画面を追加 更新申請時における編集可能項目と通行開始日の自動反映を追記 変更申請時における編集可能項目と通行期間の自動反映機能を追記</p> <p>(3.2.1 積載貨物情報入力)</p> <p>積載貨物と積載貨物寸法に関する解説用画面を追加</p> <p>(3.3 車両情報入力)</p> <p>車両情報入力時における「合成値表示」ボタン押下を必須操作に変更 車両諸元の入力値に対して単位(桁数)誤りを検知するチェックを追加 特例8車種と海上コンテナに対する最小回転半径のチェックを追加</p> <p>(3.5 経路情報入力(交差点番号))</p> <p>更新申請時に経路不連続を修正する場合の手順を追加</p> <p>(4.2 申請書作成予約登録時のチェック)</p> <p>申請書作成予約登録時に重量B条件緩和のチェックと特例8車種への隣接軸重のチェックを追加</p> <p>(16.1 ETC2.0 簡素化制度申請 データ作成)</p> <p>ETC2.0 簡素化制度におけるトラクタ台数の包括申請に対応する旨を留意事項として追記</p> <p>(16.4 大型車誘導区間の算定結果の確認)</p> <p>大型車誘導区間の算定結果帳票の保存期間を35日間に変更</p> |
| 2019-04 | 平成31年4月1日 | <p>(15. ETC2.0 車載器登録) ※章項タイトル変更</p> <p>ETC2.0 車載器の登録に関する操作手順を記載 以下の各利用制度に伴う登録方法を追記</p> <p>(15.1 ETC2.0 車載器の登録方法)</p> <p>(15.2 ETC2.0 簡素化制度利用登録)</p> <p>(15.3 ダブル連結トラック利用制度登録)</p> <p>(15.4 許可期間延長利用制度登録)</p> <p>(17. 延長申請条件登録)</p> <p>既存許可の許可期間延長を行う際の操作手順を追記</p> |
| 2019-09 | 令和元年9月24日 | <p>(3.1.3 申請書入力画面)</p> <p>許可期間延長に伴い、通行期間が最長4年での入力制御に変更</p> <p>(4.2 申請書作成予約登録時のチェック)</p> <p>申請書作成予約登録時における通行期間チェック内容を一部変更</p> <p>(10.5.5 通行経路表)</p> <p>特車許可不要区間を適用した申請の場合の制限事項を追記</p> <p>(15.5 特車許可不要区間利用制度登録)</p> <p>特車許可不要区間のETC2.0車載器利用制度の登録方法を追記</p> <p>(18. 18. 特殊車両通行許可不要制度を適用した申請)</p> <p>特車許可不要区間を適用した申請方法について追記</p> |
| 2020-01 | 令和2年1月14日 | <p>OSサポート終了に伴い推奨パソコン環境からWindows7を除外</p> |

< 目 次 >

| | |
|---|-------|
| 1. はじめに..... | 1-1 |
| 1.1 用語説明..... | 1-1 |
| 1.2 本マニュアルの読み方..... | 1-1 |
| 1.2.1 本文中の記述について..... | 1-1 |
| 1.3 操作上のご注意..... | 1-1 |
| 1.4 申請支援システムの利用上の注意..... | 1-2 |
| 1.4.1 お使いになるパソコン環境の確認..... | 1-2 |
| 1.4.2 使用文字についての注意..... | 1-3 |
| 1.4.3 Microsoft Internet Explorer使用についての注意..... | 1-6 |
| 2. 申請支援システムの概要..... | 2-1 |
| 2.1 申請支援システムを利用したオンライン申請..... | 2-1 |
| 2.2 申請支援システムの流れ..... | 2-2 |
| 2.3 申請支援システムへのログイン(接続)..... | 2-4 |
| 2.4 申請支援システムのメインメニュー..... | 2-6 |
| 3. 申請データ作成(申請書入力)..... | 3-1 |
| 3.1 申請書情報入力..... | 3-2 |
| 3.1.1 申請者選択..... | 3-3 |
| 3.1.2 申請書入力方法選択..... | 3-4 |
| 3.1.3 申請書入力画面..... | 3-7 |
| 3.1.4提出先窓口指定・確認..... | 3-20 |
| 3.1.5ユーザID登録確認..... | 3-22 |
| 3.1.6申請・各種情報入力選択画面..... | 3-23 |
| 3.2 積載貨物情報入力..... | 3-25 |
| 3.2.1 積載貨物入力..... | 3-26 |
| 3.2.2 積載貨物情報登録時のチェック..... | 3-28 |
| 3.3 車両情報入力..... | 3-30 |
| 3.3.1 車両情報入力の概要..... | 3-30 |
| 3.3.2 型式ごとの車両諸元による車両情報入力..... | 3-31 |
| 3.3.3 型式ごとの車両諸元による車両情報入力(入力手順例)..... | 3-71 |
| 3.3.4 橋梁照査式による適合判定の確認..... | 3-93 |
| 3.3.5 車検証情報との照合..... | 3-95 |
| 3.4 経路入力(デジタル地図による経路入力)..... | (別冊) |
| 3.5 経路情報入力(交差点番号)..... | 3-102 |
| 3.5.1 交差点番号入力..... | 3-103 |
| 3.5.2 更新申請における経路不連続の修正..... | 3-116 |

| | |
|-------------------------------|-------|
| 3.6 申請データ作成 (FD 読み込み) | 3-119 |
| 3.6.1 申請書入力 | 3-119 |
| 3.6.2 申請書入力方法選択 | 3-120 |
| 3.7 作成データの途中保存・参照読み込み | 3-122 |
| 3.7.1 作成データの途中保存 | 3-123 |
| 3.7.2 既存データの参照読み込み | 3-126 |
| | |
| 4. 申請書作成の予約 | 4-1 |
| 4.1 申請書作成予約受付情報 | 4-1 |
| 4.2 申請書作成予約登録時のチェック | 4-2 |
| 4.3 保存終了 | 4-9 |
| | |
| 5. 申請書作成状況一覧 | 5-1 |
| 5.1 申請書作成状況一覧 | 5-1 |
| 5.1.1 申請書類確認 | 5-4 |
| 5.1.2 申請データダウンロード | 5-6 |
| 5.1.3 重さ、高さ指定道路外スパン一覧印刷 | 5-8 |
| | |
| 6. 経路図作成状況一覧 | 6-1 |
| 6.1 経路図作成状況一覧のフロー | 6-1 |
| 6.2 経路図作成状況一覧 | 6-2 |
| 6.3 PDF ファイル印刷 | 6-4 |
| | |
| 7. 担当者変更 | 7-1 |
| 7.1 担当者変更 | 7-1 |
| 7.2 担当者変更内容確認 | 7-2 |
| | |
| 8. 個別協議状況一覧 | 8-1 |
| 8.1 個別協議状況一覧 | 8-1 |
| 8.2 個別協議状況確認 | 8-2 |
| | |
| 9. 許可番号つき経路図の印刷 | 9-1 |
| 9.1 許可番号つき経路図の印刷フロー | 9-1 |
| 9.2 許可済み全経路の印刷 | 9-2 |
| | |
| 10. 各種帳票 | 10-1 |
| 10.1 帳票の種類 | 10-1 |
| 10.2 各種帳票一覧 | 10-2 |
| 10.3 帳票に関する共通ルール | 10-3 |
| 10.3.1 各種年月日の発生ルール | 10-3 |

| | | |
|--------|--------------------------------------|-------|
| 10.3.2 | 期間設定について | 10-4 |
| 10.3.3 | 申請データの有効期間 | 10-4 |
| 10.4 | 帳票の印刷 | 10-5 |
| 10.4.1 | Adobe Readerを用いた帳票印刷(平成27年4月以降の出力帳票) | 10-5 |
| 10.4.2 | 帳票印刷プログラム | 10-8 |
| 10.4.3 | 帳票印刷プログラムの機能と操作方法 | 10-8 |
| 10.4.4 | 帳票印刷プログラムの具体的な操作方法 | 10-9 |
| 10.5 | 申請関係帳票の説明 | 10-14 |
| 10.5.1 | 特殊車両通行許可申請書 | 10-14 |
| 10.5.2 | 車両内訳書 | 10-20 |
| 10.5.3 | 車両の諸元に関する説明書(普通申請) | 10-22 |
| 10.5.4 | 車両の諸元に関する説明書(包括申請) | 10-25 |
| 10.5.5 | 通行経路表 | 10-32 |
| 10.5.6 | 経路図 | 10-35 |
| 10.5.7 | 委任状 | 10-38 |
| 10.6 | 算定関係帳票の説明 | 10-40 |
| 10.6.1 | 特殊車両通行許可算定書(総合) | 10-40 |
| 10.6.2 | 特殊車両通行許可算定書 | 10-41 |
| 10.6.3 | C・D条件及び個別審査箇所一覧 | 10-46 |
| 10.6.4 | 特殊車両通行許可協議交差点一覧 | 10-48 |
| 10.6.5 | 高速重量算定(照査1および照査2)不適合車両一覧 | 10-50 |
| 10.6.6 | 通行規制情報一覧 | 10-54 |
| 10.6.7 | 重さ高さ指定道路一覧 | 10-56 |
| 10.6.8 | ETC2.0簡素化制度申請 大型車誘導区間内通行条件 | 10-58 |
| 11. | 申請データの算定 | 11-1 |
| 11.1 | 申請データの算定機能のフロー | 11-1 |
| 11.2 | 申請データの算定予約 | 11-2 |
| 11.2.1 | 算定予約受付情報 | 11-4 |
| 11.3 | 算定結果参照 | 11-6 |
| 11.3.1 | 算定結果帳票出力方法選択 | 11-9 |
| 11.3.2 | 簡易帳票の印刷 | 11-11 |
| 11.3.3 | 詳細帳票の印刷 | 11-13 |
| 11.4 | 帳票印刷プログラムのダウンロード | 11-14 |
| 12. | ログインパスワードについて | 12-1 |
| 12.1 | ログインパスワードの形式 | 12-1 |
| 12.2 | パスワードの有効期限 | 12-1 |
| 12.3 | 連続3回ログイン失敗時のパスワードロック | 12-1 |
| 12.4 | パスワード変更機能の廃止 | 12-1 |

| | |
|-----------------------------|-------|
| 12.5 パスワードの取得..... | 12-2 |
| 13. 申請書提出..... | 13-1 |
| 13.1 申請書提出..... | 13-1 |
| 13.2 申請手続開始..... | 13-4 |
| 14. 申請状況照会..... | 14-1 |
| 14.1 申請状況照会..... | 14-1 |
| 15. ETC2.0 車載器登録..... | 15-1 |
| 15.1 ETC2.0 車載器の登録方法..... | 15-1 |
| 15.2 ETC2.0 簡素化制度利用登録..... | 15-10 |
| 15.3 ダブル連結トラック利用制度登録..... | 15-13 |
| 15.4 許可期間延長利用制度登録..... | 15-16 |
| 15.5 特車許可不要区間利用制度登録..... | 15-19 |
| 16. ETC2.0 簡素化制度申請..... | 16-1 |
| 16.1 申請データ作成..... | 16-2 |
| 16.2 ETC2.0 簡素化制度の適用選択..... | 16-6 |
| 16.3 申請書作成状況一覧表示の確認..... | 16-7 |
| 16.4 大型車誘導区間の算定結果の確認..... | 16-8 |
| 16.5 許可証更新機能..... | 16-9 |
| 17. 延長申請条件登録..... | 17-1 |
| 17.1 既存申請の延長申請条件登録..... | 17-3 |
| 18. 特殊車両通行許可不要制度適用申請..... | 18-1 |
| 18.1 申請データ作成..... | 18-2 |
| 18.2 制度適用選択..... | 18-6 |
| 18.3 大型車誘導区間の算定結果の確認..... | 18-7 |

I. システム利用前の説明

－ はじめに、システムの概要 －

| | |
|--------------------------|-----|
| 1. はじめに | 1-1 |
| 1.1 用語説明 | 1-1 |
| 1.2 本マニュアルの読み方 | 1-1 |
| 1.3 操作上のご注意 | 1-1 |
| 1.4 申請支援システムの利用上の注意 | 1-2 |
| 2. 申請支援システムの概要 | 2-1 |
| 2.1 申請支援システムを利用したオンライン申請 | 2-1 |
| 2.2 申請支援システムの流れ | 2-2 |
| 2.3 申請支援システムへのログイン(接続) | 2-4 |
| 2.4 申請支援システムのメインメニュー | 2-6 |

1.はじめに

本説明書は、申請支援及び行政処分情報の登録、照会、修正、削除、ダウンロードにおいて利用する申請支援システムの画面操作説明と、操作の流れを解説した説明書です。

1.1 用語説明

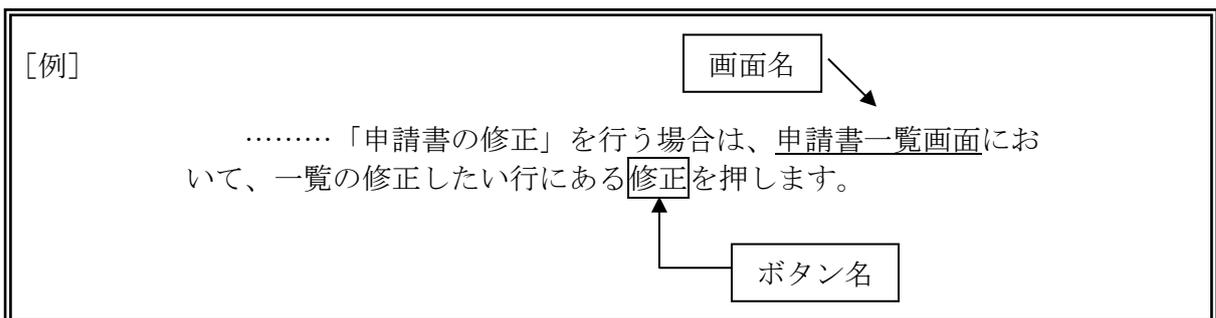
- ・テキスト入力：テキスト（文字）をキーボードにより入力すること。
- ・リストボックス：データ選択肢をリスト表示し、その中の1つをマウスで選択する。
- ・ラジオボタン：複数の選択項目の中から1つだけを選択することができる。
- ・チェックボックス：チェック・ボックスにマウス・ポインタを合わせてクリックすると、その項目が選択されてチェック・マークが付く。ラジオ・ボタンと異なり、複数の項目をチェックできる。

1.2 本マニュアルの読み方

ここでは、申請支援システム操作マニュアルの記述方法について説明します。

1.2.1 本文中の記述について

本マニュアルの本文中では、ポップアップ画面除くシステムのタイトル画面名にはアンダーラインを引き、ボタン名は四角枠で囲ってあります。



なお、「」, " , 等はその文字を強調するために用いています。

1.3 操作上のご注意

本システムはWebブラウザを利用して操作を行います。

操作上、前画面に戻りたい場合は、Webブラウザの戻るボタンは使用しないで下さい。エラーの原因となります。

前画面に戻りたい場合は、画面上に表示される前画面へ戻るボタンを使用して下さい。

1.4 申請支援システムの利用上の注意

1.4.1 お使いになるパソコン環境の確認

本システムを利用するためには、以下の環境が必要になります。

| 項目 | 必須環境 | |
|---------------------------|--|---------------------------|
| OS ・ WWWブラウザ ソフト | ●推奨PC環境のOS－WWWブラウザの組合せ | |
| | OS | Windows8.1 Windows10 |
| | 対応 ブラウザ | Internet Explorer 11 |
| | ※ 日本語版Microsoft Internet Explorer (IE) をご利用下さい。 ▶ 平成28年1月13日以降、Microsoft社において、IEのサポートポリシー変更により、お使いのWindows OSが対応する最新バージョンのIEのみがサポート対象となったことに伴い、特車オンライン申請システムにおいても、パソコンの推奨環境を変更しました。 | |
| 画面表示 | ●800×600(SVGA) 以上 但し、1024×768(XGA) 以上を推奨します。 | |
| ネットワーク環境 | ●インターネット接続が可能なこと。 但し、デジタル地図経路作成システムの利用には、ブロードバンド回線の利用を推奨します。 | |
| 必要な周辺機器 | ●スキャナ (オンライン申請を行う場合、車検証の写しや未収録経路図などの添付資料を電子化するため) | |
| PDF表示ソフト | ●PDF1.3が表示できるPDF表示ソフトウェア (例えば、Adobe Acrobat Reader 4.0以上のAdobe Reader製品) | |

※CPU、メモリ、ハードディスク空き容量、表示色については、OSに応じた推奨環境でご利用下さい。

1.4.2 使用文字についての注意

I. 利用可能文字

本システムにおいて使用可能な文字は以下に掲げるもののみとし、その他の外字、機種依存文字等の使用は不可とする。

- (1) 1バイト文字の英数字及び記号は、JISX-0201-1997を使用する。
- (2) 2バイト文字はJISX-0208-1997を使用し、漢字についてはJIS第一水準漢字及びJIS第二水準漢字を使用する。但し、半角文字の¥.[]&%' は不具合の対象となる為使用不可とする。

II. 利用できない機種依存文字

以下の文字は機種依存文字(NEC特殊文字等)と呼ばれ、特車システム内で使用すると文字化けの原因となります。

- 丸囲み数字 : ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳
- ギリシャ数字 : I II III IV V VI VII VIII IX X
- 単位1 : ミリ キロ キロメートル トン 錠 錠 錠 錠 錠 錠 錠 錠 錠
- 単位2 : mm cm km kg cc m²
- 省略記号 : " 〃 職 No. KK. TEL 上 中 下 左 右 (株) (有) (代) 聡 炬 躰 〓 © ®
- 数学記号 : ≡ ≡ ∫ φ Σ √ ⊥ ∠ ⊂ ∴ ∩ ∪

※入力時に機種依存文字が含まれる場合は、エラーメッセージが表示されます。
機種依存文字をシステムで取り扱うことができないため、修正をお願いします。

例) ① → (1)、II → 2、ミリ → ミリ、m² → m2、等

株式会社、有限会社等を省略する場合は省略文字を使用せず、(株)、(有)等の入力は以下の例のように入力してください。

- (株) → (株)半角または全角 ”(,;)” と ”株”
- (有) → (有)半角または全角 ”(,;)” と ”有”

本システムで入力すると文字化けする可能性のある漢字一覧(例)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 葩 | 倍 | 炆 | 昱 | 精 | 銀 | 昇 | 莛 | 丨 | 仡 | 任 | 佂 | 仔 | 但 | 佻 | 佻 | 續 | 襲 | 銕 | 銈 |
| 恍 | 佻 | 佻 | 佻 | 佻 | 佻 | 佻 | 佻 | 佻 | 佻 | 佻 | 佻 | 佻 | 佻 | 佻 | 佻 | | | | |
| 癩 | 宜 | 冷 | 夙 | 芴 | 尢 | 劦 | 勛 | 勻 | 勻 | 匡 | 邵 | 厓 | 厲 | 赧 | | | | | |
| 雙 | 咤 | 味 | 咩 | 哿 | 喆 | 丕 | 坦 | 垠 | 垠 | 垠 | 垠 | 垠 | 垠 | 垠 | | | | | |
| 麥 | 萌 | 裔 | 裔 | 妤 | 妹 | 孑 | 窠 | 甯 | 寘 | 寬 | 奈 | 岄 | 岑 | 岷 | | | | | |
| 崑 | 崎 | 律 | 嶂 | 嶂 | 嶂 | 嶂 | 鉅 | 孳 | 或 | 德 | 忒 | 愨 | 愨 | 愨 | | | | | |
| 惕 | 愨 | 惓 | 愨 | 愨 | 愨 | 愨 | 或 | 柄 | 捷 | 揔 | 搗 | 擊 | 教 | 昀 | 昕 | | | | |
| 昂 | 昉 | 昉 | 昉 | 昉 | 昉 | 昉 | 昉 | 昉 | 昉 | 昉 | 昉 | 昉 | 昉 | 昉 | 昉 | | | | |
| 朗 | 杓 | 杓 | 杓 | 杓 | 杓 | 杓 | 杓 | 杓 | 杓 | 杓 | 杓 | 杓 | 杓 | 杓 | | | | | |
| 勝 | 操 | 檄 | 檄 | 檄 | 檄 | 檄 | 檄 | 檄 | 檄 | 檄 | 檄 | 檄 | 檄 | 檄 | | | | | |
| 泣 | 滓 | 淖 | 清 | 澆 | 淼 | 洵 | 湜 | 滌 | 漢 | 澗 | 澈 | 漸 | 濱 | 滢 | 瀆 | | | | |
| 瀨 | 炅 | 炫 | 炆 | 焜 | 焜 | 焜 | 焜 | 焜 | 焜 | 焜 | 焜 | 焜 | 焜 | 焜 | | | | | |
| 珣 | 珣 | 珣 | 珣 | 珣 | 珣 | 珣 | 珣 | 珣 | 珣 | 珣 | 珣 | 珣 | 珣 | 珣 | | | | | |
| 皂 | 皜 | 皜 | 皜 | 皜 | 皜 | 皜 | 皜 | 皜 | 皜 | 皜 | 皜 | 皜 | 皜 | 皜 | | | | | |
| 祥 | 禔 | 福 | 禔 | 竝 | 竝 | 竝 | 竝 | 竝 | 竝 | 竝 | 竝 | 竝 | 竝 | 竝 | | | | | |
| 罇 | 羨 | 羽 | 茁 | 苧 | 苧 | 苧 | 苧 | 苧 | 苧 | 苧 | 苧 | 苧 | 苧 | 苧 | | | | | |
| 牲 | 螻 | 衰 | 認 | 紳 | 詹 | 誦 | 閭 | 誼 | 諸 | 諶 | 諶 | 諶 | 諶 | 諶 | | | | | |
| 赶 | 赳 | 軌 | 返 | 逸 | 遼 | 郎 | 都 | 鄉 | 鄧 | 釳 | 釳 | 釳 | 釳 | 釳 | | | | | |
| 鈔 | 鈔 | 鈔 | 鈔 | 鈔 | 鈔 | 鈔 | 鈔 | 鈔 | 鈔 | 鈔 | 鈔 | 鈔 | 鈔 | 鈔 | | | | | |
| 銅 | 鋳 | 鋳 | 鋳 | 鋳 | 鋳 | 鋳 | 鋳 | 鋳 | 鋳 | 鋳 | 鋳 | 鋳 | 鋳 | 鋳 | | | | | |
| 銻 | 銻 | 銻 | 銻 | 銻 | 銻 | 銻 | 銻 | 銻 | 銻 | 銻 | 銻 | 銻 | 銻 | 銻 | | | | | |
| 鸛 | 鸛 | 青 | 靖 | 顛 | 顛 | 飯 | 飼 | 餒 | 館 | 醇 | 麟 | 高 | | | | | | | |
| 轔 | 紛 | 魴 | 魴 | 魴 | 魴 | 魴 | 魴 | 魴 | 魴 | 魴 | 魴 | 魴 | | | | | | | |

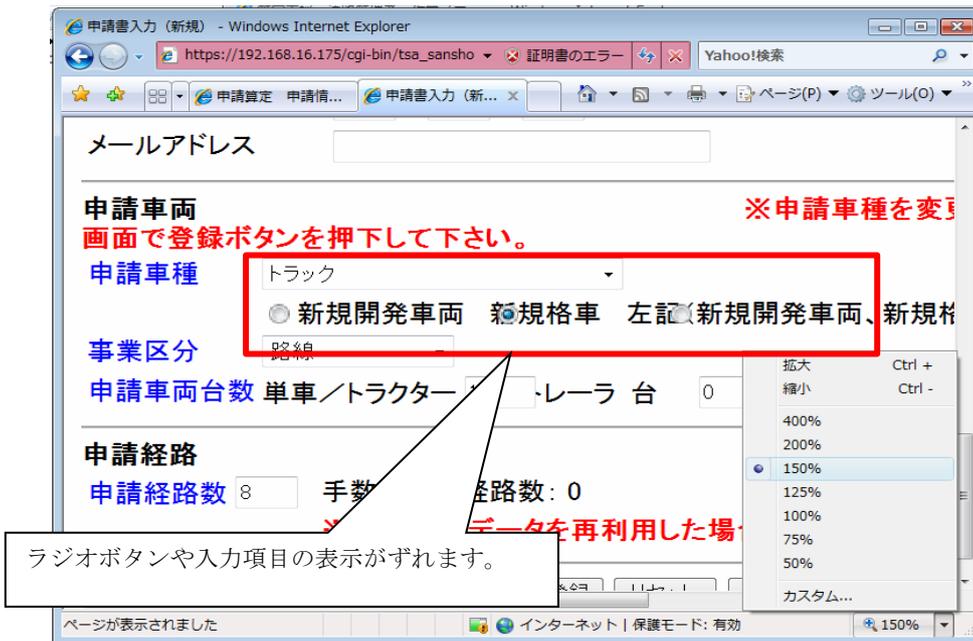
1.4.3 Microsoft Internet Explorer使用についての注意

I. 利用できない機能

本システムでは、以下のようなIE7以上のブラウザの固有の機能は使用できません。

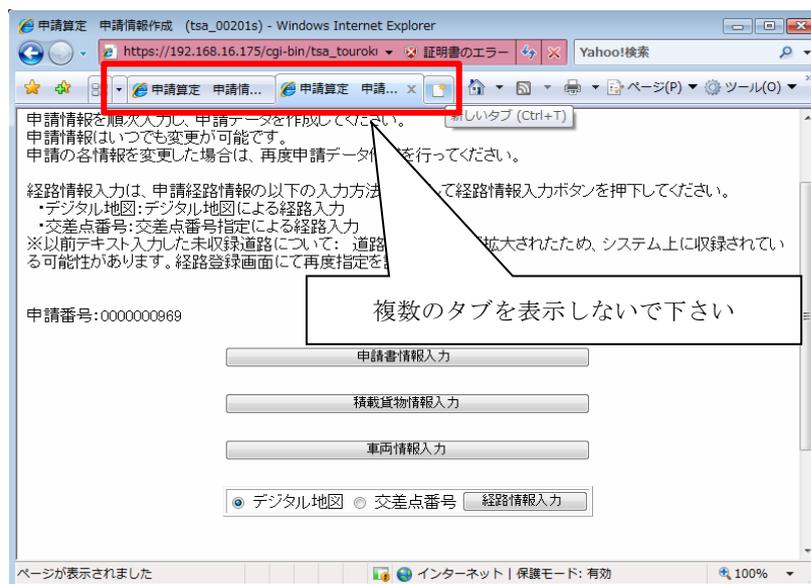
i. 拡大・縮小

拡大・縮小を選択すると表示項目が以下のようにずれます。



ii. タブブラウザ

タブブラウザ機能は、使用しないで下さい。



iii. ブラウザの「戻る」ボタン

Internet Explorerの「戻る」ボタンは、使用しないで下さい。



II Internet Explorer11 利用時の注意

i. チェックボックス付きのダイアログ表示への対応

- Internet Explorer のブラウザ仕様により、連続したダイアログの表示を検知すると、下図のようなチェックボックス付きのダイアログが表示されることがあります。
- このチェックボックスを有効 (チェック付) にしてダイアログを閉じると、そのサイトでは、以後の操作が正しく動作しない場合があります。
- 有効にして閉じると、当サイトで連続したダイアログが表示されず、本来必要なダイアログの表示が止められてしまう可能性があるため注意してください。一度ブラウザを閉じてから再度 Internet Explorer を起動すると通常状態には戻ります。

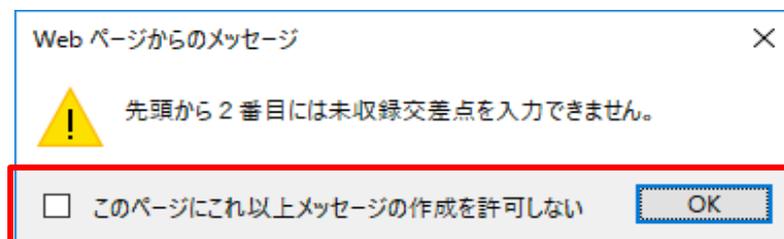


図 1 Webページからのメッセージ画面 (表示例)

【対応①】

チェックボックスにチェックを付けずに [OK] ボタンをクリックして閉じて下さい。

◆当サイトでチェックボックス付きのダイアログ表示させないための方法

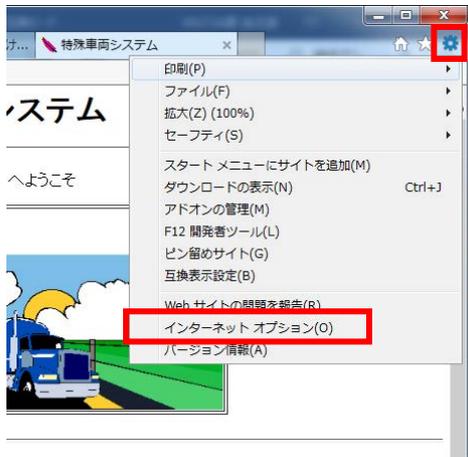
【対応②】

Internet Explorer のインターネットオプションより、当該サイトの URL を信頼済みサイトに登録して下さい。

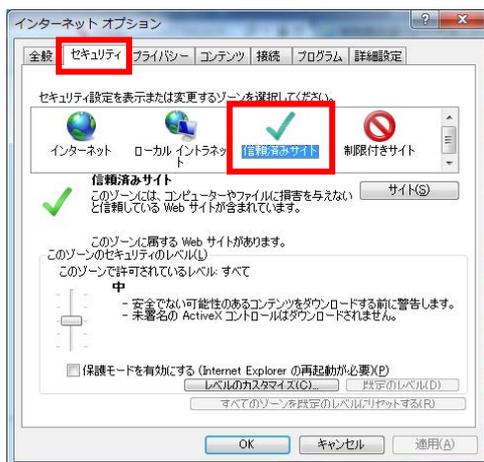
上記のブラウザ設定手順については、次頁を参照して下さい。

※ なお今後 Internet Explorer の仕様が変更になる可能性もあります。

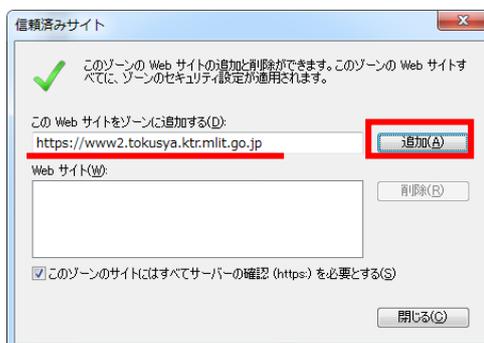
- ① Internet Explorer 11 を起動し、「メニュー」バーの[ツール]をクリックし、表示された一覧から[インターネットオプション(O)]をクリックします。



- ② 「インターネットオプション」画面が表示されます。
[セキュリティ]タブをクリックし、[信頼済みサイト]をクリックして[サイト(S)]をクリックします。



- ③ 「信頼済みサイト」画面が表示されます。
「https://www2.tokusya.ktr.mlit.go.jp/」を入力し、[追加(A)]をクリックし、閉じます。

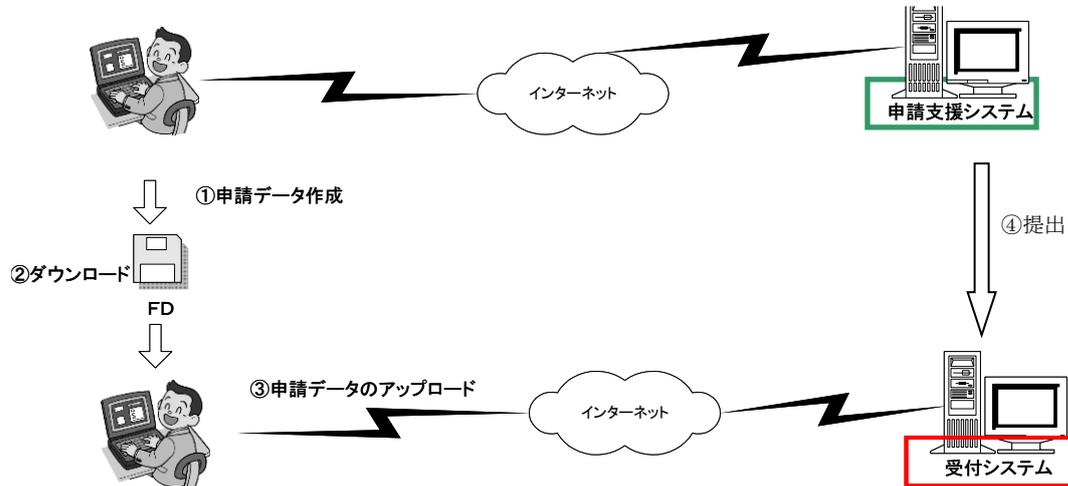


- ④ 「インターネットオプション」画面に戻り、「OK」をクリックし、閉じます。

2. 申請支援システムの概要

2.1 申請支援システムを利用したオンライン申請

申請支援システムを利用したオンライン申請の流れを以下に示します。



①インターネットを経由して、申請支援システムにアクセスし、申請データを作成します。

1)申請データをダウンロードして提出する場合

②システムで作成した申請データをFDもしくはHDにダウンロード（保存）します。

③ダウンロードした申請データを「**特殊車両オンライン申請システム**」へ送信します。

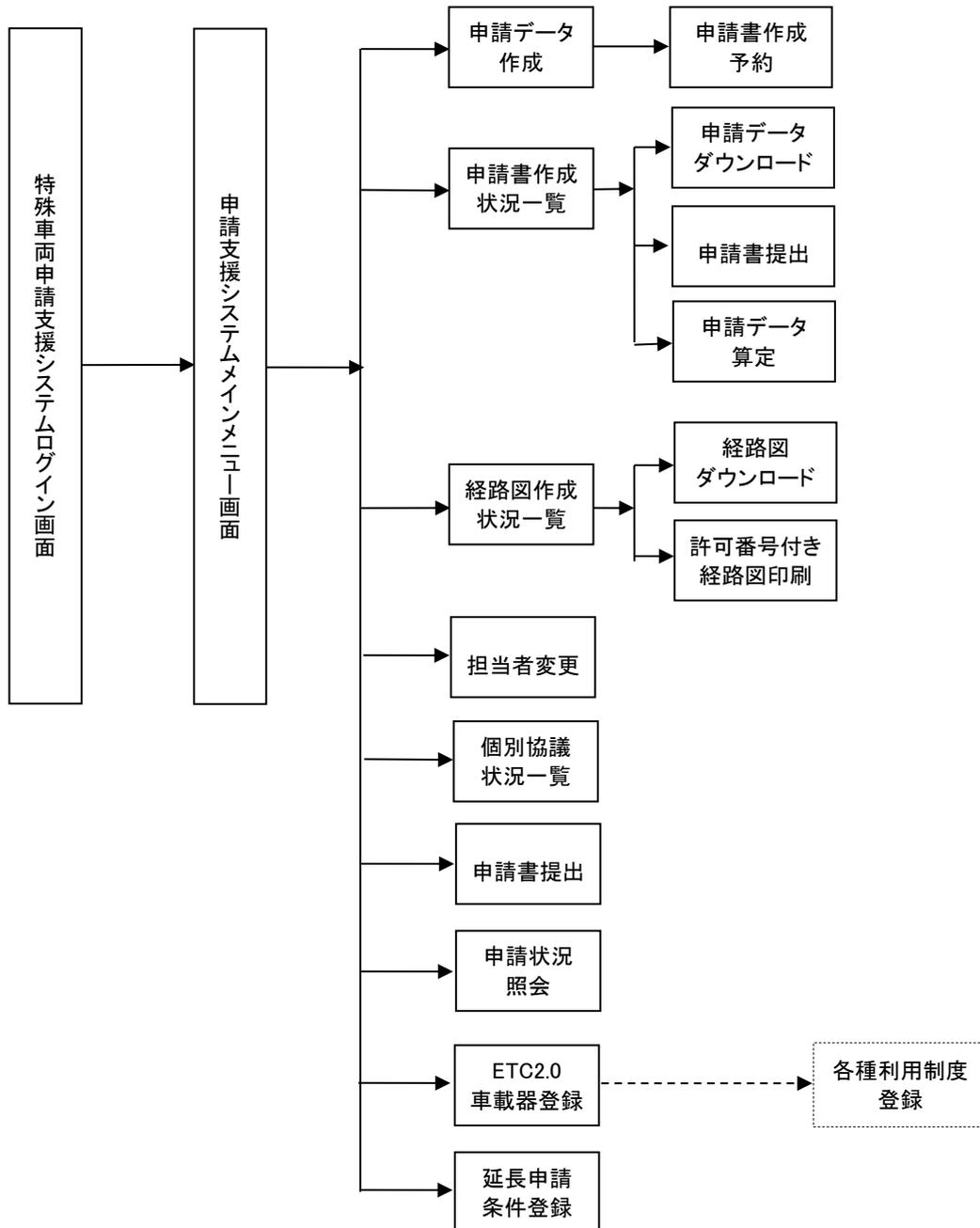
2)申請データを申請支援システムから直接提出する場合

④システムで作成した申請データを「**特殊車両オンライン申請システム**」へ送信します。

※ 緑枠は申請者のシステム、赤枠は国のシステムです。

2.2 申請支援システムの流れ

申請支援システムは以下のような流れになります。



なお、各処理内容については、以下の章で説明します。

第3章 申請データ作成（申請書入力）

…申請データ作成の説明を申請書入力、車両諸元入力、経路入力（デジタル地図入力）、交差点番号入力、申請データを作成する方法とFD読み込みの説明を行います。

第4章 申請書作成予約

…作成（登録）したデータの申請書作成予約について説明を行います。

第5章 申請書作成状況一覧

…予約した申請データ、申請書の作成状況等の説明、申請データの提出、申請データの算定の説明を行います。

第6章 経路図作成状況一覧

…各申請の経路図作成予約後の処理を、画面の流れに沿って説明を行います。

第7章 担当者変更

…既に登録してある担当者情報の変更の説明を行います。

第8章 個別協議状況一覧

…申請者に関連する申請の個別協議状況の確認の説明を行います。

第9章 許可番号つき経路図の印刷

…許可番号つき経路図の印刷の説明を行います。

第13章 申請書提出

…既に作成してある申請書データの提出の説明を行います。

第14章 申請状況照会

…申請者に関連する申請状況の確認の説明を行います。

第15章 ETC2.0車載器登録

…ETC2.0装着車車両と車載器の組合せ情報の登録方法の説明を行います。
また、各種運用中の利用制度の登録方法の説明を行います。

第16章 ETC2.0簡素化制度申請

…ETC2.0簡素化制度申請を行う場合の申請方法の説明を行います。

第17章 延長申請条件登録

…既存許可の許可期間延長申請を行う場合の申請方法の説明を行います。

第18章 特殊車両通行許可不要制度適用申請

…特殊車両通行許可不要制度を適用した申請を行う場合の申請方法の説明を行います。

2.3 申請支援システムへのログイン（接続）

パソコンでwebブラウザ（Internet Explorer）を起動し、特殊車両システムログイン画面のURL*（<https://www2.tokusya.ktr.mlit.go.jp/TokusyaSinsei/>）を指定、もしくは特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介ページ（<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>）の「申請データの作成」ボタンを押すと、特殊車両システムログイン画面が表示されます。

※2019年2月12日以降、特殊車両システムログイン画面のURLが変更されました。

旧URL) <https://www2.tokusya.ktr.mlit.go.jp/>

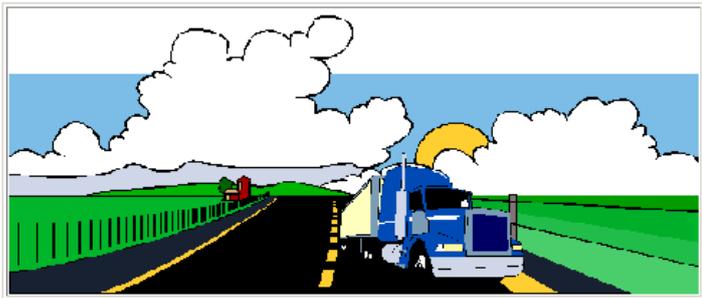
新URL) <https://www2.tokusya.ktr.mlit.go.jp/TokusyaSinsei/>

そこで、「特殊車両システムへログイン」を押して下さい。

特殊車両システムログイン画面

特殊車両システム

特殊車両システムへようこそ



【最新のお知らせを[こちら](#)からご確認ください。】

[特殊車両システムへログイン](#)

| メニュー | |
|---|--|
| システムに関する重要なお知らせ | 重要なお知らせが記載されています。必ずお読みください。 |
| 以前のお知らせ 最新リリースのお知らせ | PRサイト「Newsお知らせ」にまとめました。 |
| 利用規約 | ご利用前に必ずご覧ください。 システムを利用した時点で、規約に同意したものとみなされます。 |
| 操作方法に関するお問い合わせ | お問い合わせの際はこちらをご覧ください。 |

特車オンライン申請の紹介ページができました。



特車通行規制の紹介ページができました。



申請支援システムへのログイン画面が表示されます。
 ユーザIDとパスワードを半角の英数字（英字は大文字）で入力して下さい。
 ユーザIDを取得していない場合は、[ユーザID未登録はこちら](#)を押してください。

申請支援システムへのログイン画面

申請支援システムへのログイン

① → ユーザーID
 パスワード

ログイン クリア

② ← ユーザID未登録はこちら
 算定機能のみご利用の方はこちら

ログイン時のパスワードは、4桁の半角の英数字と記号で入力して下さい。

パスワードを3回連続で間違えると、パスワードロックがかかります。
 ご注意ください。

オンライン申請をご利用いただくには、「[特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介](#)」をお読み下さい。操作マニュアル等は「ダウンロード」をクリックし、ダウンロードページより入手することができます。

i. 申請支援システムへのログイン（ユーザーIDを取得している場合）

| 手順 | 操作内容 |
|----|---|
| 1 | ① “ユーザーID” 及び”パスワード”を入力して、 ログイン を押す |

→ [申請支援システム画面](#)

ii. 申請支援システムへのログイン（ユーザーIDを取得していない場合）

| 手順 | 操作内容 |
|----|------------------------------------|
| 1 | ② ユーザID未登録はこちら を押す |

→ [申請者選択画面](#)

2.4 申請支援システムのメインメニュー

申請支援システムメインメニュー画面では、行いたい処理内容によって申請データ作成
申請書作成状況一覧 個別協議状況一覧 経路図作成状況一覧 担当者変更 申請書提出
申請状況照会 ETC2.0簡素化制度利用登録 延長申請条件登録を選択します。

申請支援システムメインメニュー画面

申請支援システム

| | | |
|-------------|---|-------------|
| 申請データ作成 | → | 3章、4章 |
| 申請書作成状況一覧 | → | 5章 |
| 個別協議状況一覧 | → | 8章 |
| 経路図作成状況一覧 | → | 6章、9章 |
| 担当者変更 | → | 7章 |
| 申請書提出 | → | 13章 |
| 申請状況照会 | → | 14章 |
| ETC2.0車載器登録 | → | 15章、16章、18章 |
| 延長申請条件登録 | → | 17章 |

<留意点>

※ 申請支援システムへのアクセス中に、一定時間操作がない場合、ログイン画面に遷移されます。ログイン後、はじめから操作を行っていただく必要がございますので、ご注意ください。

Ⅱ．システム操作の説明①

－ 申請者・積載物・車両情報入力 －

| | |
|-------------------|------|
| 3. 申請データ作成（申請書入力） | 3-1 |
| 3.1 申請書情報入力 | 3-2 |
| 3.2 積載貨物情報入力 | 3-25 |
| 3.3 車両情報入力 | 3-30 |

3. 申請データ作成（申請書入力）

本章では、申請データの作成方法についての説明を行います。申請支援システムの流れに沿い、以下の通りに分けて説明します。

- 申請書情報入力
- 積載貨物情報入力
- 車両情報入力
- 経路入力（デジタル地図による経路入力）
- 経路入力（交差点番号指定による経路入力）
- 申請書作成の予約
- 保存終了

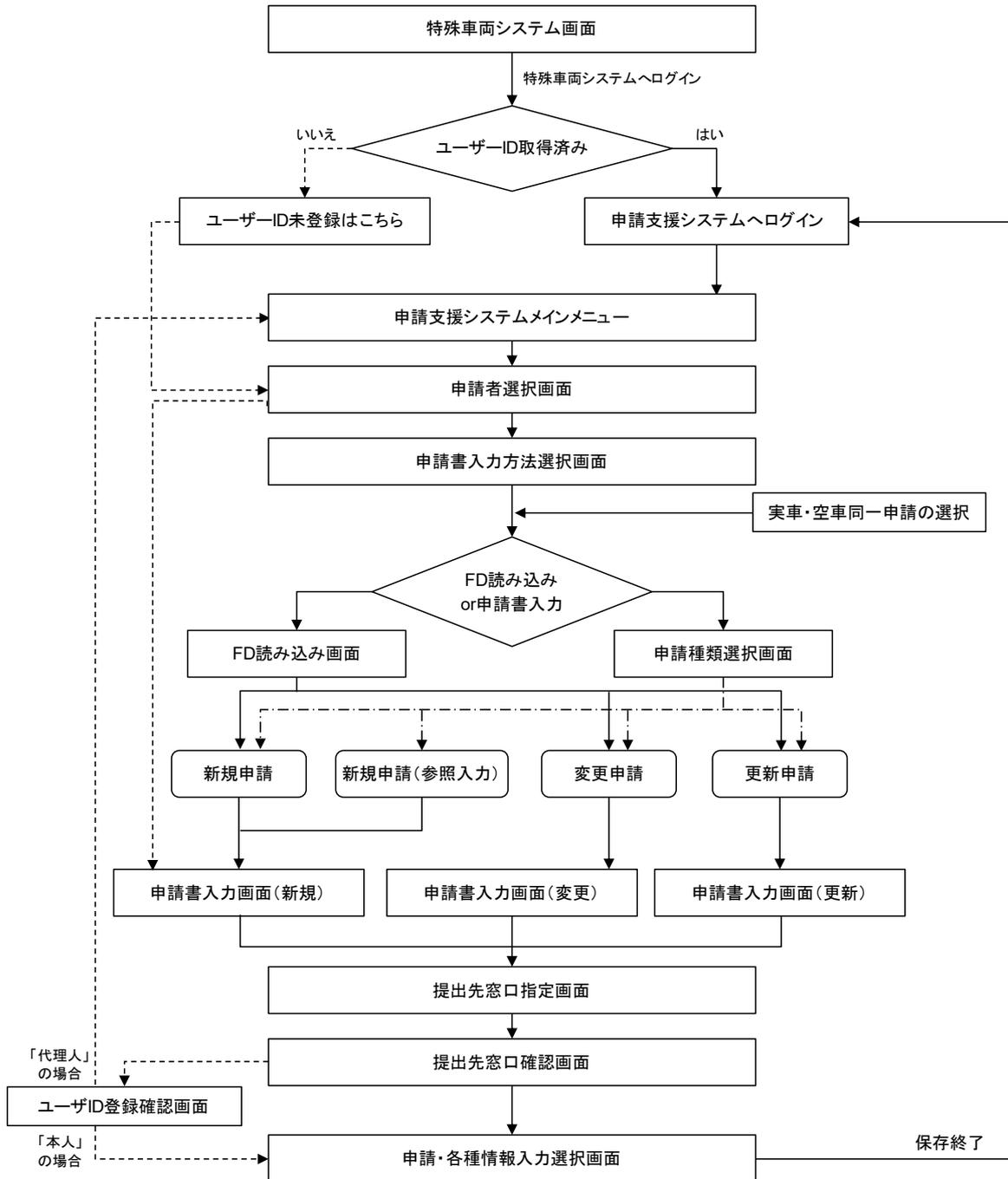
3.1 申請書情報入力

ここでは申請書情報入力についての説明を行います。

申請書情報入力とは、申請者及び申請書の情報を入力・登録することをいいます。

以下に申請書情報入力のフローを示します。

※代理人は申請者のID・パスワード取得後、ログインしなおしてください。



フローに従い各画面操作の説明を行います。

3.1.1 申請者選択

まず以下のような申請者選択画面が表示されます。

申請者選択は、申請書類の作成及びその申請手続きを行う人を選択します。

申請者本人が申請を行う場合は“本人”を、代理人が申請を行う場合は“代理人”を選択してください。

申請者選択画面

i. 申請者の選択

| 手順 | 操作内容 |
|----|------------|
| 1 | ①申請者を選択する。 |
| 2 | ②選択を押す。 |

→ 申請書入力方法選択画面

3.1.2 申請書入力方法選択

I. 申請書入力方法選択

申請書入力方法選択画面では、申請書の入力方法を〔FD読み込み〕又は〔申請書入力〕で選択します。

過去に作成した申請データを利用して申請データを作成する場合は“FD読み込み”を選択して下さい。

新たに申請書から申請データを入力する場合は“申請書入力”を選択して下さい。

また、往復申請^{*1}で、実車・空車同一申請^{*2}（＝「往路が実車（積載貨物あり）かつ復路が空車（積載貨物なし）」）の申請書を作成する場合には、“往路が実車（積載物あり）かつ復路が空車（積載貨物なし）を申請する”にチェックを入れて下さい。

（※平成27年4月 システム改修による追加機能）

※FD読み込みを選択した後の操作説明は「4.4 申請データ作成（FD読み込み）」をご覧ください。

申請書入力方法選択

申請書の入力方法を選択して下さい。

FD読み込み
 申請書入力 ← ②

往復申請で復路は積載貨物なしの場合、以下のチェックボックスをチェックしてください。

往路（積載貨物あり）かつ復路（積載貨物なし）を申請する

①

③

選択

リセット

前画面へ戻る

i. 申請書入力方法の選択

| 手順 | 操作内容 |
|----|---|
| 1 | ①実車・空車同一申請を行う場合、“往路が実車（積載物あり）かつ復路が空車（積載貨物なし）を申請する”のチェックボックスを選択する。 |
| 2 | ②申請書の入力方法から“FD読み込み”又は“申請書入力”のどちらか一方のラジオボタンを選択する。 (⇒FD読み込みを選択した場合は、第4章を参照ください。) |
| 3 | ③選択を押す。 |

→ 申請書入力画面

※1：往復申請

往復申請は、往路・復路とも特殊車両として通行する場合に必要となります。また、往復で申請する場合には往路、復路で通行条件の厳しい方が採用されます。往路（又は復路）のみ特殊車両として通行する場合は片道申請となります。

※2：実車空車同一申請

実車空車同一申請（＝往路が実車（積載貨物あり）かつ復路が空車（積載貨物なし））は以下の条件に該当する場合に申請が可能となります。

- 往路と復路で通行ルートが変わらない経路（往復申請可能な申請）
- 復路が空車（積載貨物なし）時で積載貨物の重量が、0 tである場合
- 往路・復路で車両寸法が変わらない車両

現在、申請書の作成が可能な申請経路の区分の組合せは下表のとおりです。

| 実車空車 同一申請の チェック | 申請経路区分 | | | |
|-----------------------|--------|----------------|----------------------------|----------------------------|
| | 片道 | 往復 (積載貨物あり) | 往路 (積載貨物あり) 復路 (積載貨物なし) | 往路 (積載貨物なし) 復路 (積載貨物あり) |
| チェックなし | 申請可 | 申請可 | 申請不可 | |
| チェックあり | 申請不可 | | 申請可 (実車・空車同一申請) | 申請不可 |

なお、実車空車同一申請にチェックを入れた場合、途中で片道申請又は往復申請に変更することはできません。

II. 申請種類選択

申請書入力方法選択画面において、申請書入力を選択すると以下の申請種類選択画面が表示されます。申請種類を下記の4種類より、選択します。〔新規申請（参照入力）〕、〔変更申請〕、〔更新申請〕を選択した場合、申請済みの「受理番号／申請番号」を選択し、以前に申請した申請情報を呼び出します。

申請種類選択画面

申請種類選択

申請種類を選択して下さい。

① →

- **新規申請** 初めて申請を行う場合に選択します
- **新規申請(参照入力)** 以前に申請した情報を参照して、新規申請を行う場合に選択します
- **更新申請** 既に許可を受けている申請のうち、「許可期間」のみを更新する場合に選択します
- **変更申請** 既に許可を受けている申請の内容(「許可期間」のみの変更を除く)を変更する場合に選択します

新規申請(参照入力)／更新申請／変更申請の場合は申請済みの受理番号／申請番号を選択してください。

② →

受理番号／申請番号:

③ →

選択 リセット 前画面へ戻る

※変更申請のおもな変更事由

- ・車両を交換するとき(車両の種類および種別が同一の場合に限ります。)
- ・会社名、代表者名等が替わるとき
- ・通行経路を変更したとき
- ・車両台数を減らしたとき

なお、許可期間、積載物、車種区分の変更を伴う場合は新規申請してください。

② →

選択して下さい

| |
|-------------------------------|
| 特国東整青道管一 第000001号 /1100000761 |
| 東国交特車 第300464号 /1100000760(※) |
| 東国交特車 第300463号 /1100000758 |
| 東国交特車 第300462号 /1100000751(※) |
| 東国交特車 第300461号 /1100000744(※) |
| 東国交特車 第300460号 /1100000740(※) |
| 東国交特車 第300459号 /1100000736 |
| 東国交特車 第300457号 /1100000727 |
| 東国交特車 第300456号 /1100000721 |
| 東国交特車 第300455号 /1100000714 |
| 東国交特車 第300454号 /1100000709 |

※画面上に赤字で説明文などを表示しています。

①申請種類選択

新規申請、新規申請（参照入力）、変更申請、更新申請より申請種類を選択します。
参照入力とは、登録済みの申請情報を参照して申請情報を作成するものです。

②受理番号／申請番号選択

以前に申請した情報を呼び出して、新規申請（参照入力）、変更申請、更新申請を行う場合に、該当する「受理番号／申請番号」を選択します。

(※):このマークがついている「受理番号／申請番号」のデータはデータ内の情報が不足しています。車両情報等の不足内容を入力の上データ作成する必要があります。

この「受理番号／申請番号」を選択する場合、更新申請および変更申請を行うことは出来ません。

i. 申請種類の選択

| 手順 | 操作内容 |
|----|---|
| 1 | ①申請種類を選択する。 |
| 2 | ②新規申請（参照入力）、更新申請、変更申請の場合は、受理番号または申請番号を選択する。 |
| 3 | ③ <input type="button" value="選択"/> を押す。 |

→ 申請書入力画面

注)

受理番号とは、道路管理者側のシステムによって算定・許可を受けた特殊車両通行許可証に付与される許可番号を指します。

申請番号は、本システムを利用して申請データを作成している途中において、特車サーバ上に保存される申請データに付与される番号です。申請番号により以前に作成した申請データを読み出して利用することも可能です。

作成途中の申請データについても、FD等にダウンロードして保存することができますので、原則としてFD等に保存して下さい。

参照できる期間は申請番号のみのデータは約2ヶ月程度、許可番号のデータは2年程度としております。

3.1.3 申請書入力画面

申請種類選択から遷移のとき、申請種類を選択すると申請書入力画面に移ります。申請書入力画面は、申請書入力方法により3つの画面（新規／変更／更新）に分かれます。

I. 新規申請

i. 新規申請

申請種類選択画面で、新規申請を選択または、申請書入力方法選択画面で申請書入力（またはログイン画面で「ユーザID未登録はこちら」）を選択すると、申請書入力（新規）画面に遷移します。申請者選択画面で本人を選択した場合は、申請書入力（新規）画面で申請者情報を入力します。申請代理人情報の入力欄は表示されません。

申請者選択画面で代理人を選択した場合は、申請書入力（新規）画面で申請者情報と申請代理人情報を入力します。

通行期間の申請は、最大（2^{*}⇒）4年間の指定が可能です。但し、事業区分と車両諸元の関係で、通行期間が1年以内となる場合があります。

※平成31年4月1日より運用開始した「許可期間延長」に伴うシステムでの対応

（但し、要件を満たす車両に限る：http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/20190329_kyoka_info.pdf）
 （「国土交通省 平成21年4月30日報道発表資料 特殊車両通行許可の期間の延長について」
<http://www.mlit.go.jp/common/000039383.pdf> 参照）

申請書入力（新規）画面

The screenshot shows the 'Application Input (New)' form with the following sections and callouts:

- 1**: 申請書情報を入力してください。 (Please enter application information.)
- 2**: 申請者 (Applicant) section, including fields for legal district, company name, representative name, postal code, and address.
- 3**: 住所自動設定 (Automatic address setting) button.
- 4**: 郵便番号自動設定 (Automatic postal code setting) button.
- 5**: 申請担当者 (Application Officer) section, including fields for department, name, phone number, fax number, and email address.
- 6**: 申請代理人 (Application Agent) section, including fields for agent district, registration number, name, postal code, and address.
- 7**: 申請車両 (Application Vehicle) section, including fields for vehicle type, business district, and number of vehicles.
- 8**: 申請車種とは (This is the application vehicle type) button.
- 9**: 事業区分とは (This is the business district) button.
- 10**: 申請経路 (Application Route) section, showing the number of routes.
- 11**: 登録 (Register), リセット (Reset), and 前画面へ戻る (Return to previous screen) buttons.

①申請書情報入力

申請日、通行開始日、通行終了日を選択します。

《留意点》

- 申請日は必ず登録ボタン押下時の日付以降である必要があります。申請書データ作成時の登録日より過去の日付では登録できません。
- ※ なお、オンライン提出時に作成した申請書データの申請日と提出日が一致していない場合、受付システムで提出処理が行えません。
- ※ 申請日を提出日として修正を行い、再度提出する必要があります。
- 通行開始日は必ず申請日より後の日付である必要があります。
- 通行開始日は必ず通行終了日以前の日付である必要があります。

なお、申請書入力（新規申請）においては、各日付の初期(デフォルト)表示は、以下のように表示されます。適宜、条件に応じた通行期間を設定してください。

- ・申請日：作成日（当日）
- ・通行開始日：申請日の翌日（当日+1日）
- ・通行終了日：通行開始日+2年-1日

※ 許可期間延長申請をご希望される方は、通行終了日を最大4年まで設定することが可能です。ただし、一定の要件を満たす場合に限られます。

②申請者入力

申請者の情報（法人区分等、会社名・氏名、代表者名、郵便番号、住所、電話番号）を入力します。

③住所自動設定

郵便番号7桁入力し住所自動設定ボタンを押下すると、別ウィンドウに該当住所が表示されます。

設定ボタンを押下すると、申請者情報欄または申請代理人情報欄に反映されます。



④郵便番号自動設定

都道府県の選択と市区町村の住所入力を行い、郵便番号自動設定ボタンを押下すると、別ウィンドウに該当郵便番号の一覧が表示されます。
該当郵便番号を選択して設定ボタンを押下すると、申請者情報欄または申請代理人情報欄に反映されます。



⑤申請担当者入力

申請担当者の情報（部署名、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス）を入力します。

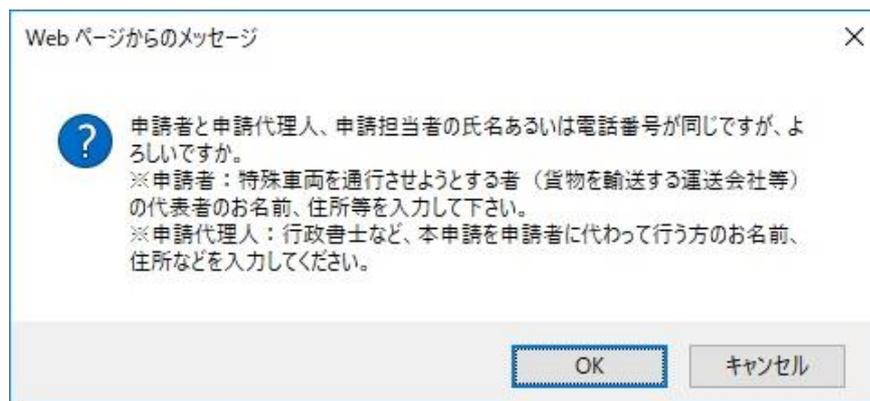
⑥申請代理人入力

申請代理人の情報（代理人区分、続柄、行政書士登録番号、代理人名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス）を入力します。

《留意点》

- 代理人申請時には、申請者と委任者の区別を明確にしてください。
- 代理人区分が「行政書士」の場合、行政書士登録番号は必須入力です。
- 代理人区分が「その他」の場合、続柄は必須入力です。

※ 申請代理人情報を入力時に、申請者と申請代理人、申請担当者の氏名あるいは電話番号の項目のいずれかが同一の場合にエラーメッセージが表示されますので、メッセージ内容をお確かめください。



⑦申請車両入力

申請車両情報（申請車種、事業区分）を選択し、入力します。

※ 2019年2月より申請車両台数の入力欄は廃止されました。ここでは、作成中の申請車両台数あるいはbinファイルの読み込み時の車両台数が表示されます。

・申請車種のプルダウンメニュー

車種を選択してください

- 車種を選択してください
- トラック
- 建設機械類
 - 一般セミトレーラ(バン型)
 - 一般セミトレーラ(タンク型)
 - 一般セミトレーラ(幌枠型)
 - 一般セミトレーラ(コンテナ型)
 - 一般セミトレーラ(自動車運搬用)
 - 一般セミトレーラ(あおり型)
 - 一般セミトレーラ(スタンション型)
 - 一般セミトレーラ(船底型)
 - 一般セミトレーラ(その他)
- 重セミ
 - 海上コンテナ(8'6)
 - 海上コンテナ(9'6)
 - 海上コンテナ(その他)
- ポールトレーラ
- フルトレーラ(バン型)
- フルトレーラ(タンク型)
- フルトレーラ(幌枠型)
- フルトレーラ(コンテナ用)
- フルトレーラ(自動車運搬用)
- フルトレーラ(あおり型)
- フルトレーラ(スタンション型)
- フルトレーラ(船底型)
- フルトレーラ(その他)

ダブルス

・事業区分のプルダウンメニュー

選択して下さい

- 選択して下さい
- 路線
- 区域
- その他A
- その他B

※平成31年3月25日より、特殊車両の通行申請が受理されるためには車両の構造又は積載物に特殊性が認められる必要があります。

特殊性が認められる車種は以下の通りです。

| 車種のみで特殊性を満たす車種区分 | |
|--------------------|------------------|
| 建設機械類 | 重セミ |
| 一般セミトレーラ (バン型) | ポールトレーラ |
| 一般セミトレーラ (タンク型) | フルトレーラ (バン型) |
| 一般セミトレーラ (幌枠型) | フルトレーラ (タンク型) |
| 一般セミトレーラ (コンテナ用) | フルトレーラ (幌枠型) |
| 一般セミトレーラ (自動車運搬用) | フルトレーラ (コンテナ用) |
| 一般セミトレーラ (あおり型) | フルトレーラ (自動車運搬用) |
| 一般セミトレーラ (スタンション型) | フルトレーラ (あおり型) |
| 一般セミトレーラ (船底型) | フルトレーラ (スタンション型) |
| 海上コンテナ (8'6) | フルトレーラ (船底型) |
| 海上コンテナ (9'6) | |
| 海上コンテナ (その他) | |

事業区分の内容は以下の通りです

| 事業区分 | 説明 |
|-------|---|
| 路線 | 路線を定める自動車運送事業用の車両 (例：路線トラック、定期便トラック) |
| 区域 | 上記、路線以外の自動車運送事業用の車両 (例：区域トラック、海上コンテナ、その他の営業車) |
| その他 A | 上記、路線、区域以外で、通行経路が一定し、反復継続して通行する車両 (例：営業車以外の自家用車で、クレーン車等) |
| その他 B | 上記、路線、区域、その他 A 以外の車両で、一回限り (反復継続しない) 通行する車両 (例：発電機等を運ぶ車両で一回限り) |

⑧申請車種とは

車種のイメージ画像と車種のみで特殊性を満たす車種区分が表示されます。

| 車種 | イメージ | 車種 | イメージ | 車種のみで特殊性を満たす車種区分 |
|-------------------|------|--------------------|------|--------------------|
| トラック | | 一般セミトレーラ (スタンション型) | | 建設機械類 |
| 建設機械類 | | 一般セミトレーラ (船形型) | | 一般セミトレーラ (バン型) |
| 一般セミトレーラ (バン型) | | 番せみ | | 一般セミトレーラ (タンク型) |
| 一般セミトレーラ (タンク型) | | 海上コンテナ | | 一般セミトレーラ (機枠型) |
| 一般セミトレーラ (機枠型) | | ポールトレーラ | | 一般セミトレーラ (コンテナ用) |
| 一般セミトレーラ (コンテナ型) | | フルトレーラ | | 一般セミトレーラ (自動車運搬用) |
| 一般セミトレーラ (自動車運搬用) | | ダブルス | | 一般セミトレーラ (フルトレーラ用) |
| 一般セミトレーラ (あり型) | | | | 一般セミトレーラ (あり型) |
| | | | | 一般セミトレーラ (スタンション型) |
| | | | | 一般セミトレーラ (船形型) |
| | | | | 海上コンテナ (S) |
| | | | | 海上コンテナ (D) |
| | | | | 海上コンテナ (その他) |

※申請車種入力の注意点
異なる車種区分の混在は不可になりますので、車種区分によりそれぞれ分けて申請して下さい。

閉じる

⑨事業区分とは

事業区分を説明する表が表示されます。

| 事業区分 | 説明 |
|------|--|
| 路線 | 路線を定める自動車運送事業用の車両 (例: 路線トラック、定期便トラック) |
| 区域 | 上記、路線以外の自動車運送事業用の車両 (例: 区域トラック、海上コンテナ、その他の営業車) |
| その他A | 上記、路線、区域以外で、通行経路が一定し、反復継続して通行する車両 (例: 営業車以外の自家用車で、クレーン車等) |
| その他B | 上記、路線、区域、その他A以外の車両で、一回限り(反復継続しない)通行する車両 (例: 発電機等を運ぶ車両で一回限り) |

※事業用は「路線」または「区域」、自家用は「その他A」または「その他B」を選択して下さい。

閉じる

⑩申請経路

申請経路情報 (申請経路数、手数料対象経路数) が表示されます。
また、ここで表示される手数料対象経路数は、申請者が手数料の目安として自己申告するものであり、実際の手数料算出は道路管理者が行います。

※ 2019年2月より申請経路情報の入力欄は廃止されました。ここでは、作成中の経路数あるいはbinファイルの読み込み時の経路数が表示されます。

《留意点》

- 申請経路数は、申請の片道毎に 1 経路して計上します。

⑨登録

設定されている申請データを登録します。

表 3.1.3-1 データ項目説明表

| No | データ項目 | 種別 | 単位 | 必須 | 備考 |
|----|----------------|----|----|----|------|
| 1 | 申請日 | 選 | — | ○ | |
| 2 | 通行開始日 | 選 | — | ○ | |
| 3 | 通行終了日 | 選 | — | ○ | |
| 4 | 法人区分等 | 選 | — | ○ | 全角文字 |
| 5 | 会社名・氏名 | 入 | — | ○ | |
| 6 | 代表者名 | 入 | — | ○ | |
| 7 | 郵便番号 | 自 | — | ○ | 半角数字 |
| 8 | 住所 (都道府県) | 自 | — | ○ | 全角文字 |
| 9 | 住所 (市区町村) | 自 | — | ○ | |
| 10 | 住所 (丁目番地) | 入 | — | ○ | |
| 11 | 住所 (ビル名) | 入 | — | | |
| 12 | 電話番号 | 入 | — | ○ | 半角数字 |
| 13 | 部署名 | 入 | — | ○ | 全角文字 |
| 14 | 担当者名 (漢字) | 入 | — | ○ | |
| 15 | 電話番号 | 入 | — | ○ | 半角数字 |
| 16 | FAX番号 | 入 | — | | |
| 17 | メールアドレス | 入 | — | | |
| 18 | 代理人区分 | 選 | — | □ | 全角文字 |
| 19 | 続柄 | 入 | — | | |
| 20 | 行政書士登録番号 | 入 | — | | 半角数字 |
| 21 | 代理人名 | 入 | — | □ | 全角文字 |
| 22 | 郵便番号 | 自 | — | □ | 半角数字 |
| 23 | 住所 (都道府県) | 自 | — | □ | 全角文字 |
| 24 | 住所 (市区町村) | 自 | — | □ | |
| 25 | 住所 (丁目番地) | 入 | — | □ | |
| 26 | 住所 (ビル名) | 入 | — | | |
| 27 | 電話番号 | 入 | — | □ | 半角数字 |
| 28 | FAX番号 | 入 | — | | |
| 29 | メールアドレス | 入 | — | | |
| 30 | 申請車種 | 選 | — | ○ | |
| 31 | 新規開発車両、新規格車の区別 | 指 | — | ○ | |
| 32 | 事業区分 | 選 | — | ○ | |
| 33 | 申請車両台数 単車/トラクタ | 入 | 台 | | |
| 34 | トレーラ | 入 | 台 | | |
| 35 | 申請経路数 | 自 | — | | |
| 36 | 手数料対象経路数 | 自 | — | | |

種別の凡例 選：リストボックスにより選択

入：テキスト入力

指：ラジオボタンにより選択

自：自動設定が可能

必須の凡例 ○：必須入力項目

△：セミトレーラ、フルトレーラ等の被けん引車両が有る場合必須

□：代理人区分を問わず必須入力項目

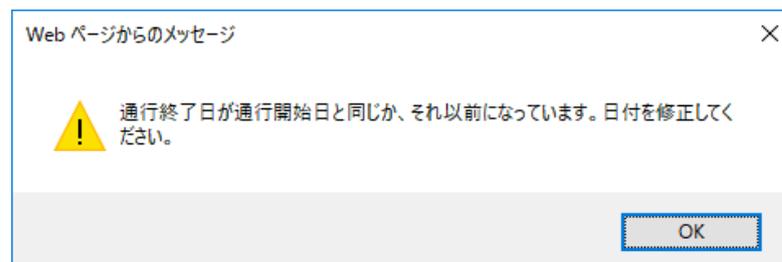
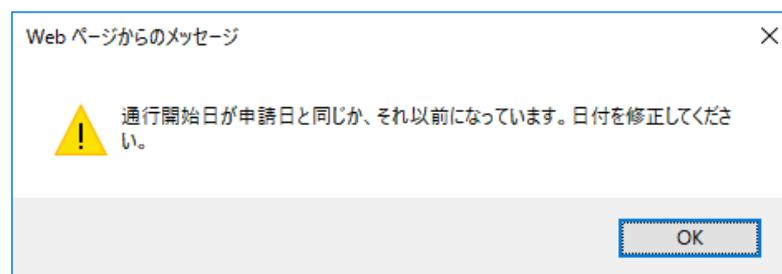
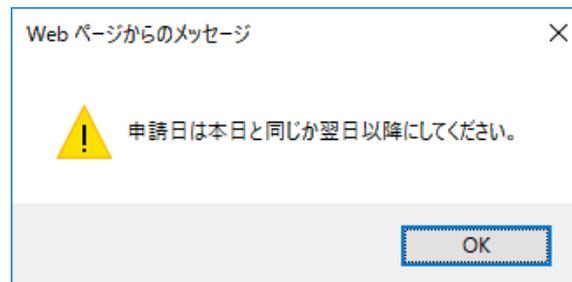
無印：必須入力項目でない

なお、通行期間に誤りがある場合は、申請書入力画面で登録ボタンを押すと、以下のような画面が表示されます。戻るボタンを押して申請書入力画面に戻り、申請情報を確認、修正してください。

申請情報指定エラー画面例

⚠ 指定された通行期間は2年を超えています。通行開始日、通行終了日を調整して下さい。

⚠ 事業区分(その他B)の通行期間は1年以内です。通行開始日、通行終了日を調整して下さい。



ii. 新規申請（参照入力）

申請種類選択画面で、新規申請（参照入力）を選択すると申請書入力（新規）画面に遷移します。I. 新規申請と同じ画面ですが、申請情報には以前に申請した（選択した受理番号／申請番号の）申請情報が表示されています。

また、以前に代理人が申請していた場合は申請代理人情報も表示されます。

ただし、申請者選択画面で「本人」を選択した場合は、申請代理人情報の入力欄は表示されません。

申請情報に変更がある場合は、変更してください。

申請書入力が終了すると、次の画面遷移は新規申請と同じです。また、申請書入力画面同様、以前に申請した申請情報が既に入力されています。

II. 更新申請

申請種類選択画面で、更新申請を選択すると申請書入力（更新）画面に遷移します。

申請書入力（更新）画面では、申請日、通行開始日・終了日、申請者情報、申請担当者情報、申請代理人情報を更新できます。

《留意点》

- 『更新申請』とは、申請内容が新規時と全く同じで、期間のみを更新することを更新申請といいます。
- 申請日は必ず登録ボタン押下時の日付以降である必要があります。申請書データ作成時の登録日より過去の日付では登録できません。
 - ※ なお、オンライン提出時に作成した申請書データの申請日と提出日が一致していない場合、受付システムで提出処理が行えません。
 - ※ 申請日を提出日として修正を行い、再度提出する必要があります。
- ※平成31年3月25日より、更新申請の場合には通行開始日は前回申請の通行終了日の次の日が自動入力されます。なお、電子申請書作成システムにて作成した更新申請用のbinファイルをFD読み込みした場合には作成時の通行開始日と通行終了日が自動入力されます。
- ※平成31年3月25日より、更新申請の場合には車両情報と経路情報の変更は不可能となりました。

申請書入力 (更新) 画面

| 申請書入力(更新) | |
|---|--------------------------|
| <p>更新する申請の内容は次のとおりです。内容を確認してください。 内容がよろしければ、申請日、通行開始日、通行終了日、申請担当者、データ作成者を入力して登録ボタンをクリックして下さい。 「更新登録」の場合には以下の項目は変更できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積載貨物情報 ・車両情報 ・経路情報 <p>上記項目を変更する場合は、再度ログインを行い、申請種類を「変更申請」または「新規申請(参照入力)」としてください。</p> | |
| 申請日 | 平成 31 年 3 月 20 日 |
| 通行開始日 | 平成31年10月10日 |
| 通行終了日 | 平成 33 年 10 月 9 日 |
| 申請者 | |
| 法人区分等 | 〇〇株式会社 |
| 会社名・氏名(漢字) | 特車通運株式会社 |
| 会社名・氏名(カナ) | トクシャツウunkapシキガイシャ |
| 代表者名(漢字) | 特車 太郎 |
| 代表者名(カナ) | トクシャ タロウ |
| 郵便番号 | 135 - 0005 住所自動設定 |
| 住所(都道府県) | 東京都 |
| 住所(市区町村) | 江東区高橋 |
| 住所(丁目番地) | 1-1-1 |
| 住所(ビル名) | |
| 電話番号 | 03 - 7777 - 8888 |
| <p>※株式会社などの法人区分等は 入力を省略して下さい。</p> <p>※住所は漢字で入力して下さい。</p> | |
| 申請担当者 | |
| ※申請を行う担当者の情報を入力して下さい。 | |
| 部署名 | 本社 |
| 担当者名(漢字) | 特車 花子 |
| 電話番号 | 03 - 1111 - 2222 |
| FAX番号 | 03 - 7777 - 8888 |
| メールアドレス | tantou@tokusyatuun.co.jp |
| 申請代理人 | |
| 代理人区分 | 行政書士 |
| 行政書士登録番号 | 12345678 |
| 代理人名(漢字) | 代理 太郎 |
| 代理人名(カナ) | ダイリ タロウ |
| 郵便番号 | 112 - 0012 住所自動設定 |
| 住所(都道府県) | 東京都 |
| 住所(市区町村) | 文京区大塚 |
| 住所(丁目番地) | 1-2-3 |
| 住所(ビル名) | |
| 電話番号 | 03 - 5555 - 8888 |
| FAX番号 | 03 - 3333 - 8888 |
| メールアドレス | daini@tokusyatuun.co.jp |
| <p>※「行政書士」「その他」等の選択 ※数字3桁</p> <p>※住所は漢字で入力して下さい。</p> | |
| 申請車両 | |
| 申請車種: | 重セミ - その他 申請車種とは |
| 事業区分: | 区域 事業区分とは |
| 申請車両台数: | 単車/トラクター 1台 トレーラ 1台 |
| 申請経路 | |
| 申請経路数: | 2 |
| <input type="button" value="登録"/> <input type="button" value="リセット"/> <input type="button" value="前画面へ戻る"/> | |

III. 変更申請

申請種類選択画面で、変更申請を選択すると申請書入力（変更）画面に遷移します。

申請書入力（変更）画面では、申請日、通行開始日、申請者情報、申請担当者情報、申請代理人情報を変更できます。

変更申請時に変更可能な情報を以下に列挙します。

- －申請日
- －申請者情報
- －申請担当者情報
- －申請代理人情報
- －変更理由
 - 以下の6つより選択
 - ・ 車両の交換
 - ・ 会社名、代表者名の変更
 - ・ 車両台数の減少
 - ・ トレーラ台数の増加
 - ・ 通行経路の変更
 - ・ その他
- －車両の交換
- －会社名、代表者名の変更
- －車両台数の減少
- －車両台数の増加（トレーラのみ）
- －通行経路の変更

《留意点》

- 『変更申請』で変更可能な情報は上記のとおりです。
 - ※ なお、オンライン申請の場合、車両ナンバーの変更や、申請者の住所の変更等の軽微な申請については優先的に処理されます。適用したい場合、窓口国道事務所に軽微な変更の内容を電話等でご連絡下さい。（2018/11/1 PRサイト「変更申請の優先処理ができます」掲載）
- 申請日は必ず登録ボタン押下時の日付以降である必要があります。申請書データ作成時の登録日より過去の日付では登録できません。
 - ※ なお、オンライン提出時に作成した申請書データの申請日と提出日が一致していない場合、受付システムで提出処理が行えません。
 - ※ 申請日を提出日として修正を行い、再度提出する必要があります。
- 変更申請の通行開始日と通行終了日は、平成31年3月25日より既往申請の日付が自動入力され、変更が行えません。通行開始日または通行終了日を変更する場合には更新申請または新規申請としてください。
- 変更申請ではトラック・トラクタの車両台数を増加させることができません。トラック・トラクタの車両台数を増加させる場合には新規申請としてください。
 - ※ なお、元の許可証と車両台数が同じであれば、トラック・トラクタの入れ替えや削除は可能です。

申請書入力 (変更) 画面

| 申請書入力(変更) | | |
|---|--------------------------|------------------|
| 変更する申請の内容は次のとおりです。内容を確認してください。 内容がよろしければ、申請日、申請担当者、データ作成者、変更理由を入力して「登録」ボタンをクリックしてください。 | | |
| 申請日 | 平成 31 年 4 月 1 日 | |
| 通行開始日 | 平成30年11月10日 | |
| 通行終了日 | 平成31年7月9日 | |
| 申請者 | | |
| 法人区分等 | 〇〇株式会社 | |
| 会社名・氏名(漢字) | 特車通運株式会社 | ※株式会社などの法人区分等は |
| 会社名・氏名(カナ) | トクシャツウンカブシキガイシャ | 入力を省略して下さい。 |
| 代表者名(漢字) | 特車 太郎 | |
| 代表者名(カナ) | トクシャ タロウ | |
| 郵便番号 | 135 - 0005 | 住所自動設定 |
| 住所(都道府県) | 東京都 | ※住所は漢字で入力して下さい。 |
| 住所(市区町村) | 江東区高橋 | 郵便番号自動設定 |
| 住所(丁目番地) | 1-1-1 | |
| 住所(ビル名) | | |
| 電話番号 | 03 - 7777 - 8888 | |
| 申請担当者 | | |
| ※申請を行う担当者の情報を入力して下さい。 | | |
| 部署名 | 本社 | |
| 担当者名(漢字) | 特車 花子 | |
| 電話番号 | 03 - 1111 - 2222 | |
| FAX番号 | 03 - 7777 - 8888 | |
| メールアドレス | tantou@tokusyatuun.co.jp | |
| 申請代理人 | | |
| 続柄 | | |
| 代理人区分 | 行政書士 | ※「行政書士」「その他」等の選択 |
| 行政書士登録番号 | 12345678 | ※数字3桁 |
| 代理人名(漢字) | 代理 太郎 | |
| 代理人名(カナ) | ダイリ タロウ | |
| 郵便番号 | 112 - 0012 | 住所自動設定 |
| 住所(都道府県) | 東京都 | ※住所は漢字で入力して下さい。 |
| 住所(市区町村) | 文京区大塚 | 郵便番号自動設定 |
| 住所(丁目番地) | 1-2-3 | |
| 住所(ビル名) | | |
| 電話番号 | 03 - 5555 - 8888 | |
| FAX番号 | 03 - 3333 - 8888 | |
| メールアドレス | dairi@tokusyatuun.co.jp | |
| 申請車両 | | |
| 申請車種: | ボルトレラー - その他 | 申請車種とは |
| 事業区分: | 区域 | 事業区分とは |
| 申請車両台数: | 単車/トラクター 16台 | トレラー 16台 |
| 申請経路 | | |
| 申請経路数: | 2 | |
| 変更理由 | | |
| 変更理由を選択して下さい。 | | |
| <input checked="" type="radio"/> 車両の交換 <input type="radio"/> 会社名、代表者名の変更 <input type="radio"/> 車両台数の減少 <input type="radio"/> トレラー台数の増加 <input type="radio"/> 通行経路の変更 <input type="radio"/> その他 | | |
| <input type="button" value="登録"/> <input type="button" value="リセット"/> <input type="button" value="前画面へ戻る"/> | | |

3.1.4提出先窓口指定・確認

I. 提出先窓口の指定

申請書入力が完了すると、提出先窓口指定画面に遷移します。これから作成する申請データの提出先窓口（申請窓口）が表示されます。

提出先道路管理者を選択した後、提出先窓口を一覧より選択してください。

なお、平成27年4月1日より、特殊車両通行許可申請に係る審査体制の集約化の開始に伴い、特車申請に係る相談対応、申請内容の確認や補正のお知らせは、原則全て集約先事務所で行うため、オンライン申請については、一部の事務所において受付も集約するため提出先選択ができなくなります。更新及び変更申請については、集約先事務所へ提出して下さい。詳細情報は、画面上の掲載案内のリンク又はPRサイトでご確認下さい。

提出先窓口指定画面

i. 提出先窓口の指定

| 手順 | 操作内容 |
|----|--|
| 1 | ①「提出先道路管理者」のプルダウンメニューから道路管理者を選択し、 選択 ボタンを押す。 |
| 2 | ② ①で選択した道路管理者が管理する窓口が「提出先窓口」に一覧表示されるので、該当する提出先窓口を選択する。 |
| 3 | ③ 確認 を押す。 |

提出先窓口確認画面

II. 提出先窓口の確認

提出先窓口を指定すると、提出先窓口確認画面が表示されます。
提出窓口が正しいければ、登録して下さい。

提出先窓口確認画面

提出先窓口確認

以下の提出先窓口でよろしければ「登録」ボタンを押してください。

提出先窓口：関東地方整備局 ○○国道事務所

①

→

登録

前画面へ戻る

i. 提出先窓口の確認

| 手順 | 操作内容 |
|----|--|
| 1 | ①提出先窓口を確認し、 登録 を押す。 |

→ 申請・各種情報入力選択画面

※平成31年3月25日より、申請経路に直轄国道が存在することが確認されます。経路一覧画面にて、経路登録時に下記のメッセージが表示された場合には提出先窓口を「その他道路管理者」としてください。

⚠ 通行経路に国管理区間(国道指定区間)を含まないため、申請書の提出先窓口はその他道路管理者としてください。

3.1.5 ユーザID登録確認

申請支援システムログイン画面で、[ユーザID未登録はこちら](#)を選択していた場合、提出先窓口確認の後、[ユーザID登録画面](#)が表示されます。

画面に表示されている申請者IDとパスワードを利用して、今後は申請支援システムにログインすることができるようになります。

[ユーザID登録確認画面](#)は、以後表示されませんので、申請者IDとパスワードは、印刷、画面コピー、メモをとる等の保存手段を講じ、忘れないように管理します。

原則ユーザIDは1社（1営業所等）に対して1つ使用するようにし、1つのユーザIDで複数の会社のデータ入力を行わないようにしてください。

ユーザID登録確認画面

ユーザID登録確認

次の申請者ID/パスワードで登録しました。

申請者ID : 30016ZA
初期パスワード : 8N-0

①

申請者

郵便番号 : 135-0001
住所 : 東京都江東区毛利 コウトウクモウリ
会社名 : 株式会社ABC運輸
代表者名 : 特車太郎
代表者電話番号 : 090-0001-0001
担当者名 : 特車花子
担当者電話番号 : 090-0002-0002

②

※次回より上記の申請者ID、パスワードを使用して特殊車両システムへログインすることができます。
(この情報は印刷するなどして大切に保存してください)

i. ユーザIDとパスワードの確認

| 手順 | 操作内容 |
|----|----------------------------------|
| 1 | 表示されている①申請者ID（ユーザID）とパスワードを確認する。 |
| 2 | ② 確認 を押す。 |

→ [申請・各種情報入力選択画面](#)

3.1.6申請・各種情報入力選択画面

申請書入力が完了すると申請・各種情報入力選択画面に移ります。申請・各種情報入力選択画面では、積載貨物情報の入力、車両情報の入力、経路情報入力、申請書情報の一部の再入力を行います。

経路情報の入力は、申請書情報入力、積載物情報入力、車両情報入力が完了していないと実行できません。

申請・各種情報入力選択画面

申請・各種情報入力選択

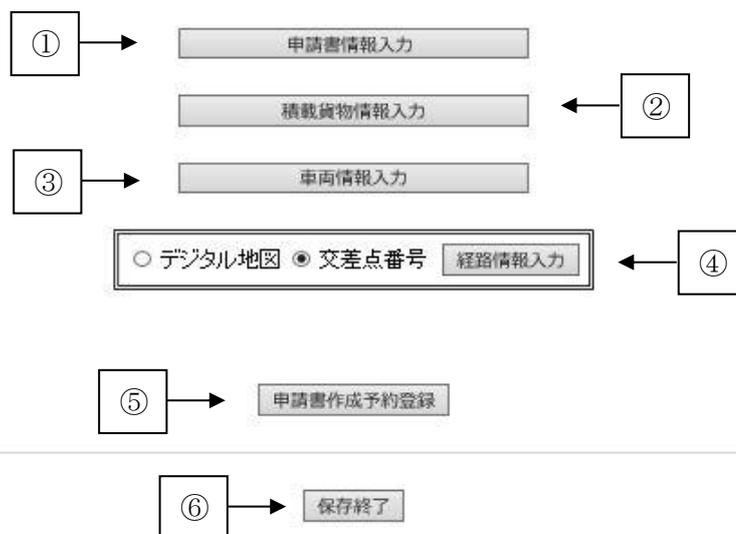
申請情報を順次入力し、申請データを作成してください。
申請情報はいつでも変更が可能です。
申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力は、申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンを押下してください。

- ・デジタル地図: デジタル地図による経路入力
- ・交差点番号: 交差点番号指定による経路入力

※以前テキスト入力した未収録道路について: 道路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号: 0007776929



- | | |
|--------------|--------------------|
| ①申請書情報入力は、 | 3.1章を参照ください。 |
| ②積載貨物情報入力は、 | 3.2章を参照してください。 |
| ③車両情報入力は、 | 3.3章を参照してください。 |
| ④経路情報入力は、 | 3.4、3.5章を参照してください。 |
| ⑤申請書作成予約登録は、 | 4章を参照してください。 |
| ⑥保存終了は、 | 4.3章を参照してください。 |

新たに、「作成データの途中保存・参照読み込み」機能が追加されました。
(詳細は、3.7章を参照してください。)

《留意点》

- 平成31年3月25日より、更新申請で経路不連続が存在しない場合には下記の申請・各種情報入力選択画面が表示され、積載貨物情報や車両情報、経路情報の変更ができません。

☒

- 平成31年3月25日より、更新申請で経路不連続が存在する場合には下記の申請・各種情報入力選択画面が表示され、積載貨物情報や車両情報の変更と申請書作成予約登録ができません。画面上部に表示される経路番号の経路不連続をすべて修正すると申請書作成予約登録が行えます。

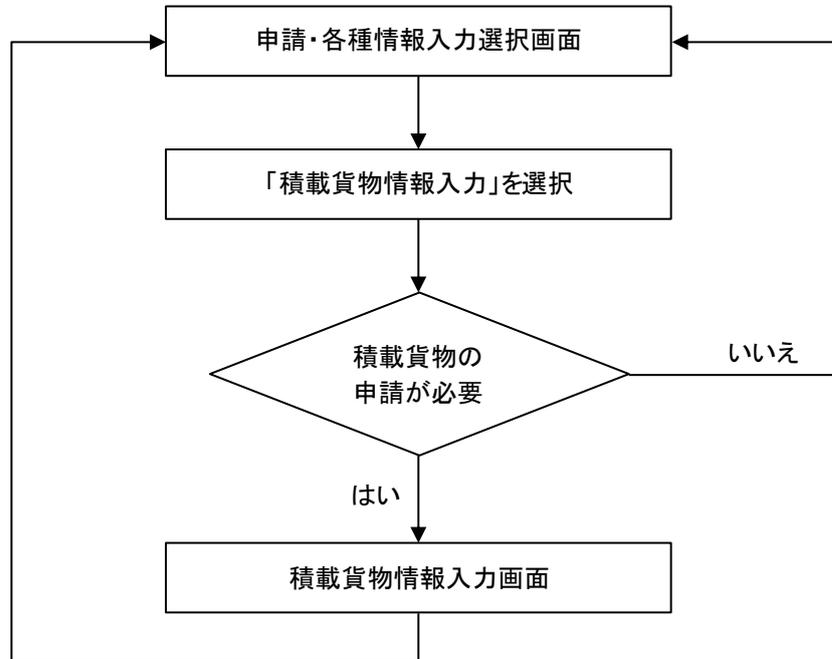
☒

- 平成31年3月25日より、変更申請時には画面上部に変更が可能な項目が表示されます。

☒

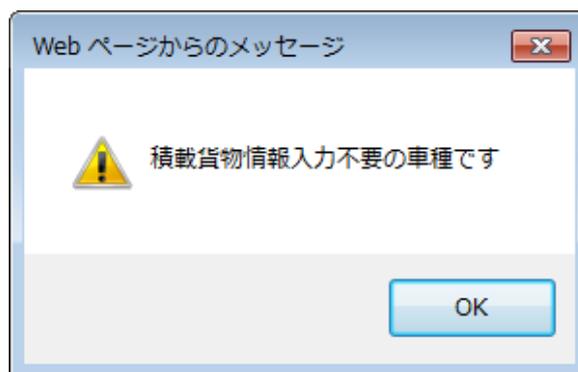
3.2 積載貨物情報入力

ここでは積載貨物についての説明を行います。
積載貨物情報入力とは、申請車両への積載貨物を入力・登録することをいいます。
以下に積載貨物情報入力のフローを示します。



積載貨物申請の必要の有無は、申請車種により決定されます。(→システム上、自動的に判断します。) 積載貨物申請不要車種を選択すると、以下の画面が表示されます。

積載物情報入力不要時のメッセージ表示



制度上、積載貨物の申請が不要な車種は以下の通りです。

- ・単車ー建設機械類
- ・特例8車種に該当するセミトレーラ連結車及びフルトレーラ連結車

3.2.1 積載貨物入力

積載貨物の申請が必要な車種の場合、積載貨物情報入力画面に移ります。

積載貨物情報（積載分類、積載貨物品、寸法）を選択・入力し、登録を行います。また、選択ボックスの中に該当する積載貨物品がない場合は、「その他」を選択し、品名を入力してください。

なお、申請車両に応じて入力する必要のない項目もありますが、システムが自動的に判別し、入力する必要のある項目のみ表示します。

積載貨物情報入力画面

i. 積載貨物情報入力

| 手順 | 操作内容 |
|----|---|
| 1 | ①②積載分類枠内から積載分類を選択し、 選択 をクリックします。 |
| 2 | ③積載貨物品枠内から積載物を選択します。 積載分類を選択すると、その分類に応じた積載貨物品が表示され、その中から積載貨物品を選択します。また、該当する積載貨物品が無い場合「その他」を選択し、品名を入力します。 ④積載貨物の一覧と積載貨物のみで特殊性を満たす積載貨物品名を表示します。 |
| 3 | ⑤積載貨物品にて「その他」を選択した場合、積載貨物名を入力します。積載貨物名は8文字まで入力可能です。 |
| 4 | ⑥貨物情報入力 貨物情報（幅、高さ、長さ）を入力します。 ⑦積載貨物寸法の説明を表示します。 |
| 5 | ⑧登録 積載貨物情報を登録します。積載貨物の分類と品名は、表3.2.1-1に示すとおりです。 |

表 3.2.1-1 積載貨物の分類名、品名

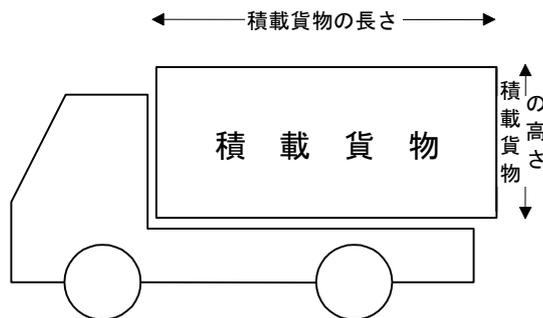
| 分類 | 品名 | 分類 | 品名 |
|---------------------|-----------------|--------------------------------------|---------------------------------|
| 車両 (自走式) | トラッククレーン | 機械製品 | 産業機械 (プラント機械、工作機械、金属加工機械、機械架台等) |
| | トラッククレーン以外の建設機械 | | 保線用機器 |
| | バス | | 回転炉等 |
| | オフロードダンプ | | その他 (タンク、溶接機) |
| | 電源車 | | 揮発油 (ガソリン、軽油、灯油等) |
| | 空車 | 液化製品 (LPガス、水素、酸素等) | |
| | その他 | その他 (フェノール、ポリエステル樹脂、魂用粉末添加剤、石油化学製品等) | |
| 車両 (トラック/トレーラ積載) | 建設機械 | 電気製品 | 発電機 |
| | 商品自動車 | | 変圧機等 |
| | 電源車体 | | ポンプ |
| | その他 | | 送風機 |
| コンテナ | 海上コンテナ (ボックス) | 木材 | 電線ケーブル、ドラム |
| | 海上コンテナ (タンク) | | 家電製品 |
| | 国内コンテナ | | その他 |
| | JRコンテナ | | 原木 |
| 鋼製品 | 鋼橋桁等 | 食料品 | 製材品 |
| | 鋼管 | | 植木 |
| | 鋼矢板 | | その他 |
| | レール | | 農産物 |
| | 形鋼 (H型、アルミ、鉄管等) | 水産物 | |
| | 厚板 (鋼、アルミ) | 飼料 | |
| | コイル (鋼、アルミ) | その他 | |
| | その他 (鋼製容器、鍛鋼品) | 雑貨 | |
| コンクリート製品 | コンクリート橋桁 | その他 | セメント |
| | コンクリート杭 | | ロールペーパー (巻紙) |
| | プレハブ建築部材 | | その他 |
| | 電柱 | | 空車 |
| | ボックスカルバート | | |
| | ヒューム管 | | |
| | その他 | | |

※コンテナの積載貨物品“品名”の変更 (平成27年6月より細分化)

| 分類 | 品名 | | 備考 |
|--------|---------------|--------------------------------|-------|
| | 現行 | 改修後 | |
| コンテナ | | 海上コンテナ (ボックス・20ft) | 追加 |
| | | 海上コンテナ (ボックス・20ft (30.48t 対応)) | 追加 |
| | | 海上コンテナ (ボックス・40ft) | 追加 |
| | | 海上コンテナ (ボックス・40ft (30.48t 対応)) | 追加 |
| | 海上コンテナ (ボックス) | 海上コンテナ (ボックス・その他) | 名称変更 |
| | | 海上コンテナ (ボックス・その他 (30.48t 対応)) | 追加 |
| | | 海上コンテナ (タンク・20ft) | 追加 |
| | | 海上コンテナ (タンク・40ft) | 追加 |
| | 海上コンテナ (タンク) | 海上コンテナ (タンク・その他) | 名称変更 |
| | 国内コンテナ | 国内コンテナ | 現行どおり |
| JRコンテナ | JRコンテナ | 現行どおり | |

既存の申請データを読み込んだ際のコンテナの品名は、
 ・海上コンテナ (ボックス)
 ・海上コンテナ (タンク)
 はそれぞれ以下のように自動変換されますので、適宜変更を行ってください。
 ・海上コンテナ (ボックス・その他)
 ・海上コンテナ (タンク・その他)

注) 積載貨物の幅・高さ・長さは、貨物を積載した状態における積載貨物自身の幅、高さ、長さを入力してください。



3.2.2 積載貨物情報登録時のチェック

平成31年3月25日より、特殊車両の通行申請が受理されるためには車両の構造又は積載物に特殊性が認められる必要があります。

特殊性が認められる積載物品名は以下の通りです。

| 積載貨物のみで特殊性を満たす積載貨物品名 | |
|----------------------|---------------------------------|
| 分類 | 品名 |
| 鋼製品 | 鋼橋桁等 |
| | 鋼管 |
| | 鋼矢板 |
| | レール |
| | 形鋼 (H型、アルミ、鉄管等) |
| | 厚板 (鋼、アルミ) |
| | コイル (鋼、アルミ) |
| | その他 (鉄製容器、鋳鍛鋼品等) |
| コンクリート製品 | コンクリート橋桁 |
| | コンクリート杭 |
| | プレハブ建築部材 |
| | 電柱 |
| | ボックスカルバート |
| 機械製品 | 産業機械 (プラント機械、工作機械、金属加工機械、機械架台等) |
| | 保線用機器 |
| | 回転炉等 |
| | その他 (タンク、溶接機) |
| 電気製品 | 発電機 |
| | 変圧器等 |
| | ポンプ |
| | 送風機 |
| | 電線ケーブル、ドラム |

登録ボタン押下時に車両の構造と積載物の両方に特殊性が認められない場合、下記のメッセージが表示されます。入力内容を確認する場合または特車申請が不要である場合には**キャンセル**ボタンを押して下さい。特車申請が必要である場合には**OK**ボタンを押して下さい。**OK**ボタンを押すと再度メッセージが表示されます。



分割不可能な単体物であることがわかる資料を申請書提出時に添付する場合には**OK**ボタンを押して下さい。申請・各種情報入力選択画面へ遷移します。**キャンセル**ボタンを押した場合には画面が遷移せず、積載貨物の変更や申請の見直しを行うことができます。



3.3 車両情報入力

3.3.1 車両情報入力の概要

I. 車両情報入力の種類

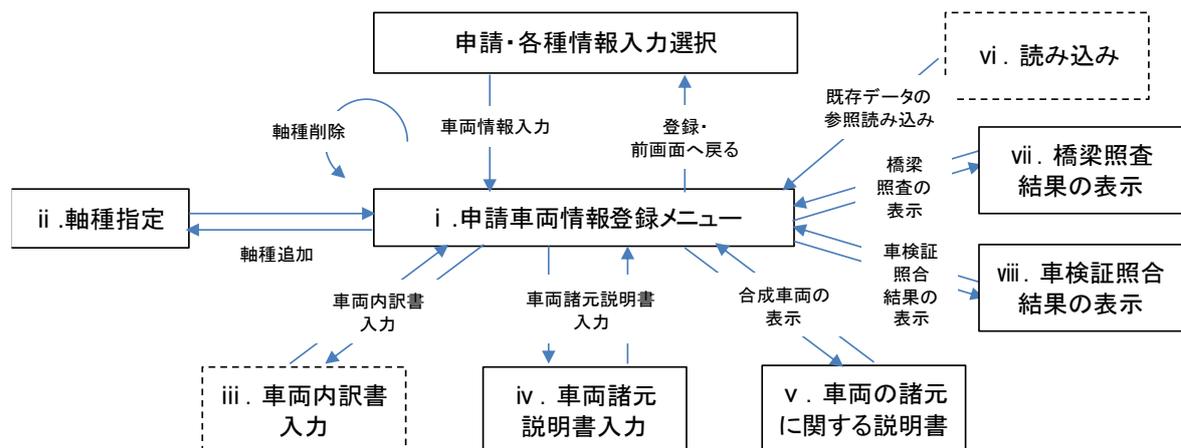
車両情報入力では、申請車両に関する以下の情報の入力を行います。

- 「車両内訳書」に記載される情報
- 「車両の諸元に関する説明書」に記載される情報

- ※ 車両情報を入力する際は、車検証、四面図等から必要項目を入力します。
- ※ 寸法に関しては積載物を積載した状態の寸法で入力します。
- ※ 車両の台数に関しては1000台程度までを目途にデータ作成をされることをお勧めします。

II. 車両情報入力のフロー

車両情報入力機能のフローを以下に示します。



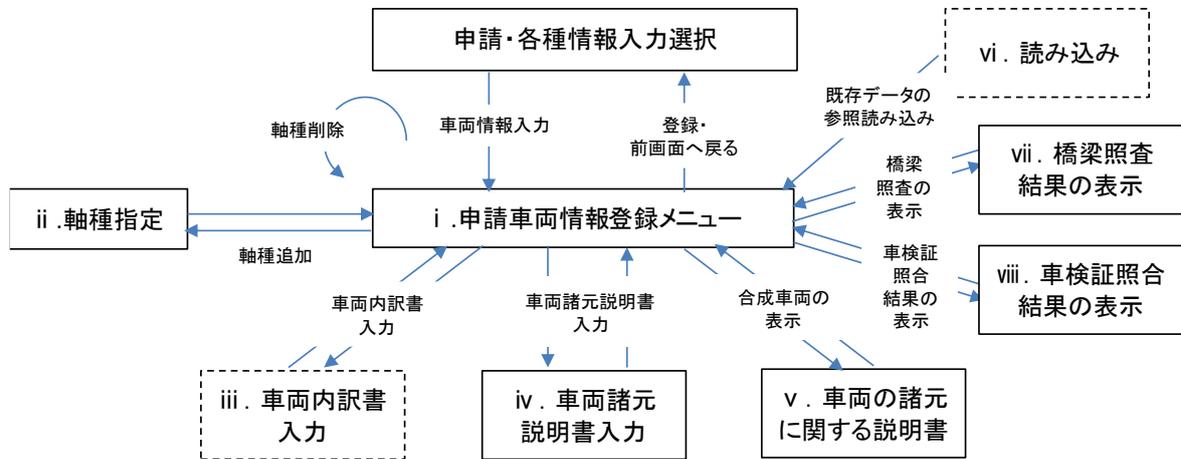
- ii) 申請車両の軸種を指定します。
- iii) 車両内訳書に記載される情報（車名、型式、車両番号）を入力します。
- iv) 車両の諸元に関する説明書に記載される情報（車両寸法、重量、軸重等）を入力します。
- iv) 車両の諸元に関する説明書を表示し、入力した車両諸元の内容を確認できます。
- vi) 途中保存データ及び許可発行された過去の申請データを参照してデータ読み込み（再利用）ができます（詳細は、3.7章を参照して下さい。）
- vii) 海上コンテナの橋梁照査式による適合判定処理の実行結果を表示します。
- viii) 車検証情報との照合結果を表示します。

- ※ 「車両内訳書入力」、「車両諸元説明書入力」の入力順序は、ありません。どの情報から入力しても構いません。
- ※ 但し、1度入力したデータを修正する時に「型式削除」をする場合は、「車両諸元説明書入力」から操作される方が修正しやすいです。

3.3.2 型式ごとの車両諸元による車両情報入力

I. 処理フロー

型式ごとの車両諸元入力の処理フローの概要は以下の通りです。



- i) 申請車両情報の登録を行うメニュー画面です。
- ii) 申請車両の軸種を指定します。
- iii) 車両内訳書に記載される情報（車名、型式、車両番号）を入力します。
- iv) 車両の諸元に関する説明書に記載される情報（車両寸法、車両重量、積載貨物重量、軸間距離、軸重）を入力します。
- v) 車両の諸元に関する説明書を表示し、入力した車両諸元の内容を確認できます。
- vi) 途中保存データ及び許可発行された過去の申請データを参照してデータ読み込み（再利用）ができます（詳細は、3.7章を参照して下さい。）
- vii) 申請車両が海上コンテナの橋梁照査式による適合判定の結果を確認できます。
- viii) 申請車両の車検証登録情報との照合結果を確認できます。

※ 車両情報を入力後、経路情報を入力する前に作成データを途中保存することができません。

以下、画面各項目内容の説明、車両情報入力の具体的な手順を示します。

II. 各画面機能説明

i. 申請車両情報登録メニュー

車両情報の入力を行うメニュー画面です。
画面の各機能を以下に示します。

申請車両情報登録メニュー画面

申請車両情報登録メニュー

新規に車両情報の登録を行う場合は、「軸種追加」ボタンを押して下さい。
入力を行う軸種を選択し、車両型式・番号を入力する場合は「車両内訳書入力」ボタンを、車両諸元を入力する場合は「車両諸元説明書入力」ボタンを押して下さい。
車両情報の入力完了した場合は、「登録」ボタンを押して下さい。

① 申請車種：一般セミトレーラ(その他) 認証トラックを登録する場合には橋梁照査結果の表示ボタンを押下して認証トラックとしてみなされていることを確認して下さい。

| 整理番号 | 軸種 | 最小回転半径(cm) |
|----------|-----------------------|------------|
| ② ● 1 | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 | 1200 ③ |

⑦ ⑧

車両内訳書入力
車両諸元説明書入力
軸種追加
軸種削除
合成車両の表示
読み込み
橋梁照査結果の表示
車検証情報との照合

④ ⑤ ⑥ ⑨ ⑩ ⑪

登録
前画面へ戻る

⑫ ⑬

- ① 申請車種が表示されます。
- ② 現在登録済みの軸種が一覧表示されます。
- ③ 最小回転半径は軸種ごとに入力して下さい。
- ④ 整理番号欄 (②) で指定されている軸種の車両内訳書入力を行います。**車両内訳書入力**ボタン押下後は、「車両内訳一覧」へ遷移します。
- ⑤ 整理番号欄 (②) で指定されている軸種の車両諸元説明書入力を行います。**車両諸元説明書入力**ボタン押下後は、「車両諸元説明書入力 (様式03)」画面へ遷移します。
- ⑥ 軸種を追加します。初めて車両情報を入力する場合は、このボタンを押して、軸種を追加して下さい。**軸種追加**ボタン押下後は、「軸種指定」画面へ遷移します。
- ⑦ 整理番号欄 (②) で指定されている軸種を削除します。
- ⑧ 合成車両を表示します。**合成車両の表示**ボタン押下後は、「車両の諸元に関する説明書」が表示されます。
- ⑨ **読み込み**ボタン押下後は、「車両情報参照」画面へ遷移します。
- ⑩ 海上コンテナ照査実施要領に基づく橋梁照査式の適合判定結果を表示します。**橋梁照査結果の表示**ボタン押下後は、「橋梁照査結果内容確認」画面へ遷移します。
- ⑪ 入力した車両諸元情報と車検証情報との照合結果を表示します。**車検証情報との照合**ボタン押下後は、「車検証情報照合結果表示」画面へ遷移します。
- ⑫ 入力した車両情報を登録します。**登録**ボタン押下後は、車両情報の入力チェックを行った後、「申請・各種情報入力選択」画面へ戻ります。
- ⑬ 車両情報の入力を中断し、「申請・各種情報入力選択」画面へ戻ります。

《留意点》

- 平成31年3月25日より、車両の合成値の確認が義務化されました。そのため、**合成車両の表示**ボタンを押下し、車両の合成値の確認を行わないと**登録**ボタンが押下できません。車両の合成値の確認が行われていない場合、下記のように画面右下に**合成車両の表示**ボ

タンを押下するようにメッセージが表示されます。メッセージが表示されている場合は、**登録**ボタンは押下することができません。

申請車両情報登録メニュー

新規に車両情報の登録を行う場合は、「軸種追加」ボタンを押して下さい。
 入力を行う軸種を選択し、車両型式・番号を入力する場合は「車両内訳書入力」ボタンを、車両諸元を入力する場合は「車両諸元説明書入力」ボタンを押して下さい。
 車両情報の入力が完了した場合は、「登録」ボタンを押して下さい。

申請車種 : 認証トラックを登録する場合は橋梁照査結果の表示ボタンを押下して認証トラックとしてみなされていることを確認して下さい。

| 整理番号 | 軸種 | 最小回転半径(cm) |
|------------------------------------|---------------|-----------------------------------|
| <input checked="" type="radio"/> 1 | 軸数:3軸、トラック前1軸 | <input type="text" value="1200"/> |

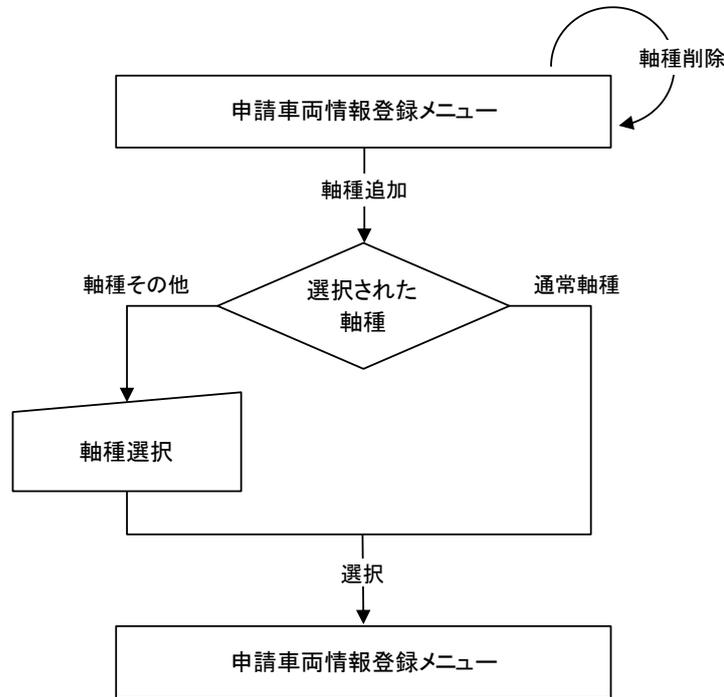
車両内訳書入力 車両諸元説明書入力 軸種追加 軸種削除 合成車両の表示 読み込み 橋梁照査結果の表示 車検証情報との照合

登録 前画面へ戻る

全ての軸種に対し「合成車両の表示」で合成値を確認した後、登録ボタンをクリックしてください。

ii. 軸種指定画面

軸種指定画面における入力の流れは、選択された軸種により、以下のようになります。



ここで、申請したい車両の軸種を選択します。軸種が分からないときは、軸種を選択したのち、**軸種説明図の表示**を押すことで、軸種ごとの車両の形態を参照することができます。

軸種指定画面

軸種指定画面

申請車両軸種を選択して下さい。
「軸種説明図の表示」ボタンをクリックすると、申請車両の軸種の説明図が表示されます。

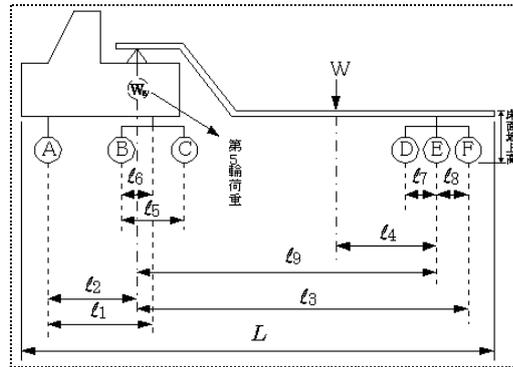
軸種を指定して下さい。軸種その他を指定する場合、全車両の軸数の合計を指定して下さい。
その他(トリプル軸有)においては、H17.9.29適用のトリプル軸を有するセミトレーラの床版の許可限度重量算定方法は適用されません。

軸種: ← ①

全車両の軸数の合計: ← ②

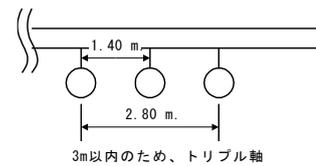
③ →

① **軸種説明図の表示**を押すと指定された軸種に応じて以下のような画面が表示されます。

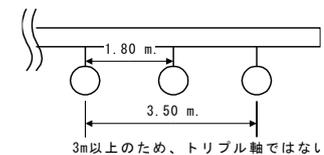


選択可能な軸種を、表 3.3.2-1~3.3.2-5に示します。該当する軸種が無い場合は、「その他(トリプル軸有)」もしくは「その他(トリプル軸無)」を指定して下さい。なお、軸種「その他」を指定される場合、以下の条件をチェックし、申請車両が該当する方を指定して下さい。

- 3m以内に、3つの車軸が隣接している場合
⇒ 「その他(トリプル軸有)」を選択



- 3つの車軸が隣接していない、もしくは3m以内には隣接していない
⇒ 「その他(トリプル軸無)」を選択



ここで「トリプル軸有」を指定した場合、平成17年9月29日以前の従来のトリプル軸の計算方法で計算されます。

平成17年9月29日以降の新しいトリプル軸の計算方法は適用されませんのでご注意ください。(詳細は、平成17年9月22日付 PRサイトのお知らせページをご覧ください。)

② 軸種「その他」で申請される場合は、軸種選択の下に表示されるプルダウンメニューから、申請車両の軸数を指定して下さい。



(軸種「その他」のデータを作成する時のみ、軸数を選択する必要があります。)

③ **選択**ボタン押下後、「申請車両情報登録メニュー」へ戻ります。指定した軸種が追加されている事を確認して下さい。

表 3.3.2-1 選択可能な軸種 (1/5)

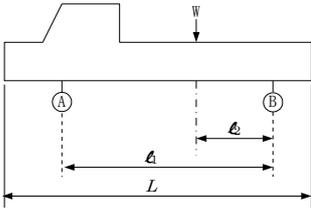
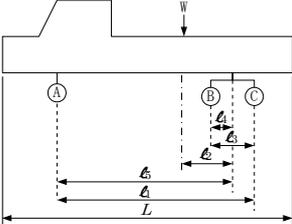
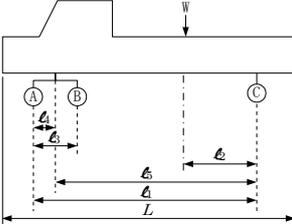
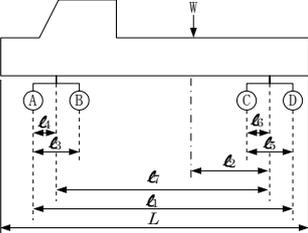
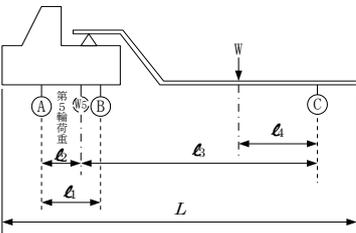
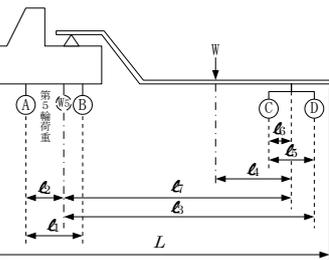
| | 軸種 | 軸種ごとの車両形態 |
|--------|-------------------------------|--|
| 単車 | 軸数：2軸 トラクタ：前1軸 | T1.1  |
| | 軸数：3軸 トラクタ：前1軸 | T1.2  |
| | 軸数：3軸 トラクタ：前2軸 | T2.1  |
| | 軸数：4軸 トラクタ：前2軸 | T2.2  |
| セミトレーラ | 軸数：3軸 トラクタ：前1軸 トレーラ：後1軸 | S1.1-1  |
| | 軸数：4軸 トラクタ：前1軸 トレーラ：後2軸 | S1.1-2  |

表 3.3.2-2 選択可能な軸種 (2/5)

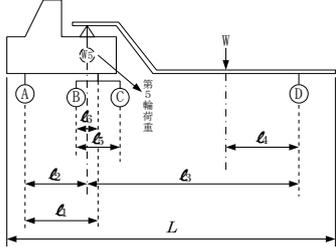
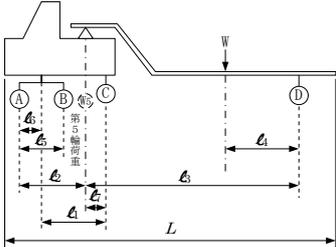
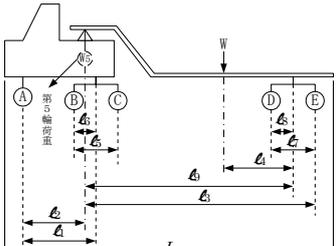
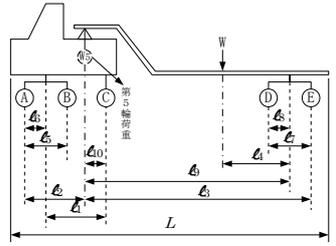
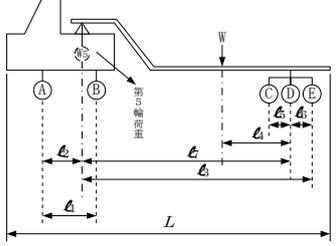
| | 軸種 | 軸種ごとの車両形態 |
|--------|---|--|
| セミトレーラ | 軸数：4軸 トラクタ：前1軸 トレーラ：後1軸 | S1.2-1  |
| | 軸数：4軸 トラクタ：前2軸 トレーラ：後1軸 | S2.1-1  |
| | 軸数：5軸 トラクタ：前1軸 トレーラ：後2軸 | S1.2-2  |
| | 軸数：5軸 トラクタ：前2軸 トレーラ：後2軸 | S2.1-2  |
| | 軸数：5軸 トラクタ：前1軸 トレーラ：後3軸 ※トリプル軸計算対象車種 (L5+l6) が3.0m以内の場合 | S1.1-3  |

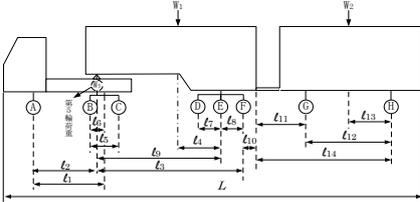
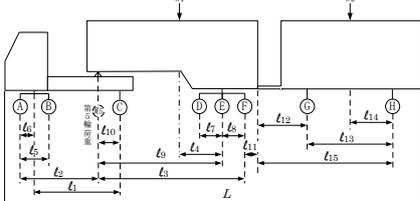
表 3.3.2-3 選択可能な軸種 (3/5)

| | 軸種 | 軸種ごとの車両形態 |
|--------|---|----------------|
| セミトレーラ | 軸数：6軸 トラクタ：前1軸 トレーラ：後3軸 ※トリプル軸計算対象車種 (L7+L8) が3.0m以内の場合 | S1.2-3 |
| | 軸数：6軸 トラクタ：前2軸 トレーラ：後3軸 ※トリプル軸計算対象車種 (L7+L8) が3.0m以内の場合 | S2.1-3 |
| フルトレーラ | 軸数：4軸 トラクタ：前1軸 第一トレーラ：なし 第二トレーラ：後1軸 | F1.1-1.1 |
| | 軸数：5軸 トラクタ：前1軸 第一トレーラ：なし 第二トレーラ：後1軸 | F1.2-1.1 |
| | 軸数：5軸 トラクタ：前2軸 第一トレーラ：なし 第二トレーラ：後1軸 | F2.1-1.1 |
| ダブルス | 軸数：5軸 トラクタ：前1軸 第一トレーラ：後1軸 第二トレーラ：後1軸 | D1.1-1-1.1 |

表 3.3.2-4 選択可能な軸種 (4/5)

| | 軸種 | 軸種ごとの車両形態 |
|------|---|-----------------|
| ダブルス | 軸数：6軸 トラクタ：前1軸 第一トレーラ：後2軸 第二トレーラ：後1軸 | D 1.1-2-1.1 |
| | 軸数：6軸 トラクタ：前1軸 第一トレーラ：後1軸 第二トレーラ：後1軸 | D 1.2-1-1.1 |
| | 軸数：6軸 トラクタ：前2軸 第一トレーラ：後1軸 第二トレーラ：後1軸 | D 2.1-1-1.1 |
| | 軸数：7軸 トラクタ：前1軸 第一トレーラ：後2軸 第二トレーラ：後1軸 | D 1.2-2-1.1 |
| | 軸数：7軸 トラクタ：前2軸 第一トレーラ：後2軸 第二トレーラ：後1軸 | D 2.1-2-1.1 |
| | 軸数：7軸 トラクタ：前1軸 第一トレーラ：後3軸 第二トレーラ：後1軸 | D 1.1-3-1.1 |

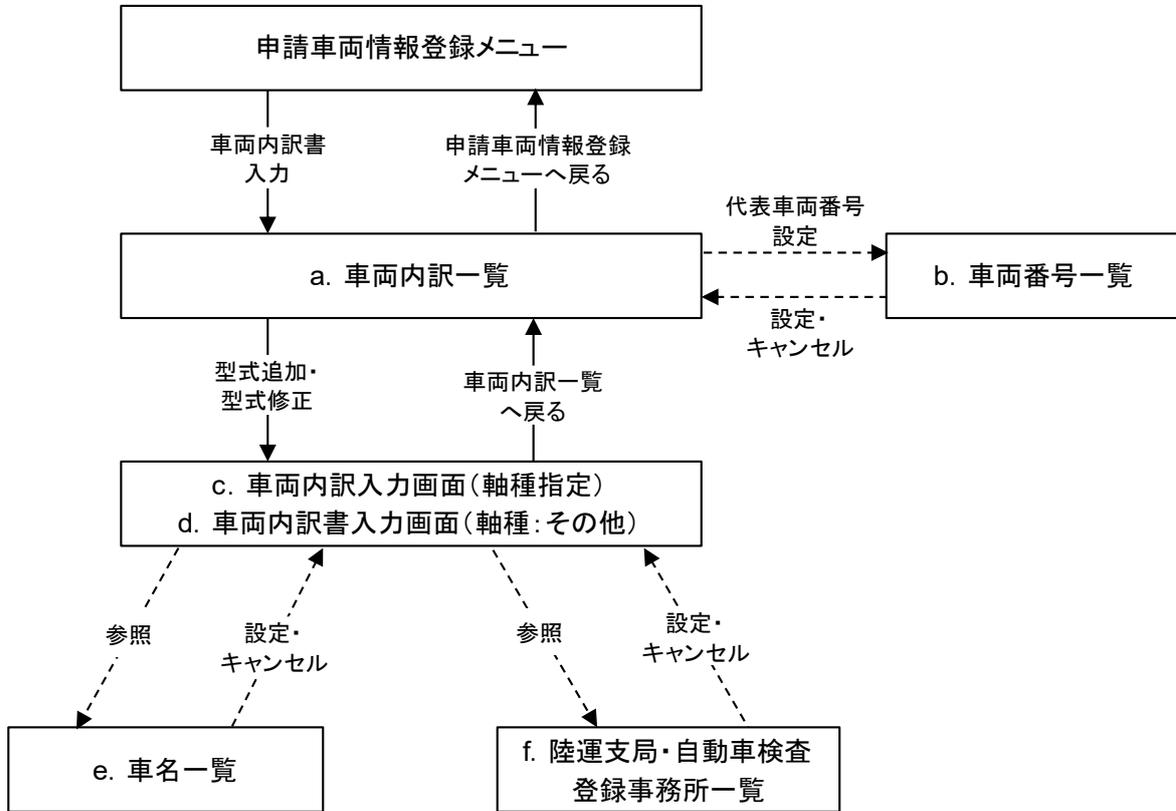
表 3.3.2-5 選択可能な軸種 (5/5)

| | 軸種 | 軸種ごとの車両形態 |
|------|---|---|
| ダブルス | 軸数：8軸 トラクタ：前1軸 第一トレーラ：後3軸 第二トレーラ：後1軸 | D 1.2-3-1.1  |
| | 軸数：8軸 トラクタ：前2軸 第一トレーラ：後3軸 第二トレーラ：後1軸 | D 2.1-3-1.1  |

※セミトレーラの「S1.1-3」「S1.2-3」「S2.1-3」の3つの軸種の場合、トレーラの隣接する3つの軸の間の距離が3 m以内の場合、平成17年9月29日以降の新しいトリプル軸の計算方法が適用されます。

iii. 車両内訳書入力

車両内訳書入力における入力処理の流れは、以下のようになります。



各画面の機能を以下に示します。

a. 車両内訳一覧

車両内訳書情報を入力するメニュー画面です。
画面の各機能を以下に示します。

車両内訳一覧(トラクタ) ①

登録されている車両は以下の通りです。

新規に型式を追加する場合は、「型式追加」ボタンを押して下さい。
 型式を削除する場合は、「型式削除」ボタンを押して下さい。
 車両番号を修正する場合は、「型式修正」ボタンを押して下さい。
 代表車両を変更する場合は、代表車両にしたい型式の「設定」ボタンを押して下さい。

②

| | |
|------|-----------------------|
| 申請車種 | 一般セミトレーラ(その他) |
| 軸種 | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 |

③
トラクタ/トレーラ切替

④

1 2

⑦

⑤

| 整理番号 | 車名 | 型式 | 登録台数 | 代表車両番号設定 | |
|----------------------------------|----|-----------|-------------|----------|---|
| <input checked="" type="radio"/> | 1 | ニッサンディーゼル | KC-CK551BET | 3 | 設定 |
| <input type="radio"/> | 2 | ギガ | KL-EXD74D3 | 3 | 設定 |
| <input type="radio"/> | 3 | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 1 | 設定 |
| <input type="radio"/> | 4 | 日野 | KC-SH3VDCA | 4 | 設定 |
| <input type="radio"/> | 5 | 日野 | KC-SH3VDCA | 1 | 設定 |
| <input type="radio"/> | 6 | ニッサンディーゼル | KC-CK541BHT | 1 | 設定 |
| <input type="radio"/> | 7 | ギガ | KL-EXD74D3 | 12 | 設定 |
| <input type="radio"/> | 8 | ギガ | KL-EXD73L3 | 3 | 設定 |
| <input type="radio"/> | 9 | ギガ | KL-EXD52G3 | 1 | 設定 |
| <input type="radio"/> | 10 | 日野 | KC-SH1KFCA | 2 | 設定 |

⑥

⑥

| 代表車両 | 車名 | 型式 | 車両番号 |
|------|----|------------|------------|
| トラクタ | 日野 | KC-SH3VDCA | 横浜104あ0002 |
| トレーラ | 東急 | TF20H0D1 | 横浜207あ0002 |

⑩

型式追加
型式削除
型式修正

⑧
⑨
⑩

⑪

申請車両情報メニューへ戻る

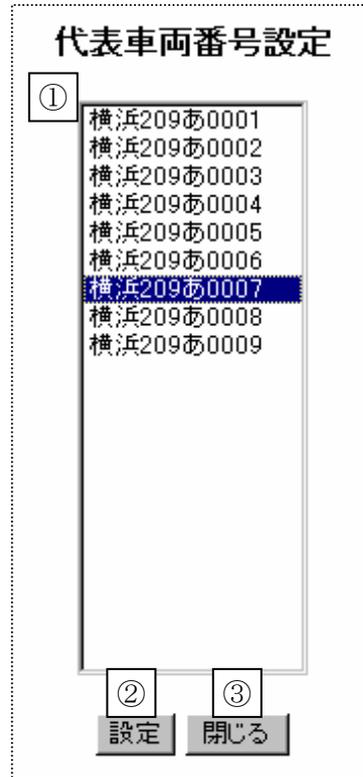
- ① 編集中の車両牽引区分（トラクタ/トレーラ）が表示されます。
 （単車の場合は表示されません。セミトレーラ、フルトレーラの場合は「トラクタ」または「トレーラ」、ダブルスの場合は「トラクタ」「第一トレーラ」または「第二トレーラ」が表示されます。）
- ② 申請車種、軸種が表示されます。
- ③ トラクタ/トレーラ切替ボタンは、編集を行う車両の牽引区分（トラクタ/トレーラ）を切り替える場合に押して下さい。
 （単車の場合、ボタンは表示されません。セミトレーラ、フルトレーラの場合はトラクタ⇒トレーラの順で、ダブルスの場合はトラクタ⇒第一トレーラ⇒第二トレーラの順で表示が切り替わります。）

3-42

- ④ 1ページに表示される型式の件数は10件までです。登録件数が10件を超えた場合、ページのリンクが表示され、ページの切り替えを行うことができます。
(登録件数が10件未満の場合は、表示されません。)
- ⑤ 現在登録されている車名・型式が一覧表示されます。
登録台数は、実際に登録されている車両番号の数がカウントされ、表示されます。
- ⑥ 代表車両情報が表示されます。
単車の場合は1台分、セミトレーラ・フルトレーラの場合は2台分(トラクタ、トレーラ各1台)、ダブルスの場合は3台分(トラクタ、第一トレーラ、第二トレーラ各1台)の情報が表示されます。
特に設定していない場合、整理番号1の車両が代表車両に設定されます。
- ⑦ 代表車両を変更する場合、対象となる型式の「設定」ボタンを押して下さい。「代表車両番号設定」画面が表示され、任意の車両番号を指定できます。
- ⑧ 型式の追加ができます。「型式追加」ボタン押下後、「車両内訳入力」画面へ遷移します。
- ⑨ 「型式削除」ボタン押下後、整理番号欄(⑤)で指定されている型式が削除されます。
(※型式削除の操作は、車両諸元の入力画面にて操作後、上記画面操作をされる方が比較的容易にできます。)
- ⑩ 整理番号欄(⑤)で指定されている型式を修正します。「型式修正」ボタン押下後、「車両内訳入力」画面へ遷移します。
- ⑪ 車両内訳書の入力を終了または一時中断する場合に押して下さい。「申請車両情報メニューへ戻る」ボタン押下後、「申請車両情報登録メニュー」へ戻ります。

b. 代表車両番号設定

代表車両番号を変更設定する画面です。
画面機能は以下の通りです。



- ① 「車両内訳一覧」画面で指定された型式の車両番号の一覧が表示されます。代表車両としたい車両番号を指定して下さい。
- ② **設定** ボタンを押すと、車両番号一覧 (①) で指定された車両番号が代表車両として設定されます。
- ③ **閉じる** ボタンを押すと、代表車両の変更はせずに終了します。

c. 車両内訳入力画面 (軸種指定の場合)

車両内訳書に記載される情報を入力する画面です。
画面の各機能を以下に示します。

車両内訳入力画面

登録されている車両は以下の通りです。

新規に車両番号を追加する場合は、「車両番号追加」ボタンを押して下さい。
車両番号を削除する場合は、「車両番号削除」ボタンを押して下さい。

①

| 整理番号 | 車名 | 型式 |
|------|----|------------|
| 7 | 半力 | KL-EXD74D3 |

② 車名参照ボタン

③

1 2

④

| 車両番号 整理番号 | 車両番号 | | | | | |
|----------------------------------|------|----|-----|-----|---|------|
| <input checked="" type="radio"/> | 1 | 横浜 | ... | 107 | あ | 0001 |
| <input type="radio"/> | 2 | 横浜 | ... | 107 | あ | 0002 |
| <input type="radio"/> | 3 | 横浜 | ... | 107 | あ | 0003 |
| <input type="radio"/> | 4 | 横浜 | ... | 107 | あ | 0004 |
| <input type="radio"/> | 5 | 横浜 | ... | 107 | あ | 0005 |
| <input type="radio"/> | 6 | 横浜 | ... | 107 | あ | 0006 |
| <input type="radio"/> | 7 | 横浜 | ... | 107 | あ | 0007 |
| <input type="radio"/> | 8 | 横浜 | ... | 107 | あ | 0008 |
| <input type="radio"/> | 9 | 横浜 | ... | 107 | あ | 0009 |
| <input type="radio"/> | 10 | 横浜 | ... | 107 | あ | 0010 |

⑤ 陸運支局参照ボタン

⑥ 車両番号追加

⑦ 車両番号削除

⑧

車両内訳一覧画面へ戻る

- ① 申請車両の車名・型式を入力します。
- ② **車名参照**ボタンを押す事で「車名一覧」が表示され、車名を参照設定する事ができます。
(一覧にない車名の場合は、この機能は利用せず手入力してください。)
- ③ 1ページに表示される型式の件数は10件までです。登録件数が10件を超えた場合、ページのリンクが表示され、ページの切り替えを行う事ができます。
(登録件数が10件未満の場合は、表示されません。)
- ④ 車両番号を入力します。
- ⑤ **陸運支局参照**ボタンを押す事で「陸運支局・自動車検査登録事務所一覧」が表示され、陸運支局を参照設定する事ができます。
- ⑥ **車両番号追加**ボタンを押すと、車両番号を追加します。

- ⑦ **車両番号削除** ボタンを押すと、整理番号欄 (④) で指定されている車両番号を削除します。
- ⑧ 車両内訳書入力を終える場合に押して下さい。**車両内訳一覧画面へ戻る** ボタン押下後、「車両内訳一覧画面」へ戻ります。(「車名」「型式」を入力していない場合、エラーメッセージが表示され、画面遷移しません。)

d. 車両内訳入力画面 (軸種：その他の場合)

軸種：その他で連結車の場合、連結した状態で車両番号を入力する必要があります。

以下は、セミトレーラの場合の画面例です。

軸種：その他は、連結車の場合には車名・型式ともにトラクタのみを入力します。

連結車でも単車扱いとしてデータを作成しますので、トラクタ・トレーラの組み合わせ台分を入力します。

車両内訳入力画面

登録されている車両は以下の通りです。

新規に車両番号を追加する場合は、「車両番号追加」ボタンを押して下さい。
車両番号を削除する場合は、「車両番号削除」ボタンを押して下さい。

| 整理番号 | 車名 | 型式 |
|------|----------------|--------|
| 1 | マンネスマン デマンティック | AER220 |

| 車両番号 整理番号 | 車両番号 トラクタ | | | | 車両番号 トレーラ | | | | | |
|--------------|--------------|-----|-----|---|--------------|----|-----|-----|---|-----|
| | 横浜 | ... | 045 | や | 0001 | 横浜 | ... | 045 | や | 071 |
| ◎ 1 | 横浜 | ... | 045 | や | 0001 | 横浜 | ... | 045 | や | 071 |
| ○ 2 | 横浜 | ... | 045 | や | 0002 | 横浜 | ... | 045 | や | 072 |
| ○ 3 | 横浜 | ... | 045 | や | 0003 | 横浜 | ... | 045 | や | 073 |

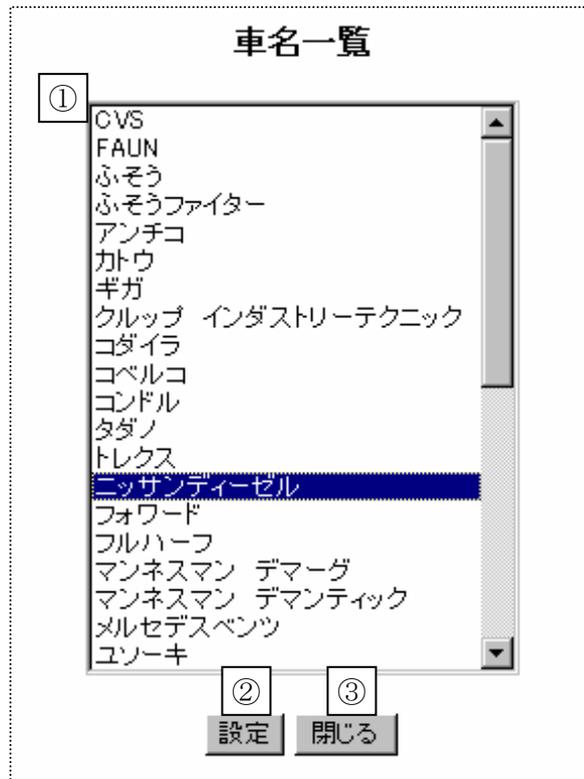
車両番号追加

車両番号削除

車両内訳一覧画面へ戻る

e. 車名一覧

車名を参照設定する画面です。
画面機能は以下の通りです。



- ① 車名の一覧が表示されます。申請車両の車名を指定して下さい。
- ② **設定** ボタンを押すと、車名一覧 (①) で指定された内容が「車両内訳入力」画面に設定されます。
- ③ **閉じる** ボタンを押すと、車名を参照せずに終了します。

f. 陸運支局・自動車検査登録事務所一覧

陸運支局・自動車検査登録事務所一覧

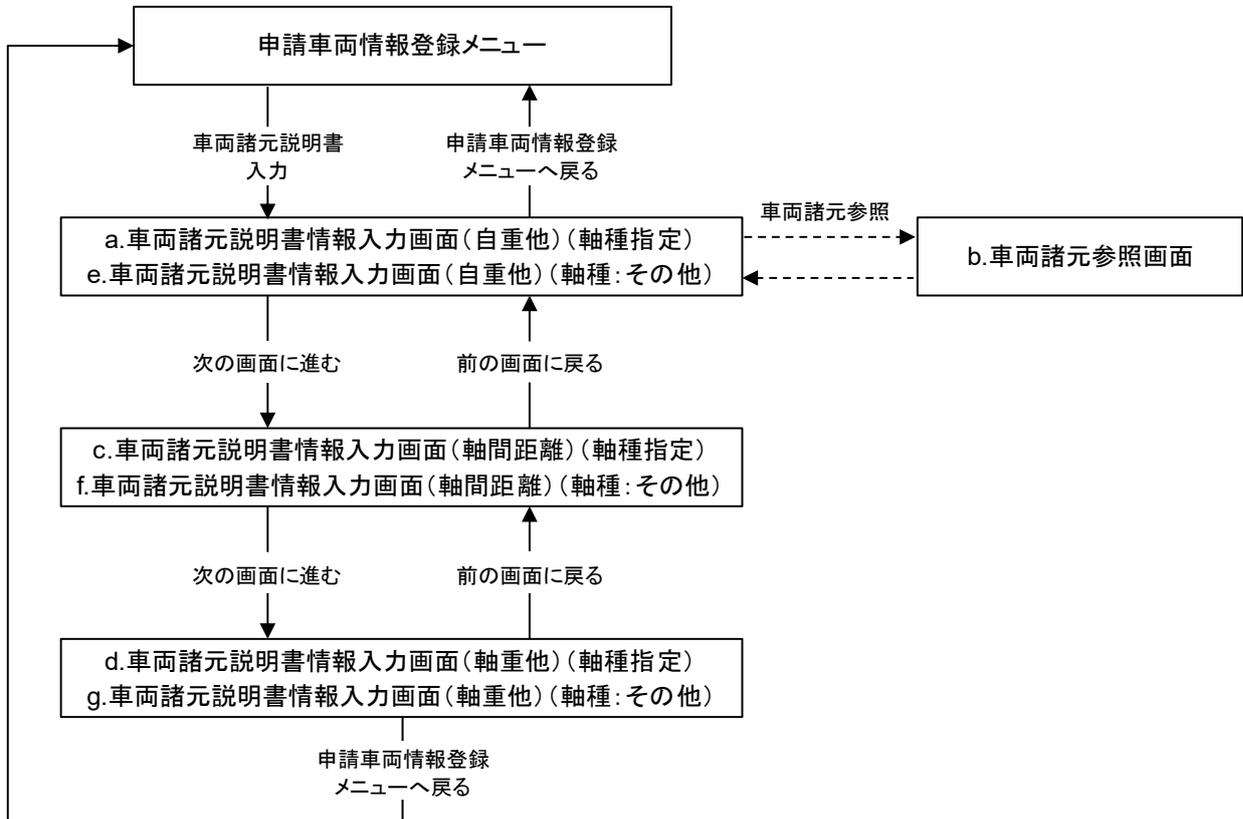
| | | | | | | | | | |
|---|--|---|---|---|---|--|--|---|---|
| ① | 北見 旭川 札幌 釧路 帯広 室蘭 函館 | 青森 八戸 岩手 宮城 秋田 庄内 山形 福島 いわき | 水戸 土浦 栃木 群馬 能谷 春日部 大宮 所沢 野田 習志野 千葉 袖ヶ浦 | 足立 練馬 品川 多摩 八王子 川崎 横浜 湘南 相模 山梨 | 飛騨 岐阜 沼津 静岡 浜松 尾張 名古屋 小牧 三河 豊橋 三重 | 新潟 長岡 富山 石川 福井 長野 松本 | 滋賀 京都 大阪 なにわ 和泉 姫路 神戸 奈良 和歌山 | 鳥取 根 岡山 福山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 | 北九州 福岡 筑豊 久留米 佐賀 世保 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄 |
|---|--|---|---|---|---|--|--|---|---|

② 設定 ③ 閉じる

- ① 陸運支局・自動車検査登録事務所の一覧が表示されます。申請車両の陸運支局を指定して下さい。
- ② **設定** ボタンを押すと、陸運支局・自動車検査登録事務所一覧 (①) で指定された内容が「車両内訳入力」画面に設定されます。
- ③ **閉じる** ボタンを押すと、陸運支局・自動車検査登録事務所を参照せずに終了します。

iv. 車両諸元説明書入力

車両諸元説明書入力における入力処理の流れは、以下のようになります。
 (普通申請・包括申請に関らず、以下の画面遷移になります。)



各画面の機能を以下に示します。

a. 車両諸元説明書情報入力画面 (自重他) (軸種指定の場合)

車両の諸元に関する説明書に記載される情報の内、車両寸法、車両重量、積載貨物重量を入力する画面です。

画面の各機能の説明を以下に示します。

【単車の画面例】

車両諸元説明書情報入力 ①

新規に型式を追加する場合は「型式追加」ボタンを押して下さい。
 型式を削除する場合は「型式削除」ボタンを押して下さい。
 車名、型式より車両諸元データベースを参照する場合は、任意の型式を選択し「車両諸元参照」ボタンを押して下さい。
 車両の寸法は、貨物を積載した状態の寸法を入力して下さい。

車名、型式を変更する場合は、「申請車両情報登録メニュー」へ戻り、「車両内訳書入力」を選択して下さい。

② 申請車種

軸種

包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさず場合があります。
 要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。

③

| 整理番号 | 車名 | 型式 | 自重 | | | ⑦ | | | 積載物重量 | | |
|------|----|-----------|--------------|------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|--|
| | | | トラック・トラクタ(台) | 乗員(人) | トレーラ(台) | 幅(cm) | 高さ(cm) | 長さ(cm) | 前部(t) | 後部(t) | |
| ④ | 1 | ニッサンディーゼル | KC-CD45BTH | <input type="text" value="7.98"/> | <input type="text" value="2"/> | <input type="text" value="1"/> | <input type="text" value="249"/> | <input type="text" value="360"/> | <input type="text" value="820"/> | <input type="text" value="12.53"/> | |
| | 2 | 石川島建機 | OCH400W | <input type="text" value="30.21"/> | <input type="text" value="1"/> | <input type="text" value="1"/> | <input type="text" value="250"/> | <input type="text" value="375"/> | <input type="text" value="756"/> | <input type="text" value="10.80"/> | |
| | 3 | ふいそう | KL-FW50MNY | <input type="text" value="9.71"/> | <input type="text" value="2"/> | <input type="text" value="1"/> | <input type="text" value="250"/> | <input type="text" value="377"/> | <input type="text" value="799"/> | <input type="text" value="11.52"/> | |

⑤

型式追加
型式削除
車両諸元参照

申請車両情報メニューへ戻る
次の画面に進む

⑧

⑨

⑩

申請車両情報メニューへ戻る
次の画面に進む

⑪

⑫

- ① 編集中の車両牽引区分(トラクタ/トレーラ)が表示されます。
(単車の場合は表示されません。セミトレーラ、フルトレーラの場合は「トラクタ」または「トレーラ」、ダブルスの場合は「トラクタ」「第一トレーラ」または「第二トレーラ」が表示されます。)
- ② 申請車種、軸種が表示されます。
- ③ 軸種の説明図が表示されます。
- ④ トラクタ/トレーラ切替ボタンは、編集を行う車両の牽引区分(トラクタ/トレーラ)を切り替える場合に押して下さい。
(単車の場合は、ボタンは表示されません。セミトレーラ、フルトレーラの場合はトラクタ⇒トレーラの順で、ダブルスの場合はトラクタ⇒第一トレーラ⇒第二トレーラの順で表示が切り替わります。)
- ⑤ 1ページに表示される型式の件数は10件までです。登録件数が10件を超えた場合、ページ

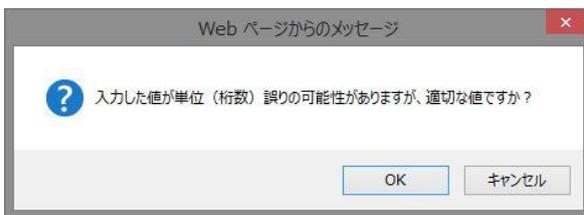
のリンクが表示され、ページの切り替えを行う事ができます。
(登録件数が10件未満の場合は、表示されません。)

- ⑥ 「車両内訳書」情報が先に入力されている場合、「車名」「型式」が表示されます。
- ⑦ 車両の寸法、重量、乗員人数、積載貨物の重量を入力します。
※ 車両の寸法は、貨物積載時の寸法を入力して下さい。
※ 建設機械類の場合、積載貨物重量の入力はできません。
- ⑧ **型式追加** ボタンを押すと、新規に型式を追加できます。
- ⑨ **型式削除** ボタンを押すと、整理番号欄で指定されている型式が削除されます。
- ⑩ 車名、型式より車両諸元データベースを参照する場合、整理番号欄の型式を指定後、**車両諸元参照** ボタンを押して下さい。ボタン押下後「車両諸元参照」画面へ遷移します。
- ⑪ **申請車両情報メニューへ戻る** ボタンを押すと、「申請車両情報登録メニュー」画面へ戻ります。
- ⑫ **次の画面に進む** ボタンを押すと、軸間距離を入力する画面へ遷移します。

※車両諸元データがデータベースに存在しない場合は、車両の情報は参照できません。また、参照できるデータが表示され型式が同じでも数値が同じとは限りません。数値が完全一致しているかどうかを、必ず確認してください。

《留意点》

- 平成31年3月25日より、入力値に単位（桁数）誤りが存在することを検知するチェックが追加されました。下記のダイアログが表示された場合には入力値を確認して下さい。入力値に問題がない場合には**OK** ボタンを押し、修正を行う場合には**キャンセル** ボタンを押して下さい。



- 平成31年3月25日より、入力必須項目に未入力が存在する場合には下記の画面のように次の画面への遷移が制限されます。未入力項目がなくなることで次の画面へ遷移するボタンが押せるようになります。

| 整理番号 | 車名 | 型式 | A軸 | | | B軸 | | | C軸 | | | D軸 | | | E軸 | | | F軸 | | |
|------|----|------------|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|
| | | | 輪数 | 軸重(t) | G値 |
| 1 | 三菱 | KC-FS511TZ | 2 | 4.02 | 2 | 4 | 2.20 | 2 | 4 | 2.10 | 2 | | | | | | | | | |
| 2 | 三菱 | KC-FS511TZ | 2 | 5.88 | 2 | 2 | 4.01 | 2 | 2 | 4.00 | 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | 2 | 3.77 | 1 | 4 | 2.25 | 1 | 4 | 1.65 | | | | | | | | | | |

前の画面へ戻る 申請車両情報メニューへ戻る

※入力必須項目が入力されていません。入力してください。

【セミトレーラ (トラクタ) の画面例】

車両諸元説明書情報入力 (トラクタ) ①

新規に型式を追加する場合は「型式追加」ボタンを押して下さい。
 型式を削除する場合は「型式削除」ボタンを押して下さい。
 車名、型式より車両諸元データベースを参照する場合は、任意の型式を選択し「車両諸元参照」ボタンを押して下さい。
 車両の寸法は、貨物を積載した状態の寸法を入力して下さい。

車名、型式を変更する場合は、「申請車両情報登録メニュー」へ戻り、「車両内訳書入力」を選択して下さい。

包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請して下さい。

②

| | |
|------|-----------------------|
| 申請車種 | 一般セミトレーラ(その他) |
| 軸種 | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 |

③

④

トラクタ/トレーラ切替

| 整理番号 | 車名 | 型式 | 自重 | | | 幅(cm) | 高さ(cm) | 長さ(cm) | リアオーバーハング(cm) | 積載物重量 | |
|------|-----------|-------------|--------------|-------|---------|-------|--------|--------|---------------|-------|-------|
| | | | トラック・トラクタ(t) | 乗員(人) | トレーラ(t) | | | | | 前部(t) | 後部(t) |
| 1 | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 6.53 | 2 | | 249 | 286 | 555 | | | |

⑤

⑥

⑦

⑧ 型式追加 ⑨ 型式削除 ⑩ 車両諸元参照

⑪ 申請車両情報メニューへ戻る ⑫ 次の画面に進む

⑦ 車両の寸法、重量、乗員人数を入力します。
 ※ セミトレーラの場合、トラクタの長さは「車両最前部から連結部」までとなります。
 ※ セミトレーラ、ダブルスの場合、積載貨物重量の入力はできません。

⑦以外の画面項目の説明は、【単車の画面例】を参照して下さい。

3-52

【セミトレーラ (トレーラ) の画面例】

車両諸元説明書情報入力 (トレーラ) ①

新規に型式を追加する場合は「型式追加」ボタンを押して下さい。
 型式を削除する場合は「型式削除」ボタンを押して下さい。
 車名、型式より車両諸元データベースを参照する場合は、任意の型式を選択し「車両諸元参照」ボタンを押して下さい。
 車両の寸法は、貨物を積載した状態の寸法を入力して下さい。

車名、型式を変更する場合は、「申請車両情報登録メニュー」へ戻り、「車両内訳書入力」を選択して下さい。

② 申請車種 一般セミトレーラ(その他)
 軸種 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸

③

④ トラクタ/トレーラ切替

⑤

- ・リアオーバーハングは、車両長17m超18m以下のセミトレーラ連結車の車両長の制限の緩和車両のみ入力が必要です。
- 付家車両:長さ1701~1750cm(リアオーバーハング320~420cm)
- 長さ1751~1800cm(リアオーバーハング380~420cm)
- ・入力するリアオーバーハングは、トレーラの旋回中心から車両後端までの寸法としてください。
- ・トラクタのけん引能力超過にならないよう。
- ・申請車両の第5輪荷重がトラクタの車検証第5輪荷重を超過しないように入力してください。
- ※申請車両の第5輪荷重=(トレーラの車両総重量)-(トレーラの積載時軸重の合計)

| 整理番号 | 車名 | 型式 | 自重 | | 幅(cm) | 高さ(cm) | 長さ(cm) | リアオーバーハング(cm) | 積載物重量 | |
|------|------|----------|--------------|-------|-------|--------|--------|---------------|---------|-------|
| | | | トラクタ/トラクタ(t) | 乗員(人) | | | | | トレーラ(t) | 前部(t) |
| ● 1 | トレクス | TNF11501 | | | 3.73 | 249 | 380 | 738 | 0 | 13.50 |
| ○ 2 | 富士 | TS1565 | | | 2.42 | 249 | 320 | 644 | 0 | 14.00 |
| ○ 3 | 東急 | TF20K0D1 | | | 5.33 | 249 | 375 | 1079 | 0 | 14.00 |

⑧ 型式追加 ⑨ 型式削除 ⑩ 車両諸元参照

⑪ 申請車両情報メニューへ戻る ⑫ 次の画面に進む ⑦

⑦ 車両の寸法、重量、積載貨物の重量を入力します。

※ セミトレーラの場合、トレーラの長さは「連結部から車両最後部」となります。

※ 45フィートコンテナ等の輸送車両の場合、リアオーバーハングの長さを入力します。ここで、リアオーバーハング長は、トレーラの旋回中心軸から車両後端までの長さを行い、一般的なリアオーバーハングの長さとは異なります。

なお、該当の申請でない限り、必須の入力項目でないため、入力は任意です。

⑦以外の項目は、【単車の画面例】を参照して下さい。

b. 車両諸元参照画面

車名、型式を基に、車両諸元データベースに登録されている車両諸元を参照し、利用する事ができます。

車両諸元説明書情報入力画面にて、車名、型式が表示されている行が指定された場合、表示されていた車名、型式で検索を行った結果が初期表示されます。

画面の各機能の説明を以下に示します。

車両諸元参照(トラック)

車名、型式を入力後、「検索」ボタンを押して下さい。
型式は、4文字以上を入力して下さい。

① 車名 : ※全角文字で入力してください。

型式 : ※半角英数字で入力してください。

② 車名参照ボタン

③ 検索

④

| | 車名 | 型式 | 類別区分 | 長さ(cm) | 幅(cm) | 高さ(cm) | 重量(t) | 乗員定員(人) |
|-----------------------|-----------|-------------|------|--------|-------|--------|-------|---------|
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KC-CK541BHT | 201 | 562 | 249 | 284 | 6.5 | 3 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KC-CK541BHT | 202 | 562 | 249 | 284 | 6.5 | 3 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KC-CK541BHT | 213 | 562 | 249 | 284 | 6.7 | 3 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KC-CK541BHT | 215 | 562 | 249 | 286 | 6.5 | 3 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KC-CK541BHT | 216 | 562 | 249 | 286 | 6.5 | 3 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KC-CK541BHT | 217 | 562 | 249 | 286 | 6.3 | 3 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KC-CK541BHT | 218 | 562 | 249 | 286 | 6.5 | 3 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KC-CK541BHT | 219 | 562 | 249 | 286 | 6.3 | 3 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KC-CK541BHT | 221 | 562 | 249 | 286 | 6.3 | 2 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KC-CK541BHT | 222 | 562 | 249 | 286 | 6.3 | 3 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KC-CK541BHT | 224 | 562 | 249 | 288 | 6.4 | 3 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KC-CK541BHT | 225 | 562 | 249 | 288 | 6.5 | 3 |

⑤ 設定

⑥ 前画面へ戻る

- ① 参照したい車両の「車名」「型式」を入力します。
(「車両内訳書」情報が先に入力されている場合、当画面表示時、その内容による検索結果があらかじめ表示されます。)
- ② 車名参照ボタンを押す事で「車名一覧」が表示されます。
- ③ **検索**ボタンを押すと、入力した「車名」「型式」で車両諸元データベースを検索できます。
- ④ 検索の結果が一覧表示されます。
※ 入力された型式が複数存在する場合、型式ごとに車両寸法と重量が表示されますので、該当する型式を指定して下さい。もし該当する型式が一覧に無い場合は、申請車両に最も近いと思われる諸元を持つ型式を指定し、車両諸元説明書情報入力画面で内容を変更して下さい。

- ⑤ 一覧（④）で指定されている車両諸元を参照設定します。**設定**ボタン押下後、車両諸元説明書情報入力画面に戻ります。
（車両諸元は、全ての「車両諸元説明書情報入力」画面に反映されます。ただし、車両寸法（幅、高さ、長さ）は、貨物積載時の値を入力する必要があるため、空白で表示されます。また、積載貨物重量も空白で表示されます。）
- ⑥ **前画面へ戻る**ボタンを押すと、車両諸元を参照せずに車両諸元説明書情報入力画面に戻ります。

c. 車両諸元説明書情報入力画面 (軸間距離) (軸種指定の場合)

車両の諸元に関する説明書に記載される情報の内、軸間距離を入力する画面です。

【単車の画面例】

車両諸元説明書情報入力

| | |
|------|---------------|
| 申請車種 | トラック |
| 軸種 | 軸数:3軸、トラック前1軸 |

包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。

| 整理番号 | 車名 | 型式 | 軸間距離(cm) | | | | | | | | | | | |
|------|-----------|------------|----------|----|-----|----|-----|----|----|----|----|-----|--|--|
| | | | L1 | L2 | L3 | L4 | L5 | L6 | L7 | L8 | L9 | L10 | | |
| 1 | ニッサンディーゼル | KC-CD45BTH | 654 | 62 | 130 | 65 | 589 | | | | | | | |
| 2 | 石川島建機 | CCH400W | 420 | 45 | 135 | 67 | 352 | | | | | | | |
| 3 | ふいそう | KL-FW50MNY | 576 | 29 | 132 | 66 | 510 | | | | | | | |

前の画面へ戻る 次の画面に進む

② ③

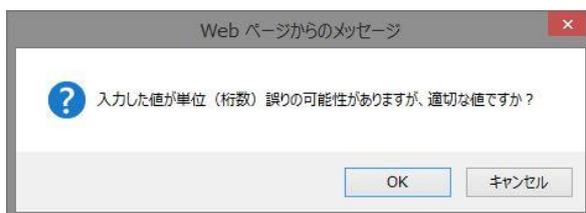
① 申請車両の軸種に応じて、軸間距離を入力します。

② 前の画面へ戻る ボタンを押すと、車両諸元説明書情報入力画面 (自重他) へ戻ります。

③ 次の画面に進む ボタンを押すと、車両諸元説明書情報入力画面 (軸重他) へ遷移します。

《留意点》

- 平成31年3月25日より、入力値に単位 (桁数) 誤りが存在することを検知するチェックが追加されました。下記のダイアログが表示された場合には入力値を確認して下さい。入力値に問題がない場合には OK ボタンを押し、修正を行う場合には キャンセル ボタンを押して下さい。



- 平成31年3月25日より、入力必須項目に未入力が存在する場合には下記の画面のように次の

画面への遷移が制限されます。未入力項目がなくなることによって次の画面へ遷移するボタンが押せるようになります。

| 整理番号 | 車名 | 型式 | A軸 | | | B軸 | | | C軸 | | | D軸 | | | E軸 | | | F軸 | | |
|------|----|------------|----|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|
| | | | 輪数 | 軸重 (t) | G値 |
| 1 | 三菱 | KC-FS511TZ | 2 | 4.02 | 2 | 4 | 2.20 | 2 | 4 | 2.10 | 2 | | | | | | | | | |
| 2 | 三菱 | KC-FS511TZ | 2 | 5.88 | 2 | 2 | 4.01 | 2 | 2 | 4.00 | 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | 2 | 3.77 | 1 | 4 | 2.25 | 1 | 4 | 1.55 | | | | | | | | | | |

[前の画面へ戻る](#)
[申請車両情報メニューへ戻る](#)

※入力必須項目が入力されていません。入力してください。

【セミトレーラ (トラクタ) の画面例】

車両諸元説明書情報入力 (トラクタ)

| | |
|------|-----------------------|
| 申請車種 | 一般セミトレーラ(その他) |
| 軸種 | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 |

包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。

トラクタ/トレーラ切替

| 整理番号 | 車名 | 型式 | 軸間距離(cm) | | | | | | | | | | | | |
|------|-----------|-------------|----------|-----|----|----|----|----|----|----|----|-----|--|--|--|
| | | | L1 | L2 | L3 | L4 | L5 | L6 | L7 | L8 | L9 | L10 | | | |
| 1 | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 318 | 259 | | | | | | | | | | | |

前の画面へ戻る 次の画面に進む

② ③

画面項目の説明は、【単車の画面例】を参照して下さい。

【セミトレーラ (トレーラ) の画面例】

車両諸元説明書情報入力 (トレーラ)

| | |
|------|-----------------------|
| 申請車種 | 一般セミトレーラ(その他) |
| 軸種 | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 |

包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。

トラクタ/トレーラ切替

| 整理番号 | 車名 | 型式 | 軸間距離(cm) | | | | | | | | | | | |
|------|------|----------|----------|----|------|-----|----|----|----|----|----|-----|--|--|
| | | | L1 | L2 | L3 | L4 | L5 | L6 | L7 | L8 | L9 | L10 | | |
| 1 | トレクス | TNF11501 | | | 655 | 329 | | | | | | | | |
| 2 | 富士 | TS1565 | | | 520 | 264 | | | | | | | | |
| 3 | 東急 | TF20K0D1 | | | 1002 | 528 | | | | | | | | |

前の画面へ戻る

次の画面に進む

②

③

画面項目の説明は、【単車の画面例】を参照して下さい。

d. 車両諸元説明書情報入力画面 (軸重他) (軸種指定の場合)

車両の諸元に関する説明書に記載される情報の内、軸重を入力する画面です。

車両諸元説明書情報入力

| | |
|------|---------------|
| 申請車種 | トラック |
| 軸種 | 軸数:3軸、トラック前1軸 |

包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。

<最外輪中心間距離 G 値>

- 1: 200cm以下
- 2: 201cm~225cm
- 3: 226cm~250cm
- 4: 251cm~275cm
- 5: 276cm~300cm

<隣接軸重の制限値>
 特例申請種において、以下の隣接軸重を満たす必要があります。
 隣り合う軸重ごとの軸間について、
 ①軸距が1.3m未満の場合:隣接軸重が18t以下
 ②軸距が1.3m以上の場合:隣接軸重が20t以下
 ※隣り合う車軸ごとの軸重9.5t以下かつ軸距1.3m以上の場合
 隣接軸重が19t以下

| 整理番号 | 車名 | 型式 | A軸 | | B軸 | | C軸 | | D軸 | | E軸 | | F軸 | |
|------|-----------|------------|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|
| | | | 軸数 | 軸重(t) | G値 |
| 1 | ニッサンディーゼル | KC-CD45BTH | 2 | 3.90 | 1 | 4 | 2.42 | 1 | 4 | 1.66 | | | | |
| 2 | 石川島建機 | CCH400W | 4 | 9.05 | 1 | 4 | 9.11 | 1 | 4 | 12.05 | | | | |
| 3 | ふそう | KL-FW50MNY | 2 | 4.98 | 1 | 2 | 2.41 | 1 | 2 | 2.32 | | | | |

前の画面へ戻る
申請車両情報メニューへ戻る

②

③

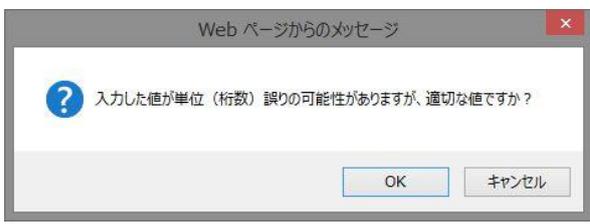
- ① 申請車両の軸種に応じて、軸重、輪数、G値を入力します。
 ※ 軸重は、空車時の軸重を入力して下さい。積載貨物の軸重配分値はシステム内部で計算されます。
 ※ G値は、画面を参考にに入力して下さい。

② ボタンを押すと、車両諸元説明書情報入力画面 (軸間距離) へ戻ります。

③ ボタンを押すと、申請車両情報登録メニュー画面へ遷移します。

《留意点》

- 平成31年3月25日より、入力値に単位 (桁数) 誤りが存在することを検知するチェックが追加されました。下記のダイアログが表示された場合には入力値を確認して下さい。入力値に問題がない場合にはボタンを押し、修正を行う場合にはボタンを押して下さい。



- 平成31年3月25日より、入力必須項目に未入力が存在する場合には下記の画面のように次の画面への遷移が制限されます。未入力項目がなくなることで次の画面へ遷移するボタンが押せるようになります。

| 整理番号 | 車名 | 型式 | A軸 | | | B軸 | | | C軸 | | | D軸 | | | E軸 | | | F軸 | | |
|------|----|------------|----|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|
| | | | 輪数 | 軸重 (t) | G値 |
| 1 | 三菱 | KC-FS511TZ | 2 | 4.02 | 2 | 4 | 2.20 | 2 | 4 | 2.10 | 2 | | | | | | | | | |
| 2 | 三菱 | KC-FS511TZ | 2 | 5.88 | 2 | 2 | 4.01 | 2 | 2 | 4.00 | 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | 2 | 3.77 | 1 | 4 | 2.25 | 1 | 4 | 1.65 | | | | | | | | | | |

[前の画面へ戻る](#)
[申請車両情報メニューへ戻る](#)

※入力必須項目が入力されていません。入力してください。

【セミトレーラ (トラクタ) の画面例】

車両諸元説明書情報入力 (トラクタ)

| | |
|------|-----------------------|
| 申請車種 | 一般セミトレーラ(その他) |
| 軸種 | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 |

包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。

<最外輪中心間距離 G値>

- 1: 200cm以下
- 2: 201cm~225cm
- 3: 226cm~250cm
- 4: 251cm~275cm
- 5: 276cm~300cm

<隣接軸重の制限値>
 特定申請車種において、以下の隣接軸重を満たす必要があります。
 隣り合う最外輪中心間距離は以下の通りです。
 ①軸重が1.8t未満の場合に隣接軸重が18t以下
 ②軸重が1.8t以上の場合に隣接軸重が20t以下
 ※隣り合う車輪に作る軸重が9.5t以下かつ軸距が1.3m以上の場合は隣接軸重が19t以下

トラクタ/トレーラ切替

| 整理番号 | 車名 | 型式 | A軸 | | | B軸 | | | C軸 | | | D軸 | | | E軸 | | | F軸 | | |
|------|-----------|-------------|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|
| | | | 輪数 | 軸重(t) | G値 |
| 1 | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 2 | 4.61 | 1 | 2 | 1.92 | 1 | | | | | | | | | | | | |

前の画面へ戻る 申請車両情報メニューへ戻る

画面項目の説明は、【単車の画面例】を参照して下さい。

【セミトレーラ (トレーラ) の画面例】

車両諸元説明書情報入力 (トレーラ)

| | |
|------|-----------------------|
| 申請車種 | 一般セミトレーラ(その他) |
| 軸種 | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 |

包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。

<最外輪中心間距離 G値>

- 1: 200cm以下
- 2: 201cm~225cm
- 3: 226cm~250cm
- 4: 251cm~275cm
- 5: 276cm~300cm

<隣接軸重の制限値>
 特殊車両において、以下の隣接軸重を満たす必要があります。
 ① 隣り合う車軸に係る軸距について、
 【軸距が1.3m未満の場合】隣接軸重が18t以下
 【軸距が1.3m以上の場合】隣接軸重が20t以下
 ※隣り合う車軸に係る軸重が16t以下かつ軸距が1.3m以上の場合は隣接軸重が19t以下

トラクタ/トレーラ切替

①

| 整理番号 | 車名 | 型式 | A軸 | | | B軸 | | | C軸 | | | D軸 | | | E軸 | | | F軸 | | |
|------|------|----------|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|
| | | | 輪数 | 軸重(t) | G値 |
| 1 | トレクス | TNF11501 | | | | | | | 4 | 2.43 | 1 | | | | | | | | | |
| 2 | 富士 | TS1585 | | | | | | | 4 | 1.73 | 1 | | | | | | | | | |
| 3 | 東急 | TF20K0D1 | | | | | | | 4 | 3.08 | 1 | | | | | | | | | |

前の画面へ戻る 申請車両情報メニューへ戻る

②

③

画面項目の説明は、【単車の画面例】を参照して下さい。

e. 車両諸元説明書情報入力画面 (自重他) (軸種：その他の場合)

軸種：その他の場合、連結した状態で車両諸元を入力する必要があります。

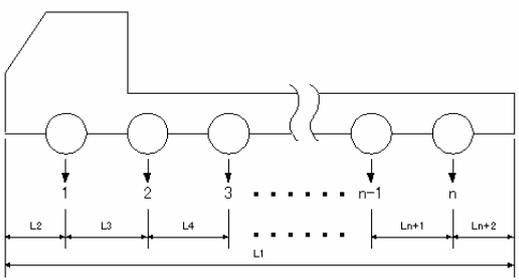
車両諸元説明書情報入力

新規に型式を追加する場合は「型式追加」ボタンを押して下さい。
 型式を削除する場合は「型式削除」ボタンを押して下さい。
 車名、型式より車両諸元データベースを参照する場合は、任意の型式を選択し「車両諸元参照」ボタンを押して下さい。
 車両の寸法は、貨物を積載した状態の寸法を入力して下さい。

車名、型式を変更する場合は、「申請車両情報登録メニュー」へ戻り、「車両内訳書入力」を選択して下さい。

| | |
|------|------------------|
| 申請車種 | 一般セミトレーラ(その他) |
| 軸種 | その他(トリプル軸有) - 8軸 |

包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。



①

| 整理番号 | 車名 | 型式 | 自重 | | | 幅(cm) | 高さ(cm) | 長さ(cm) | 積載物重量 | |
|------|-------------------|--------|---------|-------|--|-------|--------|--------|-------|-------|
| | | | 車両重量(t) | 乗員(人) | | | | | 前部(t) | 後部(t) |
| C | 1 クルップ インダストリーテック | AER255 | 28.90 | 2 | | 280 | 390 | 1470 | 16.80 | |
| C | 2 マンネスマン デマンティック | TRK180 | 31.20 | 2 | | 285 | 385 | 1520 | 20.20 | |

②

各車両諸元は、貨物積載時の諸元（連結車の場合、トラクタとトレーラを連結し、貨物を積載した状態の諸元）を入力して下さい。

- ① 車両重量には、連結車の場合はトラクタ、トレーラの重量を加算した値を入力して下さい。
- ② 次の画面に進む ボタンを押します。

※ 軸種：その他の場合、「車両諸元参照」機能は使用できません。

《留意点》

- 平成31年3月25日より、入力値に単位（桁数）誤りが存在することを検知するチェックが追加されました。下記のダイアログが表示された場合には入力値を確認して下さい。入力値に問題がない場合にはOKボタンを押し、修正を行う場合にはキャンセルボタンを押して下さい。



- 平成31年3月25日より、入力必須項目に未入力が存在する場合には下記の画面のように次の画面への遷移が制限されます。未入力項目がなくなることで次の画面へ遷移するボタンが押せるようになります。

| 整理番号 | 車名 | 型式 | A軸 | | | B軸 | | | C軸 | | | D軸 | | | E軸 | | | F軸 | | |
|------|----|------------|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|
| | | | 輪数 | 軸重(t) | G値 |
| 1 | 三菱 | KC-FS511TZ | 2 | 4.02 | 2 | 4 | 2.20 | 2 | 4 | 2.10 | 2 | | | | | | | | | |
| 2 | 三菱 | KC-FS511TZ | 2 | 5.88 | 2 | 2 | 4.01 | 2 | 2 | 4.00 | 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | 2 | 3.77 | 1 | 4 | 2.25 | 1 | 4 | 1.55 | | | | | | | | | | |

[前の画面へ戻る](#)
[申請車両情報メニューへ戻る](#)

※入力必須項目が入力されていません。入力してください。

f. 車両諸元説明書情報入力画面 (軸間距離) (軸種: その他の場合)

軸種: その他の場合、連結した状態で車両諸元を入力する必要があります。

車両諸元説明書情報入力

| | |
|------|------------------|
| 申請車種 | 一般セミトレーラ(その他) |
| 軸種 | その他(トリプル軸有) - 8軸 |

包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。

①

| 整理番号 | 車名 | 型式 | 軸間距離(cm) | | | | | | | | | |
|------|----------------|--------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | L1 | L2 | L3 | L4 | L5 | L6 | L7 | L8 | L9 | L10 |
| 1 | クラブ インダストリーテック | AER255 | 1470 | 90 | 110 | 150 | 410 | 120 | 150 | 90 | 90 | 260 |
| 2 | マンネスマン デマンティック | TRK180 | 1520 | 110 | 120 | 150 | 400 | 120 | 150 | 100 | 100 | 270 |

②

前の画面へ戻る
次の画面に進む

① 軸間距離は、図面から計算する等にて入力して下さい。

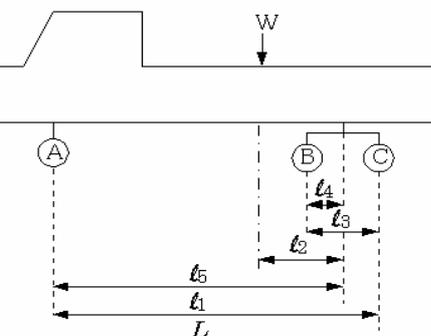
② 次の画面に進む ボタンを押します。

g. 車両諸元説明書情報入力画面 (軸重他) (軸種: その他の場合)

車両諸元説明書情報入力

車両諸元説明書情報入力

| | |
|------|---------------|
| 申請車種 | トラック |
| 軸種 | 軸数:3軸、トラック前1軸 |



< 最外輪中心間距離 G 値 >

- 1: 200cm以下
- 2: 201cm~225cm
- 3: 226cm~250cm
- 4: 251cm~275cm
- 5: 276cm~300cm

① 包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。

② < 隣接軸重の制限値 >
 特殊車種において、以下の隣接軸重を満たす必要があります。
 隣り合う車軸に係る軸重について、
 【軸距が1.8m未満の場合】隣接軸重が18t以下
 【軸距が1.8m以上の場合】隣接軸重が20t以下
 ※隣り合う車軸に係る軸重が2.5t以下かつ軸距が1.3m以上の場合
 隣接軸重が19t以下

| 車名 | 型式 | A軸 | | | B軸 | | | C軸 | | | D軸 | | | E軸 | | | F軸 | | | H軸 | | |
|-----------|------------|----|--------|-----|----|--------|-----|----|--------|-----|----|--------|-----|----|--------|-----|----|--------|-----|--------|------|---|
| | | 輪数 | 軸重 (t) | G 値 | 軸重 (t) | G 値 | |
| ニッサンディーゼル | KC-CD45BTH | 2 | 3.90 | 1 | 4 | 2.42 | 1 | 4 | 1.66 | 1 | | | | | | | | | | | 8.51 | 8 |
| 石川島建機 | CCH400W | 4 | 9.05 | 1 | 4 | 9.11 | 1 | 4 | 12.05 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| ふいそう | KL-FW50MNY | 2 | 4.98 | 1 | 2 | 2.41 | 1 | 2 | 2.32 | 1 | | | | | | | | | | | 8.9 | 8 |

前の画面へ戻る
申請車両情報メニューへ戻る

- ① A軸軸重には乗員重量を、各軸の軸重には積載貨物重量を分配した値を入力して下さい。A軸以外は各軸の軸重には積載貨物重量を分配した値を入力して下さい。(積載貨物重量の配分の仕方はメーカー、道路管理者等へご相談ください。) その他軸種の場合、車両の軸の構造が特殊であるため、システムでの軸重配分計算は行いません。
- ② 申請車両情報メニューへ戻る ボタンを押します。

v. 合成車両の表示

申請車両の合成車両としての諸元を確認 (表示) したい場合は、申請車両一覧画面において、**合成車両の表示**を押すと、以下のような**車両諸元に関する説明書画面**が表示されます。

複数の軸種を含んでいる場合は、軸種ごとの表として表示されます。

車両の諸元に関する説明書画面

| 車両の諸元に関する説明書 | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--------|------------|----------|-----------------------|---------|---------------|---------|---------|--------|--------|--------|----|---|
| 受付許可番号 | | | | | | | | | | | | | |
| 通行開始年月日 | | 平成28年2月21日 | | 通行終了年月日 | | 平成29年2月20日 | | | | | | | |
| 申請区分 | | 新規 | | 通行区分 | | 往復 | | | | | | | |
| 事業区分 | | 区域 | | 対象車両 | | ○ | | | | | | | |
| 積載貨物品名 | | 分類 | | 車 両(自走式) | | | | | | | | | |
| | | 品名 | | 商品自動車 | | | | | | | | | |
| 車種区分 | | 車両の種類 | | 一般セミトレー(その他) | | | | | | | | | |
| | | 軸種 | | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 | | | | | | | | | |
| 新規開発車両の基本通行条件 | | 高さ | | 該当せず | | | | | | | | | |
| | | 長さ | | 該当せず | | | | | | | | | |
| | | 重量 | | 該当せず | | | | | | | | | |
| | | 車両台数 | | 車両型式 | | 代表車両番号 | | | | | | | |
| トラクタ・トラクタ | | 3台 | | KL-CK552BAT | | 大宮001あ0001 | | | | | | | |
| トレーラ | | 3台 | | TNF11501 | | 大宮002あ0001 | | | | | | | |
| 総重量説明表 | | | | | | | | | | | | | |
| 自重 | | | | | 積載物重量 | | | 合計 | | | | | |
| トラクタ自重 | 乗員(2人) | 第1トレーラ自重 | 第2トレーラ自重 | 小計 | 前部 | 後部 | 小計 | | | | | | |
| 6.53 t | 0.11 t | 5.33 t | | 11.97 t | 14.00 t | | 14.00 t | 25.97 t | | | | | |
| 車両諸元表 | | | | | | | | | | | | | |
| 幅(B) | 高さ(H) | 長さ(L) | 最大軸重 | 最速軸距 | 最小隣接軸距 | 最大軸重軸最外輪中心間距離 | | | | | | | |
| 249 cm | 380 cm | 1634 cm | 9.76 t | 779 cm | 318 cm | 200 cm | | | | | | | |
| 各輪の軸間距離および荷重点等の距離 | | | | | | | | | | | | | |
| | I1 | I2 | I3 | I4 | I5 | I6 | I7 | I8 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | I9 | I10 | I11 | I12 | I13 | I14 | I15 | | - | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 荷重分布表 | | | | A軸輪数 輪 | B軸輪数 輪 | C軸輪数 輪 | D軸輪数 輪 | E軸輪数 輪 | F軸輪数 輪 | G軸輪数 輪 | H軸輪数 輪 | 合計 | |
| | | 自重+乗員 | | | | | | | | | | | - |
| | | 積載物 | | | | | | | | | | | - |
| | | 計 | | | | | | | | | | | - |
| | | 輪荷重 | | | | | | | | | | | - |
| 最外輪中心間距離(G)コード | | | | | | | | | | | | - | |

トラクタ

| 整理番号 | 車両自重 | | 積載物重量 | | 車両諸元 | | | 最大軸重 | 最遠軸距 | 最小隣接軸距 | 最大軸重軸最外輪中心間距離 |
|------|--------|--------|-------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| | トラクタ | 乗員 | 前部 | 後部 | 幅(B) | 高さ(H) | 長さ(L) | | | | |
| 1 | 6.53 t | 0.11 t | | | 249 cm | 286 cm | 555 cm | 9.76 t | 259 cm | 318 cm | 200 cm |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 合成値 | 6.53 t | 0.11 t | | | 249 cm | 286 cm | 555 cm | 9.76 t | 259 cm | 318 cm | 200 cm |

トラクタ

| 整理番号 | 各輪の軸間距離および荷重点等の距離 | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------------------|--------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | I1 | I2 | I3 | I4 | I5 | I6 | I7 | I8 | I9 | I10 | I11 | I12 | I13 | I14 | I15 |
| 1 | 318 cm | 259 cm | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

トラクタ

| 整理番号 | A軸 輪数 2輪 | | | | | B軸 輪数 2輪 | | | | | 合計 | |
|------|----------|--------|--------|--------|------|----------|--------|--------|--------|------|----|-----|
| | 空車時自重 | 積載物 | 計 | 輪荷重 | Gコード | 空車時自重 | 積載物 | 計 | 輪荷重 | Gコード | 自重 | 積載物 |
| 1 | 4.61 t | 1.79 t | 6.40 t | 3.20 t | 1 | 1.92 t | 7.84 t | 9.76 t | 4.88 t | 1 | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 合成値 | - | - | 6.40 t | 3.20 t | - | - | - | 9.76 t | 4.88 t | - | | |

| 整理番号 | 車両自重 | | 積載物重量 | | 車両諸元 | | | 最大軸重 | 最遠軸距 | 最小隣接軸距 | 最大軸重軸最外輪中心間距離 |
|------|--------|----|---------|----|--------|--------|---------|--------|---------|--------|---------------|
| | トレーラ | 乗員 | 前部 | 後部 | 幅(B) | 高さ(H) | 長さ(L) | | | | |
| 1 | 3.73 t | | 13.50 t | | 249 cm | 380 cm | 738 cm | 9.15 t | 655 cm | | 200 cm |
| 2 | 2.42 t | | 14.00 t | | 249 cm | 320 cm | 644 cm | 8.62 t | 520 cm | | 200 cm |
| 3 | 5.33 t | | 14.00 t | | 249 cm | 375 cm | 1079 cm | 9.70 t | 1002 cm | | 200 cm |
| 合成値 | 5.33 t | | 14.00 t | | 249 cm | 380 cm | 1079 cm | 9.70 t | 520 cm | | 200 cm |

| 整理番号 | 各輪の軸間距離および荷重点等の距離 | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------------------|----|---------|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | I1 | I2 | I3 | I4 | I5 | I6 | I7 | I8 | I9 | I10 | I11 | I12 | I13 | I14 | I15 |
| 1 | | | 655 cm | 329 cm | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | 520 cm | 264 cm | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | 1002 cm | 528 cm | | | | | | | | | | | |
| 合成値 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 整理番号 | A軸 輪数 輪 | | | | | B軸 輪数 輪 | | | | |
|------|------------|-----|---|-----|------|---------|-----|---|-----|------|
| | 空車時自重 + 乗員 | 積載物 | 計 | 輪荷重 | Gコード | 空車時自重 | 積載物 | 計 | 輪荷重 | Gコード |
| 1 | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |
| 合成値 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

| 整理番号 | C軸 輪数 4輪 | | | | | D軸 輪数 輪 | | | | | 合計 | |
|------|----------|--------|--------|--------|------|---------|-----|---|-----|------|----|-----|
| | 空車時自重) | 積載物 | 計 | 輪荷重 | Gコード | 空車時自重 | 積載物 | 計 | 輪荷重 | Gコード | 自重 | 積載物 |
| 1 | 2.43 t | 6.72 t | 9.15 t | 2.29 t | 1 | | | | | | | |
| 2 | 1.73 t | 6.89 t | 8.62 t | 2.16 t | 1 | | | | | | | |
| 3 | 3.08 t | 6.62 t | 9.70 t | 2.43 t | 1 | | | | | | | |
| 合成値 | - | - | 9.70 t | 2.43 t | - | - | - | - | - | - | - | - |

前画面へ戻る

3.3.3 型式ごとの車両諸元による車両情報入力 (入力手順例)

I. 軸種追加

申請・各種情報入力選択画面で車両情報入力ボタンを押した後、申請車両情報登録メニュー画面が以下のような状態で表示されます。

申請車両情報登録メニュー

新規に車両情報の登録を行う場合は、「軸種追加」ボタンを押して下さい。
 入力を行う軸種を選択し、車両型式・番号を入力する場合は「車両内訳書入力」ボタンを、車両諸元を入力する場合は「車両諸元説明書入力」ボタンを押して下さい。
 車両情報の入力完了した場合は、「登録」ボタンを押して下さい。

申請車種：一般セミトレーラ(その他) 認証トラクタを登録する場合には橋梁照査結果の表示ボタンを押下して認証トラクタとしてみなされていることを確認して下さい。

| 整理番号 | 軸種 | 最小回転半径(cm) |
|------|-----------------------|------------|
| 1 | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 | 1200 |

車両内訳書入力
車両諸元説明書入力
軸種追加
軸種削除
合成車両の表示
読み込み
橋梁照査結果の表示
車検証情報との照合

申請車種が表示されます

登録 前画面へ戻る

最初に申請車両の軸種を指定します。

軸種追加ボタンを押して、軸種を追加して下さい。

ボタン押下後、軸種指定画面が表示されます。

軸種指定画面

申請車両軸種を選択して下さい。
 「軸種説明図の表示」ボタンをクリックすると、申請車両の軸種の説明図が表示されます。

軸種を指定して下さい。軸種その他を指定する場合、全車両の軸数の合計(トリプル軸有)においては、H17.9.29適用のトリプル軸を有するセミトレーラは表示されません。

軸種: 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸

全車両

- 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸
- 軸数:4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸
- 軸数:5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸
- 軸数:4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸
- 軸数:5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸
- 軸数:6軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸
- 軸数:4軸、トラクタ前2軸、トレーラ後1軸
- 軸数:5軸、トラクタ前2軸、トレーラ後2軸
- 軸数:6軸、トラクタ前2軸、トレーラ後3軸
- その他(トリプル軸無)
- その他(トリプル軸有)

軸種説明図の表示

(S1.1-1)軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸

選択
リセット
前画面へ戻る

任意の軸種を指定後、選択ボタンを押して下さい。

申請車両情報登録メニュー画面へ戻ります。

II. 車両内訳書情報入力

申請車両情報登録メニュー

新規に車両情報の登録を行う場合は、「軸種追加」ボタンを押して下さい。
 入力を行う軸種を選択し、車両型式・番号を入力する場合は「車両内訳書入力」ボタンを、車両諸元を入力する場合は「車両諸元説明書入力」ボタンを押して下さい。
 車両情報の入力が完了した場合は、「登録」ボタンを押して下さい。

申請車種：一般セミトレーラ(その他) 認証トラクタを登録する場合には橋梁照査結果の表示ボタンを押下して認証トラクタとしてみなされていることを確認して下さい。

| 整理番号 | 軸種 | 最小回転半径(cm) |
|------|-----------------------|------------|
| ● 1 | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 | 1200 |

選択した軸種が追加されている事を確認して下さい。

軸種追加後、車両内訳書の入力を行います。

車両内訳書入力 ボタンを押して下さい。

ボタン押下後、「車両内訳一覧」が表示されます。

車両内訳一覧(トラクタ)

登録されている車両は以下の通りです。

新規に型式を追加する場合は、「型式追加」ボタンを押して下さい。
 型式を削除する場合は、「型式削除」ボタンを押して下さい。
 車両番号を修正する場合は、「型式修正」ボタンを押して下さい。
 代表車両を変更する場合は、代表車両にしたい型式の「設定」ボタンを押して下さい。

| | |
|------|-----------------------|
| 申請車種 | 一般セミトレーラ(その他) |
| 軸種 | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 |

| 整理番号 | 車名 | 型式 | 登録台数 | 代表車両番号設定 |
|------|----|----|------|-----------------------------------|
| ⑥ 1 | | | 1 | <input type="button" value="設定"/> |

| 代表車両 | 車名 | 型式 | 車両番号 |
|------|----|----|------|
| トラクタ | | | |
| トレーラ | | | |

- ① 「車両内訳一覧」の初期表示は上記の通り、全ての項目が空白で表示されます。初期入力時は、整理番号1について、ボタンを押して、車名、型式、車両番号を入力して下さい。
- ② 異なる型式を入力する場合は、ボタンを押して下さい。
- ③ 型式削除ボタンは型式を削除する際に使用します。
- ④ トラクタとトレーラの画面を切り替えます。
- で画面を戻ります。

車両内訳入力画面

登録されている車両は以下の通りです。

車両内訳入力画面新規に型式を追加する場合は、「車両番号追加」ボタンを押して下さい。
 車両番号を削除する場合は、「車両番号削除」ボタンを押して下さい。

| 整理番号 | 車名 | 型式 |
|------|----|----|
| 1 | | |

| 車両番号 整理番号 | 車両番号 |
|--------------|------|
| 1 | |

車名一覧

- CVS
- FAUN
- ふいそう
- ふいそうファイター
- アンチコ
- カトウ
- ギガ
- クルップ インダストリーテクニク
- コダイラ
- コベルコ
- コンドル
- タダノ
- トレクス
- ニッサンディーゼル
- フォワード
- フルハーフ
- マンネスマン デマーグ
- マンネスマン デマンティック
- メルセデスベンツ
- ユソーキ

陸運支局・自動車検査登録事務所一覧

| | | | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|------|----|-----|----|-----|
| 北見 | 青森 | 水戸 | 足立 | 飛騨 | 新潟 | 滋賀 | 鳥取 | 北九州 |
| 旭川 | 八戸 | 土浦 | 練馬 | 岐阜 | 長岡 | 京都 | 島根 | 福岡 |
| 札幌 | 岩手 | 栃木 | 品川 | 沼津 | 富山 | 大阪 | 岡山 | 筑豊 |
| 釧路 | 宮城 | 群馬 | 多摩 | 静岡 | 石川 | なにわ | 福山 | 久留米 |
| 帯広 | 秋田 | 能谷 | 八王子 | 浜松 | 福井 | 和泉 | 広島 | 佐賀 |
| 室蘭 | 庄内 | 春日部 | 川崎 | 尾張小牧 | 長野 | 姫路 | 山口 | 佐世保 |
| 函館 | 山形 | 大宮 | 横浜 | 名古屋 | | 神戸 | 徳島 | 長崎 |
| | 福島 | 所沢 | 湘南 | 三河 | | 奈良 | 香川 | 熊本 |
| | いわき | 野田 | 相模 | 豊橋 | | 和歌山 | 愛媛 | 大分 |
| | | 習志野 | 山梨 | 三重 | | | 高知 | 宮崎 |
| | | 千葉 | | | | | | 鹿児島 |
| | | 袖ヶ浦 | | | | | | 沖縄 |

申請車両の「車名」および「型式」を入力して下さい。

「車名」は、ボタン（参照ボタン）を押す事で、「車名一覧」を参照する事ができます。

車両番号を入力して下さい。

車両番号は、ボタン（参照ボタン）を押す事で、「陸運支局・自動車検査登録事務所一覧」を参照する事ができます。

2台以上の車両番号を入力する場合は、ボタンを押し、同じように車両番号を入力して下さい。

入力が終了したら、ボタンを押して下さい。

車両内訳一覧(トラクタ)

登録されている車両は以下の通りです。

新規に型式を追加する場合は、「型式追加」ボタンを押して下さい。
 型式を削除する場合は、「型式削除」ボタンを押して下さい。
 車両番号を修正する場合は、「型式修正」ボタンを押して下さい。
 代表車両を変更する場合は、代表車両にしたい型式の「設定」ボタンを押して下さい。

| | |
|------|-----------------------|
| 申請車種 | 一般ゼミトレーラ(その他) |
| 軸種 | 軸数:3軸,トラクタ前1軸,トレーラ後1軸 |

トラクタ/トレーラ切替

| 整理番号 | 車名 | 型式 | 登録台数 | 代表車両番号設定 |
|----------------------------------|----|-----------|------|----------|
| <input checked="" type="radio"/> | 1 | ニッサンディーゼル | 3 | 設定 |

| 代表車両 | 車名 | 型式 | 車両番号 |
|------|-----------|-------------|------------|
| トラクタ | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 大宮001あ0001 |
| トレーラ | | | |

型式追加
型式削除
型式修正

申請車両情報メニューへ戻る

登録した「車名」「型式」が反映されている事を確認して下さい。

「代表車両」には1台目に登録した車両の情報が自動で設定されます。
 変更する場合は、「代表車両番号設定」欄の任意の型式の「設定」ボタンを押して、変更して下さい。

2型式以上を登録する場合は、「型式追加」ボタンを押して下さい。

次にトレーラの「車両内訳書」情報を登録します。

トラクタ/トレーラ切替ボタンを押して下さい。
 表示情報が、トレーラに切り替わります。

車両内訳一覧(トレーラ)

登録されている車両は以下の通りです。

新規に型式を追加する場合は、「型式追加」ボタンを押して下さい。
 型式を削除する場合は、「型式削除」ボタンを押して下さい。
 車両番号を修正する場合は、「型式修正」ボタンを押して下さい。
 代表車両を変更する場合は、代表車両にしたい型式の「設定」ボタンを押して

タイトルが「トレーラ」に変わった事を確認して下さい。

| | | | |
|------|-----------------------|--|--|
| 申請車種 | 一般セミトレーラ(その他) | | |
| 軸種 | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 | | |

トラクタ/トレーラ切替 ④

| 整理番号 | 車名 | 型式 | 登録台数 | 代表車両番号設定 |
|------------------------------------|----|----|------|-----------------------------------|
| <input checked="" type="radio"/> 1 | | | 1 | <input type="button" value="設定"/> |

| 代表車両 | 車名 | 型式 | 車両番号 |
|------|-----------|-------------|------------|
| トラクタ | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 大宮001あ0001 |
| トレーラ | | | |

型式追加
型式削除
型式修正

②
③
①
申請車両情報メニューへ戻る

- ① 画面初期表示は、トラクタと同様に整理番号1が空白表示されます。
初期入力時は、整理番号1について、型式修正ボタンを押して、車名、型式、車両番号を入力して下さい。
- ② 異なる型式を入力する場合は、型式追加ボタンを押して下さい。
- ③ 型式削除ボタンは型式を削除する際に使用します。
- ④ トラクタとトレーラの画面を切り替えます。

申請車両情報メニューへ戻るで画面を戻ります。

車両内訳一覧(トレーラ)

登録されている車両は以下の通りです。

新規に型式を追加する場合は、「型式追加」ボタンを押して下さい。
 型式を削除する場合は、「型式削除」ボタンを押して下さい。
 車両番号を修正する場合は、「型式修正」ボタンを押して下さい。
 代表車両を変更する場合は、代表車両にしたい型式の「設定」ボタンを押して下さい。

| | |
|------|-----------------------|
| 申請車種 | 一般セミトレーラ(その他) |
| 軸種 | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 |

トラクタ/トレーラ切替

| 整理番号 | 車名 | 型式 | 登録台数 | 代表車両番号設定 |
|------------------------------------|------|----------|------|-----------------------------------|
| <input type="radio"/> 1 | トレクス | TNF11501 | 1 | <input type="button" value="設定"/> |
| <input type="radio"/> 2 | 富士 | TS1585 | 1 | <input type="button" value="設定"/> |
| <input checked="" type="radio"/> 3 | 東急 | TF20K0D1 | 1 | <input type="button" value="設定"/> |

| 代表車両 | 車名 | 型式 | 車両番号 |
|------|-----------|-------------|------------|
| トラクタ | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 大宮001あ0001 |
| トレーラ | トレクス | TNF11501 | 大宮002あ0001 |

「車両内訳書」情報の登録が終わったら、ボタンを押して下さい。

III. 車両諸元説明書入力

申請車両情報登録メニュー

申請車両情報登録メニュー

新規に車両情報の登録を行う場合は、「軸種追加」ボタンを押して下さい。
 入力を行う軸種を選択し、車両型式・番号を入力する場合は「車両内訳書入力」ボタンを、車両諸元を入力する場合は「車両諸元説明書入力」ボタンを押して下さい。
 車両情報の入力完了した場合は、「登録」ボタンを押して下さい。

申請車種：一般セミトレーラ(その他) 認証トラクタを登録する場合には橋梁照査結果の表示ボタンを押下して認証トラクタとしてみなされていることを確認して下さい。

| 整理番号 | 軸種 | 最小回転半径(cm) |
|------|-----------------------|------------|
| ◎ 1 | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 | 1200 |

次に「車両諸元説明書」情報を登録します。

車両諸元説明書入力ボタンを押して下さい。

ボタン押下後、車両諸元説明書情報入力画面が表示されます。

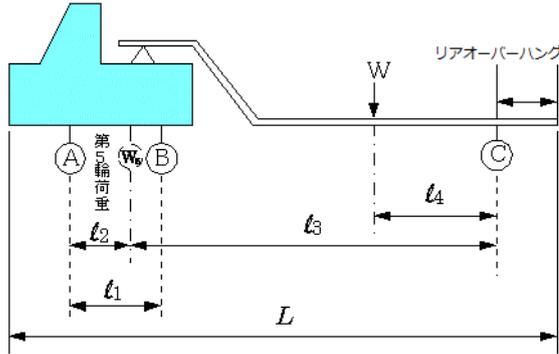
車両諸元説明書情報入力 (トラクタ)

新規に型式を追加する場合は「型式追加」ボタンを押して下さい。
 型式を削除する場合は「型式削除」ボタンを押して下さい。
 車名、型式より車両諸元データベースを参照する場合は、任意の型式を選択し「車両諸元参照」ボタンを押して下さい。
 車両の寸法は、貨物を積載した状態の寸法を入力して下さい。

車名、型式を変更する場合は、「申請車両情報登録メニュー」へ戻り、「車両内訳書入力」を選択して下さい。

| | |
|------|-----------------------|
| 申請車種 | 一般セミトレーラ(その他) |
| 軸種 | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 |

包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。



「車両内訳書」情報が登録済みなので、登録した型式分の「車名」「型式」と車両諸元の空白行が表示されます。
 (「車両内訳書」情報が未登録の場合、全ての項目が空白の行が1行表示されます)

トラクタ/トレーラ切替

| 整理番号 | 車名 | 型式 | 自重 | | | 幅(cm) | 高さ(cm) | 長さ(cm) | リアオーバーハング(cm) | 積載物重量 | |
|------|-----------|-------------|---------|-------|---------|-------|--------|--------|---------------|-------|-------|
| | | | トラクタ(t) | 乗員(人) | トレーラ(t) | | | | | 前部(t) | 後部(t) |
| 1 | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 6.53 | 2 | | 249 | 236 | 555 | | | |

型式追加 型式削除 **車両諸元参照**

申請車両情報メニューへ戻る 次の画面に進む

車両諸元を参照し、「車両諸元説明書」情報を登録します。

車両諸元参照ボタンを押して下さい。

車検証などを基に登録する場合は、車両諸元の参照をする必要はありません。

※車両諸元データがデータベースに存在しない場合は、車両の情報は参照できません。また、参照できるデータが表示され型式が同じでも数値が同じとは限りません。数値が完全一致しているかどうかを、必ず確認してください。

車両諸元説明書入力画面で、「車名」「型式」が表示されている行を指定した場合、車両諸元参照画面遷移時に検索結果が初期表示されます。

「車名」「型式」が非表示の行を指定、または違う「車名」「型式」で再検索したい場合は、「車名」「型式」欄に内容を入力し、**検索**ボタンを押して下さい。

車両諸元参照(トラック)

車名、型式を入力後、「検索」ボタンを押して下さい。
 型式は、4文字以上を入力して下さい。

車名： ※全角文字で入力してください。

型式： ※半角英数字で入力してください。 **検索**

| | 車名 | 型式 | 類別区分 | 長さ(cm) | 幅(cm) | 高さ(cm) | 重量(t) | 乗員定員 |
|-----------------------|-----------|-------------|------|--------|-------|--------|-------|------|
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 001 | 555 | 249 | 284 | 6.5 | 3 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 002 | 555 | 249 | 284 | 6.5 | 2 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 003 | 555 | 249 | 284 | 6.7 | 2 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 004 | 555 | 249 | 284 | 6.7 | 2 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 005 | 555 | 249 | 284 | 6.7 | 2 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 006 | 555 | 249 | 286 | 6.7 | 2 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 007 | 555 | 249 | 286 | 6.7 | 2 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 008 | 555 | 249 | 286 | 6.5 | 2 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 009 | 555 | 249 | 286 | 6.7 | 2 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 010 | 555 | 249 | 286 | 6.5 | 2 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 011 | 555 | 249 | 286 | 6.7 | 2 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 012 | 555 | 249 | 284 | 6.7 | 2 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 013 | 555 | 249 | 284 | 6.7 | 2 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 014 | 555 | 249 | 284 | 6.7 | 2 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 015 | 555 | 249 | 286 | 6.7 | 2 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 016 | 555 | 249 | 286 | 6.7 | 2 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 067 | 555 | 249 | 286 | 6.8 | 2 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 068 | 555 | 249 | 288 | 6.7 | 2 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 069 | 555 | 249 | 288 | 6.7 | 2 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 070 | 555 | 249 | 286 | 6.7 | 2 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 071 | 555 | 249 | 286 | 6.9 | 2 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 072 | 555 | 249 | 288 | 6.8 | 2 |
| <input type="radio"/> | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 073 | 555 | 249 | 288 | 6.9 | 2 |

「車名」「型式」に該当する車両情報がシステムに登録されている場合、一覧が初期表示されます。

設定 前画面へ戻る

申請車両の諸元に該当する、あるいは近い車両情報を指定し、**設定**ボタンを押して下さい。

設定ボタン押下後、車両諸元説明書情報入力画面へ戻ります。

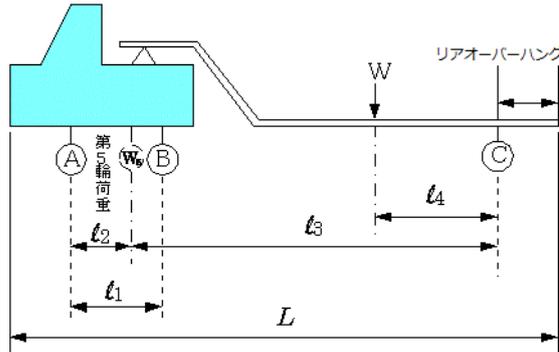
車両諸元説明書情報入力 (トラクタ)

新規に型式を追加する場合は「型式追加」ボタンを押して下さい。
 型式を削除する場合は「型式削除」ボタンを押して下さい。
 車名、型式より車両諸元データベースを参照する場合は、任意の型式を選択し「車両諸元参照」ボタンを押して下さい。
 車両の寸法は、貨物を積載した状態の寸法を入力して下さい。

車名、型式を変更する場合は、「申請車両情報登録メニュー」へ戻り、「車両内訳書入力」を選択して下さい。

| | |
|------|-----------------------|
| 申請車種 | 一般セミトレーラ(その他) |
| 軸種 | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 |

包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請して下さい。



トラクタ/トレーラ切替

| 整理番号 | 車名 | 型式 | 自重 | | | 幅(cm) | 高さ(cm) | 長さ(cm) | リアオーバーハング(cm) | 積載物重量 | |
|------|-----------|-------------|---------|-------|---------|-------|--------|--------|---------------|-------|-------|
| | | | トラクタ(t) | 乗員(人) | トレーラ(t) | | | | | 前部(t) | 後部(t) |
| 1 | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 6.53 | 2 | | 249 | 286 | 555 | | | |

型式追加 型式削除 車両諸元参照

申請車両情報メニューへ戻る 次の画面に進む

車両諸元の内容が自動で表示されます。

※ ただし、車両寸法は、貨物積載時の値を登録する必要があるため、全て「0」が設定されます。

※ また、車種によって入力項目も変わります。

次にトレーラの車両情報を参照設定します。

トラクタ/トレーラ切替ボタンを押して下さい。

車両諸元説明書情報入力 (トレーラ)

新規に型式を追加する場合は「型式追加」ボタンを押して下さい。
 型式を削除する場合は「型式削除」ボタンを押して下さい。
 車名、型式より車両諸元データベースを参照する場合は、任意の型式を選択し「車両諸元参照」ボタンを押して下さい。
 車両の寸法は、貨物を積載した状態の寸法を入力して下さい。

車名、型式を変更する場合は、「申請車両情報登録メニュー」へ戻り、「車両内訳書入力」を選択して下さい。

申請車種

軸種

トラクタと同様に「車両内訳書」情報が登録済みなので、登録した型式分の空白行と「車名」「型式」が表示されます。

・リアオーバーハングは、車両長17m超18m以下のセムトレーラ連結車の車両長の制限の緩和が認められており、入力が必要です。
 車両長:長さ1701~1750cm(リアオーバーハング320~420cm)
 車両長:長さ1751~1800cm(リアオーバーハング380~420cm)
 使用するリアオーバーハングは、トレーラの旋回中心から車両後端までの寸法としてください。
 トラクタのけん引能力超過とならないよう、申請車両の第5輪荷重がトラクタの車検証第5輪荷重を超過しないように入力してください。
 ※申請車両の第5輪荷重=(トレーラの車両総重量)-(トレーラの積載時軸重の合計)

トラクタ/トレーラ切替

| 整理番号 | 車名 | 型式 | 自重 | | | 幅(cm) | 高さ(cm) | 長さ(cm) | リアオーバーハング(cm) | 積載物重量 | | |
|------|----|-----|--------------|-------|---------|-------|--------|--------|---------------|-------|-------|--|
| | | | トラクタ・トラクタ(t) | 乗員(人) | トレーラ(t) | | | | | 前部(t) | 後部(t) | |
| ● | 1 | トレス | TNF11501 | | | 3.73 | 249 | 380 | 738 | 0 | 13.50 | |
| ○ | 2 | 富士 | TS1565 | | | 2.42 | 249 | 320 | 644 | 0 | 14.00 | |
| ○ | 3 | 東急 | TF20K0D1 | | | 5.33 | 249 | 375 | 1079 | 0 | 14.00 | |

型式追加 型式削除 車両諸元参照

トラクタと同様に、設定対象の整理番号を指定後、**車両諸元参照**ボタンを押し、車両諸元を参照設定して下さい。

車両諸元説明書情報入力 (トレーラ)

新規に型式を追加する場合は「型式追加」ボタンを押して下さい。
 型式を削除する場合は「型式削除」ボタンを押して下さい。
 車名、型式より車両諸元データベースを参照する場合は、任意の型式を選択し「車両諸元参照」ボタンを押して下さい。
 車両の寸法は、貨物を積載した状態の寸法を入力して下さい。

車名、型式を変更する場合は、「申請車両情報登録メニュー」へ戻り、「車両内訳書入力」を選択して下さい。

申請車種
 軸種

トラクタ/トレーラ切替

| 整理番号 | 車名 | 型式 | 自重 | | 幅(cm) | 高さ(cm) | 長さ(cm) | リアオーバーハング(cm) | 積載物重量 | |
|----------------------------------|----|------|----------------|---------|-------|--------|--------|---------------|-------|-------|
| | | | トラック・トラクタ乗員(人) | トレーラ(t) | | | | | 前部(t) | 後部(t) |
| <input checked="" type="radio"/> | 1 | トレクス | TNF11501 | | 3.73 | 249 | 380 | 738 | 0 | 13.50 |
| <input type="radio"/> | 2 | 富士 | TS1565 | | 2.42 | 249 | 320 | 644 | 0 | 14.00 |
| <input type="radio"/> | 3 | 東急 | TF20K0D1 | | 5.33 | 249 | 375 | 1079 | 0 | 14.00 |

型式追加 型式削除 車両諸元参照

申請車両情報メニューへ戻る 次の画面に進む

・リアオーバーハングは、車両長17m超18m以下のセミトレーラ連結車の車両長の制限の緩和対象車両のみ入力が必要です。
 緩和対象車両:長さ1701~1750cm(リアオーバーハング320~420cm)
 長さ1751~1800cm(リアオーバーハング380~420cm)
 ・入力するリアオーバーハングは、トレーラの旋回中心から車両後端までの寸法としてください。
 ・トラックのけん引能力超過にならないよう。
 ・申請車両の第5輪荷重がトラックの車検証第5輪荷重を超過しないように入力してください。
 ※申請車両の第5輪荷重=(トレーラの車両総重量)-(トレーラの積載時軸重の合計)

トラックと同様に、車両寸法と積載貨物重量を手入力して下さい。

車両寸法入力後、「車両諸元説明書」(軸間距離)の入力を行います。

次の画面に進むボタンを押して下さい。

※リアオーバーハングの入力について

平成27年6月より施行を開始する関係省令等の改正に伴い、45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直しを受けて、制限緩和の適合判定の対象車両の判定のため、リアオーバーハング値の入力欄を追加しました。

ただし、入力は任意のため、該当の車両でない場合等には入力は不要です。



リアオーバーハングは、トレーラの旋回中心軸から車両後端までの長さをいいます。

トラクタ／トレーラの車両諸元が、申請車両の諸元と違う場合、相違箇所を修正して下さい。

車両諸元説明書情報入力 (トラクタ)

| | |
|------|-----------------------|
| 申請車種 | 一般セミトレーラ(その他) |
| 軸種 | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 |

包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。

トラクタ/トレーラ切替

| 整理番号 | 車名 | 型式 | 軸間距離(cm) | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----------|-------------|----------|-----|----|----|----|----|----|----|----|-----|--|--|--|--|--|--|
| | | | L1 | L2 | L3 | L4 | L5 | L6 | L7 | L8 | L9 | L10 | | | | | | |
| 1 | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 318 | 259 | | | | | | | | | | | | | | |

前の画面へ戻る
次の画面に進む

車両諸元説明書情報入力 (トレーラ)

| | |
|------|-----------------------|
| 申請車種 | 一般セミトレーラ(その他) |
| 軸種 | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 |

包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。

トラクタ/トレーラ切替

| 整理番号 | 車名 | 型式 | 軸間距離(cm) | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|----------|----------|----|------|-----|----|----|----|----|----|-----|--|--|--|--|--|--|
| | | | L1 | L2 | L3 | L4 | L5 | L6 | L7 | L8 | L9 | L10 | | | | | | |
| 1 | トレクス | TNF11501 | | | 655 | 329 | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 富士 | TS1565 | | | 520 | 264 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 東急 | TF20K0D1 | | | 1002 | 528 | | | | | | | | | | | | |

前の画面へ戻る
次の画面に進む

表示内容に問題がなければ、次の画面に進むボタンを押して、車両諸元説明書情報入力画面 (軸重他) へ進んで下さい。

「車両諸元説明書」(軸間距離)と同様に内容を確認し、相違箇所を修正して下さい。

車両諸元説明書情報入力 (トラクタ)

| | |
|------|-----------------------|
| 申請車種 | 一般セミトレーラ(その他) |
| 軸種 | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 |

<最外輪中心間距離 G値>

- 1: 200cm以下
- 2: 201cm~225cm
- 3: 226cm~250cm
- 4: 251cm~275cm
- 5: 276cm~300cm

| 整理番号 | 車名 | 型式 | A軸 | | | B軸 | | | C軸 | | | D軸 | | | E軸 | | | F軸 | | |
|------|-----------|-------------|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|
| | | | 輪数 | 軸重(t) | G値 |
| 1 | ニッサンディーゼル | KL-CK552BAT | 2 | 4.61 | 1 | 2 | 1.92 | 1 | | | | | | | | | | | | |

前の画面へ戻る 申請車両情報メニューへ戻る

車両諸元説明書情報入力 (トレーラ)

| | |
|------|-----------------------|
| 申請車種 | 一般セミトレーラ(その他) |
| 軸種 | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 |

<最外輪中心間距離 G値>

- 1: 200cm以下
- 2: 201cm~225cm
- 3: 226cm~250cm
- 4: 251cm~275cm
- 5: 276cm~300cm

| 整理番号 | 車名 | 型式 | A軸 | | | B軸 | | | C軸 | | | D軸 | | | E軸 | | | F軸 | | |
|------|-----|----------|----|-------|----|----|-------|----|------|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|
| | | | 輪数 | 軸重(t) | G値 | 輪数 | 軸重(t) | G値 | 輪数 | 軸重(t) | G値 | 輪数 | 軸重(t) | G値 | 輪数 | 軸重(t) | G値 | 輪数 | 軸重(t) | G値 |
| 1 | トレス | TNF11501 | | | | | | 4 | 2.43 | 1 | | | | | | | | | | |
| 2 | 富士 | TS1585 | | | | | | 4 | 1.73 | 1 | | | | | | | | | | |
| 3 | 東急 | TF20K0D1 | | | | | | 4 | 3.08 | 1 | | | | | | | | | | |

前の画面へ戻る 申請車両情報メニューへ戻る

表示内容に問題がなければ、申請車両情報メニューへ戻るボタンを押して下さい。
ボタン押下後、「申請車両情報登録メニュー」へ遷移します。

※ 車両諸元の参照を行わない、あるいはシステム上に該当する型式が登録されていない場合は、車両諸元説明書情報を手入力で登録して下さい。

IV. 最小回転半径の入力

申請車両情報登録メニュー画面

申請車両情報登録メニュー

新規に車両情報の登録を行う場合は、「軸種追加」ボタンを押して下さい。
 入力を行う軸種を選択し、車両型式・番号を入力する場合は「車両内訳書入力」ボタンを、車両諸元を入力する場合は「車両諸元説明書入力」ボタンを押して下さい。
 車両情報の入力が完了した場合は、「登録」ボタンを押して下さい。

申請車種：一般セミトレーラ(その他)

認証トラクタを登録する場合は橋梁照査結果の表示ボタンを押下して認証トラクタとしてみなされていることを確認して下さい。

| 整理番号 | 軸種 | 最小回転半径(cm) |
|------|------------------------|------------|
| 1 | 軸数: 3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 | 1200 |

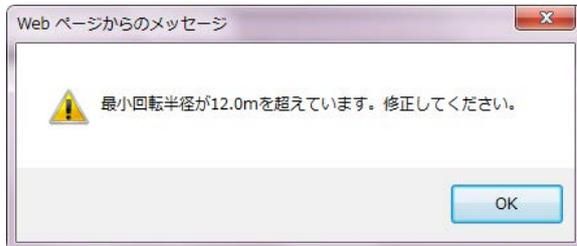
車両内訳書入力 車両諸元説明書入力 軸種追加 軸種削除 合成車両の表示 読み込み 橋梁照査結果の表示 車検証情報との照合

登録 前画面へ戻る

最小回転半径を入力すれば、車両情報の入力は完了です。

最小回転半径を入力してください。最小回転半径は合成車両の表示ボタンを押下した際に以下のチェックがかかります。

1. 車種が特例8車種及び海上コンテナで最小回転半径が12.0mを超過する場合
 下記のエラーメッセージが表示されます。**OK**ボタンを押下して最小回転半径を修正してください。



2. 車種が特例8車種及び海上コンテナ以外で最小回転半径が12.0mを超過する場合
 下記のメッセージが表示されます。入力値に問題がない場合には**OK**ボタンを押下し、最小回転半径を修正する場合には**キャンセル**ボタンを押下してください。



V. 車両の合成値の確認

平成31年3月25日より、車両の合成値の確認が義務化されました。そのため、**合成車両の表示**ボタンを押下し、車両の合成値の確認を行わないと**登録**ボタンが押下できません。車両の合成値の確認が行われていない場合、下記のように画面右下に**合成車両の表示**ボタンを押下するようにメッセージが表示されます。メッセージが表示されている場合は、**登録**ボタンは押下することができません。

申請車両情報登録メニュー

新規に車両情報の登録を行う場合は、「軸種追加」ボタンを押して下さい。
 入力を行う軸種を選択し、車両型式・番号を入力する場合は「車両内訳書入力」ボタンを、車両諸元を入力する場合は「車両諸元説明書入力」ボタンを押して下さい。
 車両情報の入力完了した場合は、「登録」ボタンを押して下さい。

申請車種：トラック 認証トラックを登録する場合には橋梁照査結果の表示ボタンを押下して認証トラックとしてみなされていることを確認して下さい。

| 整理番号 | 軸種 | 最小回転半径(cm) |
|------|---------------|------------|
| ● 1 | 軸数:3軸、トラック前1軸 | 1200 |

全ての軸種に対し「合成車両の表示」で合成値を確認した後、登録ボタンをクリックしてください。

合成車両の表示ボタンを押下し、**車両の諸元に関する説明書画面**にて車両の合成値を確認すると、**申請車両情報登録メニュー画面**にて**登録**ボタンが押せるようになります。

申請車両情報登録メニュー

新規に車両情報の登録を行う場合は、「軸種追加」ボタンを押して下さい。
 入力を行う軸種を選択し、車両型式・番号を入力する場合は「車両内訳書入力」ボタンを、車両諸元を入力する場合は「車両諸元説明書入力」ボタンを押して下さい。
 車両情報の入力完了した場合は、「登録」ボタンを押して下さい。

申請車種：一般セミトレーラ(その他) 認証トラックを登録する場合には橋梁照査結果の表示ボタンを押下して認証トラックとしてみなされていることを確認して下さい。

| 整理番号 | 軸種 | 最小回転半径(cm) |
|------|-----------------------|------------|
| ● 1 | 軸数:3軸、トラック前1軸、トレーラ後1軸 | 1200 |

VI. 車両情報入力完了

申請車両情報登録メニュー画面

申請車両情報登録メニュー

新規に車両情報の登録を行う場合は、「軸種追加」ボタンを押して下さい。
 入力を行う軸種を選択し、車両型式・番号を入力する場合は「車両内訳書入力」ボタンを、車両諸元を入力する場合は「車両諸元説明書入力」ボタンを押して下さい。
 車両情報の入力完了した場合は、「登録」ボタンを押して下さい。

申請車種：一般セミトレーラ(その他) 認証トラクタを登録する場合には橋梁照査結果の表示ボタンを押下して認証トラクタとしてみなされていることを確認して下さい。

| 整理番号 | 軸種 | 最小回転半径(cm) |
|------|-----------------------|------------|
| ● 1 | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 | 1200 |

車両内訳書入力
車両諸元説明書入力
軸種追加
軸種削除
合成車両の表示
読み込み
橋梁照査結果の表示
車検証情報との照合

登録
前画面へ戻る

車両情報の入力を終える場合は、登録ボタンを押して下さい。
登録ボタン押下後、申請・各種情報入力選択画面へ戻ります。

車両の諸元に関する説明書画面

| 車両の諸元に関する説明書 | | | |
|---------------|------------|-----------------------|------------|
| 受付許可番号 | | | |
| 通行開始年月日 | 平成28年2月21日 | 通行終了年月日 | |
| 申請区分 | 新規 | 通行区分 | |
| 事業区分 | 区域 | 対象車両 | ○ |
| 積載貨物品名 | 分類 | 車両(自走式) | |
| | 品名 | 商品自動車 | |
| 車種区分 | 車両の種類 | 一般セミトレーラ(その他) | |
| | 軸種 | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 | |
| 新規開発車両の基本通行条件 | 高さ | 該当せず | |
| | 長さ | 該当せず | |
| | 重量 | 該当せず | |
| | 車両台数 | 車両型式 | 代表車両番号 |
| トラクタ | 3台 | KL-CK552BAT | 大宮001あ0001 |
| トレーラ | 3台 | TNF11501 | 大宮002あ0001 |

※大型車誘導区間の許可基準を満たす車両諸元の場合、対象車両に“○”が付きます。

| 総重量説明表 | | | | | | | | |
|--------|--------|----------|----------|---------|---------|----|---------|---------|
| 自重 | | | | | 積載物重量 | | | 合計 |
| トラクタ自重 | 乗員(2人) | 第1トレーラ自重 | 第2トレーラ自重 | 小計 | 前部 | 後部 | 小計 | |
| 6.53 t | 0.11 t | 5.33 t | | 11.97 t | 14.00 t | | 14.00 t | 25.97 t |

| 車両諸元表 | | | | | | | |
|-------------------|--------|---------|--------|--------|--------|---------------|----|
| 幅(B) | 高さ(H) | 長さ(L) | 最大軸重 | 最遠軸距 | 最小隣接軸距 | 最大軸重軸最外輪中心間距離 | |
| 249 cm | 380 cm | 1634 cm | 9.76 t | 779 cm | 318 cm | 200 cm | |
| 各輪の軸間距離および荷重点等の距離 | | | | | | | |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 110 | 111 | 112 | 113 | 114 | 115 | - |

| 荷重分布表 | 軸重 | 自重+乗員 | A軸輪数 | B軸輪数 | C軸輪数 | D軸輪数 | E軸輪数 | F軸輪数 | G軸輪数 | H軸輪数 | 合計 | |
|----------------|-----|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|---|
| | | 積載物 | | | | | | | | | | - |
| | | 計 | | | | | | | | | | - |
| | 輪荷重 | | | | | | | | | | - | |
| 最外輪中心間距離(G)コード | | | | | | | | | | | - | |

トラクタ

| 整理番号 | 車両自重 | | 積載物重量 | | 車両諸元 | | | 最大軸重 | 最遠軸距 | 最小隣接軸距 | 最大軸重軸最外輪中心間距離 |
|------|--------|--------|-------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| | トラクタ | 乗員 | 前部 | 後部 | 幅(B) | 高さ(H) | 長さ(L) | | | | |
| 1 | 6.53 t | 0.11 t | | | 249 cm | 286 cm | 555 cm | 9.76 t | 259 cm | 318 cm | 200 cm |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 合成値 | 6.53 t | 0.11 t | | | 249 cm | 286 cm | 555 cm | 9.76 t | 259 cm | 318 cm | 200 cm |

トラクタ

| 整理番号 | 各輪の軸間距離および荷重点等の距離 | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------------------|--------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | I1 | I2 | I3 | I4 | I5 | I6 | I7 | I8 | I9 | I10 | I11 | I12 | I13 | I14 | I15 |
| 1 | 318 cm | 259 cm | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

トラクタ

| 整理番号 | A軸 輪数 2輪 | | | | | B軸 輪数 2輪 | | | | | 合計 | |
|------|----------|--------|--------|--------|------|----------|--------|--------|--------|------|----|-----|
| | 空車時自重) | 積載物 | 計 | 輪荷重 | Gコード | 空車時自重 | 積載物 | 計 | 輪荷重 | Gコード | 自重 | 積載物 |
| 1 | 4.61 t | 1.79 t | 6.40 t | 3.20 t | 1 | 1.32 t | 7.84 t | 9.76 t | 4.88 t | 1 | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 合成値 | - | - | 6.40 t | 3.20 t | - | - | - | 9.76 t | 4.88 t | - | | |

| 整理番号 | 車両自重 | | 積載物重量 | | 車両諸元 | | | 最大軸重 | 最遠軸距 | 最小隣接軸距 | 最大軸重軸最外輪中心間距離 |
|------|--------|----|---------|----|--------|--------|---------|--------|---------|--------|---------------|
| | トレーラ | 乗員 | 前部 | 後部 | 幅(B) | 高さ(H) | 長さ(L) | | | | |
| 1 | 3.73 t | | 13.50 t | | 249 cm | 380 cm | 738 cm | 9.15 t | 655 cm | | 200 cm |
| 2 | 2.42 t | | 14.00 t | | 249 cm | 320 cm | 644 cm | 8.62 t | 520 cm | | 200 cm |
| 3 | 5.33 t | | 14.00 t | | 249 cm | 375 cm | 1079 cm | 9.70 t | 1002 cm | | 200 cm |
| 合成値 | 5.33 t | | 14.00 t | | 249 cm | 380 cm | 1079 cm | 9.70 t | 520 cm | | 200 cm |

| 整理番号 | 各輪の軸間距離および荷重点等の距離 | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------------------|----|---------|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | I1 | I2 | I3 | I4 | I5 | I6 | I7 | I8 | I9 | I10 | I11 | I12 | I13 | I14 | I15 |
| 1 | | | 655 cm | 329 cm | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | 520 cm | 264 cm | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | 1002 cm | 528 cm | | | | | | | | | | | |

| 整理番号 | A軸 輪数 輪 | | | | | B軸 輪数 輪 | | | | |
|------|------------|-----|---|-----|------|---------|-----|---|-----|------|
| | 空車時自重 + 乗員 | 積載物 | 計 | 輪荷重 | Gコード | 空車時自重 | 積載物 | 計 | 輪荷重 | Gコード |
| 1 | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |
| 合成値 | - | - | | | | - | - | | | |

| 整理番号 | C軸 輪数 4輪 | | | | | D軸 輪数 輪 | | | | | 合計 | |
|------|----------|--------|--------|--------|------|---------|-----|---|-----|------|----|-----|
| | 空車時自重) | 積載物 | 計 | 輪荷重 | Gコード | 空車時自重 | 積載物 | 計 | 輪荷重 | Gコード | 自重 | 積載物 |
| 1 | 2.43 t | 6.72 t | 9.15 t | 2.29 t | 1 | | | | | | | |
| 2 | 1.73 t | 6.89 t | 8.62 t | 2.16 t | 1 | | | | | | | |
| 3 | 3.08 t | 6.62 t | 9.70 t | 2.43 t | 1 | | | | | | | |
| 合成値 | - | - | 9.70 t | 2.43 t | - | - | - | | | | | |

前画面へ戻る

- ※ 道路法改正による大型車を誘導すべき道路（大型車誘導区間）の導入に伴う適用対象車両は、車両情報入力において、以下の大型車誘導区間の許可基準を満たす車両諸元の場合となります。
- ※ 平成27年6月より施行を開始する車両の大型化に対応した許可基準の見直し等に関する関係省令等の整備（バン型等のセミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一及び、45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直し）によって、大型車誘導区間の許可基準に係わる対象車両の範囲が拡大されました。（下表の赤枠の箇所が該当）

<大型車誘導区間手数料対象車両の車両諸元>

| 車両諸元 | | | | | | | | | |
|--------|---|--------|-------|-------|---------|---|------------------|-------|-------|
| | 国際海上コンテナ車 | 新規格車 | | | | その他の限度超過車両 | | | |
| | | 単車 | 連結車 | | 単車 | 連結車 | | | |
| | | | 追加3車種 | 特例5車種 | | セミトレーラ連結車 特例5車種及び追加3車種 | フルトレーラ連結車 その他 | ダブルス | |
| 幅 | 2.5m以下 | | | | | | | | |
| 高さ | 4.1m以下 | 3.8m以下 | | | 4.1m以下 | | | | |
| 長さ | 17m以下 | 12m以下 | | | 12m以下 | 17m以下 (後軸の旋回中心から車両後端までの距離が3.2m以上3.8m未満の場合は17.5m以下、3.8m以上4.2m以下の場合は18m以下) | | 19m以下 | 21m以下 |
| 最小回転半径 | 12m以下 | | | | | | | | |
| 総重量 | 44t以下 | 25t以下 | 26t以下 | 39t以下 | 44t以下 | | | | |
| 軸重 | 11.5t以下 | 10t以下 | | | 11.5t以下 | | 10t以下 | | |
| 隣接軸重 | 隣り合う車軸に係る軸距が1.8m未満の場合18 t以下 1.8 m以上の場合 20 t以下 (隣り合う車軸に係る軸距が1.3 m 以上であり、当該隣り合う車軸に係る軸重がいずれも9.5t 以下の場合 19t 以下) | | | | | | | | |
| 輪荷重 | 5.75t以下 | 5t以下 | | | 5.75t以下 | | 5t以下 | | |
| 通行経路 | | | | | | | | | |
| 通行経路 | 大型車誘導区間のみを通行していること | | | | | | | | |

当該の申請車両が適用対象車両である場合には、車両の諸元に関する説明書の対象車両の欄に“○”が表示されます。（3-77頁を参照）

3.3.4 橋梁照査式による適合判定の確認

I. 橋梁照査式の適合判定チェック

申請車両情報登録メニュー画面において、**橋梁照査結果の表示**ボタンを押下すると、**橋梁照査結果内容確認画面**のウィンドウを表示し、海上コンテナの橋梁照査式における制限緩和対象車両であるか否か、照査結果が一覧で表示されます。

申請車両情報登録メニュー画面

申請車両情報登録メニュー

新規に車両情報の登録を行う場合は、「軸種追加」ボタンを押して下さい。
 入力を行う軸種を選択し、車両型式・番号を入力する場合は「車両内訳書入力」ボタンを、車両諸元を入力する場合は「車両諸元説明書入力」ボタンを押して下さい。
 車両情報の入力が完了した場合は、「登録」ボタンを押して下さい。

申請車種：海上コンテナ(8'6)

| 整理番号 | 軸種 | 最小回転半径(cm) |
|------|-----------------------|------------|
| 1 | 軸数:5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸 | 1000 |

車両内訳書入力
車両諸元説明書入力
軸種追加
軸種削除
合成車両の表示
読み込み
橋梁照査結果の表示
車検証情報との照合

登録 前画面へ戻る

①

橋梁照査結果内容確認画面

橋梁照査結果内容確認

申請車種：海上コンテナ(8'6)

橋梁照査の結果を確認してください。
 「通行条件特例適用」に「○」が付いている場合、経路毎の通行条件について特例を適用した重量算定を行います。

| 軸種 | 認証 トラクタ | 軸重 緩和条件 | 橋梁照査結果 | | | | | |
|-----------------------|------------|------------|------------------|-----|--------------|-----------------------|-----|--------------|
| | | | 高速自動車国道等及び重さ指定道路 | | | 橋梁の設計荷重がTL-20活荷重以上の道路 | | |
| | | | 照査1 | 照査2 | 通行条件 特例適用 | 照査1 | 照査2 | 通行条件 特例適用 |
| 軸数:5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × |

閉じる

②

③

i. 車両情報入力における橋梁照査式による適合判定チェックを行う

| 手順 | 操作内容 |
|----|---|
| 1 | ①橋梁照査結果の表示ボタンを押す。 |
| 2 | 橋梁照査結果内容確認画面のウィンドウが表示されます。 照合結果のメッセージ内容を確認します。 |

→ 橋梁照査結果内容確認画面

①橋梁照査結果の表示

申請車両情報登録メニュー画面の橋梁照査結果の表示ボタンを押すと、入力した車両諸元情報をもとに、登録車両が橋梁照査式の適合車両であるか否かを判定し、橋梁照査結果内容確認画面に表示されます。

②橋梁照合結果一覧表示

申請車両情報登録メニュー画面で入力した車両諸元情報に対するバン型等のセミトレーラ連結車に対して、海上コンテナ照査実施要領に基づく橋梁照査式の適合判定処理を行い、申請単位に、認証トラクタの有無、軸重緩和条件、橋梁照査結果として「高速自動車国道等及び指定道路」、「設計荷重がTL-20設計荷重以上である道路」毎に照査1、照査2、通行条件特例適用の判定結果を表示します。

適合する場合には「○」が表示されます。上記の認証トラクタ、軸重緩和条件、橋梁照査結果（照査1、照査2、通行条件特例適用）の全てが「○」である場合に限り、“適合”とみなされます。

なお、複数軸種の場合には、申請車両の中で厳しい条件の車両情報で判定されます。

③閉じる

橋梁照査結果内容確認画面のウィンドウを閉じます。

3.3.5 車検証情報との照合

I. 車検証情報照合結果表示画面

申請車両情報登録メニュー画面において、「車検証情報との照合」ボタンを押下すると、車検証情報照合結果表示画面のウィンドウを起動し、入力した車両諸元情報と車検証情報との照合結果が表示されます。

照合対象項目は、乗車（乗車定員）、自重（車両重量）、積載物重量（最大積載量）、軸重の4つです。

車検証情報照合結果表示

型式単位に、車両自重・積載物重量・軸重・乗員数をチェックしています。
チェック結果は「照合結果」欄に表示されるメッセージを参照してください。

| | | | | | | |
|---|------|--|--|--|--|--|
| ① | 軸種 | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 | | | | |
| ② | 照合結果 | 全21件のエラーがありました。内容を確認してください。 解消できないエラーがある場合は窓口での審査を行いますので、必ず車検証をスキャンしたものを添付して提出してください。 | | | | |

| 車両諸元入力内容 | | | | 車検証登録内容 | | |
|----------|-----|-------|--------|-------------|-------|--------|
| 牽引区分 | 型式 | 項目名 | 入力内容 | 車両番号 | 項目名 | 登録内容 |
| トラクタ | AAA | 乗員 | 1人 | 水戸 100か6981 | 乗車定員 | 2人 |
| トラクタ | AAA | 自重 | 4700kg | 水戸 100か6981 | 車両重量 | 7400kg |
| トラクタ | BBB | 乗員 | 2人 | トラクタ99さ2004 | 乗車定員 | 3人 |
| トラクタ | BBB | 自重 | 4500kg | トラクタ99さ2004 | 車両重量 | 7900kg |
| トラクタ | CCC | 乗員 | 2人 | トラクタ99さ2009 | 乗車定員 | 3人 |
| トラクタ | CCC | 自重 | 4700kg | トラクタ99さ2009 | 車両重量 | 8300kg |
| トレーラ | DDD | 自重 | 4200kg | 和泉 130か86 | 車両重量 | 7350kg |
| トレーラ | DDD | 積載物重量 | 6600kg | 和泉 130か86 | 最大積載量 | 6500kg |
| トレーラ | EEE | 自重 | 5900kg | セミトレ99さ3004 | 車両重量 | 8300kg |
| トレーラ | EEE | 積載物重量 | 9100kg | セミトレ99さ3004 | 最大積載量 | 9000kg |

1 2 3
③

④

⑤

⑥

閉じる

⑦

⑧

⑨

⑩

①軸重

申請車両情報登録メニュー画面のラジオボタンで選択した軸種名が表示されます。

②照合結果メッセージ

照合結果がメッセージで表示されます。

③車両諸元内容（牽引区分）

当該車両諸元の牽引区分が表示されます。

- ・トラック
- ・トラクタ
- ・トレーラ
- ・第1トレーラ
- ・第2トレーラ

④車両諸元内容（型式）

当該車両諸元の形式名が表示されます。

⑤車両諸元内容（項目名）

当該車両諸元の項目名が表示されます。

- ・乗員
- ・自重
- ・積載物重量
- ・軸重（X軸）

⑥車両諸元内容（入力内容）

当該車両諸元の入力値が単位（人またはkg）付きで表示されます。

⑦車検証登録内容 (車両番号)

照合時に取得した車両番号が表示されます。

⑧車検証登録内容 (項目名)

車検証項目名が表示されます。

- ・乗車乗員
- ・車両重量
- ・最大積載量
- ・軸重 (前前)
- ・軸重 (前後)
- ・軸重 (後前)
- ・軸重 (後後)

⑨車検証登録内容 (登録内容)

車検証の登録情報が単位 (人またはkg) 付きで表示されます。

⑩明細行数

画面1ページあたり10明細とし、超過分はページが切り替わって表示されます。

II. 照合結果欄メッセージ定義

| No | ケース | 表示メッセージ定義 |
|----|--|---|
| 1 | 「照合エラーあり」かつ 「全ての型式について車検 証情報照合を実施している」 (※1) | 全 XXX 件のエラーがありました。内容を確認してください。 解消できないエラーがある場合は窓口での審査を行いますので、必ず車検証をスキャンしたものを添付して提出してください。 |
| 2 | 「照合エラーあり」かつ 「車検証情報照合を行って いない型式がある」 | 全 XXX 件のエラーがありました。内容を確認してください。 車検証情報が未登録のため、照合を行っていない型式があります。 恐れ入りますが窓口での審査を行うため、必ず車検証をスキャンしたものを添付して提出してください。 |
| 3 | 「照合エラーなし」かつ 「全ての型式について車検 証情報照合を実施している」 | 車検証情報と照合した結果、エラーはありません。 |
| 4 | 「照合エラーなし」かつ 「車検証情報照合を行って いない型式がある」 | 車検証情報と照合した結果、エラーはありません。 車検証情報が未登録のため、照合を行っていない型式があります。 恐れ入りますが窓口での審査を行うため、必ず車検証をスキャンしたものを添付して提出してください。 |
| 5 | 車両内訳書と車両諸元説明 書の型式数不一致 | 車両内訳書の型式数と車両諸元説明書の型式数が一致していないた め、車検証情報との照合を行うことができません。 「車両内訳書入力」ボタン、または「車両諸元説明書入力」ボタン より修正を行ってください。 |
| 6 | 車両番号が未登録の型式あ り (※2) | 車両番号が未登録の型式があるため、車検証情報との照合を行うこ とができません。 「車両内訳書入力」ボタンから、車両番号の登録を行ってください。 型 式 : XXXXXXXXXXX, XXXXXXXXXXX, XXXXXXXXXXX, XXXXXXXX, XXXXXXXXXX (他あり) |
| 7 | 入力された全ての車両番号 が車検証 DB に登録なし | 車検証情報が未登録のため、照合を行っていない型式があります。 恐れ入りますが窓口での審査を行うため、必ず車検証をスキャンし たものを添付して提出してください。 |

(※1) 「全XXX件」には、明細行数をカウントして表示する。

(※2) 軸種内の型式名は5件まで表示し、6件以上ある場合は末尾に「(他あり)」の文言を付加する。

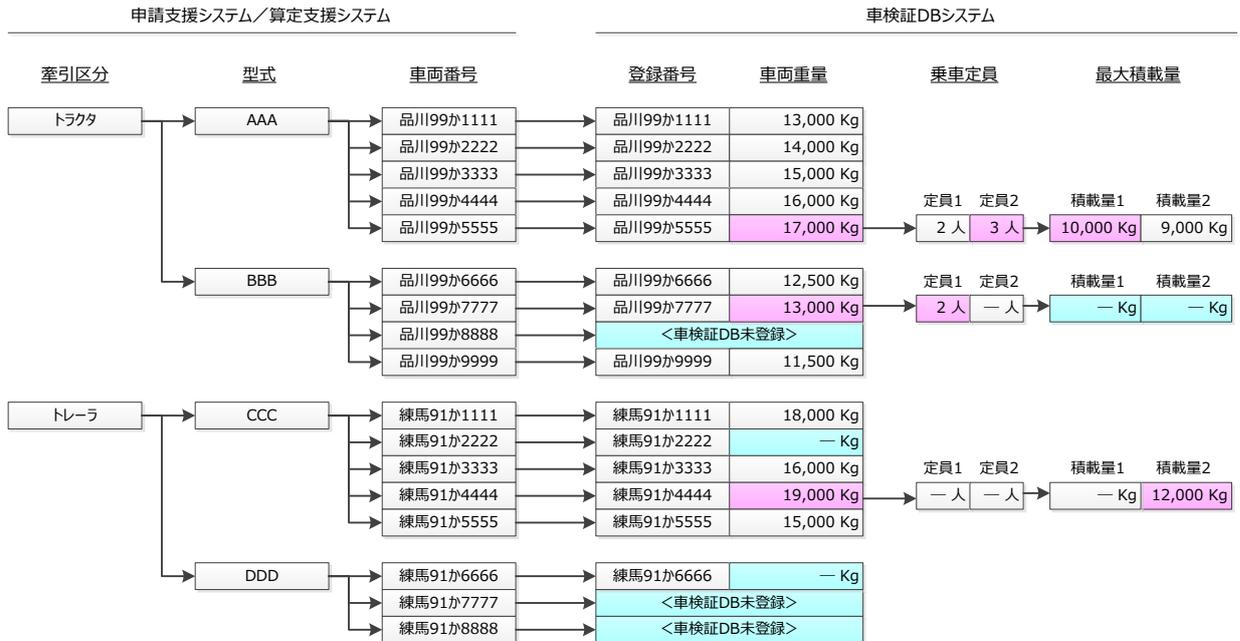
なお車両内訳書、車両諸元説明書ともに未入力 (型式数=0) の場合は当該メッセージを表示するものとし、型式名の行に関しては表示しないものとする。

III. 車両諸元情報と照合する車検証登録情報

i. 車両重量・乗車定員・最大積載量

入力された車両諸元値（乗員、自重、積載物重量）と照合する車検証登録情報は、同一型式内での車両重量が最大値となっている車両を選定します。

以下の図 3.3.5-1 にモデルケースによる選定概要を示します。



| 型式 | 車検証項目 | 選定概要 | 取得元車両 | 取得する値 |
|--------|-------|--|--------------|--------------|
| 型式 AAA | 車両重量 | 同一型式内で最大の車両重量を持つ車両を選定します。 | 品川 99 か 5555 | 17,000 kg |
| | 乗車定員 | 最大の車両重量となる車両の“乗車定員 1”、“乗車定員 2”からいずれか大きい数値を選定します。 | | 3 人 |
| | 最大積載量 | 最大の車両重量となる車両の“最大積載量 1”、“最大積載量 2”からいずれか大きい数値を選定します。 | | 10,000 kg |
| 型式 BBB | 車両重量 | 同一型式内で最大の車両重量を持つ車両を選定します。車検証未登録があった場合、当該車両は選定から除外します。 | 品川 99 か 7777 | 13,000 kg |
| | 乗車定員 | 最大の車両重量となる車両の“乗車定員 2”は未登録のため、“乗車定員 1”を選定します。 | | 2 人 |
| | 最大積載量 | 最大の車両重量となる車両の“最大積載量 1”、“最大積載量 2”はともに未登録のため、照合エラーとして画面表示します。 | | 照合エラーとして画面表示 |
| 型式 CCC | 車両重量 | 同一型式内で最大の車両重量を持つ車両を選定します。車両重量の未登録車両があった場合、当該車両は選定から除外します。 | 練馬 91 か 4444 | 19,000 kg |
| | 乗車定員 | トレーラに関し乗車定員（乗員数）の照合は行わないため、車検証登録情報は取得しません。 | | 値の取得は行わない |
| | 最大積載量 | 最大の車両重量となる車両の“最大積載量 1”は未登録のため、“最大積載量 2”を選定します。 | | 12,000 kg |
| 型式 DDD | — | 型式内車両がいずれも車検証 DB 未登録であるか、または車両重量未登録の場合、照合未済として申請データ提出時の車検証添付を依頼するメッセージを画面に表示します。 | — | — |

図 3.3.5-1 モデルケースにおける車両重量・乗車定員・最大積載量の選定概要

ii. 軸重

入力された軸重と照合する車検証登録情報は、入力された軸種を判断し取得します。なおセミトレーラのトレーラ後2軸・後3軸の場合は、トレーラ先頭軸について車検証登録実態上バラつきが発生しているため、照合の際に取得する車検証登録情報の取得の際に考慮します。次頁の表 3.5.5-1 に、軸重照合における車両諸元値と車検証登録情報との対応関係を示します。

表 3.5.5-1 軸重における車検証登録情報との照合詳細

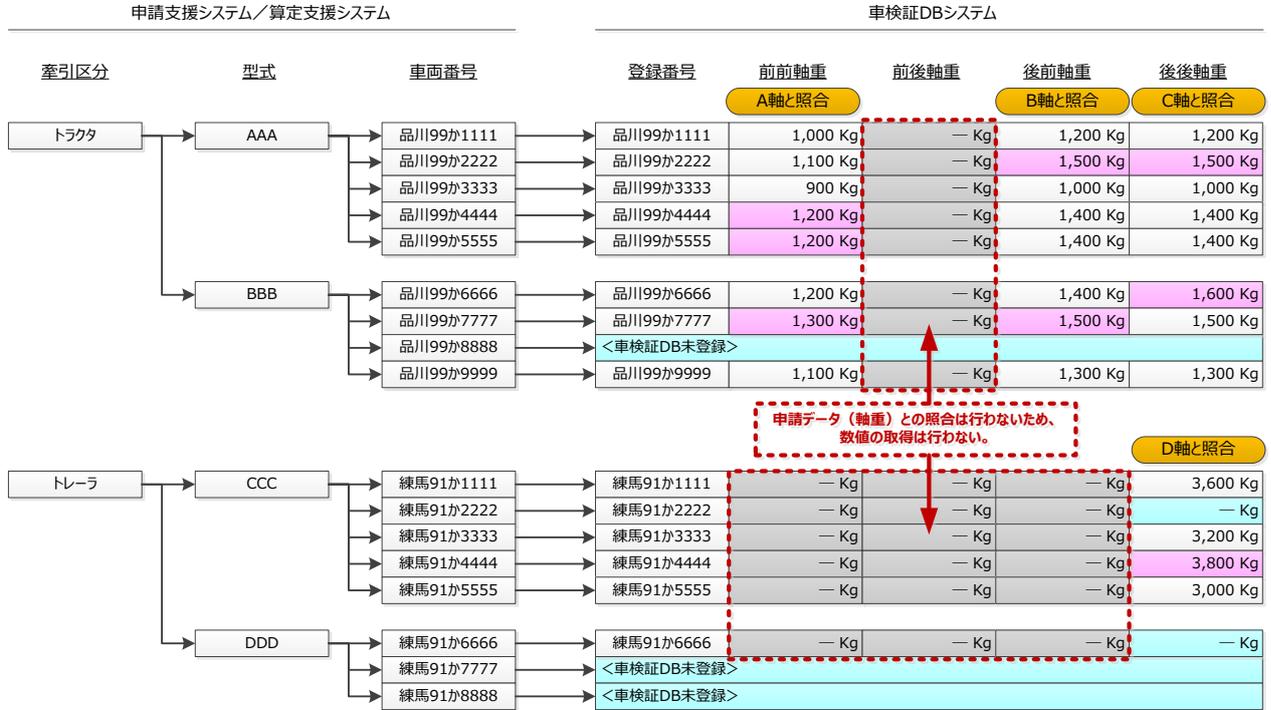
| 車種 | 軸種 | 車検証チェック対象軸 | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|------------|------------|----|----|----|--------|----|----|----|--------|----|----|----|
| | | トラック/トラクタ | | | | 第1トレーラ | | | | 第2トレーラ | | | |
| | | 前前 | 前後 | 後前 | 後後 | 前前 | 前後 | 後前 | 後後 | 前前 | 前後 | 後前 | 後後 |
| トラック 建設機械類 | T1.1 | A軸 | — | — | B軸 | | | | | | | | |
| | T1.2 | A軸 | — | B軸 | C軸 | | | | | | | | |
| | T2.1 | A軸 | B軸 | — | C軸 | | | | | | | | |
| | T2.2 | A軸 | B軸 | C軸 | D軸 | | | | | | | | |
| 一般セミ 重セミ 海コン ポールトレーラ | S1.1-1 | A軸 | — | — | B軸 | — | — | — | C軸 | | | | |
| | S1.1-2 (※) | A軸 | — | — | B軸 | — | — | C軸 | D軸 | | | | |
| | | A軸 | — | — | B軸 | C軸 | — | — | D軸 | | | | |
| | S1.2-1 | A軸 | — | B軸 | C軸 | — | — | — | D軸 | | | | |
| | S2.1-1 | A軸 | B軸 | — | C軸 | — | — | — | D軸 | | | | |
| | S1.2-2 (※) | A軸 | — | B軸 | C軸 | — | — | D軸 | E軸 | | | | |
| | | A軸 | — | B軸 | C軸 | D軸 | — | — | E軸 | | | | |
| | S2.1-2 (※) | A軸 | B軸 | — | C軸 | — | — | D軸 | E軸 | | | | |
| | | A軸 | B軸 | — | C軸 | D軸 | — | — | E軸 | | | | |
| | S1.1-3 (※) | A軸 | — | — | B軸 | — | C軸 | D軸 | E軸 | | | | |
| | | A軸 | — | — | B軸 | C軸 | — | D軸 | E軸 | | | | |
| | S1.2-3 (※) | A軸 | — | B軸 | C軸 | — | D軸 | E軸 | F軸 | | | | |
| | | A軸 | — | B軸 | C軸 | D軸 | — | E軸 | F軸 | | | | |
| | S2.1-3 (※) | A軸 | B軸 | — | C軸 | — | D軸 | E軸 | F軸 | | | | |
| | | A軸 | B軸 | — | C軸 | D軸 | — | E軸 | F軸 | | | | |
| | フルトレ | F1.1-1.1 | A軸 | — | — | B軸 | C軸 | — | — | D軸 | | | |
| F1.2-1.1 | | A軸 | — | B軸 | C軸 | D軸 | — | — | E軸 | | | | |
| F2.1-1.1 | | A軸 | B軸 | — | C軸 | D軸 | — | — | E軸 | | | | |
| ダブルス | D1.1-1-1.1 | A軸 | — | — | B軸 | — | — | — | C軸 | D軸 | — | — | E軸 |
| | D1.1-2-1.1 | A軸 | — | — | B軸 | — | — | C軸 | D軸 | E軸 | — | — | F軸 |
| | D1.1-3-1.1 | A軸 | — | — | B軸 | — | C軸 | D軸 | E軸 | F軸 | — | — | G軸 |
| | D1.2-1-1.1 | A軸 | — | B軸 | C軸 | — | — | — | D軸 | E軸 | — | — | F軸 |
| | D1.2-2-1.1 | A軸 | — | B軸 | C軸 | — | — | D軸 | E軸 | F軸 | — | — | G軸 |
| | D1.2-3-1.1 | A軸 | — | B軸 | C軸 | — | D軸 | E軸 | F軸 | G軸 | — | — | H軸 |
| | D2.1-1-1.1 | A軸 | B軸 | — | C軸 | — | — | — | D軸 | E軸 | — | — | F軸 |
| | D2.1-2-1.1 | A軸 | B軸 | — | C軸 | — | — | D軸 | E軸 | F軸 | — | — | G軸 |
| | D2.1-3-1.1 | A軸 | B軸 | — | C軸 | — | D軸 | E軸 | F軸 | G軸 | — | — | H軸 |
| 上記全車種 | その他軸種 | 照合対象外 | | | | | | | | | | | |

(※) セミトレーラのトレーラ後2軸・後3軸の場合は、車検証DBへの登録実態に即し、どちらか一方がOKであれば照合エラーとしないものとする。

i) セミトレーラ／トレーラ後2軸・後3軸以外の軸種の場合

同一型式内の車両について、軸毎に最大値を選定・取得します。

以下の図 3.3.5-2 に軸種 S1.2-1 を例にモデルケースによる処理概要を示します。

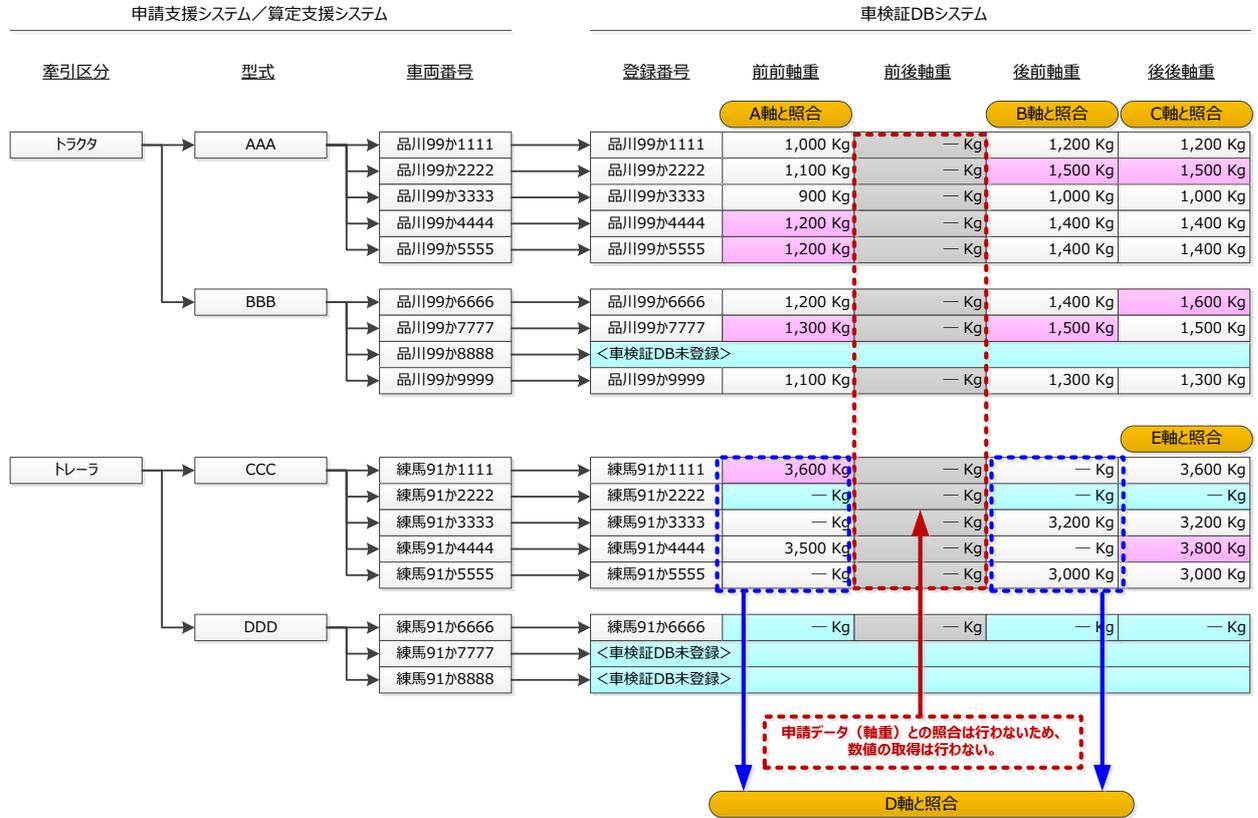


| 型式 | 車検証項目 | 選定概要 | 取得元車両 | 取得する値 |
|--------|-------|---|--------------|----------|
| 型式 AAA | 前前軸重 | 同一型式内の車両における最大の軸重を選定します。 なお最大の軸重が複数車両であった場合、取得元車両は車両内訳入力画面における整理番号の若い方の車両とします。 | 品川 99 か 4444 | 1,200 kg |
| | 後前軸重 | | 品川 99 か 2222 | 1,500 kg |
| | 後後軸重 | | 品川 99 か 2222 | 1,500 kg |
| 型式 BBB | 前前軸重 | 同一型式内の車両における最大の軸重を選定します。 車検証未登録車両があった場合は選定から除外します。 | 品川 99 か 7777 | 1,300 kg |
| | 後前軸重 | | 品川 99 か 7777 | 1,500 kg |
| | 後後軸重 | | 品川 99 か 6666 | 1,600 kg |
| 型式 CCC | 後後軸重 | 同一型式内の車両における最大の軸重を選定します。 軸重の所定項目が未登録の車両については選定から除外します。 | 練馬 91 か 4444 | 3,800 kg |
| 型式 DDD | — | 型式内車両がいずれも車検証未登録であるか、または軸重の所定項目が未登録であった場合、照合未済として申請データ提出時の車検証添付を依頼するメッセージを画面に表示します。 | — | — |

図 3.3.5-2 モデルケースにおける軸重の選定概要
(セミトレーラ／トレーラ後2軸・後3軸以外の軸種の場合 (例：S1.2-1))

ii) セミトレーラ／トレーラ後2軸・後3軸の軸種の場合

同一型式内の車両について、軸毎に最大値を選定・取得する仕様は前頁と同様ですが、トレーラの先頭軸について車検証DBの登録実態(バラつき)を考慮して情報取得を行います。以下の図 3.3.5-3 に軸種 S1.2-2 を例にモデルケースによる処理概要を示します。



| 型式 | 車検証項目 | 選定概要 | 取得元車両 | 取得する値 |
|-----------|-------|---|------------------------|----------|
| 型式 AAA | 前前軸重 | 前頁の図Ⅲ-ii-i)と同様 | 品川 99 か 4444 | 1,200 kg |
| | 後前軸重 | | 品川 99 か 2222 | 1,500 kg |
| | 後後軸重 | | 品川 99 か 2222 | 1,500 kg |
| 型式 BBB | 前前軸重 | 前頁の図Ⅲ-ii-i)と同様 | 品川 99 か 7777 | 1,300 kg |
| | 後前軸重 | | 品川 99 か 7777 | 1,500 kg |
| | 後後軸重 | | 品川 99 か 6666 | 1,600 kg |
| 型式 CCC | 前前軸重 | 前前軸重と後前軸重から最大の軸重を選定します。軸重の所定項目が未登録の車両については選定から除外します。 | 練馬 91 か 1111 (前前軸重) | 3,600 kg |
| | 後前軸重 | | | |
| | 後後軸重 | 前頁の図Ⅲ-ii-i)と同様 | 練馬 91 か 4444 | 3,800 kg |
| 型式 DDD | — | 型式内車両がいずれも車検証DB未登録であるか、または軸重の所定項目が未登録であった場合、照合未済として申請データ提出時の車検証添付を依頼するメッセージを画面に表示します。 | — | — |

図3.3.5-3 軸重の選定概要
(セミトレーラ／トレーラ後2軸・後3軸の軸種の場合 (例：S1.2-2))

IV. 照合処理概要

型式単位に入力された車両諸元値と、型式毎に選定した車検証 DB 登録情報との照合を行います。

以下の図 3.3.5-4 にセミトレーラ・トラクタ前 1 軸の場合を例にシステム判定方法を示します。

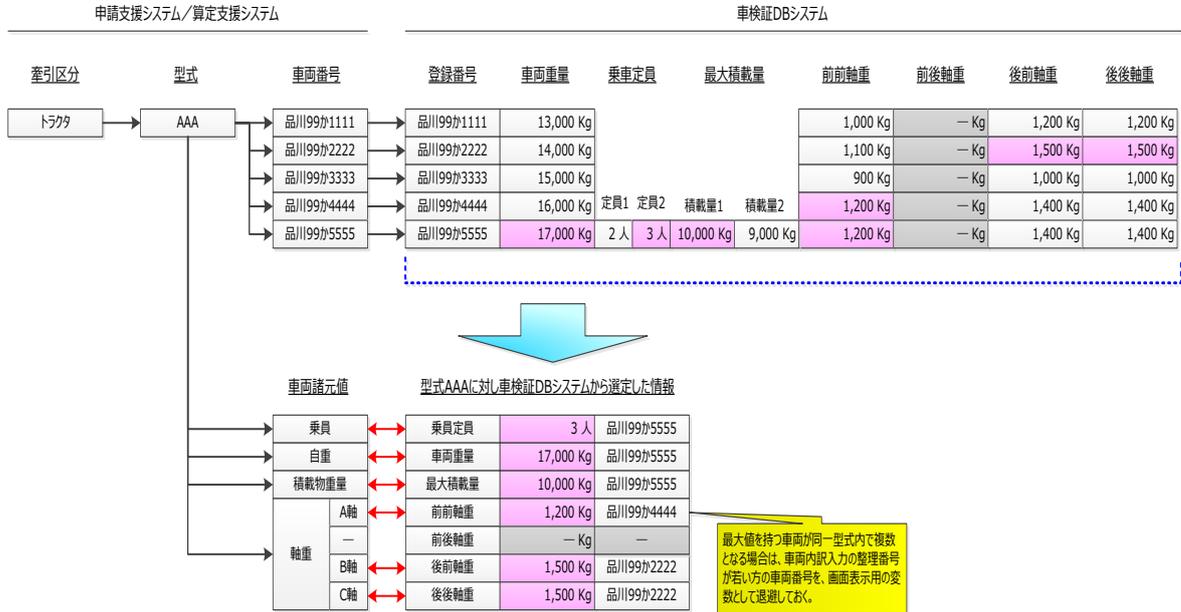


図 3.3.5-4 車検証 DB 登録情報とのシステム判定方法 (例：セミトレーラ・トラクタ前 1 軸)

V. 項目ごとの照合処理詳細

i. 乗員 (乗車定員)

トラック／トラクタのみを対象とした照合項目であります。

入力された乗員 (乗車定員) が車検証DB登録情報より小さい場合は、乗車可能人員の過小申請となるため、エラーとなります。

ii. 自重 (車両重量)

入力された自重 (車両重量) が車検証DB登録情報より小さい場合は、自重 (車両重量) の過小申請となるため、エラーとなります。

iii. 積載物重量 (最大積載量)

入力された積載物重量 (最大積載量) が車検証DB登録情報より大きい場合は、過積載となるため、エラーとなります。

iv. 軸重

入力された軸重が車検証DB登録情報より小さい場合は、軸重の過小申請となるため、エラーとなります。

[留意事項]

エラーとなっている場合、申請データを提出後に差し戻しとなる可能性があります。ただし、正しく入力しているにも関わらず、エラーが表示される場合は、提出先窓口にてご相談ください。なお、エラーのままでも、申請書の作成及び提出は可能です。

Ⅱ. システム操作の説明②

－ 経路情報入力（デジタル地図）－

経路情報入力(デジタル地図)の利用に関しては、別冊「デジタル地図経路作成システム操作マニュアル」を参照して下さい。

<ダウンロード方法>

「デジタル地図経路作成システム操作マニュアル」については、「特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介」（PRサイト）から、該当するPDFファイルをダウンロードして下さい。

Ⅱ. システム操作の説明③

ー 経路情報入力（交差点番号）とデータ保存終了ー

| | |
|-----------------------|-------|
| 3.5 経路情報入力（交差点番号） | 3-102 |
| 3.6 申請データ作成（FD読み込み） | 3-119 |
| 3.7 作成データの途中保存・参照読み込み | 3-122 |
| 4. 申請書作成の予約 | 4-1 |
| 4.1 申請書作成予約受付情報 | 4-1 |
| 4.2 申請書作成予約登録時のチェック | 4-2 |
| 4.3 保存終了 | 4-9 |
| 5. 申請書作成状況一覧 | 5-1 |
| 5.1 申請書作成状況一覧 | 5-1 |
| 6. 経路図作成状況一覧 | 6-1 |
| 6.1 経路図作成状況一覧のフロー | 6-1 |
| 6.2 経路図作成状況一覧 | 6-2 |
| 6.3 PDFファイル印刷 | 6-4 |

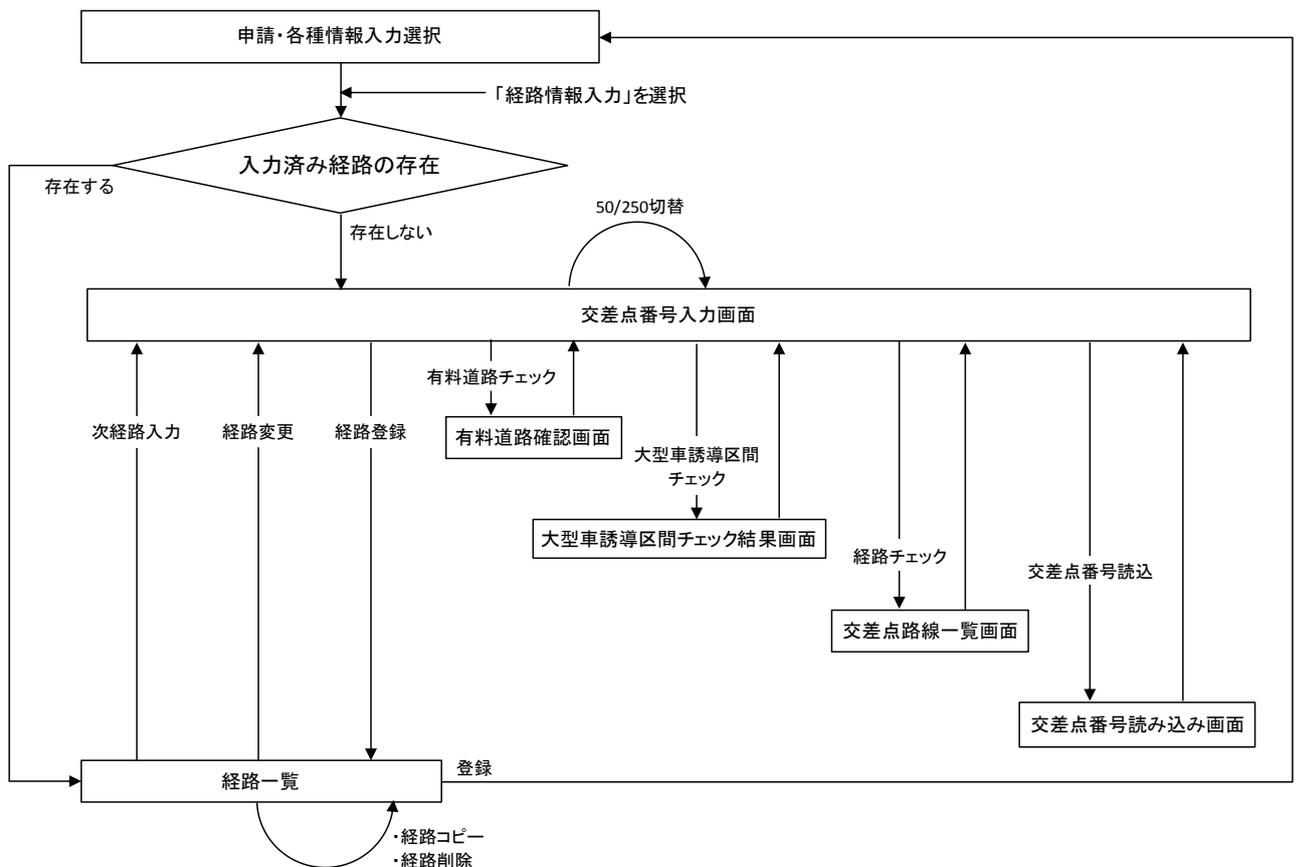
3.5 経路情報入力 (交差点番号)

申請支援システムでは、デジタル地図を使った経路入力機能の他に、交差点番号指定による経路入力機能を用意しています。

申請経路の入力は、申請書情報、積載物情報、車両情報の入力を完了した後にすることができます。

ここでは、申請経路入力機能の説明と、実際の入力手順についての説明を行います。

以下に経路入力 (交差点番号指定による経路入力) のフローを示します。



経路入力 (交差点番号指定による経路入力) のフロー

フローに従い各画面操作の説明を行います。

3.5.1 交差点番号入力

交差点番号入力画面での、経路入力では交差点番号を入力することにより、申請経路を登録します。

交差点番号入力画面

交差点番号入力

①

② 出発地住所 検索

③ 目的地住所 検索

④ 片道往復区分 片道 往復

⑤

④ 過する交差点番号を入力してください。
 収録経路は「999999」、もしくは「9」を入力してください。

- 10桁の入力から続ける場合、先頭の6桁は省略可能です。
- 「出発地から」もしくは「目的地まで」の未収録経路を含む申請経路を再表示した場合は、再度「出発地(目的地)から特車交差点までの指定」画面にて「登録」ボタンを押下した後、「経路登録」を行って下さい。
- 出発地・目的地の位置を特定する情報の入力が必要です。番地・建物(施設)名称、工事現場名称等を入力してください。
- 中央分離帯が含まれた経路を往復申請する場合、システム上の表示に関わらず、実際に通行可能であることを確認して下さい。

| | | | | | | | | | |
|----|--|----|--|----|--|----|--|----|--|
| 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 | |
| 6 | | 7 | | 8 | | 9 | | 10 | |
| 11 | | 12 | | 13 | | 14 | | 15 | |
| 16 | | 17 | | 18 | | 19 | | 20 | |
| 21 | | 22 | | 23 | | 24 | | 25 | |
| 26 | | 27 | | 28 | | 29 | | 30 | |
| 31 | | 32 | | 33 | | 34 | | 35 | |
| 36 | | 37 | | 38 | | 39 | | 40 | |
| 41 | | 42 | | 43 | | 44 | | 45 | |
| 46 | | 47 | | 48 | | 49 | | 50 | |

《留意点》

- 未収録経路の交差点名称、路線名称については個別審査を行なうときに必要となりますので、正しい名称を入力してください。
- 出発地・目的地の位置を特定する情報の入力が必要です。番地・建物(施設)名称、工事現場名称等を入力してください。
- 中央分離帯が含まれた経路を往復申請する場合、システム上の表示に関わらず、実際に通行可能であることを確認してください。

①出発地住所

出発地住所の入力方式が選択式に変更となります。**検索**ボタンを押して、プルダウンメニューから、該当の出発地住所を選択して下さい。

《留意点》

- 住所選択後、番地・建物（施設）名称、工事現場名称などの場所を特定する情報を入力してください。

住所検索画面

| 都道府県名称 | 市区町村名称 | 地先名称 |
|--------|--------|----------|
| 北海道 | 青森市 | 稲垣町下敷田磯松 |
| 青森県 | 弘前市 | 稲垣町下敷田磯松 |
| 岩手県 | 八戸市 | 稲垣町下敷田磯松 |
| 宮城県 | 黒石市 | 稲垣町下敷田磯松 |
| 秋田県 | 五所川原市 | 稲垣町下敷田磯松 |
| 山形県 | つがる市 | 稲垣町下敷田磯子 |
| 福島県 | むつ市 | 稲垣町下敷田磯松 |

②出発地から先頭便覧収録交差点までの路線

出発地が10桁の交差点番号がついていない場合（以後「未収録」と表現する。）は、**出発地から先頭特車交差点までの路線**ボタンを押してください。

③目的地住所

目的地住所の入力方式が選択式に変更となります。**検索**ボタンを押して、プルダウンメニューから、該当の目的地住所を選択して下さい。

《留意点》

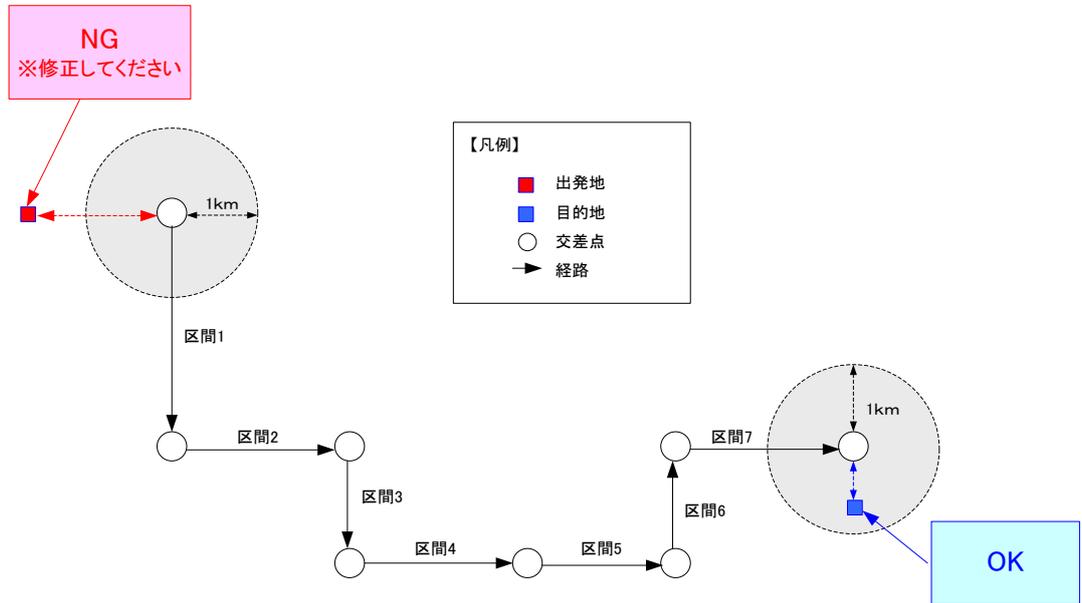
- 住所選択後、番地・建物（施設）名称、工事現場名称などの場所を特定する情報を入力してください。

④最終便覧収録交差点から目的地までの路線

目的地が10桁の交差点番号がついていない場合は、**最終特車交差点から目的地までの路線**ボタンを押してください。

⑤申請する経路が、片道申請か往復申請かを選択します。

※平成27年4月からは、選択した出発地・目的地の住所地点と、開始交差点と終了交差点でそれぞれ整合チェックを実施します。選択住所と交差点との距離が、約1km以上離れている場合にはアラートメッセージが表示されますので、修正を行ってください。



(選択住所と交差点との距離の整合チェックのイメージ)

I. 出発地から最初の特車交差点までが番号のない未収録路線の場合の入力

a. 出発地から先頭特車交差点までの指定

出発地から先頭特車交差点までが番号のない未収録経路の入力は、交差点番号入力画面で、出発地から先頭特車交差点までの路線ボタンを押してください。

交差点番号入力

出発地住所

出発地から先頭特車交差点までの路線

目的地住所

最終特車交差点から目的地までの路線

片道往復区分 片道 往復

下画面のように、出発地から特車交差点までの指定画面が表示されます。
 交差点名称No.1はシステムが自動で入力します。路線名称No.1を入力します。
 最初の特車交差点番号まで、未収録交差点が複数ある場合はNo.2の交差点名称と、No.2の路線名称を入力し、必要に応じて繰り返します。

出発地から特車交差点までの指定

出発地住所

| No. | 交差点名称 | 路線名称 |
|-----|-------|------|
| 1 | (出発地) | 都道3号 |
| 2 | 神田東三 | 町道2号 |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |
| 10 | | |

※未収録経路の交差点名称、路線名称については個別審査を行なうときに必要となりますので、正しい名称を入力してください。

- ① 出発地から便覧収録交差点までの交差点を順番に入力します。
 交差点名称入力欄の入力可能文字数は全40文字です。
 入力文字が40文字を超えた場合、登録ボタンを押すと警告メッセージが表示されます。
- ② 出発地から便覧収録交差点までの路線を順番に入力します。
 路線名称入力欄の入力可能文字数は全40文字です。
 入力文字が40文字を超えた場合、登録ボタンを押すと警告メッセージが表示されます。



b. 最終特車交差点から目的地までの路線が番号のない未収録の場合の入力

最終便覧収録交差点から目的地までが10桁の交差点番号のない未収録経路の入力は、**最終特車交差点から目的地までの路線**ボタンを押し、以下の手順で行います。

- 1) 最終特車交差点から目的地までの指定画面が表示されます。
- 2) 交差点名称No.1はシステムが自動で入力するため、「(目的地)」のままにします。
- 3) 路線名称No.1を入力します。
- 4) 最終の特車交差点番号から目的地まで、未収録交差点が複数ある場合はNo.2の交差点名称とNo.2の路線名称を入力し、必要に応じて繰り返します。

目的地から特車交差点までの指定

目的地住所

| No. | 交差点名称 | 路線名称 |
|-----|-------|------|
| 1 | (目的地) | 区道5号 |
| 2 | 西大宮六 | 市道3号 |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |
| 10 | | |

※未収録経路の交差点名称、路線名称については個別審査を行なうときに必要となりますので、正しい名称を入力してください。

- ①特車交差点から目的地までの交差点を順番に入力します。
交差点名称入力欄の入力可能文字数は全40文字です。
入力文字が40文字を超えた場合、登録ボタンを押すと警告メッセージが表示されます。
- ②特車交差点から目的地までの路線を順番に入力します。
路線名称入力欄の入力可能文字数は全40文字です。
入力文字が40文字を超えた場合、登録ボタンを押すと警告メッセージが表示されます。



II. 経路の入力

① 交差点番号の入力

交差点番号を1から順に入力します。

交差点番号による経路入力は、以下の手順で行います。

交差点番号入力画面 (抜粋)

・通過する交差点番号を入力してください。
 ・未収録経路は「999999」、もしくは「9」を入力してください。
 ・10桁の入力から続ける場合、先頭の6桁は省略可能です。
 ・「出発地から」もしくは「目的地まで」の未収録経路を含む申請経路を再表示した場合は、再度「出発地 (目的地) から特車交差点までの指定」画面にて「登録」ボタンを押下した後、「経路登録」を行って下さい。

| | | | | | | | | | |
|----|--|----|--|----|--|----|--|----|--|
| 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 | |
| 6 | | 7 | | 8 | | 9 | | 10 | |
| 11 | | 12 | | 13 | | 14 | | 15 | |
| 16 | | 17 | | 18 | | 19 | | 20 | |
| 21 | | 22 | | 23 | | 24 | | 25 | |
| 26 | | 27 | | 28 | | 29 | | 30 | |
| 31 | | 32 | | 33 | | 34 | | 35 | |
| 36 | | 37 | | 38 | | 39 | | 40 | |
| 41 | | 42 | | 43 | | 44 | | 45 | |
| 46 | | 47 | | 48 | | 49 | | 50 | |

① → (1) 交差点追加
 ② → (2) 交差点削除
 ③ → (3) 有料道路チェック
 ④ → (4) 大型車誘導区間チェック
 ⑤ → (5) 50/250切替
 ⑥ → (6) 経路チェック
 ⑦ → (7) 経路登録
 ⑧ → (8) 前画面に戻る
 ⑨ → (9) リセット
 ⑩ → (10) 交差点番号読込

② 交差点の追加

交差点番号の入力途中において、既に登録している交差点番号と交差点番号の間に、新たに交差点番号を追加したい場合、追加したい交差点番号入力欄にカーソルを合わせて、「交差点追加」ボタンを押すと、それ以降の交差点番号が一つずつ後ろにずれ、当該交差点番号入力欄が空白となります。

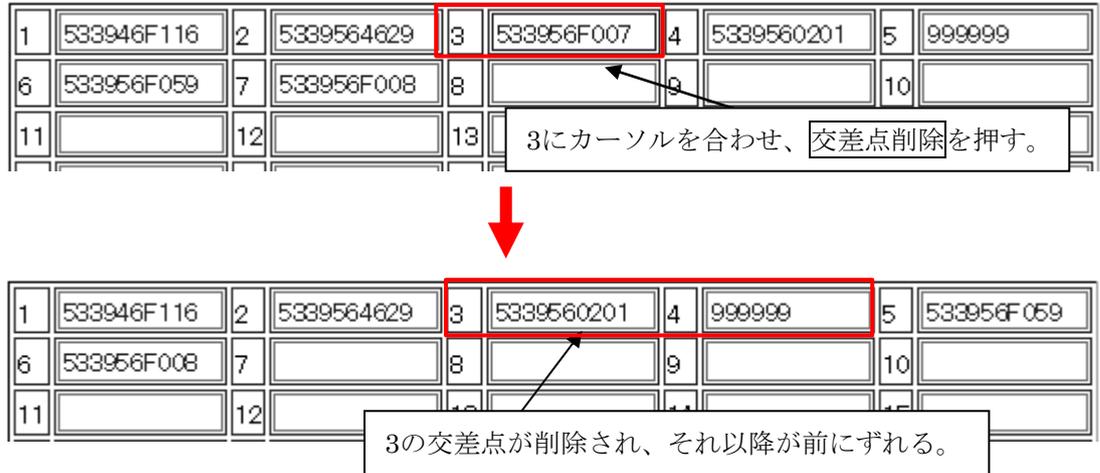
| | | | | | | | | | |
|----|------------|----|------------|----|------------|---|------------|----|--------|
| 1 | 533946F116 | 2 | 5339564629 | 3 | 533956F007 | 4 | 5339560201 | 5 | 999999 |
| 6 | 533956F059 | 7 | 533956F008 | 8 | | 9 | | 10 | |
| 11 | | 12 | | 13 | | | | | |

3にカーソルを合わせ、「交差点追加」を押す。

| | | | | | | | | | |
|----|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|------------|
| 1 | 533946F116 | 2 | 5339564629 | 3 | | 4 | 533956F007 | 5 | 5339560201 |
| 6 | 999999 | 7 | 533956F059 | 8 | 533956F008 | 9 | | 10 | |
| 11 | | 12 | | 13 | | 14 | | 15 | |

③ 交差点の削除

交差点番号の入力途中において、既に登録している交差点番号を削除したい場合、削除したい交差点番号入力欄にカーソルを合わせて、**交差点削除**ボタンを押すと、当該交差点番号が削除され、それ以降の交差点番号が一つずつ前にずれます。



④ 有料道路チェック

H21年度追加改修機能です。入力した経路（交差点番号）に、有料道路が存在するかどうかのチェックを別画面にて表示します。

交差点番号入力画面において、**有料道路チェック**を押すと、以下のように**有料道路確認画面**が別画面で表示されます。

有料道路確認画面

| No. | 路線名称 | 開始交差点番号 | 終了交差点番号 | 開始交差点名称 | 終了交差点名称 | 収録未収録判断 | 有料道路 |
|-----|---------|------------|------------|---------------|--------------------------|---------|--------------|
| 1 | 一般国道1号線 | 5339254321 | 5339140775 | 尻手#5339254321 | 横浜新道 保土ヶ谷インター#5339140775 | 収録 | |
| 2 | 一般国道1号線 | - | 5339041796 | - | 横浜新道 戸塚終点#5339041796 | 収録 | 国道1号 横浜新道 |
| 3 | 一般国道1号線 | - | 5239600198 | - | 箱根新道入口#5239600198 | 収録 | 国道1号 横浜新道 |
| 4 | 一般国道1号線 | - | 5239600040 | - | #5239600040 | 収録 | 国道1号 箱根新道 |
| 5 | 一般国道1号線 | - | 5239600039 | - | #5239600039 | 収録 | 国道1号 箱根新道 |

⑤ 大型車誘導区間チェック

交差点番号入力画面で経路入力した経路に対して、**大型車誘導区間チェック**ボタンを押すと、**大型車誘導区間チェック結果画面**を表示され、経路に大型車誘導区間の対象スパンが含まれるかどうかを確認することができます。

路線ごとに大型車誘導区間であるかチェックが行われ、大型車誘導区間である場合、一覧表の大型車誘導区間の欄に“○”が表示されます。また、入力した経路が、大型車誘導区間で完結している場合には、「申請車両及び通行経路が大型車誘導区間の審査対象です。」とメッセージが画面上に表示されます。

※1 H26年9月に申請支援システムに追加された機能です。

改正道路法 道路法四十七条の三により、道路の構造の保全と安全かつ円滑な交通を図るため、**限度超過車両の通行を特定の経路に誘導することが特に必要であると認められる場合に区間を定めて、限度超過車両の通行を誘導すべき道路として大型車誘導区間が導入されました。**

大型車誘導区間チェック結果画面

| No. | 路線名称 | 開始交差点番号 | 終了交差点番号 | 開始交差点名称 | 終了交差点名称 | 未収録判断 | 大型車誘導区間 |
|-----|----------|------------|------------|-----------------|------------------|-------|---------|
| 1 | 一般国道 1号線 | 5339253393 | 5339152395 | 宮ノ下# 5339253393 | 新子安# 5339152395 | 収録 | ○ |
| 2 | 一般国道 1号線 | - | 5339152908 | - | 入江町# 5339152908 | 収録 | ○ |
| 3 | 一般国道 1号線 | - | 5339152896 | - | 浦島ヶ丘# 5339152896 | 収録 | ○ |
| 4 | 一般国道 1号線 | - | 5339152883 | - | 立町# 5339152883 | 収録 | ○ |

申請車両及び通行経路の全てが大型車誘導区間の審査対象です。

確認

また、未収録道路が道路法適用外道路か否か判定され、道路法適用外道路の場合は、路線名称に道路法適用外道路と表示されます。(H28年3月追加機能)

| No. | 路線名称 | 開始交差点番号 | 終了交差点番号 | 開始交差点名称 | 終了交差点名称 | 未収録判断 | 大型車誘導区間 |
|-----|--------------|------------|------------|-------------------------------|--------------|-------|---------|
| 1 | 一般国道 466号線 | 5339141542 | 5339142444 | 保土ヶ谷インターチェンジ首都高接続# 5339141542 | # 5339142444 | 収録 | ○ |
| 2 | 道路法適用外道路 | - | 5339140788 | - | # 5339140788 | 未収録 | |
| 3 | # 5339070866 | - | 5339142222 | - | # 5339142222 | 未収録 | |

確認

入力した経路が大型車誘導区間と未収録道路かつ道路法適用外道路で構成される場合には、大型車誘導区間完結と判定され、「申請車両及び通行経路が大型車誘導区間の審査対象です。」とメッセージが画面上に表示されます。

| No. | 路線名称 | 開始交差点番号 | 終了交差点番号 | 開始交差点名称 | 終了交差点名称 | 未収録判断 | 大型車誘導区間 |
|-----|------------|------------|------------|-------------------------------|--------------|-------|---------|
| 1 | 一般国道 466号線 | 5339141542 | 5339142444 | 保土ヶ谷インターチェンジ首都高接続# 5339141542 | # 5339142444 | 収録 | ○ |
| 2 | 道路法適用外道路 | - | 5339140788 | - | # 5339140788 | 未収録 | |
| 3 | 道路法適用外道路 | - | 5339142222 | - | # 5339142222 | 未収録 | |

申請車両及び通行経路が大型車誘導区間の審査対象です。

確認

⑥ 経路チェック

入力した経路（交差点番号）に不連続はないか、及び収録道路であるかを一覧表として表示します。

交差点番号入力画面において、**経路チェック**を押すと、以下のように**交差点路線一覧表**画面が表示されます。

交差点路線一覧

不連続経路が存在する場合は、交差点番号入力画面にて修正してください。

未収録道路が存在する場合は、入力対象をチェック後、未収録入力ボタンを押して未収録経路を指定してください。入力後は確認ボタンを押してください。

| No. | 路線名称 | 開始交差点番号 | 終了交差点番号 | 開始交差点名称 | 終了交差点名称 | 収録 未収録 判断 | 未収録 入力 対象 |
|-----|----------------------------------|------------|------------|----------------|----------------------------------|-----------------|--------------------------|
| 1 | 一般国道 6号線 | 533946F116 | 5339564629 | 白鳥# 533946F116 | 青戸八丁目# 5339564629 | 収録 | |
| 2 | 一般国道 6号線 | - | 533956F007 | - | 中川大橋東# 533956F007 | 収録 | |
| 3 | <input type="text"/> | - | 5339560201 | - | # 5339560201 | 未収録 | |
| 4 | <input type="text" value="未収録"/> | - | 999999 | - | <input type="text" value="未収録"/> | 未収録 | <input type="checkbox"/> |
| 5 | <input type="text" value="未収録"/> | - | 533956F059 | - | 新宿三丁目# 533956F059 | 未収録 | |
| 6 | 一般国道 6号線 | - | 533956F008 | - | 金町立体交差入口# 533956F008 | 収録 | |

⑩

⑪

この**交差点路線一覧画面**で入力できるのは、10桁の交差点番号の付与されている交差点のある未収録路線欄のみです。

交差点番号入力において「交差点番号“999999”の入力」が行われた箇所は、「未収録」と表示されますので、未収録部分の入力が必要となります。

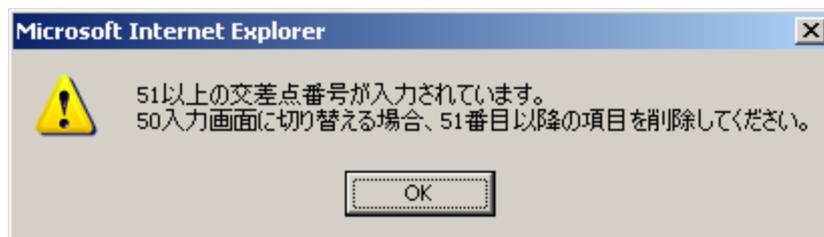
入力を行う未収録路線部の右側にある⑩のチェックボックスにチェックを入れ、⑪**未収録入力**ボタンを押します。詳細は後述します。

⑦ 50/250切替

交差点の数を切り替えます。50交差点と250交差点の切替えが可能です。

交差点番号入力画面において、**50/250切替**を押すと交差点の数が50 \leftrightarrow 250で替わります。

但し、250 \rightarrow 50へ切替える場合、250交差点の画面に入力されている交差点の数が50を超えていると以下の警告メッセージが表示されます



⑧ 交差点番号読込

交差点番号入力画面にある交差点番号読込ボタンを押すと、交差点番号読み込み画面が表示されます。交差点番号読み込み画面から「道路情報便覧付図表示システム」にて作成した経路データ(拡張子「.dfz」ファイル)を読み込むことができます。

交差点番号読込ボタンを押すと以下のように、交差点番号入力画面が表示されます。

- ⑫参照ボタンを押して、経路データ(拡張子「.dfz」ファイル)のファイル先を選択して、⑬登録ボタンを押すと交差点番号読み込みが開始されます。

交差点番号読み込み

道路情報便覧付図表示システムにて作成した経路データ(交差点番号のファイル)を読み込みます。
読み込む経路データ(ファイル名が「.dfz」)を参照ボタンをクリックして選択してください。

読み込む経路データ:

参照...
⑫

登録
リセット
前画面へ戻る

⑬

- ⑬登録ボタンを押すと、以下のように交差点番号入力画面に戻り、読み込んだ交差点番号が表示されます。

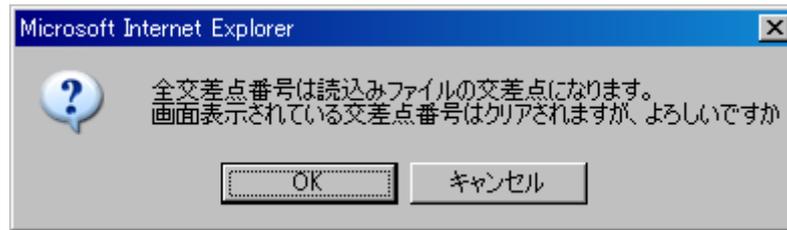
| | | | | | | | | | |
|----|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|------------|
| 1 | 5439671486 | 2 | 5439671244 | 3 | 5439671150 | 4 | 5439360764 | 5 | 5439360512 |
| 6 | 5339760023 | 7 | 5339564090 | 8 | 5339560798 | 9 | 5339469485 | 10 | 5339468177 |
| 11 | 5339472736 | 12 | 5339472333 | 13 | 5339471203 | 14 | | 15 | |
| 16 | | 17 | | 18 | | 19 | | 20 | |
| 21 | | 22 | | 23 | | 24 | | 25 | |
| 26 | | 27 | | 28 | | 29 | | 30 | |
| 31 | | 32 | | 33 | | 34 | | 35 | |
| 36 | | 37 | | 38 | | 39 | | 40 | |
| 41 | | 42 | | 43 | | 44 | | 45 | |
| 46 | | 47 | | 48 | | 49 | | 50 | |

経路データ(拡張子「.dfz」ファイル)には、出発地住所と目的地住所の情報が入っていません。読み込み後、出発地住所と目的地住所を入力してください。

読み込んだ後、**経路チェック**ボタンを押してください。.dfzデータは不連続のチェックは行っていません。この**交差点番号入力画面**で**経路チェック**をすることにより、不連続か否かの確認が行えます。

(注意) 既に交差点番号が入力されている場合に.dfzデータを読み込む場合

既に交差点番号が画面に入力されているときに**交差点番号読み込み**ボタンを押す場合は、入力されている交差点番号を削除して、経路データ (拡張子「.dfz」ファイル) の交差点番号になりますので注意してください。以下のメッセージが表示されます。



OKボタンを押すと、既に入力された交差点番号はクリアされて.dfzのデータ内容に変わります。

⑨ 経路登録

入力した経路を登録します。

⑩ リセット

入力した経路を全て空欄に戻します。

III. 経路の途中で10桁の番号のない未収録路線または、フェリーを入力する

収録路線から10桁の番号のない未収録路線に入る場合、フェリー航路に入る直前の交差点番号の次に、“999999”を入力します。

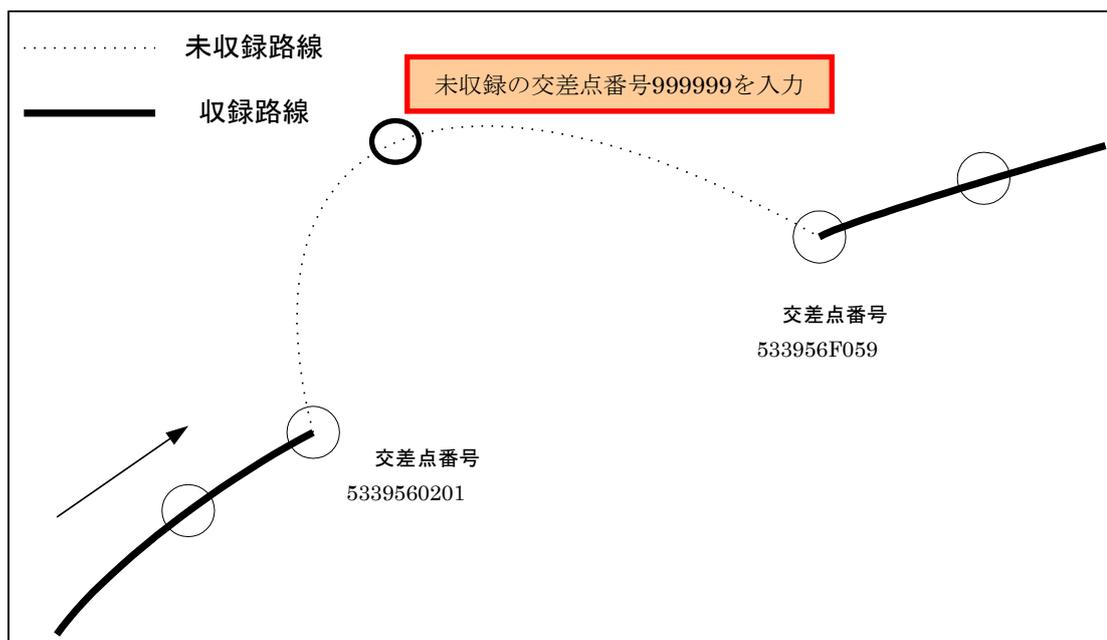
“999999”次の交差点には、未収録路線およびフェリー航路から、収録路線に入る最初の交差点番号を入力して下さい。（※先頭（最後）及び先頭（最後）から2番目の交差点に、便覧未収録の"9"及び"999999"は入力できません。）

| | | | | | | | | | |
|----|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|--------|
| 1 | 533946F116 | 2 | 5339564629 | 3 | 533956F007 | 4 | 5339560201 | 5 | 999999 |
| 6 | 533956F059 | 7 | 533956F008 | 8 | | 9 | | 10 | |
| 11 | | 12 | | 13 | | 14 | | 15 | |

未収録路線部分に999999を入力する。

下記の図のような経路を申請する場合は、上記の表のように交差点番号“5339560201”を入力して、次の交差点番号入力欄に“999999”を入力します。

その次の交差点番号入力欄には、交差点番号“533956F059”を入力します。



交差点番号入力欄に“999999”を入力した場合には、必ず「経路チェック」ボタンを押して、未収録の路線、交差点名を入力してください。この入力を行なわないと、未収録路線の登録はできません。

交差点番号入力画面において、“999999”を入力した場合は、必ず「経路チェック」ボタンを押して、経路確認画面を開き、「未収録入力」を行います。

前述の「未収録入力」ボタンを押すと、以下の未収録路線の指定画面が開きます。

この画面では、No.1の交差点名称はシステムが自動で入力します。

No.1路線名称に正式路線名称を、No.2交差点名称に、前頁の”999999”の部分に当たる交差点名称を入力します。No.2の路線名称に”999999”から特車の交差点番号につながる正式路線名称を入力します。

”999999”がフェリーの場合の入力方法は、No.1の交差点名称はシステムが自動で入力しますのでそのままにしてください。次にNo.1の路線名称に“海上”、No.2の交差点名称に“フェリー”、No.2の路線名称に“海上”と入力します。

※この未収録路線の指定画面では、最低限No.2まで必ず入力しなければなりません。

未収録路線の指定

特車交差点名 から

未収録路線の指定を行うには、最低一組の未収録交差点名称および未収録路線名称の入力が必須となります。

| No. | 交差点名称 | 路線名称 |
|-----|----------------------|----------------------|
| 1 | (この欄はシステムが自動で入力します) | (自身で入力する) |
| 2 | (自身で入力する) | (自身で入力する) |
| 3 | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 4 | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 5 | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 6 | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 7 | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 8 | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 9 | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 10 | <input type="text"/> | <input type="text"/> |

特車交差点名 まで

※この画面の各入力欄の入力可能文字数は全角40文字です。

入力文字が40文字を超えた場合、「登録」ボタンを押すと警告メッセージが表示されます。



入力が終わりましたら、「登録」ボタンを押してください。

IV. 経路を登録する

交差点番号入力画面において、**経路登録**を押すと、以下のように**経路一覧画面**が表示されます。

経路一覧

続けて経路を入力する時は「次経路入力」ボタンを押してください。
 作成した経路をコピーする時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路コピー」ボタンを押してください。(複数経路選択不可)
 作成した経路を変更する時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路変更」ボタンを押してください。(複数経路選択不可)
 作成した経路を削除する時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路削除」ボタンを押してください。(複数経路選択可能)
 全ての経路を登録する時は「登録」ボタンを押してください。

| 経路番号 | 出発地住所 | 目的地住所 | 選択区分 |
|------|----------------|-------|--------------------------|
| 1 | テスト経路(東京虎ノ門から) | 長距離経路 | <input type="checkbox"/> |

次経路入力
経路コピー
経路変更
経路削除
登録

②
↑

③
↑

④
↑

⑤
↑

⑥
↑

- ① 選択区分
経路コピー、経路変更及び経路削除を行うときに、チェックします。
- ② 次経路入力
更に次の経路を追加入力します。
- ③ 経路コピー
経路一覧に表示されている経路（既に入力した経路）をコピーします。
コピーしたい経路の①選択区分をチェックします。（複数選択不可）
- ④ 経路変更
経路一覧に表示されている経路（既に入力した経路）を変更します。
変更したい経路の①選択区分をチェックします。（複数選択不可）
- ⑤ 経路削除
経路一覧に表示されている経路（既に入力した経路）を削除します。
削除したい経路の①選択区分をチェックします。（複数選択可能）
- ⑥ 登録
経路一覧に表示されている経路でよければ、登録を押し、経路を確定登録します。

3.5.2 更新申請における経路不連続の修正

平成31年3月25日より、更新申請で経路不連続が存在する場合には経路不連続をすべて修正するまで**申請書作成予約登録**ボタンが押せません。経路一覧画面では、申請データ読み込み時点で経路不連続な経路のみ選択区分が選択できます。

申請・各種情報入力選択

止 変更されている経路に干渉の箇所が存在します。
対象経路：001
「経路情報入力」ボタンをクリックし、経路一覧画面から経路の修正を行ってください。

申請情報を入力し、申請データを作成してください。
申請情報はいつでも変更が可能です。
申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力は、申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンを押下してください。
・デジタル地図: デジタル地図による経路入力
・交差点番号: 交差点番号指定による経路入力

※以前テキスト入力した未収録道路について: 道路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号: 0007776878

申請書情報入力

積載貨物情報入力

車両情報入力

デジタル地図 交差点番号 経路情報入力

申請書作成予約登録

保存終了

経路一覧

続けて経路を入力する時は「次経路入力」ボタンを押してください。
作成した経路をコピーする時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路コピー」ボタンを押してください。(複数経路選択不可)
作成した住所を変更する時は当該経路番号の選択区分を選択し、「住所修正」ボタンを押してください。(複数経路選択不可)
作成した経路を変更する時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路変更」ボタンを押してください。(複数経路選択不可)
作成した経路を削除する時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路削除」ボタンを押してください。(複数経路選択可能)
全ての経路を印刷する時は「経路図作成予約」ボタンを押してください。
全ての経路を登録する時は「登録」ボタンを押してください。

| 経路番号 | 出発地住所 | 目的地住所 | 選択区分 |
|------|---------|---------|--------------------------|
| 1 | 不連続区間あり | 不連続区間あり | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 不連続区間なし | 不連続区間なし | <input type="checkbox"/> |

次経路入力
経路コピー
住所修正
経路変更
経路削除
経路図作成予約
登録
前画面へ戻る

更新申請における経路不連続の修正を行う際に交差点番号入力画面では下記の項目が選択できません。

| NO | 更新申請で経路修正を行う際に利用できない項目 |
|----|------------------------|
| 1 | 出発地住所 |
| 2 | 目的地住所 |
| 3 | 片道往復区分 |
| 4 | 交差点番号読込 |

交差点番号入力画面にて経路不連続を修正すると、申請・各種情報入力選択画面のエラーメッセージにて、修正を行った対象経路番号が表示されなくなります。

※なお、経路不連続の修正を行った経路は再度修正を行うことが可能です。

全ての経路不連続を修正するとエラーメッセージが表示されなくなり、申請書作成予約登録ボタンが押せるようになります。

申請・各種情報入力選択

申請情報を順次入力し、申請データを作成してください。
 申請情報はいつでも変更が可能です。
 申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力は、申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンを押下してください。
 ・デジタル地図: デジタル地図による経路入力
 ・交差点番号: 交差点番号指定による経路入力
 ※以前テキスト入力した未収録道路については、道路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号: 0007776878

デジタル地図 交差点番号

3.6 申請データ作成 (FD読み込み)

本章では、保存している申請データ (xxxxxxx.binまたはxxxxxxx.tksファイル) を読み込んで申請データを作成する場合の操作説明を行います。FD読み込みの操作は画面の流れ以外は3章 (申請書入力) と同様ですので、参照して下さい。

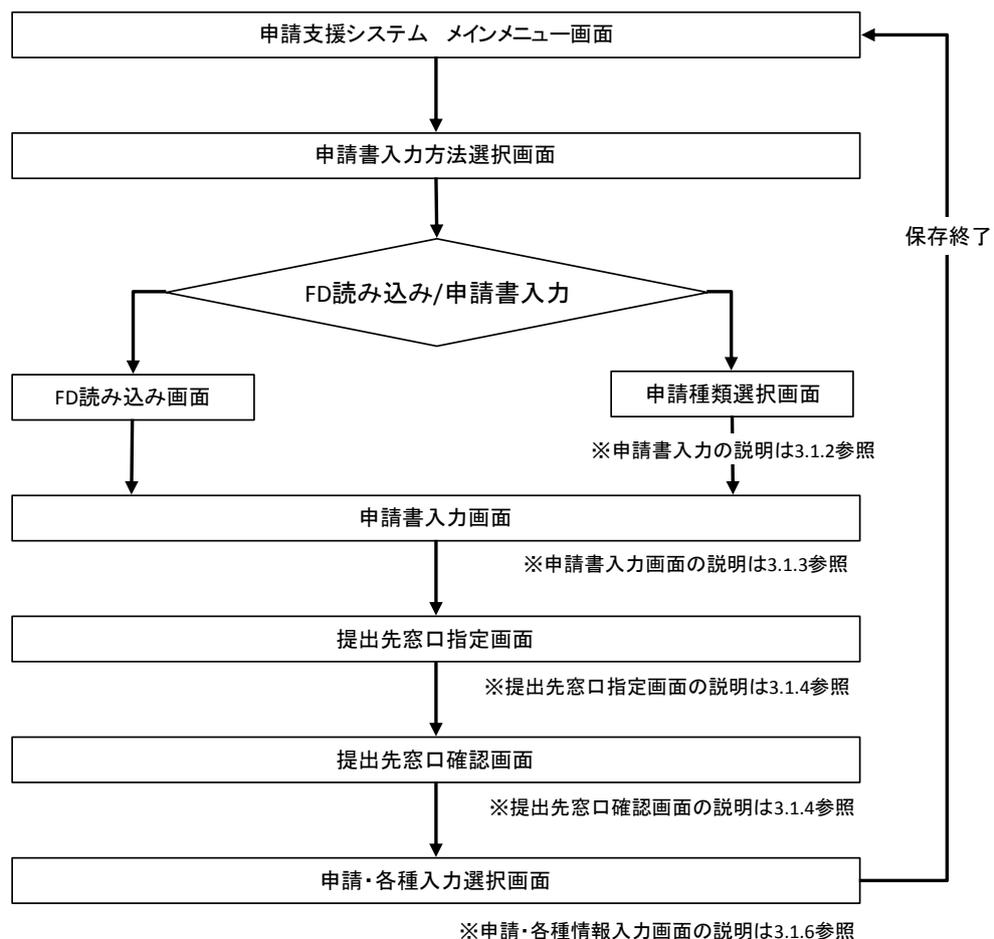
3.6.1 申請書入力

ここでは申請書入力についての説明を行います。

申請書入力方法選択画面においてFD読み込みを選択すると、FD読み込み画面に移ります。FD読み込み画面において、保存している申請データ (xxxxxxx.binまたはxxxxxxx.tksファイル) を読み込むと申請書入力画面が表示されます。

その後の申請書登録結果表示画面までの操作、流れは3章と同じです。ただし、データは既に入力されています (データ項目によって、未入力の場合あり)。入力されているデータを確認・修正しながら、操作を進めてください。

以下に申請書入力のフローを示します。



フローに従い各画面操作の説明を行います。

3.6.2 申請書入力方法選択

I. 申請書入力方法選択

申請者選択画面にて該当する項目を選択すると、申請書入力方法選択画面に入ります。申請書入力方法選択画面では、〔FD読み込み〕を選択します。

申請書入力方法選択画面

i. FDより申請情報を読み込む

| 手順 | 操作内容 |
|----|------------------|
| 1 | ①FD読み込みを選択する。 |
| 2 | ② <u>選択</u> を押す。 |

→ FD読み込み画面

II. FD読み込み

FD読み込みとは、保存している申請データ（xxxxxxx.binまたはxxxxxxx.tksファイル）を読み込む方法です。

参照ボタンを押して、申請データの保存先を指定し、読み込みたい申請データを選択して**登録**ボタンを押します。

FD読み込み画面

i. FDファイルを指定する

| 手順 | 操作内容 |
|----|--|
| 1 | ①ファイル名を入力、または② 参照 ボタンを押して該当するファイルを選択する。 |
| 2 | ③ 登録 を押す。 |

申請書入力画面

保存していた申請データを読み込むと申請書入力画面に移ります。申請データに入力されている申請情報が画面に表示されます。

申請書入力画面は、読み込んだ申請データの内容により、「新規申請、変更申請、更新申請」を自動判断します。

また、その後の操作は、本マニュアル3.1.3 以降を参照して操作を続けてください。各画面には、読み込んだ申請データの内容が表示されますので、内容を確認しながら、次へ進んで下さい。

■ポイント■

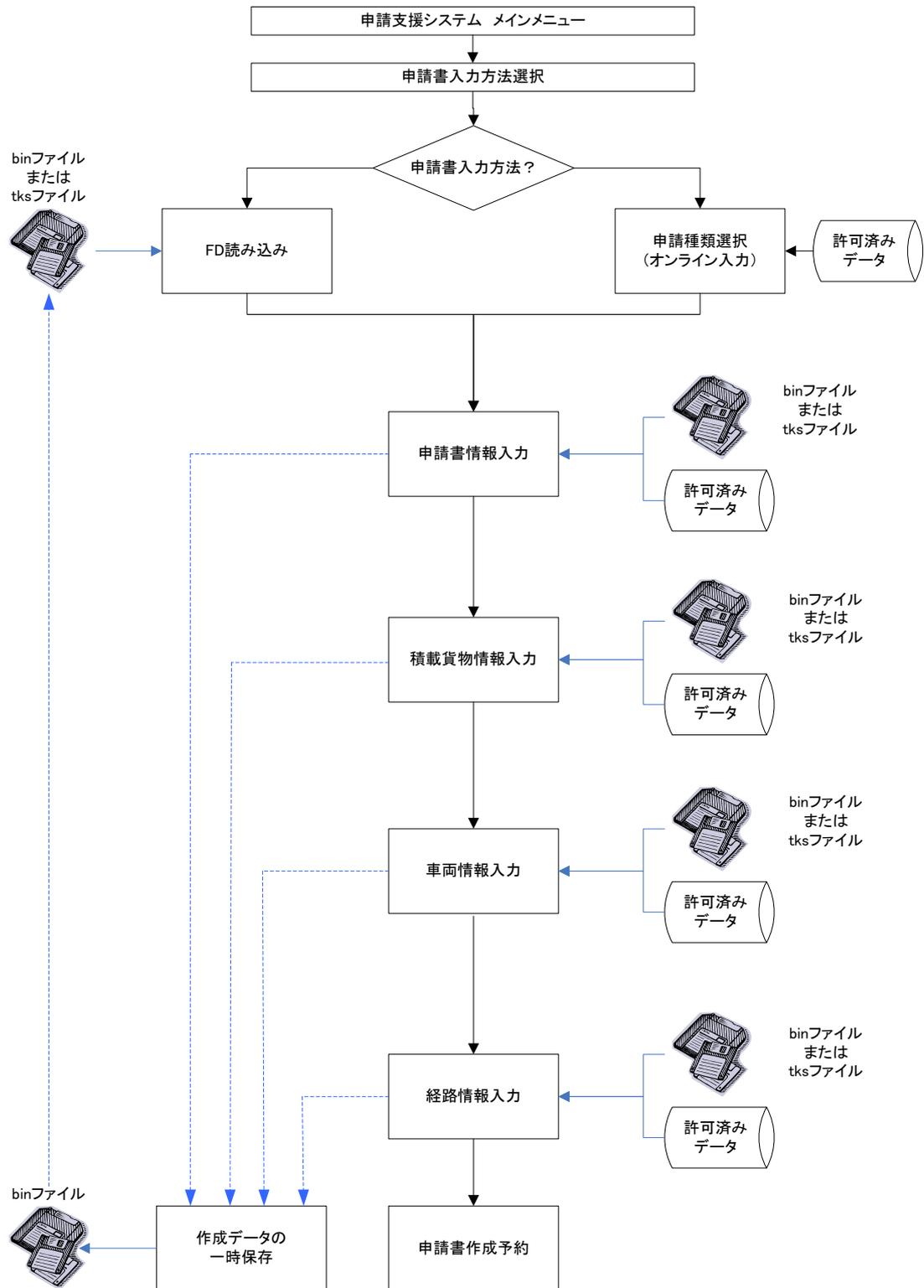
新規申請データのFD読み込み時は、「申請書入力（新規）」
 更新申請データのFD読み込み時は、「申請書入力（更新）」
 変更申請データのFD読み込み時は、「申請書入力（変更）」
 と画面表示されます。

※FD読み込みで申請データを作成する場合は、申請種類（新規・更新・変更）を異なる申請種類へ変更することはできません。

※違うユーザーIDで作成した申請データを、自分のユーザーIDでログイン後FD読み込みして申請データを作成した場合、作成される申請データには自分のユーザーIDが付与されます。

3.7 作成データの途中保存・参照読み込み

本章では、作成データの途中保存・参照読み込み機能についての操作説明を行います。
 作成データの途中保存・参照読み込み機能の全体フローを示します。
 なお、本機能は平成27年3月のシステム改修から使用可能となる機能です。



3.7.1 作成データの途中保存

ここでは作成データの途中保存についての説明を行います。

作成データの途中保存とは、申請書情報入力、積載貨物情報入力、車両情報入力、経路情報入力の申請書作成の途中段階で、申請データの内容を一時的に保存する処理です。

(※平成27年3月のシステム改修による追加機能です。)

I. 途中保存の手順

作成途中の申請データの情報を保存したい場合は、申請書情報入力、積載貨物情報入力、車両情報入力、経路情報入力後の申請・各種情報入力選択画面にて、**保存終了**ボタンを押します。保存終了ボタンを押すと、**申請FD/一時保存ファイル 作成処理画面**に遷移します。

(後述の4.3の保存終了においても同様の手順で、申請データの保存終了が可能です。)

申請書入力方法選択画面

申請・各種情報入力選択

申請情報を順次入力し、申請データを作成してください。
申請情報はいつでも変更が可能です。
申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力は、申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンを押下してください。
・デジタル地図: デジタル地図による経路入力
・交差点番号: 交差点番号指定による経路入力
※以前テキスト入力した未収録道路については、道路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。
経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号: 0009013317

デジタル地図 交差点番号

① →

申請FD／一時保存ファイル 作成処理画面

申請FD／一時保存ファイル 作成処理

申請データを保存し、申請FD／一時保存ファイルを作成して下さい。

② → [申請データの保存](#)

申請データの保存が終了したら、ボタンを押して次の処理を選択して下さい。
保存が終了する前にボタンを押すと、入力したデータが削除されることがあるので
ご注意ください。

③ → 入力続ける 入力を終了する ← ④

i. 作成中の申請データを保存する

| 手順 | 操作内容 |
|----|--|
| 1 | 申請書入力方法選択画面から、①保存終了ボタンを押下します。 |
| 2 | 申請FD／一時保存ファイル 作成処理画面に遷移されます。 |
| 3 | ②[申請データの保存]のリンクをクリックします。 |
| 4 | 一時保存ファイルのダウンロードに係わるダイアログが表示されます。 |
| 5 | 対象ファイル（※binファイル）を、利用しているパソコンに保存します。 |
| 6 | 作成データの入力作業を続ける場合は③入力続けるボタン、入力作業を終了する場合は④入力を終了するボタンを押します。 |



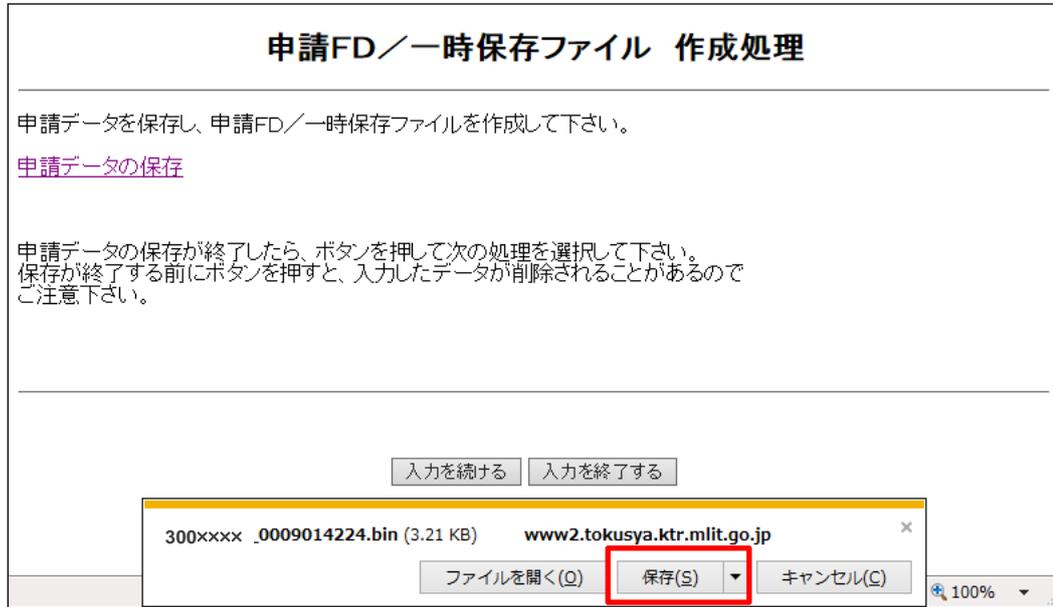
※binファイルとは

申請データの一時保存ファイル形式（拡張子：〇〇.bin）。申請書情報・積載貨物情報・車両情報・経路情報のデータを保持する。また、申請書情報・積載貨物情報・車両情報・経路情報の各入力画面で申請データを読み込むことが可能。
なお、これを申請データとしては提出することはできません。

II. ファイルのダウンロード

一時保存ファイル 作成処理画面において、申請データの保存をクリックすると、以下の画面が表示されます。

ファイルのダウンロード画面



「保存(S)」を選択してください。ファイルのダウンロードが始まり、指定されたディレクトリ内に、binファイルが格納されます。

(※) 拡張子は全てbinファイルになります。後から使用することを考えて、分かりやすいディレクトリ・ファイル名（任意）に変えて、保存しておくことをお勧めします。

3.7.2 既存データの参照読み込み

ここでは既存の申請データ又は途中保存した作成データの参照読み込みについての説明を行います。

なお、途中保存した作成データとは、申請データ作成の途中段階で、申請データの内容を一時的に保存したデータです。（詳細は「3.7.1 作成データの途中保存」を参照）

I. 申請書情報入力時の参照読み込み

申請・各種情報入力選択画面から申請書入力ボタンを押下し、申請書入力方法選択画面において、読み込みボタンを押下すると、申請書情報参照画面に遷移します。

申請書入力方法選択画面

代表者名(漢字) 特専 太郎
 代表者名(カナ) トクシャ タロウ
 郵便番号 135 - 0005 住所自動設定
 住所(都道府県) 東京都 ※住所は漢字で入力して下さい。
 住所(市区町村) 江東区高橋 郵便番号自動設定
 住所(丁目番地) 1-1-1
 住所(ビル名)
 電話番号 03 - 7777 - 8888
 申請担当者 ※申請を行う担当者の情報を入力して下さい。
 部署名 本社
 担当者名(漢字) 特専 花子
 電話番号 03 - 1111 - 2222
 FAX番号 03 - 7777 - 8888
 メールアドレス
 申請車両 ※申請車種を変更した場合は必ず車両情報入力画面で登録ボタンを押下して下さい。
 申請車種 軽セミ
 新規開発車両 新規格車 左記(新規開発車両、新規格車)以外 申請車種とは
 事業区分 区域 事業区分とは
 申請車両台数 単車/トラクター 1台 トレーラ 1台
 申請経路
 申請経路数: 2 手数料対象経路数: 0
 ※許可済みデータを再利用した場合は前回の手数料対象経路数を表示しています。
 登録 読み込み リセット 前画面へ戻る

申請者情報参照画面

申請者情報参照

入力画面に更新・反映する保存ファイル、または許可済みデータを指定し「入力画面に反映」ボタンを押してください。
 許可済みデータから指定する場合は、許可日による検索を行ってください。

保存ファイルから指定 参照... 読み込み ②

許可データから指定 許可日 From 平成 27 年 3 月 15 日 検索 ③
 To 平成 27 年 3 月 15 日
 (検索期間は、1週間以内として下さい。)

| 申請番号 | 許可番号 | 許可日 | 通行開始日 | 通行終了日 | 会社名・氏名 | 選択 |
|------|------|-----|-------|-------|--------|----|
| | | | | | | |

⑤ 読み込み 閉じる ④

i. 既存の申請データの申請書情報を参照する

| 手順 | 操作内容 |
|----|------------------|
| 1 | ①読み込みを押す。 |
| 2 | 申請者情報参照画面に遷移します。 |

→ 申請者情報参照画面

ii. 保存している申請データ又は途中保存したbinファイルから申請書情報を読み込む

| 手順 | 操作内容 |
|----|---|
| 1 | (保存ファイルから指定する場合) ②参照ボタンを押します |
| 2 | 読み込みたい申請書情報が入力された保存ファイルを指定し、②読み込みボタンを押すと、指定した申請書情報が <u>申請書入力方法選択画面</u> に反映されます。 |
| 3 | (過去の許可済みデータから指定する場合) 許可日を基準とした検索期間をFrom、Toで指定し、③検索ボタンを押します。 |
| 4 | 手順3の検索結果一覧を④に表示します。指定したい許可済みデータを選択します。 |
| 5 | ⑤読み込みボタンを押すと、申請書情報が <u>申請書入力方法選択画面</u> に反映されます。 |

→ 申請書入力方法選択画面

①参照

パソコン等に保存された申請データのファイル選択画面が表示されます。

②読み込み

①で指定した既存データの申請書情報を読み込み、申請書入力方法選択画面の表示内容に反映されます。

③許可日 (From/To)

過去に発行された許可証のデータについて許可日を基準として、検索期間*をFrom、Toで指定できます。(※検索可能な期間は、1週間以内に限りませす。)

④検索

③で指定した検索条件に該当する、システムに登録されている許可証のデータを検索します。検索結果として、申請番号、許可番号、許可日、通行開始日、通行終了日、会社名・氏名が一覧で表示されます。

⑤選択

④の検索結果一覧から、読み込みたい許可証のデータを選択できます。

⑥読み込み

⑤で選択した許可証のデータより申請書情報を読み込み、申請書入力方法選択画面の表示内容に反映されます。

⑦閉じる

申請書情報参照画面の表示を閉じます。

※ただし、更新申請の申請書入力(更新)画面の場合には、読み込みボタンは表示されません。(更新申請の場合、通常は「通行開始日/終了日」の更新入力のみとなるため)

※申請書情報参照画面で指定した既存の申請データの申請書情報が、申請書入力画面に反映されます。なお、申請書情報が入力済みであった場合においても、参照した申請書情報の内容に上書きされます。

II. 積載貨物情報入力時の参照読み込み

申請・各種情報入力選択画面から積載貨物情報入力ボタンを押下し、積載貨物情報入力画面において、読み込みボタンを押下すると、積載貨物情報参照画面に遷移します。

積載貨物情報入力画面

積載貨物情報参照画面

i. 既存の申請データの積載貨物情報を参照する

| 手順 | 操作内容 |
|----|-------------------|
| 1 | ①読み込みを押す。 |
| 2 | 積載貨物情報参照画面に遷移します。 |

積載貨物情報参照画面

ii. 保存している申請データ又は途中保存したbinファイルから積載貨物情報を読み込む

| 手順 | 操作内容 |
|----|---|
| 1 | (保存ファイルから指定する場合) ②参照ボタンを押します |
| 2 | 読み込みたい申請書情報が入力された過去の保存ファイルを指定し、②読み込みボタンを押すと、指定した積載貨物情報が積載貨物入力画面に反映されます。 |
| 3 | (過去の許可済みデータから指定する場合) 許可日を基準とした検索期間をFrom、Toで指定し、③検索ボタンを押します。 |
| 4 | 手順3の検索結果一覧を④に表示します。指定したい許可済みデータを選択します。 |
| 5 | ⑤読み込みボタンを押すと、積載貨物情報が積載貨物情報入力画面に反映されます。 |

→ 積載貨物情報入力画面

①参照

利用しているパソコンに保存された既存データのファイル選択画面が表示されます。

②読み込み

①で指定した既存データの選択ファイルの積載貨物情報を読み込み、積載貨物情報画面の表示内容に反映されます。

③許可日 (From/To)

過去に発行された許可証のデータについて許可日を基準として、検索期間※をFrom、Toで指定できます。(※検索可能な期間は、1週間以内に限りです。)

④検索

③で指定した検索条件に該当するシステムに登録されている許可証のデータを検索します。検索結果として、申請番号、許可番号、許可日、通行開始日、通行終了日、会社名・氏名を一覧で表示されます。

⑤選択

④の検索結果一覧から、読み込みたい許可証のデータを選択できます。

⑥読み込み

⑤で選択した許可証のデータより積載貨物情報を読み込み、積載貨物情報入力画面の表示内容に反映されます。

⑦閉じる

積載貨物情報参照画面の表示を閉じます。

※積載貨物情報参照画面で指定した既存の申請データの積載貨物情報が、積載貨物情報入力画面に反映されます。なお、積載貨物情報が入力済みであった場合においても、参照した積載貨物情報の内容に上書きされます。

III. 車両情報入力時の参照読み込み

申請・各種情報入力選択画面から「車両情報入力」ボタンを押下し、申請車両情報登録メニュー画面において、「読み込み」ボタンを押下すると、車両情報参照画面に遷移します。

申請車両情報登録メニュー画面

申請車両情報登録メニュー

新規に車両情報の登録を行う場合は、「軸種追加」ボタンを押して下さい。
入力を行う軸種を選択し、車両型式・番号を入力する場合は「車両内訳書入力」ボタンを、車両諸元を入力する場合は「車両諸元説明書入力」ボタンを押して下さい。
車両情報の入力完了した場合は、「登録」ボタンを押して下さい。

申請車種：一般セミトレーラ(その他)

認証トラクタを登録する場合には橋梁照査結果の表示ボタンを押下して認証トラクタとしてみなされていることを確認して下さい。

| 整理番号 | 軸種 | 最小回転半径(cm) |
|------|-----------------------|------------|
| 1 | 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸 | 1200 |

① ↓

車両内訳書入力 車両諸元説明書入力 軸種追加 軸種削除 合成車両の表示 **読み込み** 橋梁照査結果の表示 車検証情報との照合

登録 前画面へ戻る

車両情報参照画面

車両情報参照

入力画面に更新・反映する保存ファイル、または許可済みデータを指定し「入力画面に反映」ボタンを押してください。
許可済みデータから指定する場合は、許可日による検索を行ってください。

保存ファイルから指定 参照... ← ②

許可データから指定 許可日 From 平成 27 年 3 月 15 日 To 平成 27 年 3 月 15 日 検索 ← ③
(検索期間は、1週間以内として下さい。)

| 申請番号 | 許可番号 | 許可日 | 通行開始日 | 通行終了日 | 会社名・氏名 | 選択 |
|------|------|-----|-------|-------|--------|----|
| | | | | | | |

⑤ → ④

i. 既存の申請データの車両情報を参照する

| 手順 | 操作内容 |
|----|-----------------|
| 1 | ①「読み込み」を押す。 |
| 2 | 車両情報参照画面に遷移します。 |

車両情報参照画面

ii. 保存している申請データ又は途中保存したbinファイルから車両情報を読み込む

| 手順 | 操作内容 |
|----|--|
| 1 | (保存ファイルから指定する場合) ②参照ボタンを押します |
| 2 | 読み込みたい車両情報が入力された過去の保存ファイルを指定し、②読み込みボタンを押すと、指定した車両情報に申請車両情報登録メニュー画面に追加されます。 |
| 3 | (過去の許可済みデータから指定する場合) 許可日を基準とした検索期間をFrom、Toで指定し、③検索ボタンを押します。 |
| 4 | 手順3の検索結果一覧を④に表示します。指定したい許可済みデータを選択します。 |
| 5 | ⑤読み込みボタンを押すと、車両情報が申請車両情報登録メニュー画面に追加されます。(但し、同一型式に合致する車両情報のみ) |

→ 申請車両情報登録メニュー画面

①参照

利用しているパソコンに保存された既存データのファイル選択画面が表示されます。

②読み込み

①で指定した既存データの選択ファイルの車両情報(同一型式における車両諸元情報)を読み込み、申請車両情報登録メニュー画面の入力内容に追加されます。

③許可日 (From/To)

過去に発行された許可証のデータについて許可日を基準として、検索期間*をFrom、Toで指定できます。(※検索可能な期間は、1週間以内に限ります。)

④検索

③で指定した検索条件に該当するシステムに登録されている許可証のデータを検索します。検索結果として、申請番号、許可番号、許可日、通行開始日、通行終了日、会社名・氏名を一覧で表示されます。

⑤選択

④の検索結果一覧から、読み込みたい許可証のデータを選択できます。

⑥読み込み

⑤で選択した許可証のデータより車両情報を読み込み、申請車両情報登録メニュー画面の入力内容に追加されます。

⑦閉じる

車両情報参照画面の表示を閉じます。

※車両情報参照画面で指定した既存の申請データの車両情報が、申請車両登録メニュー画面に入力している車両情報に追加されます。

※車両情報参照の利用条件としては、作成中の車両と同一型式の車両に限られます。

※既存のデータから車両入力の同一型式に合致した全ての車両情報を読み込むため、不要な車両情報が含まれている場合には、申請内訳一覧画面から不要な型式の削除を行って下さい。

IV. 経路情報入力時の参照読み込み

申請・各種情報入力選択画面から「経路情報入力」ボタンを押下し、経路一覧画面において、「読み込み」ボタンを押下すると、経路情報参照画面に遷移します。

経路一覧画面

経路一覧

続けて経路を入力する時は「次経路入力」ボタンを押してください。
 作成した経路をコピーする時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路コピー」ボタンを押してください。(複数経路選択不可)
 作成した経路を変更する時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路変更」ボタンを押してください。(複数経路選択不可)
 作成した経路を削除する時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路削除」ボタンを押してください。(複数経路選択可能)
 全ての経路を登録する時は「登録」ボタンを押してください。

| 経路番号 | 出発地住所 | 目的地住所 | 選択区分 |
|------|------------------|-------------|--------------------------|
| 1 | 埼玉県さいたま市中央区999-9 | 東京都中央区999-9 | <input type="checkbox"/> |

①
↓

次経路入力
経路コピー
経路変更
経路削除
読み込み
登録
前画面へ戻る

経路情報参照画面

経路情報参照

入力画面に更新・反映する保存ファイル、または許可済みデータを指定し「入力画面に反映」ボタンを押してください。
 許可済みデータから指定する場合は、許可日による検索を行ってください。

保存ファイルから指定 参照... 読み込み ← ②

許可データから指定 許可日 From 平成 ▾ 27 ▾ 年 3 ▾ 月 15 ▾ 日 To 平成 ▾ 27 ▾ 年 3 ▾ 月 15 ▾ 日 検索 ← ③
 (検索期間は、1週間以内として下さい。)

| 申請番号 | 許可番号 | 許可日 | 通行開始日 | 通行終了日 | 会社名・氏名 | 選択 |
|------|------|-----|-------|-------|--------|--------------------------|
| | | | | | | <input type="checkbox"/> |

⑤ → 読み込み 閉じる

i. 既存の申請データの経路情報を参照する

| 手順 | 操作内容 |
|----|-----------------|
| 1 | ①「読み込み」を押す。 |
| 2 | 経路情報参照画面に遷移します。 |

経路情報参照画面

ii. 保存している申請データ又は途中保存したbinファイルから経路情報を読み込む

| 手順 | 操作内容 |
|----|--|
| 1 | (保存ファイルから指定する場合) ②参照ボタンを押します |
| 2 | 読み込みたい経路情報が入力された過去の保存ファイルを指定し、②読み込みボタンを押すと、指定した経路情報に経路一覧画面が反映されます。 |
| 3 | (過去の許可済みデータから指定する場合) 許可日を基準とした検索期間をFrom、Toで指定し、③検索ボタンを押します。 |
| 4 | 手順3の検索結果一覧を④に表示します。指定したい許可済みデータを選択します。 |
| 5 | ⑤読み込みボタンを押すと、選択した経路情報が経路一覧画面に反映されます。 |

→ 申請車両情報登録メニュー画面

①参照

利用しているパソコンに保存された既存データのファイル選択画面が表示されます。

②読み込み

①で指定した既存データの選択ファイルの経路情報（出発地、目的地情報を含む）を読み込み、経路一覧画面の入力内容に追加されます。

③許可日 (From/To)

過去に発行された許可証のデータについて許可日を基準として、検索期間*をFrom、Toで指定できます。（※検索可能な期間は、1週間以内に限りです。）

④検索

③で指定した検索条件に該当するシステムに登録されている許可証のデータを検索します。検索結果として、申請番号、許可番号、許可日、通行開始日、通行終了日、会社名・氏名を一覧で表示されます。

⑤選択

④の検索結果一覧から、読み込みたい許可証のデータを選択できます。

⑥読み込み

⑤で選択した許可証のデータより経路情報を読み込み、経路一覧画面の入力内容に追加されます。

⑦閉じる

経路情報参照画面の表示を閉じます。

※経路情報参照画面で指定した既存の申請データの経路情報が、経路一覧画面に入力している経路情報に追加されます。

※既存のデータから全ての経路情報を読み込むため、不要な経路が含まれる場合には、対象経路番号にチェックして経路削除をクリックし、経路を削除して下さい。

4. 申請書作成の予約

4.1 申請書作成予約受付情報

申請書入力（登録）を済ませた情報を保存し、申請事務取扱窓口に提出する申請データをダウンロードする場合は、申請書作成の予約登録を行います。

申請・各種情報入力選択画面にて「申請書作成予約登録」ボタンを押します。

平成31年3月25日より、「申請書作成予約登録」ボタンを押した際に申請の内容の最終確認を促すメッセージが表示されます。このメッセージにてチェックボックスにチェックを入れ、「OK」ボタンを押すと申請書作成の予約登録が行われ、申請書作成予約受付情報画面に移ります。「キャンセル」ボタンを押すと、申請・各種情報入力選択画面に留まります。

申請書作成予約受付情報画面では、申請書作成予約の受付結果の表示または予約キャンセルを行います。

申請・各種情報入力選択画面もしくは申請書作成予約受付情報画面にて、入力（登録）を済ませた情報を途中保存して終了させたい場合は、「保存終了」ボタンを押します。

申請書作成予約登録を行った後、継続して情報を入力したい場合は作成した申請データをダウンロードして保存し、FD読み込みして情報を入力してください。

申請・各種情報入力選択画面

申請・各種情報入力選択

申請情報を順次入力し、申請データを作成してください。
 申請情報はいつでも変更が可能です。
 申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力は、申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンを押下してください。

- ・デジタル地図: デジタル地図による経路入力
- ・交差点番号: 交差点番号指定による経路入力

※以前テキスト入力した未収録道路について: 道路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号: 1100101444

① →

④ →

i. 申請書作成予約登録する

| 手順 | 操作内容 |
|----|--------------------------------|
| 1 | ①「申請書作成予約登録」を押す。 |
| 2 | ②誤りの多い事例を確認し、チェックボックスにチェックを入れる |
| 3 | ③「OK」ボタンを押す |

→ 申請書作成予約受付情報画面

ii. 申請データを一時保存する

| 手順 | 操作内容 |
|----|-----------|
| 1 | ④保存終了を押す。 |

→ 一時保存ファイル 作成処理画面

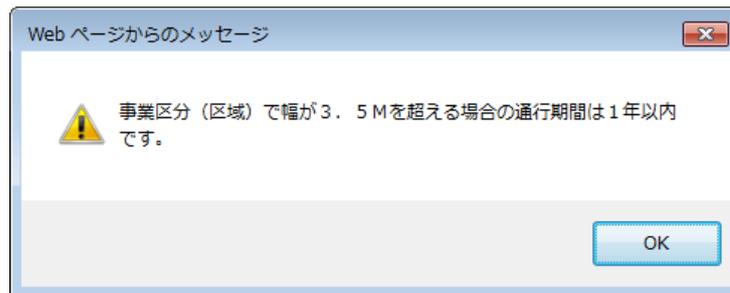
4.2 申請書作成予約登録時のチェック

申請・各種情報入力選択画面で申請書作成予約登録ボタン押下時に、申請情報の内容のチェックを行なっています。表示されたメッセージに従って操作を行なってください。

I. 通行期間のチェック

省令に基づき、事業区分と車両諸元により通行期間のチェックを行なっています。

押下時に以下の警告メッセージが表示された場合には、OKボタンを押し、申請書情報入力、車両情報入力の内容を確認、修正してください。

通行期間エラー画面例

- ※ 表示されるメッセージは「事業区分」「車種」「車両諸元」によって異なります。
- ※ 平成22年2月から、許可期間延長（1年⇒最大2年）に対応しています。
- ※ 平成27年6月から、19mを超え21mまでのフルトレーラの許可期間延長に対応しています。
- ※ 令和元年9月から、許可期間延長★（2年⇒最大4年）に対応しています。
- ★一定の要件を満たす優良事業者を対象とした許可期間延長(平成31年4月1日運用開始)

II. 特例8車種と海上コンテナにおける重量B条件緩和のチェック

2019年3月25日より、特例8車種と海上コンテナにおいて重量B条件緩和のチェックが追加されました。

1. 車種：特例8車種

下記の条件を満たす場合にエラーメッセージが表示されます。

[条件]

- ① 駆動軸以外の軸重が10t超過の場合
- ② 駆動軸重10t超過かつ認証トラクタでない場合
- ③ 駆動軸重11.5t超過かつ認証トラクタの場合

[エラーメッセージ]

①

特例8車種において駆動軸重以外が制限値(10t)を超えているため、差し戻しとなります。車両諸元説明書入力画面に戻って修正してください。

②

特例8車種において駆動軸重が制限値(10t)を超えているため、差し戻しとなります。車両諸元説明書入力画面に戻って修正してください。

③

特例8車種において駆動軸重が制限値(11.5t)を超えているため、差し戻しとなります。車両諸元説明書入力画面に戻って修正してください。

エラーメッセージが表示された場合には軸重の修正を行ってください。

2. 車種：海上コンテナ

下記の条件を1つでも満たす場合にアラートメッセージが表示されます。

[条件]

- ① 認証トラクタでない場合
- ② 認証トラクタかつ駆動軸の軸重が11.5t超過の場合
- ③ 認証トラクタかつ駆動軸以外の軸重が10t超過の場合

[アラートメッセージ]

この申請は重量緩和対象になりません。

アラートメッセージが表示された場合には重量B条件緩和は受けられませんが、申請を行うことはできます。

III. 特例8車種における隣接軸重のチェック

2019年3月25日より、特例8車種において隣接軸重のチェックが追加されました。

1. 車種：特例8車種

下記の条件を満たさない場合にエラーメッセージが表示されます。

[条件]

- ① 隣接軸距が1.8m未満の場合：
隣接軸重 \leq 18.0t
- ② 隣接軸距が1.3m以上かつ該当する2軸の軸重がそれぞれ9.5t以下の場合：
隣接軸重 \leq 19.0t

- ③隣接軸距が1.8m以上の場合：
隣接軸重 \leq 20.0t

[エラーメッセージ]

特例3車種で隣接軸重が制限値を超えています。
軸距、軸重を以下のように入力し、条件を満たしてください。

隣接軸距が1.8m未満の場合：
隣接軸重 \leq 18.0t

隣接軸距が1.8m以上かつ該当する2軸の軸重がそれぞれ9.5t以下の場合：
隣接軸重 \leq 19.0t

隣接軸距が1.8m以上の場合：
隣接軸重 \leq 20.0t

※包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。

エラーメッセージが表示された場合には軸重の修正を行ってください。

IV. 車両諸元入力（積載物）のチェック

車両情報と積載貨物情報の関連が以下の場合には、警告メッセージが表示されます。

- 積載貨物の幅 > 車両諸元情報の幅
- 積載貨物の高さ > 車両諸元情報の高さ
- 積載貨物の長さ > 車両諸元情報の長さ

車両情報登録時に以下の警告メッセージが表示された場合には、**戻る**ボタンを押し、積載貨物情報入力、車両情報入力の内容を確認、修正してください。

申請書作成予約受付情報

車両諸元情報と積載貨物の寸法(幅、高さ、長さ)に矛盾(車両諸元情報<積載貨物)があります

戻る

V. 車両諸元入力（車両重量・軸重）のチェック

車両重量と各軸軸重の合計に不整合が生じた場合には、エラーメッセージが申請・各種情報入力選択画面の上部に表示されます。

警告メッセージが表示された場合には、車両情報入力の内容を確認、修正してください。

ポールトレーラ以外のセミトレーラ：

車両重量、軸重の入力内容に不整合があるため、差し戻しとなります。
車両重量、軸重は以下のように入力してください。

ポールトレーラを除くセミトレーラのトレーラ：
車両重量(トラック自重+トレーラ自重) > 各軸軸重の合計

ポールトレーラ：

車両重量、軸重の入力内容に不整合があるため、差し戻しとなります。
車両重量、軸重は以下のように入力してください。

ポールトレーラのトレーラ：
車両重量(トラック自重+トレーラ自重) ≧ 各軸軸重の合計

その他軸種：

車両重量、軸重の入力内容に不整合があるため、差し戻しとなります。
車両重量、軸重は以下のように入力してください。

その他軸種：
車両重量(トラック自重+トレーラ1自重+トレーラ2自重) + 積載物重量 + 乗員重量 = 各軸軸重の合計
※乗員重量は1人のとき0.06t、2人のとき0.11tで計算

上記以外の車種：

車両重量、軸重の入力内容に不整合があるため、差し戻しとなります。
車両重量、軸重は以下のように入力してください。

セミトレーラ・軸種がその他軸種を除くトラック・トラクタトレーラ：
車両重量(トラック自重+トレーラ1自重+トレーラ2自重) = 各軸軸重の合計

申請書作成予約受付情報画面

申請書作成予約受付情報

下記の内容で申請書作成予約を受け付けました。
 申請番号は、申請書ダウンロードの際に必要となりますので、保管しておいて下さい。
 予約状況は、申請支援システムメニュー 申請書作成状況一覧画面で確認できます。

予約をキャンセルする場合は、「予約キャンセル」ボタンを押して下さい。
 申請データは、「保存終了」ボタンより保存する事ができます。

申請番号:1100065818 ← ①

当申請データは、1番目に作成される予定です。

②

↑

申請支援システムメニューへ戻る ← ③

経路図作成予約 ← ④

予約キャンセル ← ⑤

保存終了 ← ⑥

①申請番号

申請番号が表示されます。

この申請番号を元に申請書作成状況一覧画面より申請窓口に提出する申請データのダウンロードを行います。

②作成待ち番号

作成予定の順番が表示されます。

③申請支援システムメニューへ戻る

申請支援システムメニュー画面に戻ります。

④経路図作成予約

経路図作成予約画面に移ります。

経路図作成予約ボタンは申請経路入力方法選択画面で「デジタル地図による経路入力」の登録ボタンを押した場合にのみ表示されます。

⑤予約キャンセル

表示している予約情報を取り消し、申請・各種情報入力選択画面に戻ります。

⑥保存終了

一時保存ファイル作成処理画面より、申請データを一時保存します

i. 申請支援システムメニューへ戻る

| 手順 | 操作内容 |
|----|----------------------|
| 1 | ③申請支援システムメニューへ戻るを押す。 |

→ 申請支援システムメニュー画面

i. 経路図作成予約を行なう

| 手順 | 操作内容 |
|----|---|
| 1 | ④経路図作成予約を押す。 ※申請経路入力方法選択画面で「デジタル地図による経路入力」登録ボタンを押した場合のみ表示されます。 |

→ 経路図の作成予約画面

ii. 予約をキャンセルする

| 手順 | 操作内容 |
|----|--------------|
| 1 | ⑤予約キャンセルを押す。 |

→ 申請・各種情報入力選択画面

iii. 申請データを一時保存する

| 手順 | 操作内容 |
|----|-----------|
| 1 | ⑥保存終了を押す。 |

→ 一時保存ファイル 作成処理画面

4.3 保存終了

ここでは保存終了についての説明を行います。

保存終了とは、申請・各種情報入力選択画面もしくは申請書作成予約受付情報画面が表示された時点で、そこまでに入力（登録）した内容を一時的にFD等に保存する処理です。

I. 保存終了手順

情報を保存し終了させたい場合は、申請・各種情報入力選択画面もしくは申請書作成予約受付情報画面で「保存終了」ボタンを押します。

保存終了ボタンを押すと、以下のような画面が現れます。

「申請データの保存」をクリックして、申請データを分かりやすい場所に保存して下さい。

申請データのダウンロードが終了したら、「入力続ける」または「入力を終了する」ボタンを押して下さい。

申請FD／一時保存ファイル 作成処理画面

申請FD／一時保存ファイル 作成処理

申請データを保存し、申請FD／一時保存ファイルを作成して下さい。

申請データの保存

申請データの保存が終了したら、ボタンを押して次の処理を選択して下さい。
保存が終了する前にボタンを押すと、入力したデータが削除されることがあるので
ご注意ください。

①

→

入力続ける

←

②

i. 入力続ける

| 手順 | 操作内容 |
|----|--------------|
| 1 | ①「入力続ける」を押す。 |

→ 申請 各種情報入力選択画面

ii. 保存して終了する

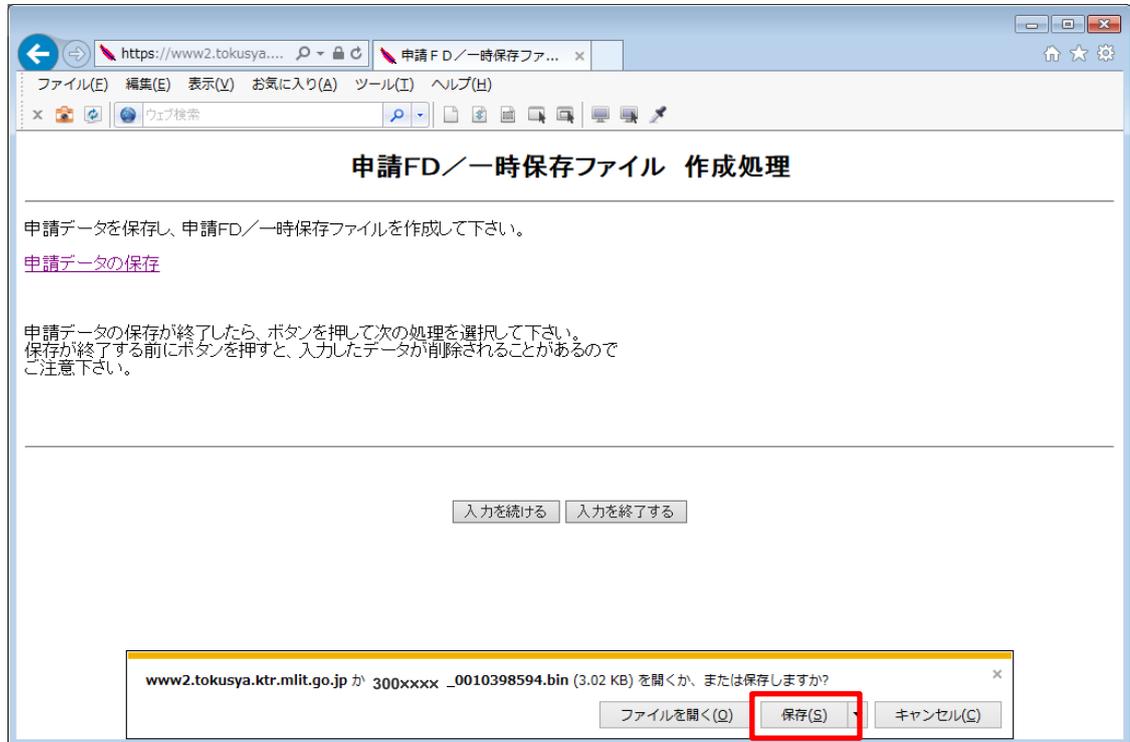
| 手順 | 操作内容 |
|----|----------------|
| 1 | ②「入力を終了する」を押す。 |

→ 申請支援システムメインメニュー画面

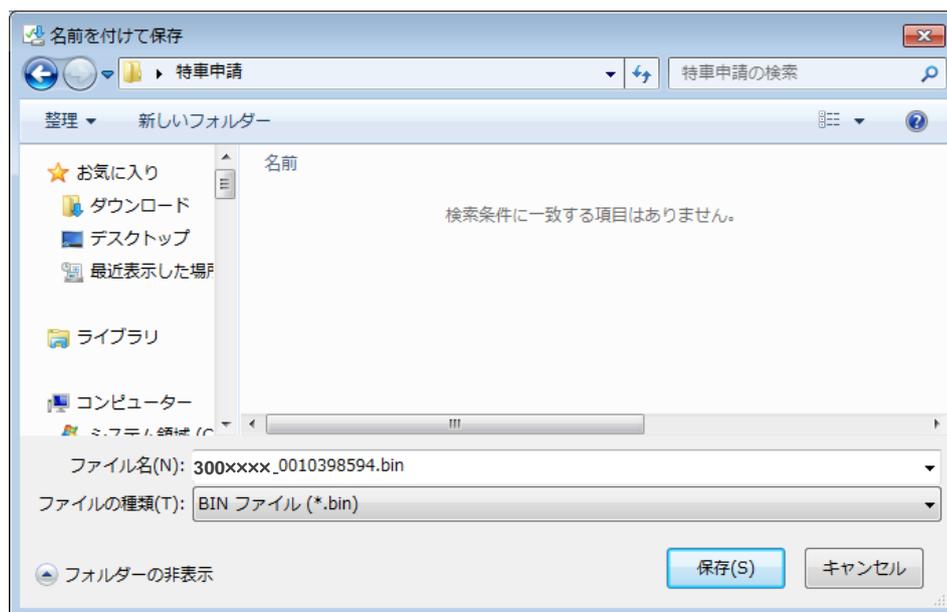
II. ファイルのダウンロード

一時保存ファイル 作成処理画面において、申請データの保存をクリックすると、以下の画面が表示されます。

ファイルのダウンロード画面



「保存(S)」ボタン右の▼を押下して、「保存(S)」または「名前を付けて保存(A)」を選択してください。「名前を付けて保存(A)」を選択すると、以下のような画面が表示されますので、名前を付けて保存してください。



※後から使用することを考えて、分かりやすい保存場所・ファイル名で保存することをお勧めします。

5. 申請書作成状況一覧

本章では、予約登録を行った申請書の作成状況を確認する際の操作説明を行います。受付システムを利用して送信する申請データはこちらからダウンロードを行います。

また、該当申請番号の提出ボタンを押下することにより、直接データ送信することも可能です。

5.1 申請書作成状況一覧

申請支援システムメインメニュー画面において、申請書作成状況一覧を選択すると、申請書作成状況一覧画面に移ります。申請書作成状況一覧画面では、ログインユーザが予約登録を行った申請データの作成状況表示、ダウンロード、算定結果のダウンロード、申請データの提出、または作成予約キャンセルを行います。

申請書作成状況一覧画面

申請書作成状況一覧

申請書、申請データをダウンロードする場合は、それぞれ「ダウンロード」ボタンを押して下さい。
 要再作成となっている場合、メッセージ内容を確認し、申請書を再度作成して下さい。
 予約を取り消す場合は、「キャンセル」ボタンを押して下さい。
 申請書の確認を行う場合は、申請データを一度ダウンロードし、「申請データの算定」ボタンを押して下さい。
 申請データを国道事務所へ提出する場合は、提出ボタンを押して下さい。

申請書・申請データの保存期間は14日です。作成完了④で削除されますので、提出後は「提出」⑤ボタンでデータをダウンロードしてください⑥

| ① | 申請番号 | 申請書作成予約 受付日時 | 作成状況 | 作成完了日時 | メッセージ | ⑧ 操作 | |
|---|------------|-----------------------|------|-----------------------|---|--------|-------|
| | | | | | | 申請書 | 申請データ |
| | 0009146584 | 平成27年04月19日 17時23分 | 作成完了 | 平成27年04月19日 17時23分 | | ダウンロード | ⑥ |
| | 0009146583 | 平成27年04月19日 17時27分 | 作成完了 | 平成27年04月19日 17時27分 | 通行不可(一方通行)のため不許可となる経路を含んでいます。 002 | ダウンロード | ⑥ |
| | 0009146582 | 平成27年04月19日 17時27分 | 作成完了 | 平成27年04月19日 17時27分 | 申請車両及び通行経路の全てが大型車誘導区間の審査対象です。 | ダウンロード | ⑥ |
| | 0009146580 | 平成27年04月19日 17時26分 | 作成完了 | 平成27年04月19日 17時26分 | この申請は超大型車に該当します。 オンライン申請の場合、ここで作成される申請データを 特殊車両オンライン申請受付システムへ送信してください。 ただし、この申請データ以外の書類を窓口事務所に持参し、 対面による説明が必要となります。 | ダウンロード | ⑩ |
| | 0009146578 | 平成27年04月19日 17時24分 | 作成完了 | 平成27年04月19日 17時24分 | | ダウンロード | ⑪ |

② ③

⑦ ⑧ ⑨

前画面へ戻る 経路図作成状況一覧 画面再読み込み 申請データの算定

| 表示項目 | 内容 | |
|--|--|--|
| ①申請番号 | 申請番号が表示されます | |
| ②申請書作成予約受付日時 | 申請書作成予約を受け付けた日時が表示されます。 | |
| ③作成状況 申請書の作成状況として、「作成完了」、「作成中」、「作成待ち状態」、「予約キャンセル」、「要再作成」のいずれかが表示されます。 | 作成完了 | 申請書作成が完了しています。申請書 (.pdf)、申請データ (.tks) のダウンロードが可能となります。 |
| | 作成中 | 申請書を作成中です。申請書作成予約のキャンセルが可能となります。 |
| | 作成待ち状態 | 申請書作成順番待ち状態です。メッセージに作成待ち番号が表示されます。申請書作成予約のキャンセルが可能となります。 |
| | 予約キャンセル | 申請書作成予約をキャンセルされた状態です。申請データ (.bin) のダウンロードが可能となります。 |
| | 要再作成 | 申請書作成ができませんでした。メッセージに従い修正し、再作成してください。申請データ (.bin) のダウンロードが可能となります。 |
| ④作成完了日時 | 申請書の作成が完了した日時が表示されます。 | |
| ⑤メッセージ | 作成状況に応じたメッセージが表示されます。 (※補足説明：次頁を参照) | |
| ⑥操作 作成状況に応じた操作ボタンが表示されます。 | ダウンロード | 「申請書」「申請データ」「重さ、高さ指定道路外スパン一覧」「算定結果」のダウンロードを行います。 |
| | キャンセル | 申請書作成予約のキャンセルを行います。 |
| ⑦経路図作成状況一覧 | 経路図作成状況一覧画面 へ移ります。 | |
| ⑧画面再読み込み | 申請書作成状況一覧画面 を再読み込みし、画面を最新の状態にします。 | |
| ⑨申請データの算定 | 別ウィンドウで 申請データの算定画面 が表示されます。 | |
| ⑩ダウンロード (算定結果) | 申請データの算定結果帳票 (.pdf) のダウンロードが可能となります。(※H27年3月システム改修による追加機能) | |
| ⑪提出 | 申請者メニュー画面が表示されます。 | |

※「重さ、高さ指定道路外スパン一覧」については、高さ3.8mを超える海上コンテナ及び、特例8車種の場合で、重さ指定道路/高さ指定道路以外を走行する場合に表示されます。

(補足説明) メッセージ欄の表記例

大型車誘導区間の導入により、大型車誘導区間の許可基準を満たす申請においては、次のようなメッセージが申請書作成状況一覧画面に表示されます。

- ◆メッセージ①：「申請車両及び通行経路の全てが大型車誘導区間の審査対象です。」

| メッセージ |
|-------------------------------|
| 申請車両及び通行経路の全てが大型車誘導区間の審査対象です。 |

許可期間延長（平成31年4月1日運用開始）の導入により、一定の要件を満たす優良事業者を対象とした申請においては、次のようなメッセージが申請書作成状況一覧画面に表示されます。

- ◆メッセージ②：「ETC2.0の登録及び違反履歴の確認の結果、許可期間延長申請が可能です。許可期間延長申請のため、申請時に「Gマーク認定書の写し」を添付してください。」

| メッセージ |
|--|
| ETC2.0の登録及び違反履歴の確認の結果、許可期間延長申請が可能です。 許可期間延長申請のため、申請時に「Gマーク認定書の写し」を添付してください。 |

I. 申請日のチェック

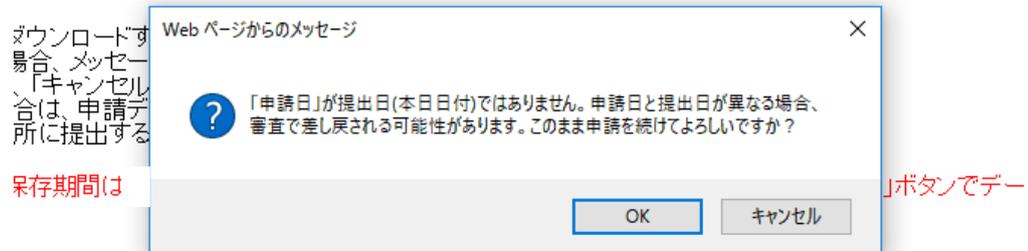
申請日のチェックを行なっています。「申請日」が提出日(本日日付)でない場合には、審査で差し戻される可能性があるため、以下のような警告メッセージが表示されます。

《留意点》

- オンライン提出時に作成した申請書データの申請日と提出日が一致していない場合、受付システムで提出処理が行えません。
- 申請日を提出日として修正を行い、再度提出する必要があります。

※申請日、通行開始日、通行終了日の整合チェックは、申請書情報入力画面にて実施されます。申請書作成予約時には、申請日に関する警告メッセージのみ表示されます。

申請書作成状況一覧



5.1.1 申請書類確認

申請書作成状況一覧画面より、作成が完了している申請書の「ダウンロード」ボタンを押すと、ファイルを開くか保存するか選択する画面が表示されます。

「ファイルを開く(O)」、「保存(S)」を選択した場合は、「OK」ボタンを押下してください。

「名前を付けて保存(A)」を選択した場合は、保存場所を指定し、「OK」ボタンを押下してください。

ファイルのダウンロード画面

申請書、申請データをダウンロードする場合は、それぞれ「ダウンロード」ボタンを押して下さい。
要再作成となっている場合、メッセージ内容を確認し、申請書を再度作成して下さい。
予約を取り消す場合は、「キャンセル」ボタンを押して下さい。
申請書の確認を行う場合は、申請データを一度ダウンロードし、「申請データの算定」ボタンを押して下さい。
申請データを国道事務所へ提出する場合は、提出ボタンを押して下さい。

申請書・申請データの保存期間は14日です。作成完了から14日で削除されますので、提出後は「ダウンロード」ボタンでデータをダウンロードしてください。

| 申請番号 | 申請書作成予約 受付日時 | 作成状況 | 作成完了日時 | メッセージ | 操作 |
|------------|-----------------------|------|-----------------------|---|--|
| 0009146584 | 平成27年04月19日 17時28分 | 作成完了 | 平成27年04月19日 17時28分 | | 申請書 ダウンロード 申請データ ダウンロード 算定結果 ダウンロード |
| 0009146583 | 平成27年04月19日 17時27分 | 作成完了 | 平成27年04月19日 17時27分 | 通行不可(一方通行)のため不許可となる経路を含んでいます。 002 | 申請書 ダウンロード 申請データ ダウンロード 算定結果 ダウンロード |
| 0009146582 | 平成27年04月19日 17時27分 | 作成完了 | 平成27年04月19日 17時27分 | 申請車両及び通行経路の全てが大型車誘導区間の審査対象です。 | 申請書 ダウンロード 申請データ ダウンロード 算定結果 ダウンロード |
| 0009146580 | 平成27年04月19日 17時26分 | 作成完了 | 平成27年04月19日 17時26分 | この申請は超大型車に該当します。 オンライン申請の場合、ここで作成される申請データを 特殊車両オンライン申請受付システムへ送信してください。 ただし、この申請データ以外の書類を窓口事務所に持参し、 対面による説明が必要となります。 | 申請書 ダウンロード 申請データ ダウンロード 算定結果 ダウンロード |
| 0009146578 | 平成27年04月19日 17時24分 | 作成完了 | 平成27年04月19日 17時24分 | | 申請書 ダウンロード 申請データ ダウンロード 算定結果 ダウンロード |

前画面へ戻る 経路図作成状況一覧 画面再読み込み 申請データの算定

www2.tokusya.ktr.mlit.go.jp から 300xxxxx_0009146584.pdf (136 KB) を開くか、または保存しますか?
ファイルを開く(O) **保存(S)** キャンセル(C)

■ ポイント ■

上の画面で、「ファイルを開く(O)」を先に選択した場合、PDFファイルが開きますので、データを「保存」する際は開いたAdobe Reader等の画面より、ファイルを保存してください。

申請書類表示画面が表示されます。確認したい文書を選択すると、申請書類表示画面右側に、選択した文書が表示されます。文書の印刷も可能です。

申請書類表示画面

クリックすると、印刷画面が表示されます。

画面を閉じる場合はこのボタンを押してください。

印刷したい文書を選択します

選択した文書が表示されます

30013MO_0009146584.pdf (保)

ファイル(E) 編集(E) 表示(V) ...

しおり

- 特殊車両通行許可申請書 (新規)
 - 特殊車両通行許可申請書 (新規) P1
 - 特殊車両通行許可申請書 (新規) 住所氏
 - 特殊車両通行許可申請 (新規)
 - 車両の諸元に関する説明書
 - 通行経路表
 - 通行経路表 P1
 - 通行経路表 P2
 - 通行経路表 P3

特殊車両通行 許可 申請書 (新規)

道路管理者 関東地方整備局長 殿

平成27年5月:

通行開始年月日 平成27年5月21日 〒135-0001
 通行終了年月日 平成29年5月20日 住所 東京都江東区毛利3-9-2

会社名・氏名 株式会社ABC運輸

代表者名 鈴木太郎 TEL.099-0001-0001
 担当者名 鈴木花子 TEL.099-0001-0002

事業区分 区域

| 積載 | 幅 | 高さ | 長さ |
|----|---------------|--------|----|
| 貨物 | 244 cm | 289 cm | 12 |
| 品名 | 海上コンテナ (ボックス) | | |

軸数 1

| 車両諸元 | 総重量 | 最速軸距 | 最小隣接軸距 | 隣接軸重 | 長さ |
|------|----------|--------|---------|----------|-------|
| | 44000 kg | 690 cm | 135 cm | 23000 kg | 17 |
| | 幅 | 高さ | 最小回転半径 | 最大軸重 | 最大軸荷重 |
| | 300 cm | 410 cm | 1200 cm | 11500 kg | 57 |

通行区分 往復 通行経路数 12 経路

更新又は変更経緯

| 申請内容 | 年月日 | 許可番号 | 車両台数 | 総通行経路数 | 変更事由 |
|------|-----|------|------|--------|------|
| 新規時 | - | - | - | - | - |
| 前回 | - | - | - | - | - |

210 x 297 mm

※車両内訳書は包括申請の場合のみ出力されます。

※委任状は代理人申請（行政書士のみ）の場合に出力されます。

※帳票の表示画面の操作方法及び各種帳票の印字内容の説明は「10.4 帳票の印刷」を参照してください。

5.1.2 申請データダウンロード

ここでは申請データのダウンロードについて、説明を行います。

申請データのダウンロードとは、受付システムにアップロード（道路管理者に提出）する申請データをダウンロードする処理です。

申請書作成状況一覧画面にて、作成が完了している申請データの「ダウンロード」ボタンを押して、申請データをFD等にダウンロードして保存して下さい。

I. ファイルのダウンロード

申請書作成状況一覧画面において、申請データの「ダウンロード」ボタンをクリックすると、以下の画面が表示されます。

「保存(S)」ボタン右の▼を押下して、「保存(S)」または「名前を付けて保存(A)」を選択してください。申請データは「ファイルを開く(O)」でデータを開くことはできません。

ファイルのダウンロード画面

申請書 申請データをダウンロードする場合は、それぞれ「ダウンロード」ボタンを押して下さい。
 要再作成となっている場合、メッセージ内容を確認し、申請書を再度作成して下さい。
 予約を取り消す場合は、「キャンセル」ボタンを押して下さい。
 申請書の確認を行う場合は、申請データを一度ダウンロードし、「申請データの算定」ボタンを押して下さい。
 申請データを国道事務所に提出する場合は、提出ボタンを押して下さい。

申請書・申請データの保存期間は14日です。作成完了から14日で削除されますので、提出後は「ダウンロード」ボタンでデータをダウンロードしてください。

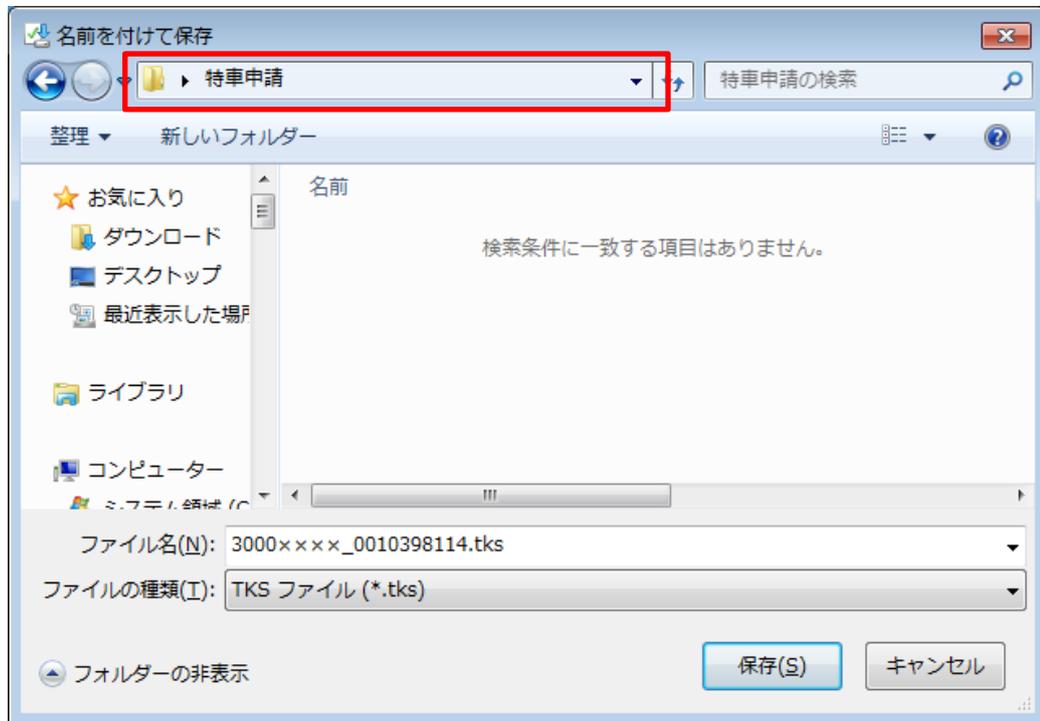
| 申請番号 | 申請書作成予約 受付日時 | 作成状況 | 作成完了日時 | メッセージ | 操作 |
|------------|-----------------------|------|-----------------------|---|--|
| 0009146584 | 平成27年04月19日 17時28分 | 作成完了 | 平成27年04月19日 17時28分 | | 申請書 ダウンロード 申請データ ダウンロード 算定結果 ダウンロード |
| 0009146583 | 平成27年04月19日 17時27分 | 作成完了 | 平成27年04月19日 17時27分 | 通行不可(一方通行)のため不許可となる経路を含んでいます。 002 | 申請書 ダウンロード 申請データ ダウンロード 算定結果 ダウンロード |
| 0009146582 | 平成27年04月19日 17時27分 | 作成完了 | 平成27年04月19日 17時27分 | 申請車両及び通行経路の全てが大型車誘導区間の審査対象です。 | 申請書 ダウンロード 申請データ ダウンロード 算定結果 ダウンロード |
| 0009146580 | 平成27年04月19日 17時26分 | 作成完了 | 平成27年04月19日 17時26分 | この申請は超大型車に該当します。 オンライン申請の場合、ここで作成される申請データを 特殊車両オンライン申請受付システムへ送信してください。 ただし、この申請データ以外の書類を窓口事務所に持参し、 対面による説明が必要となります。 | 申請書 ダウンロード 申請データ ダウンロード 算定結果 ダウンロード |
| 0009146578 | 平成27年04月19日 17時24分 | 作成完了 | 平成27年04月19日 17時24分 | | 申請書 ダウンロード 申請データ ダウンロード 算定結果 ダウンロード |

前画面へ戻る 経路図作成状況一覧 画面再読み込み 申請データの算定

www2.tokuya.ktr.mlit.go.jp から 300xxxx_0009146584.tks を開くか、または保存しますか?
 ファイルを開く(O) **保存(S)** キャンセル(C)

「名前を付けて保存(S)」を選択すると、以下のような画面が表示されますので、名前を付けて保存をしてください。

保存した申請データファイルは、後から利用する事がありますので、分かりやすい場所に保存してください。



ここで保存したデータは(. tks)はオンライン送信できるデータです。

■ポイント■

※申請データ (. tks、. bin) は、オンライン申請支援システムの「FD読み込み」機能を利用して内容確認等の操作が可能なデータです。

※「FD読み込み」以外の方法で開いて編集しないでください。(ファイルが破損する可能性があります)

5.1.3 重さ、高さ指定道路外スパン一覧印刷

申請書作成予約状況一覧画面において「重さ、高さ指定道路外スパン一覧出力」ボタンを押すと、ファイルのダウンロード画面が表示されます。

「ファイルを開く(O)」、「保存(S)」を選択した場合は、「OK」ボタンを押下してください。

「名前を付けて保存(A)」を選択した場合は、保存場所を指定し、「OK」ボタンを押下してください。

ファイルのダウンロード画面

申請書作成状況一覧

申請書、申請データをダウンロードする場合は、それぞれ「ダウンロード」ボタンを押して下さい。
 要再作成となっている場合、メッセージ内容を確認し、申請書を再度作成して下さい。
 予約を取り消す場合は、「キャンセル」ボタンを押して下さい。
 申請書の確認を行う場合は、申請データを一度ダウンロードし、「申請データの算定」ボタンを押して下さい。
 申請データを国道事務所へ提出する場合は、提出ボタンを押して下さい。

申請書・申請データの保存期間は14日です。作成完了から14日で削除されますので、提出後は「ダウンロード」ボタンでデータをダウンロードしてください。

| 申請番号 | 申請書作成予約受付日時 | 作成状況 | 作成完了日時 | メッセージ | 操作 |
|------------|--------------------|------|--------------------|--|---|
| 0009146621 | 平成27年04月19日 20時19分 | 要再作成 | | 車両高さ3.9mを超える特例車種は、高さ指定道路以外は走行できません。002,003 | <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">重さ、高さ指定道路外スパン一覧出力</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">ダウンロード</div> 申請データ ダウンロード 算定結果 ダウンロード 申請書 ダウンロード |
| 0009146534 | 平成27年04月19日 17時28分 | 作成完了 | 平成27年04月19日 17時28分 | | 申請データ ダウンロード 提出 算定結果 ダウンロード 申請書 ダウンロード |
| 0009146533 | 平成27年04月19日 17時27分 | 作成完了 | 平成27年04月19日 17時27分 | 通行不可(一方通行)のため不許可となる経路を含んでいます。002 | 申請データ ダウンロード 提出 |

www2.tokusya.ktr.mlit.go.jp から spanlist.pdf (143 KB) を開くか、または保存しますか?

重さ、高さ指定道路外一覧印刷画面が表示（起動）されます。

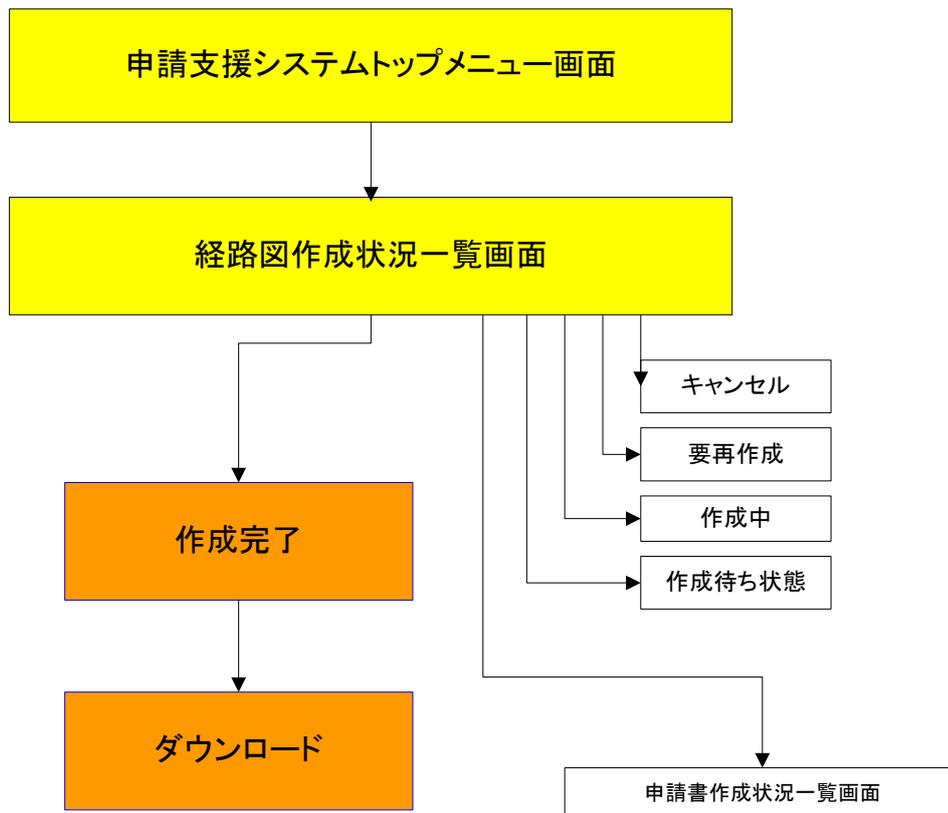
※帳票の表示画面の操作方法及び各種帳票の印字内容の説明は「10.4 帳票の印刷」を参照してください。

6. 経路図作成状況一覧

申請支援システムトップメニュー画面において、経路図作成状況一覧を選択すると、経路図作成状況一覧画面が表示されます。ここでは、経路図作成予約状況の確認が行えます。

6.1 経路図作成状況一覧のフロー

経路図作成状況一覧のフローを以下に示します。



6.2 経路図作成状況一覧

ログインした申請者が予約した経路図の作成状況一覧が表示されます。

経路図作成状況一覧画面では、経路図の状況表示、作成完了となった経路図のダウンロードまたは作成予約キャンセルを行う事が出来ます。

経路図作成状況一覧画面

| 経路図作成状況一覧 | | | | | | |
|---|------|------------------|--------|------------------|-------|--------|
| <p>要再作成となっている場合、メッセージ内容を確認し、経路図を再度作成して下さい。 予約を取り消す場合は、「キャンセル」ボタンを押して下さい。</p> <p>経路図PDFファイルは作成完了から30日で削除されます。</p> | | | | | | |
| 予約番号 | 作図範囲 | 経路図作成予約受付日時 | 作成状況 | 作成完了日時 | メッセージ | 操作 |
| 1102645392-20131128215802 | 全域 | 2013/11/28 21:58 | 作成待ち状態 | | | キャンセル |
| 1102645392-20131128215807 | 全域 | 2013/11/28 21:58 | 作成待ち状態 | | | キャンセル |
| 1102645392-20131128215745 | 全域 | 2013/11/28 21:57 | 作成待ち状態 | | | キャンセル |
| 1102645391-20131128215645 | 全域 | 2013/11/28 21:56 | 作成完了 | 2013/11/28 21:57 | | ダウンロード |
| <p>前画面に戻る 算定予約状況照会 画面再読み込み</p> | | | | | | |

- ⑦ 予約番号
予約番号が表示されます。
- ⑧ 作図範囲
予約された経路図の作図範囲を表示します。
全域＝全経路図、部分＝部分経路図
- ⑨ 経路図作成予約受付日時
経路図作成予約を受け付けた日時が表示されます。

⑩ 作成状況

処理中の経路図作成状況として、「作成待ち状態」、「作成中」、「作成完了」、「要再作成」、「予約キャンセル」のいずれかが表示されます。

- ・作成待ち状態
作成処理順番待ち状態です。
作成予約のキャンセルが可能です。
- ・作成中
経路図作成中です。
作成予約のキャンセルが可能です。
- ・要再作成
「PDF作成処理エラー」や「スパン情報の取得に失敗しました。」等のメッセージが表示されます。データ内容を確認の上再度予約をしてください。
- ・作成完了
経路図の作成が完了しています。
- ・予約キャンセル
作成予約をキャンセルされた状態です。

⑪ 作成完了日時

経路図の作成が完了した日時が表示されます。

⑫ メッセージ

処理状況に応じたメッセージが表示されます。

⑬ 操作

処理状況に応じた操作ボタンが表示されます。

- ・キャンセル
作成予約のキャンセルを行います。
- ・ダウンロード
経路図のPDFファイルがダウンロードできます。

⑭ 申請書作成状況照会

申請書作成状況照会画面に遷移します。

⑮ 画面再読み込み

作成予約状況一覧画面を再読み込みし、画面を最新の状態にします。

6.3 PDFファイル印刷

ダウンロードされたファイルはPDF形式にて作成されています。お手元のパソコン環境に左右される事なく、一定のサイズで印刷が可能なため、広く使用されているファイル形式です。

なお、ご覧になるには、Adobe社のAdobe Readerが必要になります。

ダウンロード先URL <http://www.adobe.co.jp/products/acrobat/readstep2.html>

経路図作成状況一覧

要再作成となっている場合、メッセージ内容を確認し、経路図を再度作成して下さい。
予約を取り消す場合は、「キャンセル」ボタンを押して下さい。

経路図PDFファイルは作成完了から30日で削除されます。

| 予約番号 | 作図範囲 | 経路図作成予約 受付日時 | 作成状況 | 作成完了日時 | メッセージ | 操作 |
|-------------------------------|------|------------------|--------|------------------|-------|--------|
| 1102645392- 20131128215802 | 全域 | 2013/11/28 21:58 | 作成待ち状態 | | | キャンセル |
| 1102645392- 20131128215807 | 全域 | 2013/11/28 21:58 | 作成待ち状態 | | | キャンセル |
| 1102645392- 20131128215745 | 全域 | 2013/11/28 21:57 | 作成待ち状態 | | | キャンセル |
| 1102645391- 20131128215645 | 全域 | 2013/11/28 21:56 | 作成完了 | 2013/11/28 21:57 | | ダウンロード |

前画面に戻る 算定予約状況照会 画面再読み込み

①

i. 経路図作成状況一覧

| 手順 | 操作内容 |
|----|---|
| 1 | ① ダウンロード を押す。 |

PDFファイル

PDFファイルは、ご使用のパソコンにAdobe Readerがインストールされていれば、左クリックすることにより経路図が表示されます。インストールされていない場合は、左クリックしてパソコンに保存後、Adobe Readerをインストールし、保存したファイルを開いてください。

2005/02/26

3



経路数: 35 経路図印刷

3/20



Ⅱ． システム操作の説明④

－オプション機能－

| | |
|---------------------------|-------|
| 7. 担当者変更 | 7-1 |
| 7.1 担当者変更 | 7-1 |
| 7.2 担当者変更内容確認 | 7-2 |
| 8. 個別協議状況一覧 | 8-1 |
| 8.1 個別協議状況一覧 | 8-1 |
| 8.2 個別協議状況確認 | 8-2 |
| 9. 許可番号つき経路図の印刷 | 9-1 |
| 9.1 許可番号つき経路図の印刷フロー | 9-1 |
| 9.2 許可済み全経路の印刷 | 9-2 |
| 10. 各種帳票 | 10-1 |
| 10.1 帳票の種類 | 10-1 |
| 10.2 各種帳票一覧 | 10-2 |
| 10.3 帳票に関する共通ルール | 10-3 |
| 10.4 帳票の印刷 | 10-5 |
| 10.5 申請関係帳票の説明 | 10-14 |
| 10.6 算定関係帳票の説明 | 10-40 |
| 11. 申請データの算定 | 11-1 |
| 11.1 申請データの算定機能のフロー | 11-1 |
| 11.2 申請データの算定予約 | 11-2 |
| 11.3 算定結果参照 | 11-6 |
| 11.4 帳票印刷プログラムのダウンロード | 11-14 |
| 12. ログインパスワードについて | 12-1 |
| 12.1 ログインパスワードの形式 | 12-1 |
| 12.2 パスワードの有効期限 | 12-1 |
| 12.3 連続3回ログイン失敗時のパスワードロック | 12-1 |
| 12.4 パスワード変更機能の廃止 | 12-1 |
| 12.5 パスワードの取得 | 12-2 |

7. 担当者変更

ここでは、既に登録してある担当者情報の変更を行うことができます。

また、変更が行える情報は担当者の情報（担当者名（漢字）、部署名、電話番号、FAX番号、メールアドレス）のみです。

7.1 担当者変更

「申請支援システム」トップメニュー画面において、**担当者変更**を選択すると**担当者変更画面**が表示されます。変更したい“担当者名（漢字）”，“部署名”，“電話番号”，“FAX番号”，“メールアドレス”を変更入力して、**更新**を押して下さい。

担当者変更画面

担当者変更

申請者ID 300●●●●●

法人区分等 その他(なし)
 業者名(漢字) 特車運用事務局
 業者名(カナ) トクシャウンヨウジムキョク
 代表者名(漢字) 関東太郎
 代表者名(カナ) カントウタロウ
 郵便番号 330-9724
 住所(都道府県) 埼玉県
 住所(市区町村) さいたま市中央区新都心
 住所(丁目番地) 〇〇-●
 住所(ビル名)
 電話番号 000-001-0003

担当者情報 ※申請を行う担当者の情報を入力して下さい。

担当者名(漢字)

部署名

電話番号 - - ← ①

FAX番号 - -

メールアドレス

② →

i. 変更した担当者の確認

| 手順 | 操作内容 |
|----|------------------|
| 1 | ①担当者情報を変更入力する。 |
| 2 | ② 更新 を押す。 |

→ 担当者変更内容画面

7.2 担当者変更内容確認

担当者の情報を更新すると、設定された新しい情報が表示されます。
内容を確認した上、**終了**ボタンを押して下さい。

担当者変更内容画面

担当者変更内容

申請者ID 300●●●●●
パスワード○○○○

法人区分等 その他(なし)
 業者名(漢字) 特車運用事務局
 業者名(カナ) トクシャウンヨウジムキョク
 代表者名(漢字) 関東太郎
 代表者名(カナ) カントウタロウ
 郵便番号 330-9724
 住所(都道府県) 埼玉県
 住所(市区町村) さいたま市中央区新都心
 住所(丁目番地) ○○-●
 住所(ビル名)
 電話番号 000-001-0003

担当者情報

担当者名 特車花子 ← ①
 部署名 特車申請係
 電話番号 000-001-0002
 FAX番号
 メールアドレス ○○○@■■■■.co.jp

② → **終了**

i. 変更した担当者の確認

| 手順 | 操作内容 |
|----|------------------|
| 1 | ①担当者の変更内容を確認する。 |
| 2 | ② 終了 を押す。 |

8. 個別協議状況一覧

本章では、申請者に関連する申請の個別協議状況の確認の説明を行います。

8.1 個別協議状況一覧

申請支援システムメインメニュー画面において、**個別協議状況一覧**を選択すると、申請者が過去に提出した申請データに対する個別の協議状況が一覧表示されます。

個別協議状況一覧画面

| 個別協議状況一覧 | | | | | | | | |
|----------------|------------|----------|-----------------|----------|-------|------------|----|---|
| 申請者ID: 300×××× | | | | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ |
| 申請件: 5件 | | | | | | | | |
| 到達番号 | 受理日 | 受理番号 | 申請提出窓口 | 個別協議発生件数 | 回答済件数 | 回答確認日 | 詳細 | |
| 055510511 | 2010/12/24 | 第101111号 | 中部地方整備局 岐阜国道事務所 | 5件 | 5件 | 2011/04/05 | 完了 | |
| 055510512 | 2011/02/08 | 第101112号 | 中部地方整備局 岐阜国道事務所 | 8件 | 2件 | 協議中 | 詳細 | |
| 055510513 | 2010/04/01 | 第101115号 | 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 | 0件 | なし | 2011/04/05 | 完了 | |
| 055510514 | 2010/05/05 | 第101117号 | 中部地方整備局 | 2件 | 1件 | 協議中 | 詳細 | |
| 055510515 | 2010/05/15 | 第101119号 | 中部地方整備局 | 6件 | 0件 | 協議中 | 詳細 | |

① ② ③

申請支援システムメニューへ戻る

①到達番号：到達番号が表示されます。

②受理日：受理日が表示されます。

③受理番号：受理番号が表示されます。

④申請提出窓口：申請提出窓口が表示されます。

⑤個別協議発生件数：個別の協議発生件数が表示されます。

⑥回答済件数：回答済件数が表示されます。

⑦回答確認日：回答確認日が表示されます。

⑧詳細：全て協議済みになっている場合は「完了」が、協議済みになっていない協議先がある場合は**詳細**ボタンが表示されます。

i.個別協議状況の詳細を確認する

| 手順 | 操作内容 |
|----|---------|
| 1 | ⑥詳細を押す。 |

→ [個別協議状況確認画面](#)

8.2 個別協議状況確認

個別協議状況一覧画面において、[詳細](#)を選択すると、申請者が過去に提出した申請データの協議状況が表示されます。

[個別協議状況確認画面](#)

| 個別協議状況確認 | | | |
|-------------------------------|-----------------|---------------------------------|-----------|
| 到達番号：055510511 | | | |
| 受理番号：国北整高一道管車 平成23年度 第900011号 | | | |
| 受理日付：平成23年4月3日 | | | |
| 個別協議：5件 | | | |
| 発生件数 | | | |
| 協議先事務所一覧 | | 協議開始日 | 回答確認日 |
| | 浜松市 | — | — |
| | 京都府 | — | — |
| | 名古屋市 | 2011/4/4 | (協議中) |
| 済 | 中部地方整備局 岐阜国道事務所 | 2011/4/4 | 2011/4/28 |
| 済 | 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 | 2011/4/4 | 2011/4/28 |
| 前画面へ戻る | | 申請支援システムメニューへ戻る | |

9. 許可番号つき経路図の印刷

ここでは、受付システムからダウンロードした許可書類のうち、経路図の印刷方法の説明を行います。

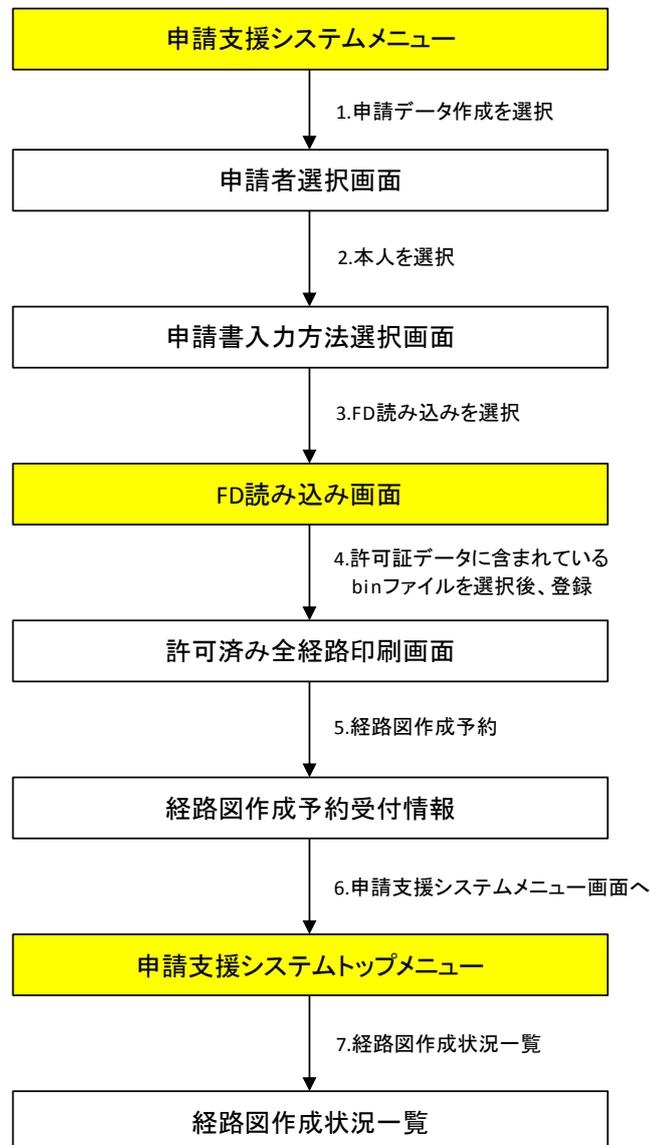
許可書類のうち、経路図は申請者ご自身で印刷する必要があります。

それ以外の許可証は、申請窓口へ行き、道路管理者から発行されたものを受け取る必要があります。

9.1 許可番号つき経路図の印刷フロー

許可証ダウンロード後、許可済み全経路の印刷を行うことができます。

以下に、そのフローを示します。

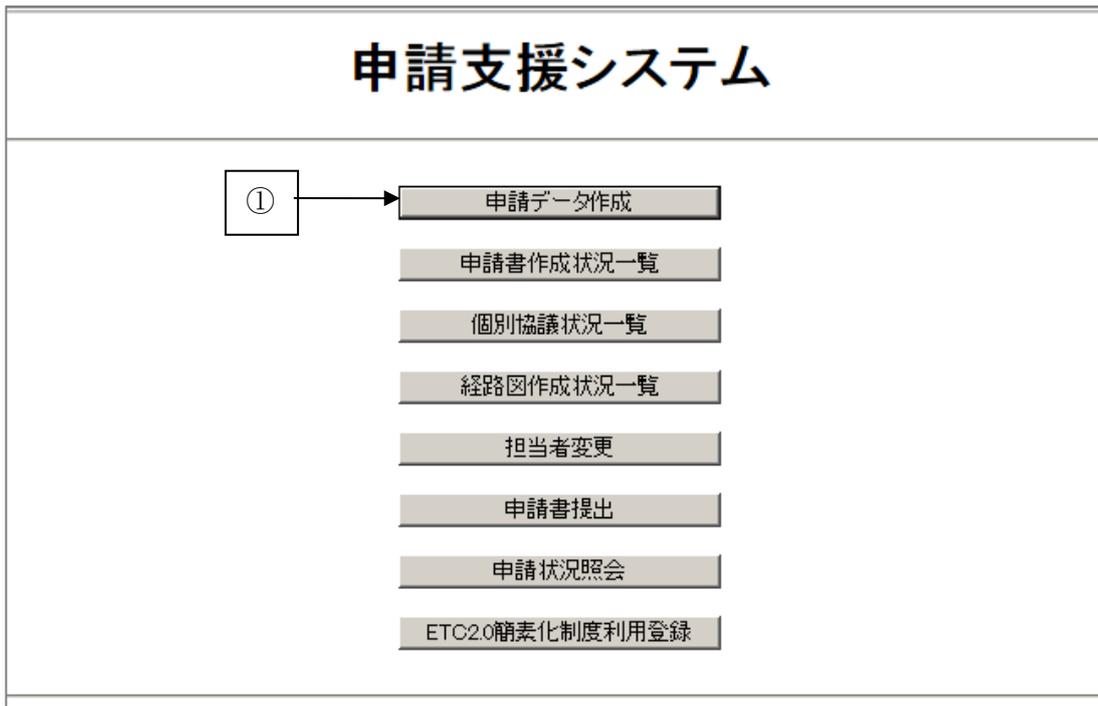


フローに従い、許可番号つき経路図の印刷方法の説明を行います。

9.2 許可済み全経路の印刷

FD読み込みまでの流れは、「4.申請データ作成（FD読み込み）」の手順と同様です。
申請支援システムにアクセス、ログインすると、申請支援システムトップ画面が表示されますので、**申請データ作成**を押します。

申請支援システムトップ画面



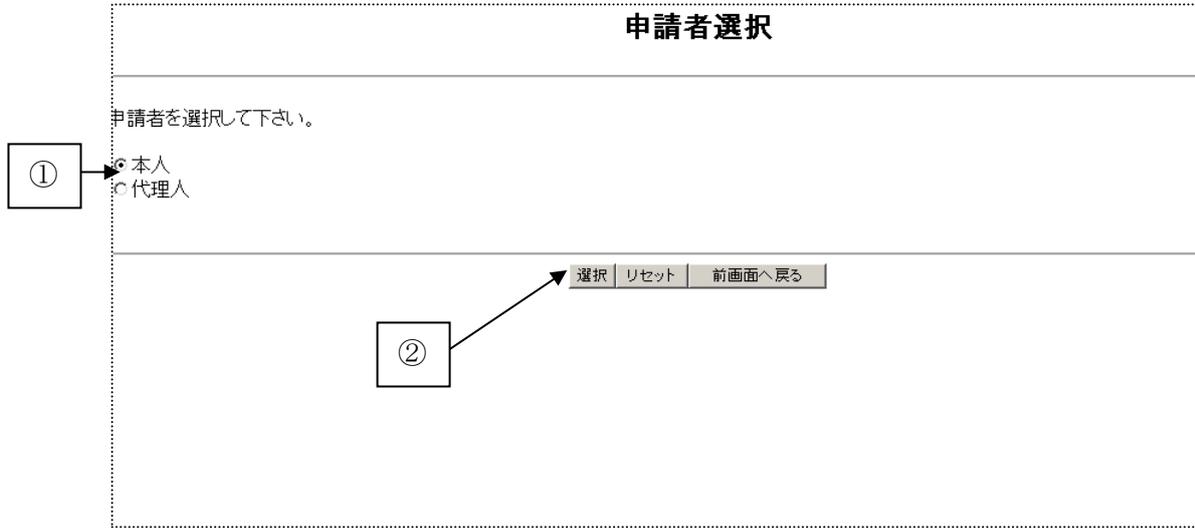
i. 申請支援システムにログイン

| 手順 | 操作内容 |
|----|-----------------------|
| 1 | ① 申請データ作成 を押す。 |

→ 申請者選択画面

画面の指示に従い、申請者選択、申請経路入力方法選択、申請書入力方法選択を行います。

申請者選択画面



ii. 申請者の選択

| 手順 | 操作内容 |
|----|------------|
| 1 | ①申請者を選択する。 |
| 2 | ②[選択]を押す。 |

→ 申請経路入力方法選択画面

申請書入力方法選択画面

申請書入力方法選択

申請書の入力方法を選択して下さい。

①

FD読み込み
 申請書入力

②

選択 | リセット | 前画面へ戻る

iii. 申請書入力方法の選択

| 手順 | 操作内容 |
|----|--------------------|
| 1 | ①FD読み込みを選択する。 |
| 2 | ②「 選択 」を押す。 |

→ FD読み込み画面

FDのファイル先を「参照」ボタンより選択するか、直接ファイル名を入力するかして「登録」ボタンを押すと、FD読み込みが開始されます。許可済み全経路の印刷を行いますので、許可証圧縮ファイル（.lzh）内のbinファイル（「xxxxxxxxx.bin」）を指定してください。

FD読み込み画面

FD読み込み

送出ファイルを参照ボタンをクリックして選択するか、直接ファイル名を入力して登録ボタンをクリックして下さい。

①

送出ファイル: 参照

②

③

登録 | リセット | 前画面へ戻る

許可済番号つき経路図のファイルは、許可証圧縮ファイル（.lzh）の解凍方法によって保存先が2パターンあります。

■ポイント■

自分の持っている解凍ソフトで許可証圧縮ファイル（.lzh）を解凍した場合は、解凍ソフトで設定した場所に解凍・保存されています。

iv. FD読み込み対象ファイルの指定

| 手順 | 操作内容 |
|----|--|
| 1 | ②参照ボタンを押し許可証圧縮ファイル（.lzh）を解凍した場所から、拡張子が.binというデータを選択する。 |
| 2 | ③登録を押す。 |

→ 許可済み全経路印刷画面

経路図作成予約ボタンを押すと、許可番号つき経路図の作成が予約されます。作成状況を確認するには、申請支援システム画面に戻り、経路図作成状況一覧を選択します。

許可済み全経路印刷

以下の許可番号が記載された経路図を印刷します。よろしければ「経路図作成予約」ボタンを押してください。

許可番号: 国関整道交特車 平成18年度 第080000号

①

経路図作成予約

前画面へ戻る

v. 許可済み全経路の予約

| 手順 | 操作内容 |
|----|-----------------|
| 1 | ①経路図作成予約ボタンを押す。 |

→ 経路図作成予約受付情報画面

経路図作成予約受付情報画面

経路図作成予約受付情報

下記の内容で経路図作成予約を受け付けました。
 印刷用紙A4・縦・縮尺1/300,000で経路図が作成されます。
 下記予約番号は、経路図ダウンロードの際に必要となりますので、保管しておいて下さい。
 予約状況は、申請支援システムメニュー 経路図作成状況一覧画面で確認できます。

予約をキャンセルする場合は、「予約キャンセル」ボタンを押して下さい。
 経路図を部分的に拡大して作成したい場合は、申請支援システムメニューの
 経路一覧内「経路図部分作成予約」を選択して下さい。

経路図予約番号 1003102003-0300009612

当経路図は2番目に作成される予定です。

vi. 許可済み全経路の予約

| 手順 | 操作内容 |
|----|-------------------------|
| 1 | ①申請支援システムメニューへ戻るボタンを押す。 |

以下の画面の「経路図作成状況一覧」をクリックし、予約したデータが「作成完了」になりましたら、ダウンロードしてください。

申請支援システム

申請データ作成

申請書作成状況一覧

個別協議状況一覧

経路図作成状況一覧

担当者変更

申請書提出

申請状況照会

ETC20簡素化制度利用登録

10. 各種帳票

10.1 帳票の種類

申請支援システムで出力される帳票の画面と種類は以下です。

表10.1-1 種類と印刷方法

| | 画面 | 種類 | 印刷の仕方 |
|-------------------|-----------------------|------------------|-------------------------|
| 平成27年4月以降に出力される帳票 | 申請書作成状況一覧 | 申請書(.pdf) | ダウンロード後、Adobe Readerで印刷 |
| | 経路図作成状況一覧 | 経路図(pdf) | ダウンロード後、Adobe Readerで印刷 |
| | 算定のみご利用の方は こちらから | 算定結果帳票 (.pdf) | ダウンロード後、Adobe Readerで印刷 |
| | 申請状況詳細画面 (※受付システム) | 許可証 | ダウンロード後、Adobe Readerで印刷 |
| 平成27年3月までに出力された帳票 | 申請書作成状況一覧 | 申請書(.tpr) | ダウンロード後、帳票印刷プログラムで印刷 |
| | 経路図作成状況一覧 | 経路図(pdf) | ダウンロード後、Adobe Readerで印刷 |
| | 算定のみご利用の方は こちらから | 算定結果帳票 (.tpr) | ダウンロード後、帳票印刷プログラムで印刷 |

※ 平成27年4月以降に申請支援システムで出力される帳票は、操作性・汎用性の向上と改ざん防止を目的として、PDF形式による出力に変更としています。原則、tpr形式でのファイル出力は廃止となっています。

(ただし、許可証lzhファイルにおいては、ダウンロードしたデータの中にtprファイルも含まれますが、許可証の鑑のみとなります。)

※ 帳票出力のPDF形式の変更に伴い、使用しているパソコンに、Adobe Reader (Adobe社が提供する無償ソフトウェア) がインストールされている必要があります。なお、過去に作成した申請書や算定結果、許可証等については、従来通りに帳票印刷プログラム (Tblprint) を用いて、帳票を閲覧して下さい。

10.2 各種帳票一覧

申請支援システムで出力される帳票は以下の通りである。

表10.2-1 出力帳票一覧

| 画面 | 種類 | 内 訳 |
|-------------------------|------------------|---|
| 申請書作成 状況一覧 | 申請書(.pdf) | 特殊車両通行許可 申請書 (様式第一) |
| | | 特殊車両通行許可 申請書 (様式第一) 住所氏名空欄 |
| | | 特殊車両通行許可 申請書 (様式第二) 許可欄付き |
| | | 特殊車両通行許可 申請書 (様式第一) 代理人 |
| | | 特殊車両通行許可 申請書 (様式第一) 代理人住所、氏名空欄 |
| | | 車両内訳書 |
| | | 車両の諸元に関する説明書 (普通申請) |
| | | 車両の諸元に関する説明書 (包括申請) |
| | | 通行経路表 |
| | | 委任状 |
| | | 重さ、高さ指定道路外スパン一覧 |
| 経路図作成 状況一覧 | 経路図(pdf) | 経路図 |
| | | 許可番号つき経路図 (許可証ファイル内の.binデータのみ) |
| 算定のみご 利用の方は こちらから | 算定結果帳票 (.pdf) | 特殊車両通行許可算定書 (総合) |
| | | 特殊車両通行許可算定書 |
| | | CD条件及び個別審査箇所一覧 |
| | | CD条件及び個別審査箇所一覧 (簡易) |
| | | 特殊車両通行許可 協議交差点一覧 |
| | | 高速重量算定 (照査1および照査2) 不適合車両一覧 |
| | | 通行規制情報一覧 |
| | | 通行経路表 |
| | | 車両内訳書 |
| | | 重さ、高さ指定道路外スパン一覧 |
| | | ETC2.0簡素化制度申請 大型車誘導区間内通行条件 (大型車誘導区間算定) |

10.3 帳票に関する共通ルール

各種帳票の共通ルールを定義する。

10.3.1 各種年月日の発生ルール

●受理年月日

書類に不備がないことを確認し、申請を受理した時点の年月日とする。

※ただし、道路管理者の入力により変更可能とする。

●許可年月日(不許可年月日)

許可又は不許可であることの決済を受けた時点の年月日とする。

※ただし、道路管理者の入力により変更可能とする。

●申請年月日

申請年月日は、申請者が申請データ作成時に入力するもので、申請者が設定することができる。

●申請通行開始年月日

申請者が、その申請に対して通行開始を設定した年月日

申請データ作成時に入力する。

●申請通行終了年月日

申請者が、その申請に対して通行終了を設定した年月日

申請データ作成時に入力する。

●許可通行開始年月日

許可年月日か申請通行開始年月日の遅い方を許可通行開始年月日として、道路管理者が設定する。

ただし、不許可となった申請に対して、許可通行開始年月日は発行しない。

●許可通行終了年月日

許可通行開始年月日に許可期間は、1年又は2年(最大4年)を加えた日、もしくは、申請通行終了年月日の早い方として、道路管理者が設定する。

10.3.2 期間設定について

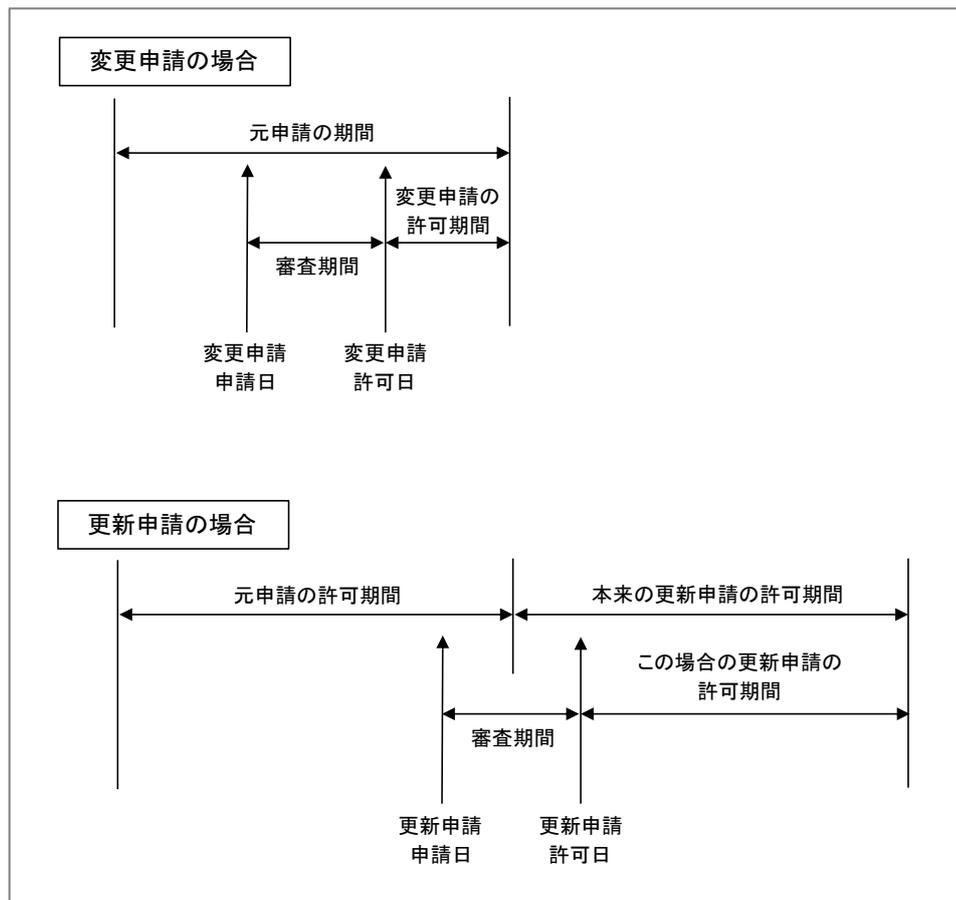
● 審査期間

受理年月日から許可年月日までの期間を申請処理期間とする。

● 許可期間

許可通行開始年月日から許可通行終了年月日までの期間。

変更申請と更新申請における許可期間の考え方を以下に示す。



10.3.3 申請データの有効期間

受理された申請データの保存期間は、許可日から13ヶ月間を目処とするが、現在は、関東地方整備局の指示をもって消去されている。

10.4 帳票の印刷

10.4.1 Adobe Readerを用いた帳票印刷（平成27年4月以降の出力帳票）

特車システムで出力される帳票（平成 27 年 4 月以降に出力される帳票）は Adobe Reader(最新バージョンでの利用を推奨)で印刷します。

なお、帳票レイアウトについては、従来通りのまま変更はありません。

帳票レイアウト例（参考：許可証の例）

The screenshot shows the Adobe Reader interface with a document titled 'kyoka[1].pdf'. The document content is a 'Special Vehicle Through License Application Form' (特殊車両通行許可申請書) for a 'Special Vehicle Through License' (特殊車両通行許可認定書). The form includes sections for application details, vehicle specifications, and a table of vehicle dimensions.

Callouts in the image:

- ①: Points to the Adobe Reader toolbar, specifically the Print icon.
- ②: Points to the left sidebar (Navigation pane) showing a list of bookmarks.
- ③: Points to the top of the document page.
- ④: Points to the bookmark list in the sidebar.

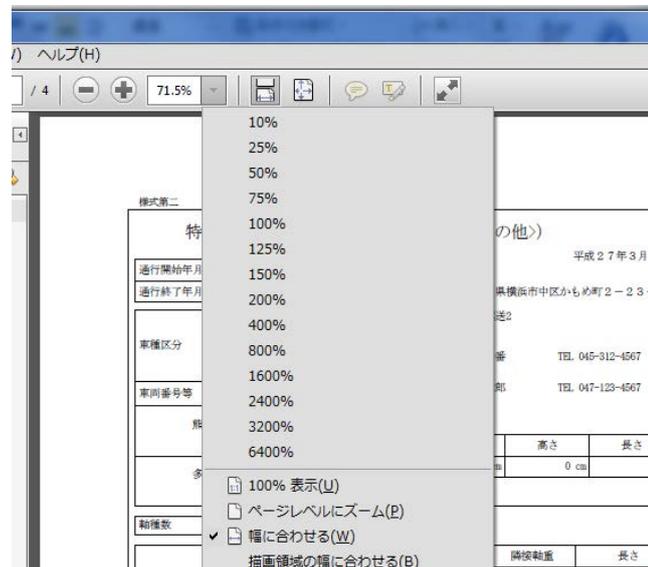
The document content includes the following tables:

| 特殊車両通行許可申請書 (変更くその他) | | 平成27年3月16日 | | | |
|------------------------------|------------|----------------------------|---------------|----------|---------|
| 通行開始年月日 | 平成27年3月17日 | 〒231-0813 | | | |
| 通行終了年月日 | 平成29年3月16日 | 住所 神奈川県横浜市中区かもめ町2-23-2 | | | |
| 車種区分 | 重セミ | 会社名・氏名 試験運送2 | | | |
| 車両番号等 | 車名及び型式 | 代表者名 試験一番 TEL.045-312-4507 | | | |
| 熊谷333J333 他0台 | カトウ | 担当名 試験太郎 TEL.047-123-4507 | | | |
| 多摩444E444 他0台 | CCC | 事業区分 路線 | | | |
| | 半ガ | | | | |
| | DDD | | | | |
| | | 積載 | | | |
| | | 幅 高さ 長さ | | | |
| | | 0 cm 0 cm 0 cm | | | |
| | | 品名 | | | |
| 台数 | 1 | | | | |
| 車両諸元 | 総重量 | 最速軸距 | 最小隣接軸距 | 隣接軸重 | 長さ |
| | 32110 kg | 940 cm | 100 cm | 11620 kg | 1200 cm |
| | 幅 | 高さ | 最小回転半径 | 最大軸重 | 最大輪荷重 |
| | 249 cm | 350 cm | 1000 cm | 9700 kg | 4850 kg |
| 通行区分 | 往復 | 通行経路数 | 2 経路 | | |
| 更新又は変更経緯 | | | | | |
| 申請内容 | 年月日 | 許可番号 | 車両台数 | 総通行経路数 | 変更事由 |
| 新規時 | 平成26年7月7日 | 第000008号 | 1/1 | 2 | - |
| 前回 | - | - | - | - | - |
| 特殊車両通行許可証 認定書 平成27年3月16日 | | | 札幌特車 第200373号 | | |
| 申請のとおり許可認定する。ただし、別紙の条件に従うこと。 | | | | | |
| 許可証 認定書 | の有効期間 | 自：平成27年3月17日 | 道路管理者 | | |
| | | 至：平成29年3月16日 | 北海道開発局長 | | |

Additional text in the document includes a list of application conditions and a note regarding the validity of the license.

① 帳票の拡大／縮小表示

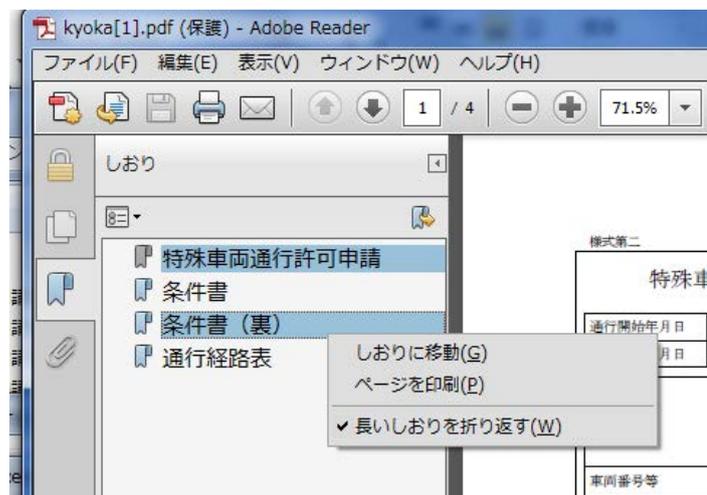
10%～6400%の範囲で、帳票の拡大／縮小表示が可能です。拡大／縮小時の表示倍率は、帳票全体を確認する場合や、小さな文字を確認する場合等にお使い下さい。



② しおり機能による印刷指定

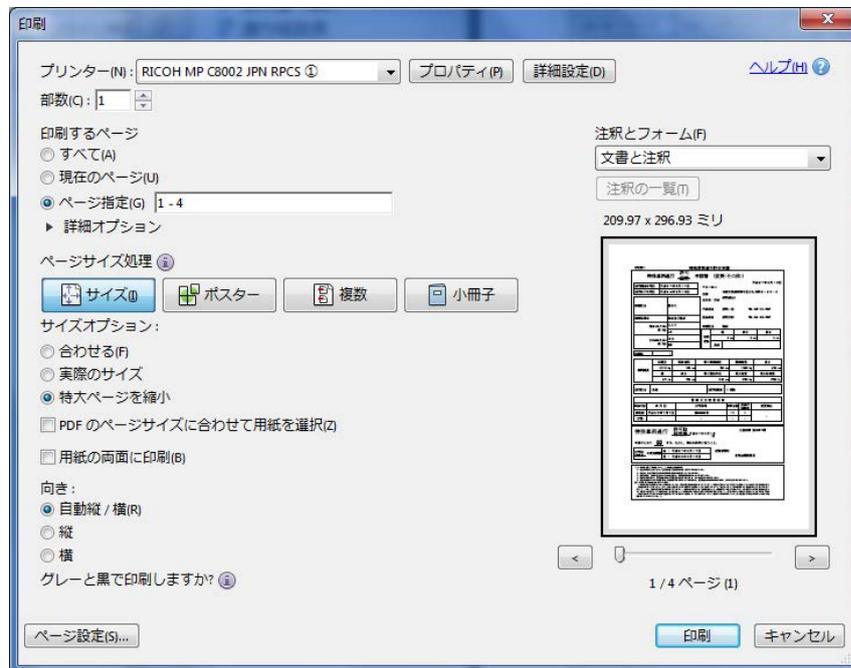
PDFのしおり機能により、出力された帳票を確認できます。

しおり機能を用いた印刷を行う場合は、**Ctrl**を押しながら、印刷したい帳票を左クリックで選択し、右クリックを押し表示される作業メニューから、[ページを印刷]を選択してクリックして、印刷します。



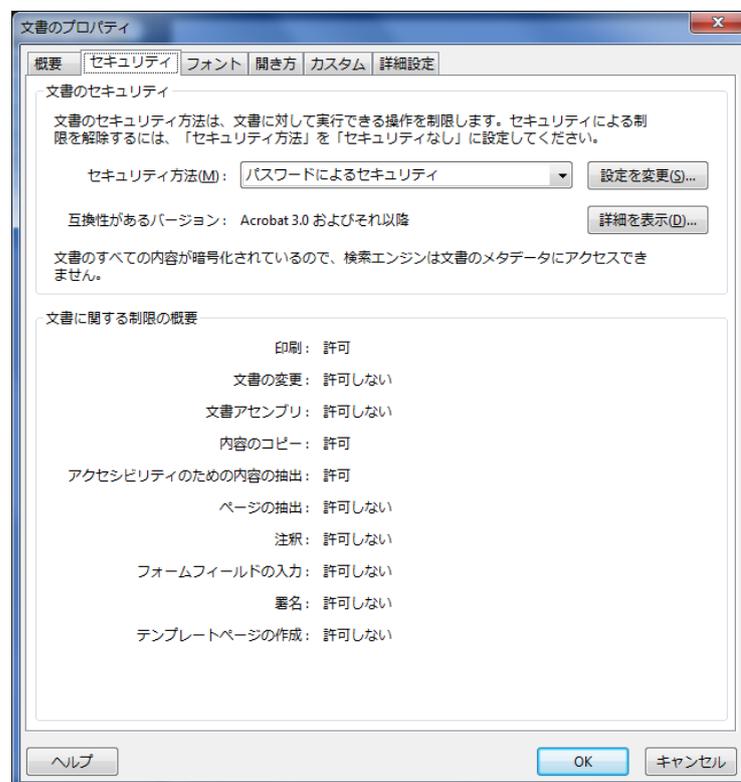
③ 印刷帳票プロパティ

③の印刷マーク、又は [ファイル] - [印刷]、又は (Ctrl)+Pを同時押し) を選択し、印刷プロパティを表示し、印刷する範囲を指定します。



④ 帳票のセキュリティロック

出力される帳票は改ざん防止のため、セキュリティロックがかけられた状態で発行されます。(文書の制限範囲は、帳票・内容コピー・内容抽出のみに限られます。)



10.4.2 帳票印刷プログラム（平成27年3月までの出力帳票）

各種帳票を画面上で閲覧、印刷する場合に帳票印刷プログラムを利用する。
ソフトウェアは、PR サイトよりダウンロードして使用する（10.4.3 参照）。

10.4.3 帳票印刷プログラムの機能と操作方法

特車システムで出力される帳票（※平成27年3月までに出力された帳票）は帳票印刷プログラム（Version 2.1）で印刷します。このプログラムには、以下の機能があります。

① 帳票の拡大／縮小表示

25%～1600%の範囲で、帳票の拡大／縮小表示が可能です。拡大／縮小時の表示倍率は、帳票全体を確認する場合や、小さな文字を確認する場合等にお使い下さい。

② 帳票の印刷範囲指定

帳票ごとに印刷するページの範囲を指定できます。
帳票全体もしくは、ページ単位（P.1、P.2など）で印刷範囲を指定できます。
ウィンドウ下部のステータスバーに、常時「現在表示されている帳票」ならびに「現在表示されているページ番号／帳票全体のページ数」が表示されます。

③ 印刷帳票の指定

印刷は各帳票の左端にあるチェックボックス：□に、チェックを入れた箇所の帳票を全て印刷します。
印刷したい帳票のみにチェックを入れて印刷します。

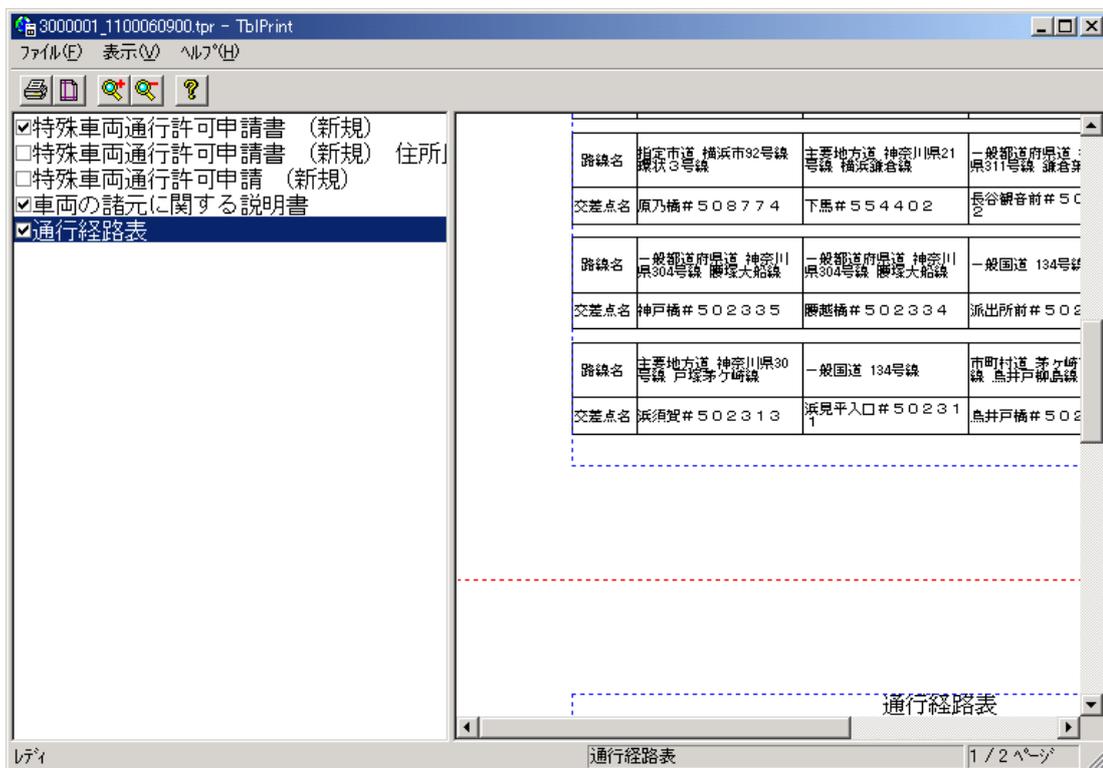


図1. 帳票印刷プログラム Version 2.1 画面

10.4.4 帳票印刷プログラムの具体的な操作方法

I. 帳票の拡大／縮小表示

帳票の拡大／縮小表示を行うには、4通りの操作方法があります。

以下の方法のうち、いずれかの操作を行ってください。（どの操作方法でも同じ動作となります）

a. メニューバーから操作する方法

メニューバーから「表示(V)」－「ズーム(Z)」の順に選択すると、「拡大(L)」、「縮小(S)」、「等倍(N)」のメニューが表示されます。

「拡大(L)」、または「縮小(S)」を選択すると、それぞれ25%ずつ拡大、縮小を行います。「等倍(N)」を選択した場合は、現在の表示倍率に関わらず、必ず100%表示に戻ります。（既に100%表示されている場合は、「等倍(N)」の左側にチェックマークが付加されます）

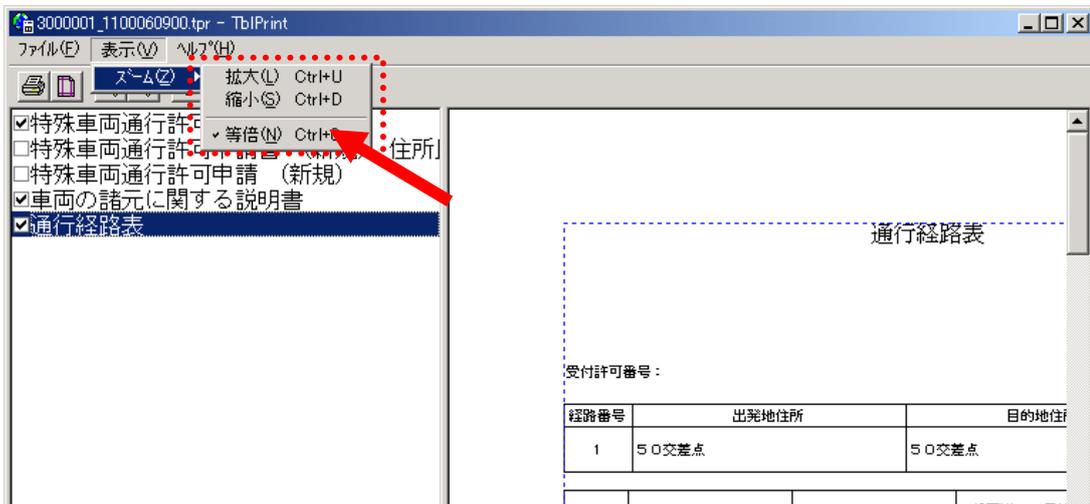


図2. メニューバーからの操作

b. ポップアップメニューから操作する方法

帳票プレビュー内で右クリックすると、aと同様に「拡大(L)」、「縮小(S)」、「等倍表示(N)」のメニューがポップアップ表示されます。

このメニュー上でも、aと同様の操作が可能です。

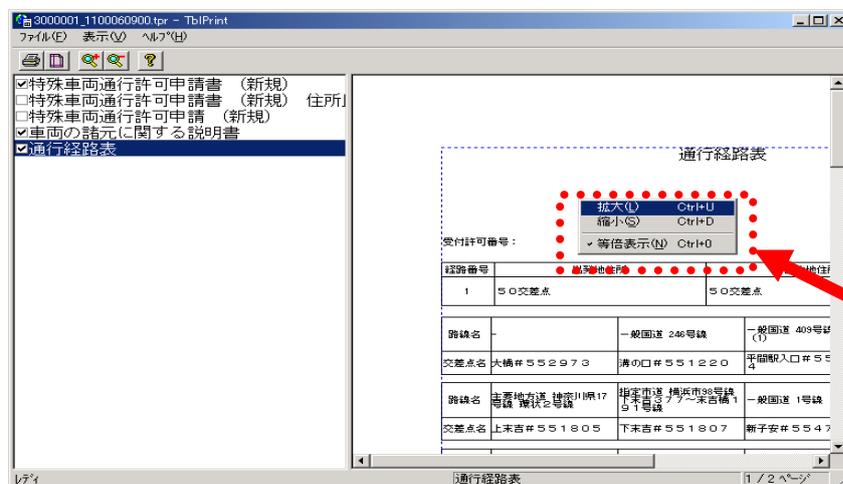


図3. ポップアップメニューからの操作

c. ツールバーから操作する方法

ツールバーに追加された「拡大」、「縮小」ボタンをクリックすると、それぞれ25%ずつ帳票の拡大／縮小を行います。

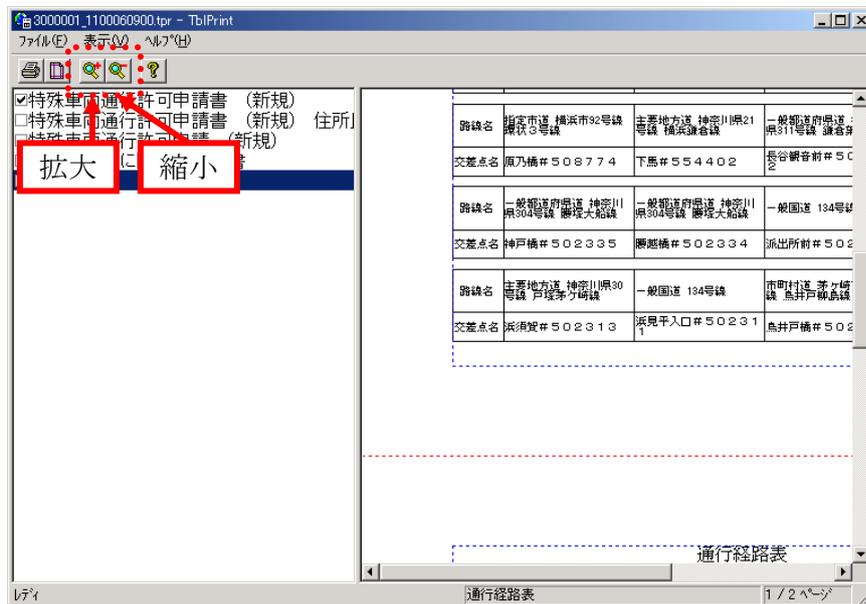


図4. ツールバーからの操作

d. ショートカット・キーから操作する方法

帳票印刷プログラム Version 2.1 に登録されたショートカット・キーを使用して、拡大／縮小／等倍を行う事ができます。

II. 帳票の印刷範囲指定

帳票内の任意のページのみ印刷する場合、印刷範囲を指定します。

以下の手順に従って、印刷範囲の指定を行って下さい。

帳票一覧から、印刷範囲を指定する帳票をダブルクリックして下さい。

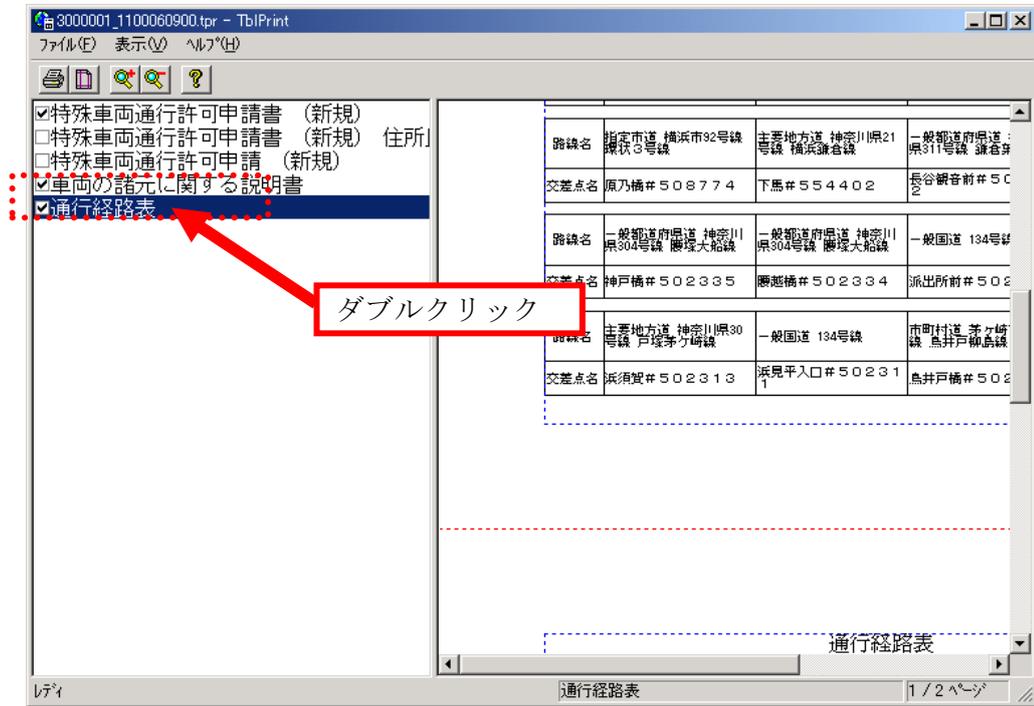


図5. 帳票の選択

「印刷範囲の設定」ダイアログが表示されます。「帳票のプロパティ」内の「タイトル」と「総ページ数」が正しい事を確認したら、「範囲設定(S)」をクリックして下さい。

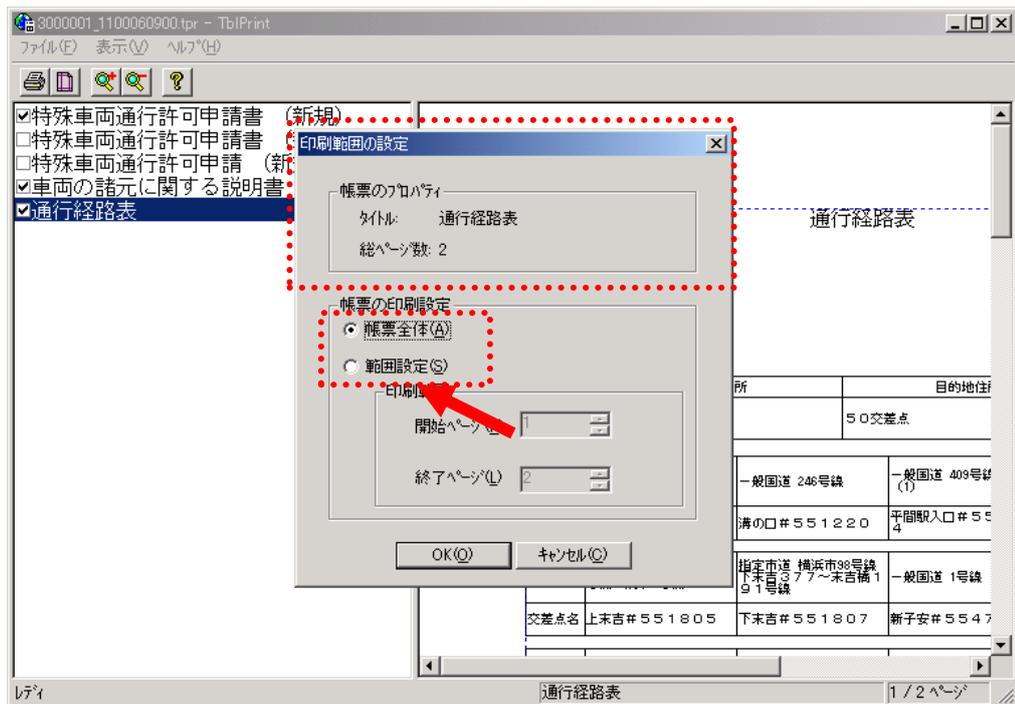


図6. 帳票の確認

「範囲設定(S)」がチェックされると「開始ページ(F)」ならびに「終了ページ(E)」入力欄が入力可能になりますので、印刷する範囲の開始ページ、終了ページをそれぞれ半角数字で入力します。（この例では1ページ目のみ印刷するよう、開始ページ1、終了ページ1、と指定してあります。）

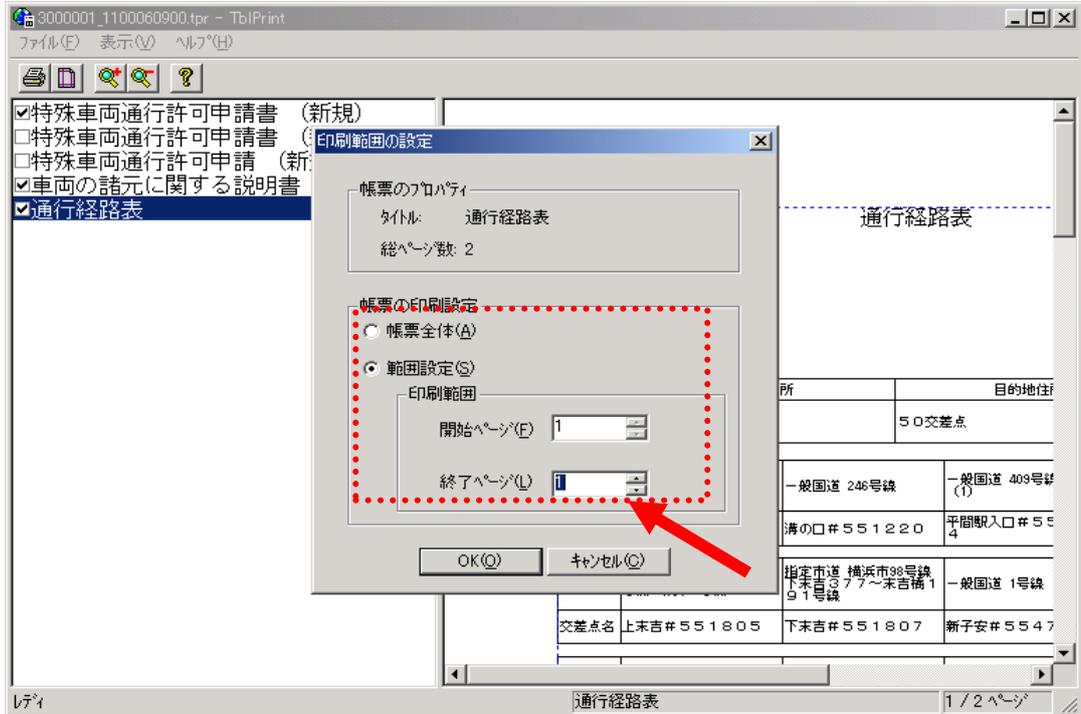


図7. 印刷範囲の設定

最後に「OK(O)」ボタンをクリックして、設定を終了します。

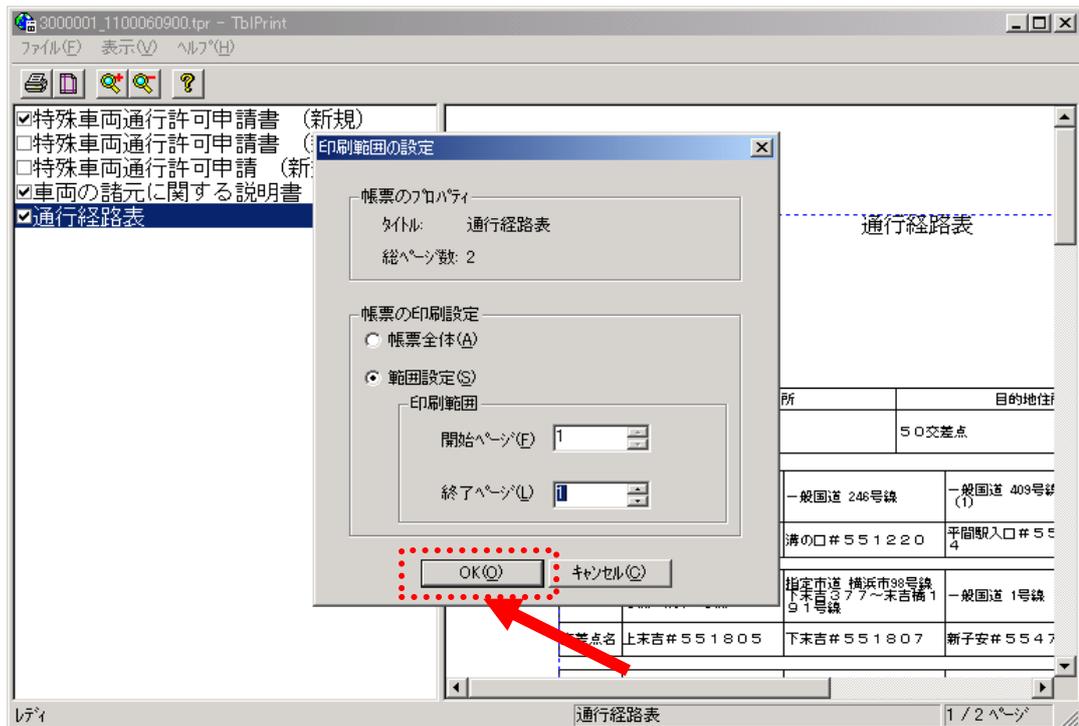


図8. 印刷範囲の決定

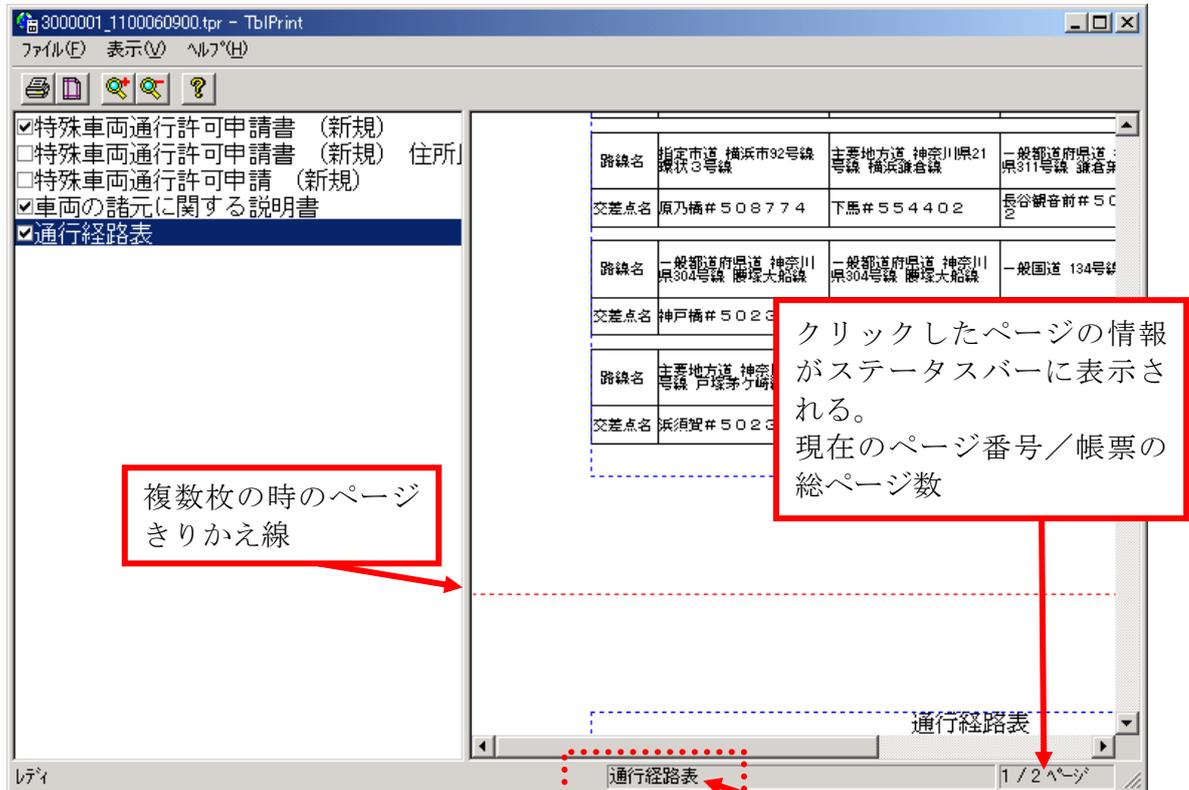
「帳票の印刷範囲指定」を行う手順は以上です。

Ⅲ. ステータスバーに表示される情報

ステータスバーの右の枠内に、「帳票タイトル」ならびに「現在表示中のページ番号／帳票の総ページ数」が表示されます。

これらの情報は帳票の切り替え、ページのスクロール等で自動的に更新されます。

また、画面内に複数のページがある場合、任意のページをクリックすると、クリックしたページの番号がステータスバーに表示されます。



Ⅳ. 帳票プログラムの表示

帳票プログラムは、インターネットブラウザ（Internet Explorerなど）のウインドウ内に表示される場合と、別の新しいウインドウで表示される場合があります。

インターネットブラウザ内に表示される場合は、ブラウザの「戻る」ボタンを押すと、元の画面に戻る事ができます。

10.5 申請関係帳票の説明

10.5.1 特殊車両通行許可申請書

I. 利用方法説明

申請書には下記に示す3種類の書式がある。

- ①申請者氏名、住所が記載されるもの（本人、代理人）
- ②申請者氏名、住所欄が空欄のもの（本人、代理人）
- ③許可欄が付いたもの

II. 出力項目の定義

車両に直接関係する出力項目の内容は以下のとおりである。様式を以降に示す。

| 項目 | 出力内容 |
|----------|---|
| 通行開始年月日 | 申請者が入力した通行開始予定日。 |
| 通行終了年月日 | 申請者が入力した通行終了予定日。 |
| 車種区分 | 車種区分を出力。 |
| 車両番号等 | 自動車検査証の登録番号を出力。単車の場合は上段に、連結車の場合は上段にトラクタ、下段にトレーラを出力。また、包括申請の場合は代表車両番号と台数を出力。 |
| 車名及び型式 | 自動車検査証の車名、型式を出力。単車の場合は上段に出力し、連結車の場合は上段にトラクタ、下段にトレーラを出力。但し、ダブルスの場合、トレーラの車名及び型式は第1トレーラ、第2トレーラとも出力しない。 |
| 積載貨物 | 幅、高さ、長さは積載物の寸法を出力。品名は積載貨物品名コード表から選択した結果を出力。ただし、建設機械、バン型等車両および新規格車の場合は記入せず斜線で出力。 |
| 軸種数 | 申請車両の軸種の数を出力。複数軸種申請の場合のみ2以上となり、これ以外の場合1となる。 |
| 車両諸元 | ※包括申請の場合、「長さ・幅・高さ」以外において、車両の諸元に関する説明書の合成値を出力。 |
| 総重量 | 車両自重、乗員および積載物重量の合計を出力。 |
| 最遠軸距 | 最前軸から最後軸までの距離を出力。連結車の場合は連結した状態の距離を（車両四面図等から）出力。 |
| 最小隣接軸距 | 隣り合う軸間距離のうち、最小値を（車両四面図等から）出力。 |
| 隣接軸重 | 最小隣接軸距に係る軸重の和を出力。 |
| 長さ・幅・高さ | 貨物を積載した状態の寸法を出力。連結車の場合は連結した状態での寸法を出力。 |
| 最小回転半径 | 車両の最外輪のわだちを諸元表等から求め出力。 |
| 最大軸重 | 計算した各軸重のうち最大値を出力。 |
| 最大輪荷重 | 各軸重を輪数で除した重量のうち最大値を出力。 ※ダブルタイヤは1輪とする。 |
| 通行区分 | 片道・往復・片道往復混在・（※）のいずれかを出力。 （※）実車・空車同一申請の場合は、「往復（積載貨物有） 復路（積載貨物無）」を出力 |
| 通行経路数 | 申請した経路の件数を計算して出力。 |
| 更新又は変更経緯 | 更新又は変更した際の年月日、許可番号、車両台数、総通行経路数、変更事由を出力。 |

III. 出力様式

特殊車両通行許可申請書の出力様式を以下に示す。

a. 特殊車両通行許可申請書 本人申請 (住所、氏名あり)

様式第一

受付番号

特殊車両通行 許可認定 申請書 (新規)

道路管理者
関東地方整備局長 殿

平成18年1月23日

| | | |
|---------|------------|--|
| 通行開始年月日 | 平成18年1月24日 | 〒114-0022 住所 東京都北区王子本町12-23-9ABCビル 会社名・氏名 ABC運輸株式会社 印 代表者名 特車 太郎 TEL 03-0000-0000 担当者名 特車 花子 TEL 03-0000-0000 事業区分 路線 |
| 通行終了年月日 | 平成19年1月23日 | |

| | |
|---------------------|----------------------|
| 車種区分 | 一般セミトレーラ (その他) |
| 車両番号等 | 車名及び型式 |
| 鹿児島222あ2222 他 2台 | ニッサンディーゼル N-TR-01 |
| 鹿児島333あ3333 他 2台 | トレクス T-TR-01 |

| | | | |
|----------|--------|--------|--------|
| 積載 貨物 | 幅 | 高さ | 長さ |
| | 100 cm | 100 cm | 100 cm |
| | 品名 | 鋼矢板 | |

軸種数

| | | | | | |
|------|----------|---------|--------|----------|---------|
| 車両諸元 | 総重量 | 最遠軸距 | 最小隣接軸距 | 隣接軸重 | 長さ |
| | 31110 kg | 1000 cm | 300 cm | 20500 kg | 1300 cm |
| | 幅 | 高さ | 最小回転半径 | 最大軸重 | 最大輪荷重 |
| | 249 cm | 300 cm | 300 cm | 10610 kg | 5310 kg |

| | | | |
|------|---------|-------|------|
| 通行区分 | 往復、片道混在 | 通行経路数 | 5 経路 |
|------|---------|-------|------|

| 更新又は変更経緯 | | | | | |
|----------|-------|------|------|--------|------|
| 申請内容 | 年 月 日 | 許可番号 | 車両台数 | 総通行経路数 | 変更事由 |
| 新規時 | - | - | - | - | - |
| 前回 | - | - | - | - | |

b. 特殊車両通行許可申請書 本人申請 (住所、氏名空欄)

様式第一

受付番号

特殊車両通行 許可認定 申請書 (新規)

道路管理者
 関東地方整備局長 殿

平成18年1月23日

| | | |
|---------|------------|----|
| 通行開始年月日 | 平成18年1月24日 | 住所 |
| 通行終了年月日 | 平成19年1月23日 | |

| | | | | | | |
|---------------------|----------------------|--------|------|------|------|----|
| 車種区分 | 一般セミトレーラ (その他) | 会社名・氏名 | 代表者名 | 担当者名 | 事業区分 | 路線 |
| 車両番号等 | 車名及び型式 | | | | | |
| 鹿児島222あ2222 他 2台 | ニッサンディーゼル N-TR-01 | | | | | |
| 鹿児島333あ3333 他 2台 | トレクス T-TR-01 | | | | | |

| | | | |
|----------|--------|--------|--------|
| 積載 貨物 | 幅 | 高さ | 長さ |
| | 100 cm | 100 cm | 100 cm |
| | 品名 | 綱矢板 | |

| | |
|-----|---|
| 軸種数 | 1 |
|-----|---|

| | | | | | |
|------|----------|---------|--------|----------|---------|
| 車両諸元 | 総重量 | 最速軸距 | 最小隣接軸距 | 隣接軸重 | 長さ |
| | 31110 kg | 1000 cm | 300 cm | 20500 kg | 1300 cm |
| | 幅 | 高さ | 最小回転半径 | 最大軸重 | 最大輪荷重 |
| | 249 cm | 300 cm | 300 cm | 10610 kg | 5310 kg |

| | | | |
|------|---------|-------|------|
| 通行区分 | 往復、片道混在 | 通行経路数 | 5 経路 |
|------|---------|-------|------|

| 更新又は変更経緯 | | | | | |
|----------|-----|------|------|--------|------|
| 申請内容 | 年月日 | 許可番号 | 車両台数 | 総通行経路数 | 変更事由 |
| 新規時 | - | - | - | - | - |
| 前回 | - | - | - | - | |

c. 特殊車両通行許可申請書 本人申請 (許可欄付き)

様式第三

特殊車両通行 許可認定 申請書 (新規)

平成18年1月23日

| | | |
|---------|------------|--|
| 通行開始年月日 | 平成18年1月24日 | 〒114-0022 住所 東京都北区王子本町12-23-9ABCビル 会社名・氏名 ABC運輸株式会社 代表者名 特車 太郎 TEL 03-0000-0000 担当者名 特車 花子 TEL 03-0000-0000 事業区分 路線 |
| 通行終了年月日 | 平成19年1月23日 | |

| | | |
|---------------------|----------------------|--|
| 車種区分 | 一般セミトレーラ (その他) | |
| 車両番号等 | 車名及び型式 | |
| 鹿児島222あ2222 他 2台 | ニッサンディーゼル N-TR-01 | |
| 鹿児島333あ3333 他 2台 | トレクス T-TR-01 | |

| | | | |
|------|--------|--------|--------|
| 積載貨物 | 幅 | 高さ | 長さ |
| | 100 cm | 100 cm | 100 cm |
| | 品名 | 鋼矢板 | |

軸種数 1

| | | | | | |
|------|----------|---------|--------|----------|---------|
| 車両諸元 | 総重量 | 最遠軸距 | 最小隣接軸距 | 隣接軸重 | 長さ |
| | 31110 kg | 1000 cm | 300 cm | 20500 kg | 1300 cm |
| | 幅 | 高さ | 最小回転半径 | 最大軸重 | 最大輪荷重 |
| | 249 cm | 300 cm | 300 cm | 10610 kg | 5310 kg |

| | | | |
|------|---------|-------|------|
| 通行区分 | 往復、片道混在 | 通行経路数 | 5 経路 |
|------|---------|-------|------|

| 更新又は変更経緯 | | | | | |
|----------|-----|------|------|--------|------|
| 申請内容 | 年月日 | 許可番号 | 車両台数 | 総通行経路数 | 変更事由 |
| 新規時 | - | - | - | - | - |
| 前回 | - | - | - | - | - |

特殊車両通行 許可証 認定書

第 号
年 月 日

申請のとおり 許可認定 する。ただし、別紙の条件に従うこと。

| | | |
|-------------|----------|----------------|
| 許可証認定書の有効期間 | 自： 年 月 日 | 道路管理者 関東地方整備局長 |
| | 至： 年 月 日 | |

【1】許可証 (以下「本証」という。)の取扱いの注意事項

- 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
- 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
- 通行に際し、本証に記載されている通行条件、通行経路等は遵守しなければならない。
- 通行条件等に關し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
- 本証に記載されている車両諸元、通行経路等に変更があった場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。

【2】不届申立て又は処分取扱いの断え

この特殊車両通行許可について不届があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本証を交付した日の翌日から起算して30日以内に国土交通大臣に審査請求することができる。[なお、本証を交付した日の翌日から起算して30日以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分取扱いの断えを提出することができなくなる。]

d. 特殊車両通行許可申請書 代理人申請 (住所、氏名あり)

様式第一

受付番号

特殊車両通行 許可 申請書 (新規)

認定

道路管理者
 関東地方整備局長 殿

平成18年1月23日

| | | | |
|---------|------------|---------------------------------------|--------------------|
| 通行開始年月日 | 平成18年1月24日 | 〒114-0022 住所 東京都北区王子本町12-23-9ABCビル | 会社名・氏名 ABC運輸株式会社 印 |
| 通行終了年月日 | 平成19年1月23日 | | |

| | | | | | |
|---------------------|----------------|----------|--------|------------------|--------|
| 車種区分 | 一般セミトレーラ (その他) | 代表者名 | 特車 太郎 | TEL 03-0000-0000 | |
| 車両番号等 | 車名及び型式 | 担当者名 | 特車 花子 | TEL 03-0000-0000 | |
| 鹿児島222あ2222 他 2台 | ニッサンディーゼル | 申請代理人 | 代理 太郎 | TEL 03-1234-0000 | |
| | N-TR-01 | 事業区分 | 路線 | | |
| 鹿児島333あ3333 他 2台 | トレクス | 積載 貨物 | 幅 | 高さ | 長さ |
| | T-TR-01 | | 100 cm | 100 cm | 100 cm |
| | | 品名 | 鋼矢板 | | |

軸種数 1

| 車両諸元 | 総重量 | 最遠軸距 | 最小隣接軸距 | 隣接軸重 | 長さ |
|------|----------|---------|--------|----------|---------|
| | 31110 kg | 1000 cm | 300 cm | 20500 kg | 1300 cm |
| | 幅 | 高さ | 最小回転半径 | 最大軸重 | 最大輪荷重 |
| | 249 cm | 300 cm | 300 cm | 10610 kg | 5310 kg |

| | | | |
|------|---------|-------|------|
| 通行区分 | 往復、片道混在 | 通行経路数 | 5 経路 |
|------|---------|-------|------|

更新又は変更経緯

| 申請内容 | 年月日 | 許可番号 | 車両台数 | 総通行経路数 | 変更事由 |
|------|-----|------|------|--------|------|
| 新規時 | - | - | - | - | - |
| 前回 | - | - | - | - | |

e. 特殊車両通行許可申請書 代理人申請 (住所、氏名空欄)

| 様式第一 | | 受付番号 | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------|---|----------|----------|---------|----|----|--|--------|--------|--------|--|----|-----|--|
| 特殊車両通行 許可 認定 申請書 (新規) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道路管理者 関東地方整備局長 殿 | | 平成18年1月23日 | | | | | | | | | | | | | |
| 通行開始年月日 | 平成18年1月24日 | 住所 会社名・氏名 代表者名 担当者名 申請代理人 事業区分 路線 | | | | | | | | | | | | | |
| 通行終了年月日 | 平成19年1月23日 | | | | | | | | | | | | | | |
| 車種区分 | 一般セミトレーラ (その他) | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">積載 貨物</th> <th>幅</th> <th>高さ</th> <th>長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>100 cm</td> <td>100 cm</td> <td>100 cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>品名</td> <td colspan="2">綱矢板</td> </tr> </tbody> </table> | | 積載 貨物 | 幅 | 高さ | 長さ | | 100 cm | 100 cm | 100 cm | | 品名 | 綱矢板 | |
| 積載 貨物 | 幅 | | | | 高さ | 長さ | | | | | | | | | |
| | | 100 cm | 100 cm | 100 cm | | | | | | | | | | | |
| | 品名 | 綱矢板 | | | | | | | | | | | | | |
| 車両番号等 | 車名及び型式 | | | | | | | | | | | | | | |
| 鹿児島222あ2222 他 2台 | ニッサンディーゼル N-TR-01 | | | | | | | | | | | | | | |
| 鹿児島333あ3333 他 2台 | トレクス T-TR-01 | | | | | | | | | | | | | | |
| 軸種数 | 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| 車両諸元 | 総重量 | 最遠軸距 | 最小隣接軸距 | 隣接軸重 | 長さ | | | | | | | | | | |
| | 91110 kg | 1000 cm | 300 cm | 20500 kg | 1300 cm | | | | | | | | | | |
| | 幅 | 高さ | 最小回転半径 | 最大軸重 | 最大輪荷重 | | | | | | | | | | |
| 249 cm | 300 cm | 300 cm | 10610 kg | 5310 kg | | | | | | | | | | | |
| 通行区分 | 往復、片道混在 | | 通行経路数 | 5 経路 | | | | | | | | | | | |
| 更新又は変更経緯 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請内容 | 年月日 | 許可番号 | 車両台数 | 総通行経路数 | 変更事由 | | | | | | | | | | |
| 新規時 | - | - | - | - | - | | | | | | | | | | |
| 前回 | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |

10.5.2 車両内訳書

車両内訳書は、包括申請の場合にのみ出力される。
普通申請の場合は出力されない。

I. 出力項目の定義

出力項目の内容と様式は以下のとおりである。

| 項目 | 出力内容 |
|--------|--------------------------------|
| 受付許可番号 | 受付許可番号は、申請時に空白であり、受理後に出力される。 |
| 整理番号 | 形式ごとに通し番号を出力。 ※システムが自動的に出力。 |
| 区分 | 単車、トラクタ、トレーラのうちのいずれかを出力。 |
| 車名 | 車名を出力。 |
| 型式 | 型式を出力。 |
| 車両番号 | 同一車名、型式ごとに車検証の登録番号を申請台数分出力。 |

車両内訳書

受付許可番号 相国管-特重 第890088号

軸数：3軸、トラクタ前1軸、トラクタ後1軸 (SI.1-1)

| 整理番号 | 区分 | 車名 | 型式 | 車両番号 | 車両番号 | 車両番号 | 車両番号 | 車両番号 |
|------|------|-----------|--------------|------------|------------|------------|------------|------|
| 1 | トラクタ | 日野 | HINO-TRE-01 | 沖繩222あ2222 | 池袋111あ1111 | | | |
| 2 | トラクタ | 日野 | HINO-TRE-02 | 池袋111い1111 | | | | |
| 1 | トラクタ | ニッサンデューゼル | NISSAN-TR-01 | 沖繩888あ8888 | 秋田888い8888 | 庄内888あ8888 | 青森888い8888 | |
| 2 | トラクタ | ニッサンデューゼル | NISSAN-TR-02 | 池袋222う2222 | | | | |

(注)整理番号は車両の諸元に関する説明書の整理番号と一致する。

10.5.3 車両の諸元に関する説明書（普通申請）

車両の諸元に関する説明書は、普通申請と包括申請で様式が異なる。普通申請の場合を以下に示す。

I. 出力項目の定義

出力項目の内容と様式は以下のとおりである。

| 項目 | 出力内容 |
|---------------|--|
| 受付許可番号 | 申請時は空白で、受付後に記載される。 |
| 通行開始年月日 | 申請者が入力した通行開始予定日。 |
| 通行終了年月日 | 申請者が入力した通行終了予定日。 |
| 申請区分 | 新規申請、変更申請、更新申請のいずれかを出力。 |
| 通行区分 | 片道・往復・片道往復混在のいずれかを出力。 |
| 事業区分 | 路線、区域、路線A、路線Bのいずれかを出力。 |
| 対象車両 | 大型車誘導区間の適合基準を満たす場合に○を出力 |
| 積載貨物品名 | |
| 分類 | 積載貨物品名コード表から選択した結果を出力。 |
| 品名 | 積載貨物品名コード表から選択した結果を出力。 |
| 車種区分 | |
| 車両の種類 | 車両分類より選択。 |
| 軸種 | 軸種コードより選択。（トリプルあり／無しを表記） |
| 新規開発車両の基本通行条件 | |
| 高さ | 新規開発車両に該当し、車両諸元入力で「型式」入力を行い、予め登録されたデータベースから選択した場合にのみ出力。 |
| 長さ | |
| 重量 | |
| 車両台数 | トラック・トラクタおよびトレーラ台数を出力。 |
| 車両型式 | 自動車検査証の、形式を出力。単車の場合は上段に入力し、連結車の場合は上段にトラクタ、下段にトレーラを出力。 但し、ダブルスの場合、トレーラの車名及び型式は第1トレーラ、第2トレーラともに出ししない。 |
| 代表車両番号 | 自動車検査証の登録番号を出力。単車の場合は上段に、連結車の場合は上段にトラクタ、下段にトレーラを出力。 |
| 総重量説明表 | |
| 自重 | |
| トラック・トラクタ自重 | 車両重量を出力。 |
| 乗員（人） | （人）内に乗員を出力し、1人当たり55kgを乗じた重量をトンで出力。 ※重量の出力例：1人（0.06t）、2人（0.11t）、3人（0.17t） |
| 第1トレーラ自重 | 車両重量を出力。 |
| 第2トレーラ自重 | 車両重量を出力。（フルトレーラ及びダブルスの場合） |
| 小計 | トラック・トラクタ自重、乗員およびトレーラ自重の合計値。 ※システムが自動的に出力。 |
| 積載物重量 | |
| 前部 | 積載物重量を出力。 |
| 後部 | フルトレーラ、ダブルスの場合にのみ、後部の積載物重量を出力。 |
| 小計 | 前部と後部の合計値を出力 ※システムが自動的に出力。 |
| 合計 | 自重小計と積載物重量小計の合計値。 ※システムが自動的に出力。 |

| 項目 | 出力内容 |
|---------------------------------|---|
| 車両諸元表 ※1 | |
| 幅 | 入力値を出力。 |
| 高さ | 入力値を出力。 |
| 長さ | 入力値を出力。 |
| 最大軸重 | 計算した各軸重のうち最大値を出力。 ※システムが自動的に出力。 |
| 最遠軸距 | 最前軸から最後軸までの距離を出力。連結車の場合は、連結した状態の距離を出力。 ※システムが自動的に出力。 |
| 最小隣接軸距 | 隣り合う軸間距離のうち最小値を出力。 ※システムが自動的に出力。 |
| リアオーバーハング | 入力値を出力。（※任意、入力のない場合は 0 cmと表示） |
| 最大軸重軸 最外輪中心間距離 | 軸重が最大となる軸の最外輪中心間距離を出力。 ※システムが自動的に出力。 |
| 各輪の軸間距離及び 荷重点等の距離 (11~18) | 車種区分コード表から該当する距離を出力。 ※システムが自動的に出力。 |
| 荷重分布表 | |
| 輪数 | 各軸の輪数を出力。 ※ダブルタイヤは1輪。 |
| 軸重 | |
| 自重+乗員 | 自重+乗員の軸重を出力。なお、乗員重量はA軸に配分される。 ※システムによる計算を行う。 |
| 積載物 | 積載物の重量による軸重を出力。 ※システムによる計算を行う。 |
| 計 | 合計値を出力。 ※システムによる計算を行う。 |
| 輪荷重 | 輪数あたりの荷重。 ※システムによる計算を行う。 |
| 最外輪中心間距離 (G) コード | 各軸の最外輪中心間距離 (G) コード表のコード番号を出力。 ※システムが自動的に出力。 |

※1：普通申請による車両諸元は、申請車両そのものの数値が出力される。

車両諸元に関する説明書（普通申請）の出力様式を以下に示す。
 なお、複数軸種の申請の場合、各軸種毎に出力される。

| 車両の諸元に関する説明書 | | | | | | | |
|---------------|-----------|-------------------------------|------------|--|--|--|--|
| 受付許可番号 | | | | | | | |
| 通行開始年月日 | 平成28年2月2日 | 通行終了年月日 | 平成30年2月1日 | | | | |
| 申請区分 | 新規 | 通行区分 | 往復、片道混在 | | | | |
| 事業区分 | 区域 | 対象車両 | ○ | | | | |
| 積載貨物品名 | 分類 | コンテナ | | | | | |
| | 品名 | 海上コンテナ（ボックス・20ft） | | | | | |
| 車両区分 | 車両の種類 | 海上コンテナ（8'6） | | | | | |
| | 軸種 | 軸数：5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸（トリプル軸有） | | | | | |
| 新規開発車両の基本通行条件 | 高さ | 該当せず | | | | | |
| | 長さ | 該当せず | | | | | |
| | 重量 | 該当せず | | | | | |
| | 車両台数 | 車両型式 | 代表車両番号 | | | | |
| トラック・トラクタ | 1台 | QPG-SH1EDDG | 大宮100か0000 | | | | |
| トレーラ | 1台 | TC32F6C3 | 大宮001え0000 | | | | |

| 総重量説明表 | | | | | | | | |
|--------|--------|----------|----------|---------|---------|----|---------|---------|
| 自重 | | | | | 積載物重量 | | | 合計 |
| トラクタ自重 | 乗員(2人) | 第1トレーラ自重 | 第2トレーラ自重 | 小計 | 前部 | 後部 | 小計 | |
| 7.28 t | 0.11 t | 6.40 t | | 13.79 t | 24.00 t | | 24.00 t | 37.79 t |

| 車両諸元表 | | | | | | | |
|-------------------|--------|---------|--------|---------|--------|-----------|---------------|
| 幅(B) | 高さ(H) | 長さ(L) | 最大軸重 | 最遠軸距 | 最小隣接軸距 | リアオーバーハング | 最大軸重軸最外輪中心間距離 |
| 249 cm | 380 cm | 1264 cm | 8.09 t | 1052 cm | 136 cm | 0 cm | 200 cm |
| 各輪の軸間距離および荷重点等の距離 | | | | | | | |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 318 cm | 251 cm | 801 cm | 101 cm | 136 cm | 136 cm | 665 cm | |
| 19 | 110 | 111 | 112 | 113 | 114 | 115 | - |
| | | | | | | | - |

| 荷重分布表 | | A軸 | B軸 | C軸 | D軸 | E軸 | F軸 | G軸 | H軸 | 合計 |
|-------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|------|------|------|---------|
| | | 輪数2輪 | 輪数2輪 | 輪数2輪 | 輪数2輪 | 輪数2輪 | 輪数 輪 | 輪数 輪 | 輪数 輪 | |
| 軸重 | 自重+乗員 | 5.58 t | 4.28 t | 1.31 t | 1.31 t | 1.31 t | | | | 13.79 t |
| | 積載物 | 0.77 t | 2.89 t | 6.78 t | 6.78 t | 6.78 t | | | | 24.00 t |
| | 計 | 6.35 t | 7.17 t | 8.09 t | 8.09 t | 8.09 t | | | | 37.79 t |
| 布表 | 輪荷重 | 3.18 t | 3.59 t | 4.05 t | 4.05 t | 4.05 t | | | | - |
| | 最外輪中心間距離(G)コード | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | - |

※ 「新規開発車両の基本通行条件」において、新規開発車両の基本通行条件が無い場合、「該当せず」と表示されます。

10.5.4 車両の諸元に関する説明書（包括申請）

車両の諸元に関する説明書は、普通申請と包括申請で様式が異なる。包括申請の場合を以下に示す。

包括申請の場合、「車両諸元表」と「荷重分布表」が別用紙に出力される。

I. 出力項目の定義

「車両の諸元に関する説明書（普通申請）」と同じであるが、2枚目以降の合成値欄が追加されている。また、包括申請の場合、一枚目の「各軸の軸間距離および加重点等の距離」と「加重分布表」欄は空白で出力される。

2枚目以降の出力項目の内容と様式は以下のとおりである。

| 項目 | 出力内容 |
|-----|--|
| 合成値 | 包括申請の場合は、車両自重、積載物重量、車両諸元および最大軸重、リアオーバーハングは組合せの最大値を出力。 最遠軸距、最小隣接軸距は入力値を出力。 最大軸重軸最外輪中心間距離は組合せの最小値を出力。 ※システムが自動的に出力。 |

なお、複数軸種の場合、軸種毎に出力される。

車両の諸元に関する説明書

| | | | |
|---------------|------------|-----------------------|------------|
| 受付許可番号 | | | |
| 通行開始年月日 | 平成28年2月20日 | 通行終了年月日 | 平成29年2月19日 |
| 申請区分 | 新規 | 通行区分 | 往復 |
| 事業区分 | 区域 | 対象車両 | ○ |
| 積載貨物品名 | 分類 | | |
| | 品名 | | |
| 車種区分 | 車両の種類 | 一般セミトレーラ(バン型) | |
| | 軸種 | 軸数：5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸 | |
| 新規開発車両の基本通行条件 | 高さ | 該当せず | |
| | 長さ | 該当せず | |
| | 重量 | 該当せず | |
| | 車両台数 | 車両型式 | 代表車両番号 |
| トラック・トラクタ | 1台 | ADG-GW4XLG | 大宮001あ0001 |
| トレーラ | 2台 | TD332A-97 | 大宮002あ0001 |

総重量説明表

| 自重 | | | | | 積載物重量 | | | 合計 |
|--------|--------|----------|----------|---------|---------|----|---------|---------|
| トラクタ自重 | 乗員(2人) | 第1トレーラ自重 | 第2トレーラ自重 | 小計 | 前部 | 後部 | 小計 | |
| 9.96 t | 0.11 t | 12.55 t | | 22.62 t | 15.00 t | | 15.00 t | 37.62 t |

車両諸元表

| 幅(B) | 高さ(H) | 長さ(L) | 最大軸重 | 最遠軸距 | 最小隣接軸距 | リアオーバーハング | 最大軸重軸最外輪中心間距離 |
|--------|--------|---------|--------|---------|--------|-----------|---------------|
| 249 cm | 380 cm | 1638 cm | 8.47 t | 1378 cm | 120 cm | 0 cm | 201 cm |

各輪の軸間距離および荷重点等の距離

| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| | | | | | | | |
| 19 | 110 | 111 | 112 | 113 | 114 | 115 | - |
| | | | | | | | - |

| 荷重分布表 | 自重+乗員 | A軸 | B軸 | C軸 | D軸 | E軸 | F軸 | G軸 | H軸 | 合計 |
|-------|----------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | 輪数 | |
| 軸重 | 積載物 | | | | | | | | | - |
| 計 | | | | | | | | | | |
| 布 | 輪荷重 | | | | | | | | | - |
| 表 | 最外輪中心間距離(G)コード | | | | | | | | | - |

トラクタ

| 整理 番号 | 車両自重 | | 積載物重量 | | 車両諸元 | | | 最大軸重 | 最遠距離 | 最小隣接距離 | 最大軸重軸最外 輪 中心間距離 |
|----------|--------|--------|-------|----|----------|-----------|-----------|--------|--------|--------|-----------------------|
| | トラクタ | 乗員 | 前部 | 後部 | 幅 (B) | 高さ (H) | 長さ (L) | | | | |
| 1 | 9.96 t | 0.11 t | | | 249 cm | 301 cm | 498 cm | 7.35 t | 348 cm | 130 cm | 200 cm |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 合成値 | 9.96 t | 0.11 t | | | 249 cm | 301 cm | 498 cm | 7.35 t | 348 cm | 130 cm | 200 cm |

トラクタ

| 整理 番号 | 各輪の軸間距離および荷重点等の距離 | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|-------------------|--------|----|----|--------|-------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 110 | 111 | 112 | 113 | 114 | 115 |
| 1 | 368 cm | 348 cm | | | 130 cm | 65 cm | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

トラクタ

| 整理番号 | A軸 輪数 2輪 | | | | | B軸 輪数 2輪 | | | | |
|------|----------------|--------|--------|--------|------|-------------|--------|--------|--------|------|
| | 空車時 自重 + 乗員 | 積載物 | 計 | 輪荷重 | Gコード | 空車時 自重 | 積載物 | 計 | 輪荷重 | Gコード |
| 1 | 5.35 t | 0.59 t | 5.94 t | 2.97 t | 2 | 2.34 t | 5.01 t | 7.35 t | 3.68 t | 1 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 合成値 | - | - | 5.94 t | 2.97 t | - | - | - | 7.35 t | 3.68 t | - |

トラクタ

| 整理番号 | C軸 輪数 2輪 | | | | | D軸 輪数 輪 | | | | | 合計 | |
|------|-------------|--------|--------|--------|------|------------|-----|---|-----|------|----|-----|
| | 空車時 自重 | 積載物 | 計 | 輪荷重 | Gコード | 空車時 自重 | 積載物 | 計 | 輪荷重 | Gコード | 自重 | 積載物 |
| 1 | 2.27 t | 5.01 t | 7.28 t | 3.64 t | 1 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 合成値 | - | - | 7.28 t | 3.64 t | - | - | - | | | - | | |

トレーラ

| 整理 番号 | 車両自重 | | 積載物重量 | | 車両諸元 | | | 最大軸重 | 最遠距離 | 最小隣接距離 | 最大軸重軸最外 輪 中心間距離 |
|----------|---------|----|---------|----|----------|-----------|-------------|--------|---------|--------|-----------------------|
| | トレーラ | 乗員 | 前部 | 後部 | 幅 (B) | 高さ (H) | 長さ (L) | | | | |
| 1 | 11.79 t | | 15.00 t | | 249 cm | 380 cm | 1129 c m | 8.25 t | 1030 cm | 120 cm | 201 cm |
| 2 | 12.55 t | | 15.00 t | | 249 cm | 380 cm | 1140 c m | 8.47 t | 1065 cm | 120 cm | 201 cm |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 合成値 | 12.55 t | | 15.00 t | | 249 cm | 380 cm | 1140 c m | 8.47 t | 1030 cm | 120 cm | 201 cm |

トレーラ

| 整理 番号 | 各輪の軸間距離および荷重点等の距離 | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|-------------------|----|-------------|--------|----|----|--------|-------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 110 | 111 | 112 | 113 | 114 | 115 |
| 1 | | | 1030 c m | 410 cm | | | 120 cm | 60 cm | 970 cm | | | | | | |
| 2 | | | 1065 c m | 440 cm | | | 120 cm | 60 cm | 1005 c m | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

トレーラ

| 整理番号 | A軸 輪数 輪 | | | | | B軸 輪数 輪 | | | | |
|------|----------------|-----|---|-----|------|------------|-----|---|-----|------|
| | 空車時 自重 + 乗員 | 積載物 | 計 | 輪荷重 | Gコード | 空車時 自重 | 積載物 | 計 | 輪荷重 | Gコード |
| 1 | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 合成値 | - | - | | | - | - | - | | | - |

トレーラ

| 整理番号 | C軸 輪数 輪 | | | | | D軸 輪数 4輪 | | | | |
|------|------------|-----|---|-----|------|-------------|--------|--------|--------|------|
| | 空車時 自重 | 積載物 | 計 | 輪荷重 | Gコード | 空車時 自重 | 積載物 | 計 | 輪荷重 | Gコード |
| 1 | | | | | | 3.92 t | 4.33 t | 8.25 t | 2.06 t | 2 |
| 2 | | | | | | 4.25 t | 4.22 t | 8.47 t | 2.12 t | 2 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 合成値 | - | - | | | - | - | - | 8.47 t | 2.12 t | - |

トレーラ

| 整理番号 | E軸 輪数 4輪 | | | | | F軸 輪数 輪 | | | | | 合計 | |
|------|-------------|--------|--------|--------|------|------------|-----|---|-----|------|----|-----|
| | 空車時 自重 | 積載物 | 計 | 輪荷重 | Gコード | 空車時 自重 | 積載物 | 計 | 輪荷重 | Gコード | 自重 | 積載物 |
| 1 | 3.92 t | 4.33 t | 8.25 t | 2.06 t | 2 | | | | | | | |
| 2 | 4.25 t | 4.22 t | 8.47 t | 2.12 t | 2 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 合成値 | - | - | 8.47 t | 2.12 t | - | - | - | | | - | | |

10.5.5 通行経路表

申請された経路ごとに通行経路表を出力する。

I. 出力項目

通行経路表に関する出力項目の内容は以下のとおりである。
出力項目の内容と様式は以下のとおりである。

| 項目 | 出力内容 |
|-----------|-------------------------------|
| 枚数順番号 | 通行経路表が複数にわたる場合に出力枚数を連番表示する。 |
| 受付許可番号 | 受付許可番号を出力する。 |
| 大型車誘導区間完結 | 大型車誘導区間で完結している場合、経路単位に○を出力する。 |
| 経路番号 | 経路番号を出力する。 |
| 通行区分 | 片道・往復のいずれかを出力する。 |
| 出発地住所 | 入力した出発地の住所を出力する。 |
| 目的地住所 | 入力した目的地の住所を出力する。 |
| 路線名 | 選択した交差点番号を結ぶ路線名を出力する。 |
| 交差点名 | 選択した交差点名、番号を出力する。 |

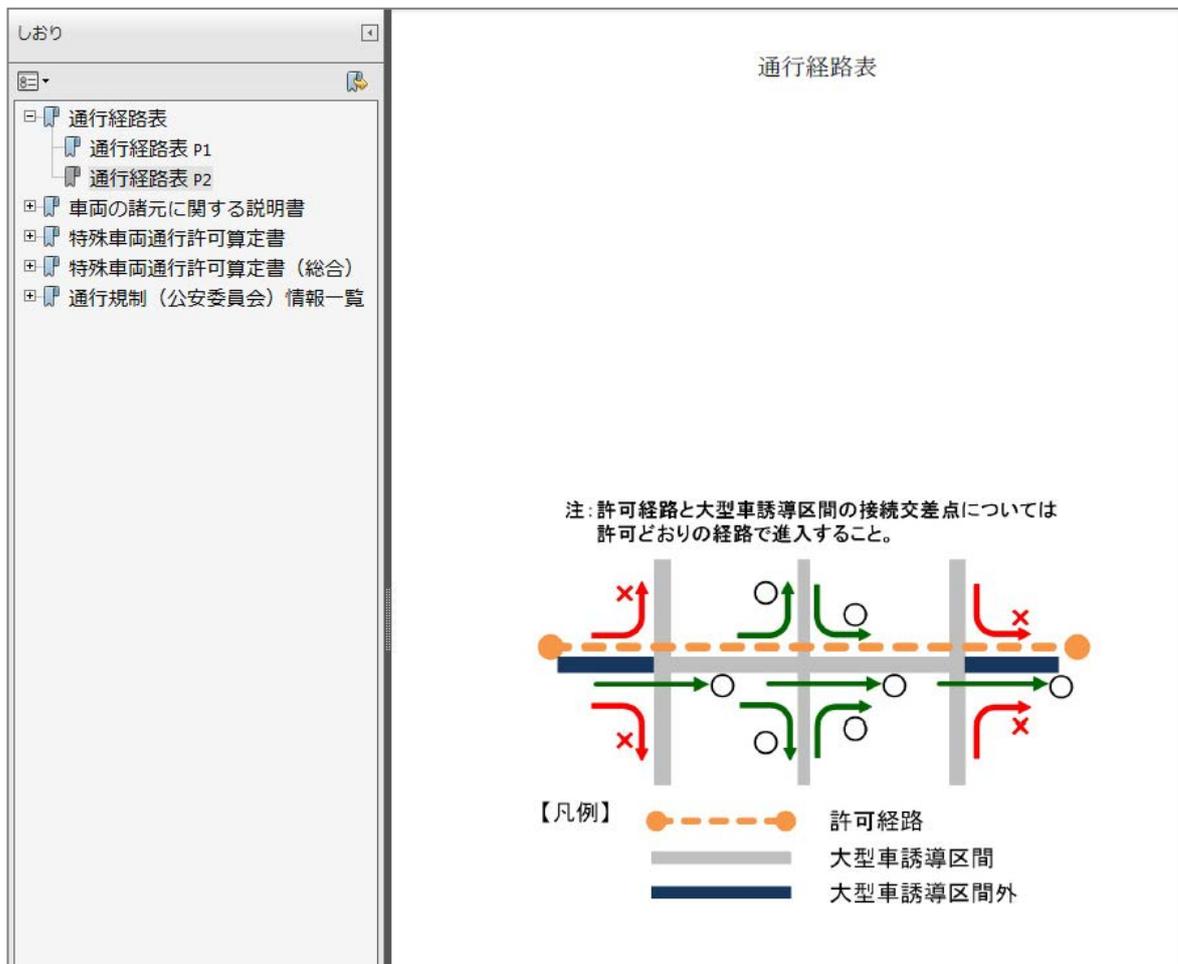
| 通行経路表 | | | | |
|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | | | 枚数順番号 1 |
| 受付許可番号: 国関整道交車 第999999号 | | | | |
| 大型車有効区間完結: | | | | |
| 経路番号 | 通行区分 | 出発地住所 | | 出発地住所 |
| 1 | 片道 | 〇〇〇〇 | | 〇〇〇〇 |
| 路線名 | - | 市町村道 〇〇〇号線 | 市町村道 〇〇〇号線 | 市町村道 〇〇〇号線 |
| 交差点名 | 〇〇〇〇#9999999999 | 〇〇〇〇#9999999999 | 〇〇〇〇#9999999999 | 〇〇〇〇#9999999999 |
| 路線名 | 市町村道 〇〇〇号線 | 市町村道 〇〇〇号線 | 市町村道 〇〇〇号線 | 一般国道 〇〇〇号線 |
| 交差点名 | 〇〇〇〇#9999999999 | 〇〇〇〇#9999999999 | 〇〇〇〇#9999999999 | 〇〇〇〇#9999999999 |
| 路線名 | 一般国道 〇〇〇号線 | 一般国道 〇〇〇号線 | 一般国道 〇〇〇号線 | 一般国道 〇〇〇号線 |
| 交差点名 | 〇〇〇〇#9999999999 | 〇〇〇〇#9999999999 | 〇〇〇〇#9999999999 | 〇〇〇〇#9999999999 |
| 大型車有効区間完結:○ | | | | |
| 経路番号 | 通行区分 | 出発地住所 | | 出発地住所 |
| 2 | 片道 | 〇〇〇〇 | | 〇〇〇〇 |
| 路線名 | - | 市町村道 〇〇〇号線 | 市町村道 〇〇〇号線 | 市町村道 〇〇〇号線 |
| 交差点名 | 〇〇〇〇#9999999999 | 〇〇〇〇#9999999999 | 〇〇〇〇#9999999999 | 〇〇〇〇#9999999999 |

II. 通行経路に関する制限事項の出力

i. ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度を適用した申請の場合

ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度を適用した申請（特車ゴールド）においては、通行経路表の最終ページに、以下の内容を帳票出力する。

| 項目 | 入力内容 |
|-----------|--|
| 制限事項（その1） | 大型車誘導区間外から大型車誘導区間内へ進入する場合の注意点を出力する。 （※ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度の適用申請に限る） |



ii. 制限事項（特殊車両通行許可不要制度を適用した申請の場合）

国際海上コンテナ車（40ft背高）特殊車両通行許可不要区間を含む通行経路の申請（特殊車両通行許可不要制度）を適用した申請においては、通行経路表の最終ページに、以下の内容を帳票出力する。

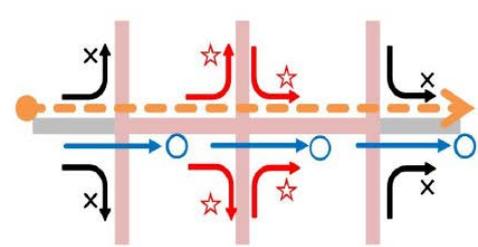
| 項目 | 入力内容 |
|-----------|---|
| 制限事項（その2） | 特車許可不要区間外から区間内に入退する際の注意点を出力する。 （国際海上コンテナ車（40ft背高）特殊車両通行許可不要区間制度の適用申請に限る） |

しおり
×

🏠 🗑️ 🔍 🌟

- 📄 通行経路表
- 📄 車両の諸元に関する説明書
- 📄 特殊車両通行許可算定書
- 📄 特殊車両通行許可算定書（総合）
- 📄 高速重量算定（照査1および照査
- 📄 C・D条件及び個別審査箇所一覧

通行経路表



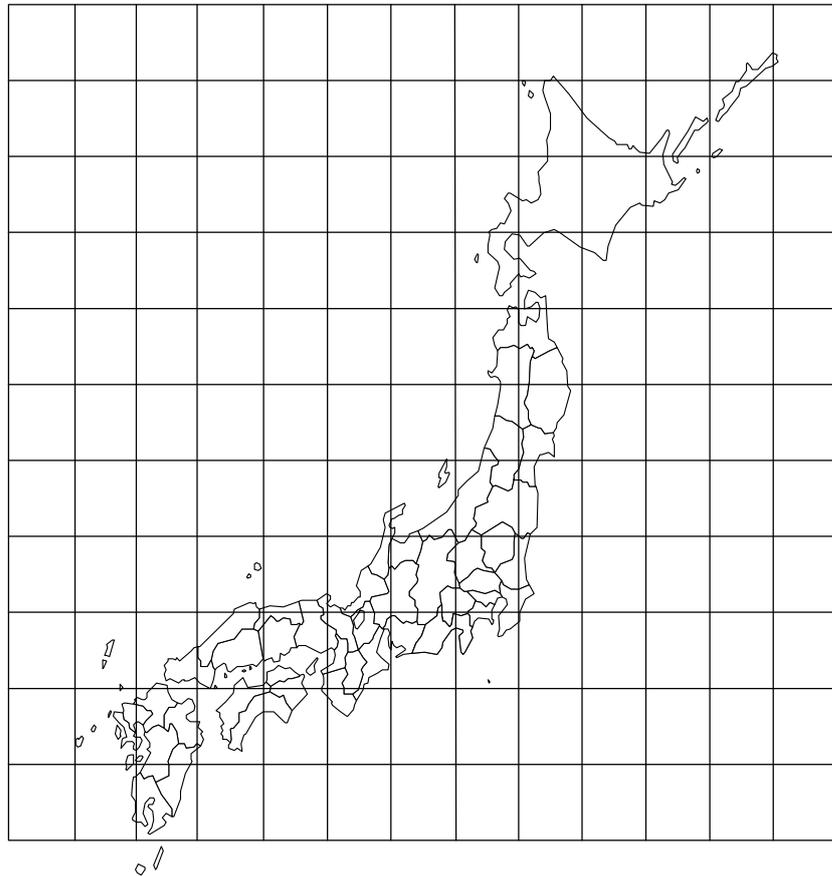
【凡例】

- 許可経路
- 特車許可不要区間
- 特車許可不要区間外
- ★ 特車許可不要区間通行条件
マップの交差点条件を確認
(告示内容)

10.5.6 経路図

申請された経路ごとに経路図を出力する。

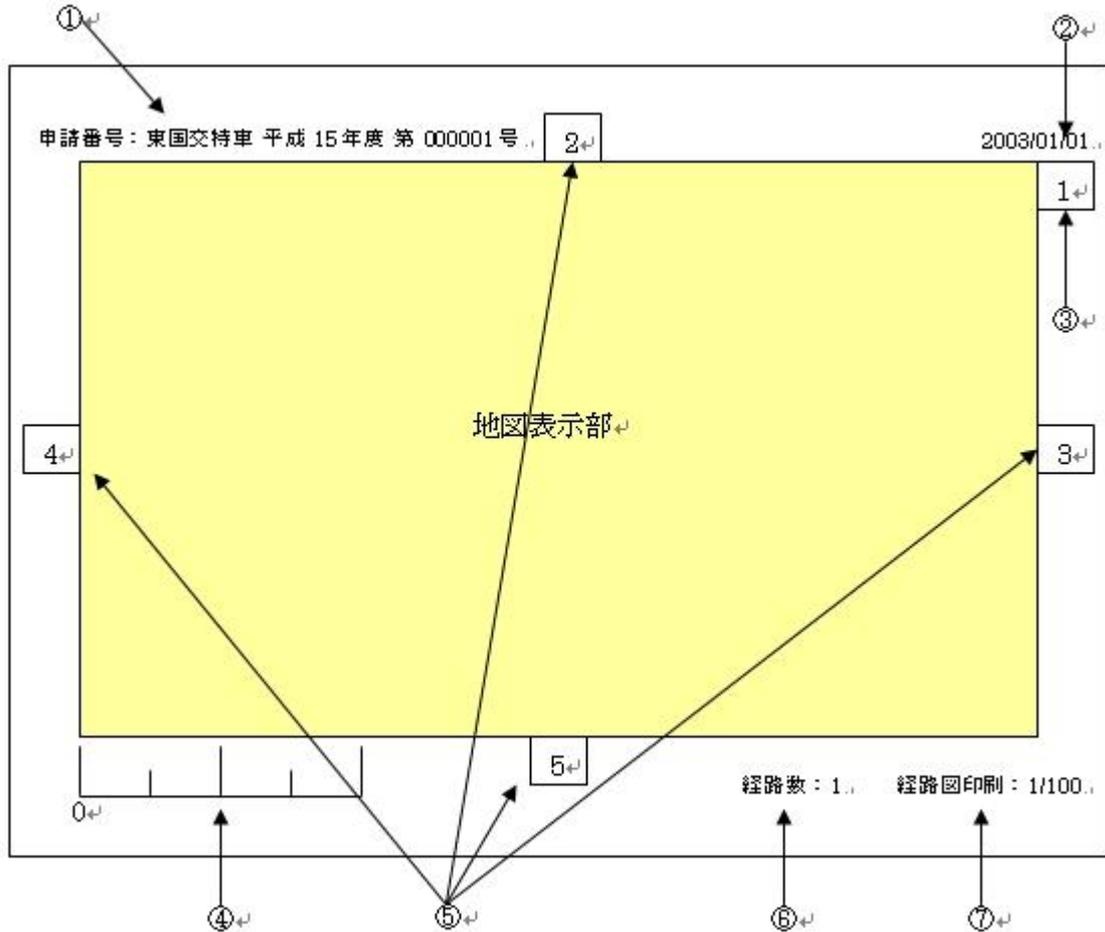
経路図は、A4縦サイズ・縮尺1/300000で1面（タイルともいう）として割り振り、面（タイル）ごとに申請経路情報における選択経路が存在する場合のみ、経路図として出力する。



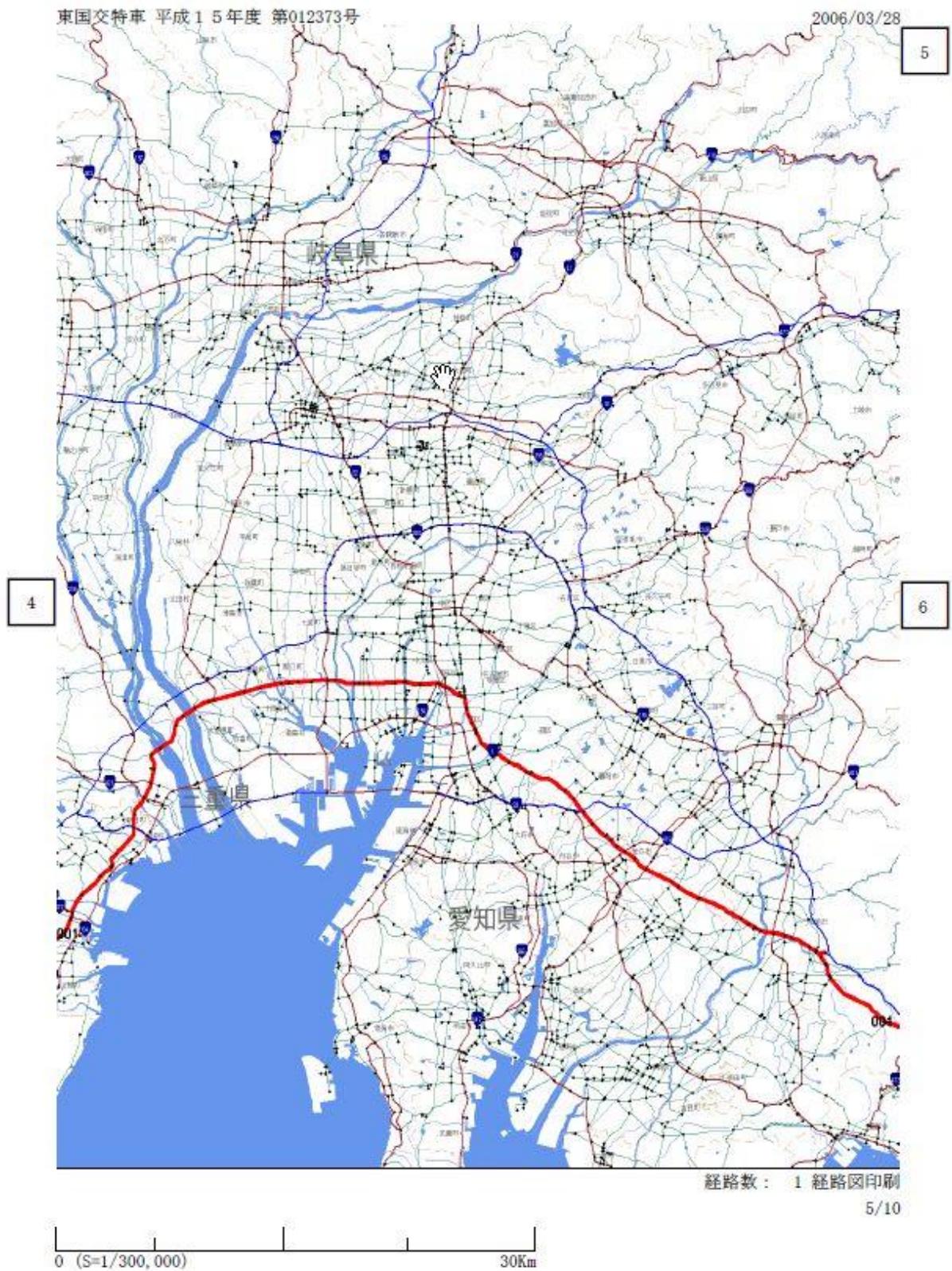
I. 出力項目の定義

a. 全経路図

出力項目の内容と様式は以下のとおりである。



| No. | 名称 | 書式 | 文字サイズ | 色 | 枠 | 特記事項 |
|-----|-------|--------------------|-------|---|---|------------------------|
| ① | 申請番号 | 次頁参照 | 12 | 黒 | 無 | |
| ② | 日付 | YYYY/MM/DD | 8 | 黒 | 無 | 印刷日付を記述 |
| ③ | 自頁番号 | — | 14 | 黒 | 有 | |
| ④ | スケーラ | 次頁参照 | 8 | 黒 | 無 | |
| ⑤ | 隣接頁番号 | — | 14 | 黒 | 有 | 隣接地図の頁番号 (存在する場合のみ) |
| ⑥ | 経路数 | 経路数 : n | 12 | 黒 | 無 | |
| ⑦ | 頁番号 | 経路図印刷 : nnn/mmm | 12 | 黒 | 無 | |



10.5.7 委任状

I. 出力の定義

申請者が変わって、申請書を提出する際に、代理人への権限委任する場合の出力を行う。
委任状の出力様式を以下に示す。

1) 代理人、氏名あり

| 委 任 状 | | | |
|---|--|-------------------------|---|
| 代 理 人 | 行政書士 氏名 | 代理 次郎 | |
| | 登録番号 第 | 11111111 | 号 |
| 事務所所在地 | 千葉県市川市本行徳1-1-1行徳アパート | | |
| 連絡先 | 047-123-4567 | | |
| 私は、上記の者を代理人と定め、特殊車両通行許可申請における下記の事項に関する権限を委任します。 | | | |
| 記 | | | |
| 1 | 申請書類を作成（行政書士法第1条の2第1項）するための以下の事項 申請書類の作成に関する一切の件 | | |
| 2 | 上記1の書類の提出（電磁的記録にあっては申請書類等の送受信。以下同じ）を代理（行政書士法第1条の3第1項）するための以下の項目 申請書類の提出を代理する件 申請書類の補正を代理する件 申請に当たって、申請内容を説明又は弁明する件 許可証を受領する件 申請を取り下げ又は撤回する件 | | |
| 平成17年6月6日 | | | |
| | 住 所 | 千葉県市川市市川2-23-2市川ハイツ000号 | |
| | 委任者 | | |
| | 氏 名 | 特車 太郎 | 印 |

2) 代理人氏名なし

| 委任状 | |
|---|--|
| 代理人 | 行政書士 氏名 |
| | 登録番号 第 号 |
| | 事務所所在地 |
| | 連絡先 |
| 私は、上記の者を代理人と定め、特殊車両通行許可申請における下記の事項に関する権限を委任します。 | |
| 記 | |
| 1 | 申請書類を作成（行政書士法第1条の2第1項）するための以下の事項 申請書類の作成に関する一切の件 |
| 2 | 上記1の書類の提出（電磁的記録にあっては申請書類等の送受信。以下同じ）を代理（行政書士法第1条の3第1項）するための以下の項目 申請書類の提出を代理する件 申請書類の補正を代理する件 申請に当たって、申請内容を説明又は弁明する件 許可証を受領する件 申請を取り下げ又は撤回する件 |
| 平成 | 年 月 日 |
| | 住所 |
| | 委任者 |
| | 氏名 印 |

10.6 算定関係帳票の説明

10.6.1 特殊車両通行許可算定書（総合）

I. 出力項目の定義

出力項目の内容と様式は以下のとおりである。

| 項目 | 出力内容 |
|---------------|--|
| 受付日 | 申請を受付した日を入力する。 |
| 受付許可番号 | 申請時は空白で、受付後に記載される。 |
| 通行開始年月日 | 申請者が入力した通行開始予定日。 |
| 通行終了年月日 | 申請者が入力した通行終了予定日。 |
| 申請区分 | 新規申請、変更申請、更新申請のいずれかを入力。 |
| 申請分類 | 普通・包括を入力。 |
| 経路指定方法 | 経路申請。 |
| 申請車種 | 車両分類より選択。 |
| 橋梁照査 | 「高速自動車国道等及び指定道路」、「橋梁の設計荷重がTL_20活荷重以上の道路」のそれぞれ海上コンテナの橋梁照査式の適合判定の可否（適合／適合せず）を入力。 |
| 新規開発車両の基本通行条件 | 「高さ・長さ・幅」をそれぞれ入力。 |
| 通行経路数 | 算定を行った経路数を入力。 |
| 危険物積載の有無 | 「有・無」で入力。 |
| 申請車両台数 | トラック・トラクタ・トレーラそれぞれ入力。 |
| 軸形式 | 軸種コードより選択。（トリプル軸表記あり） |

※複数軸種の包括申請時は、「申請分類」に表示する。

特殊車両通行許可算定書（総合）の出力様式を示す。

| 特殊車両通行許可算定書（総合） | | | | | | | |
|---|------|--------------------------|------|--------------------|----|--------------|------|
| 受付日： | | | | 受付許可番号： | | | |
| 通行開始年月日：平成27年6月1日 | | | | 通行終了年月日：平成28年5月31日 | | | |
| 申請区分：新規 | | 申請分類：普通 | | 経路指定方法：経路申請 | | | |
| 申請車種：海上コンテナ(8'6) | | | | | | | |
| 橋梁照査：高速自動車国道等及び指定道路＝適合、橋梁の設計荷重がTL_20活荷重以上の道路＝適合 | | | | | | | |
| 新規開発車両の基本通行条件 高さ＝該当せず、長さ＝該当せず、重量＝該当せず | | | | 通行経路数：14 | | | |
| 危険物積載の有無： | | 申請車両台数（合計）：トラクタ1台、トレーラ1台 | | | | | |
| 軸形式：軸数：5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸（1台、1台） | | | | | | 車両寸法分類：I - 1 | |
| | | | | | | | |
| 軸種 | 狭小幅員 | 上空障害 | 曲線障害 | 交差点 | 橋梁 | 高速道路 | 通行不可 |
| S1.2-2 | A | A | C | C | B | A | 無し |

10.6.2 特殊車両通行許可算定書

I. 出力項目の定義

特殊車両通行許可算定書の出力項目の内容は以下のとおりである。なお、ここに記載されていない項目については、「特殊車両通行許可算定書（総合）」を参照のこと。

| 項目 | 出力内容 ※1 |
|---------------------|---|
| 受付日 | 申請を受付した日を出力する。 |
| 受付許可番号 | 申請時は空白で、受付後に記載される。 |
| 通行開始年月日 | 申請者が入力した通行開始予定日。 |
| 通行終了年月日 | 申請者が入力した通行終了予定日。 |
| 申請区分 | 新規申請、変更申請、更新申請のいずれかを出力。 |
| 申請分類 | 普通・包括を出力。（車両諸元の違いあり） |
| 経路指定方法 | 経路申請。 |
| 申請車種 | 車両分類より選択。 |
| 新規開発車両の基本通行条件 | 「高さ・長さ・幅」をそれぞれ出力。 |
| 危険物積載の有無 | 「有・無」で出力。 |
| 申請車両台数 | トラック・トラクタ・トレーラそれぞれ出力。 |
| 申請寸法分類 | 超寸法の場合、出力。 |
| 軸形式 | 軸種コードより選択。（トリプル軸の表示） |
| 車両幅 | 貨物を積載した状況の寸法を出力。 |
| 車両高さ | 貨物を積載した状況の寸法を出力。 |
| 車両長さ | 貨物を積載した状況の寸法を出力。 |
| 車両自重 | トラック・トラクタ自重、乗員およびトレーラ自重の合計値。 |
| 前部積載物 | トラックおよびトレーラの積載物重量を出力。 |
| 後部積載物 | フルトレーラの場合に、後部の積載物重量を出力。 |
| 総重量 | トラック・トラクタ自重、乗員およびトレーラ自重の合計値。 乗員：（人）内に乗員を記入し、1人当たり55kgを乗じた重量をトンで出力。 |
| 軸・重心間距離 (I1~I15) | 車種区分コード表から該当する距離を車両四面図等から出力。 ※システムが自動的に出力。 |
| 軸データ | |
| 最大軸重 | 車検証の車両重量を出力。 |
| 軸重計算結果 | 軸重計算の結果を出力。 ※システムが自動的に出力。 |

(表つづく)

(表つづき)

| | |
|----------|---|
| 車両諸元 | |
| 最大軸重 | 計算した各軸重のうち最大値を出力。 ※システムが自動的に出力。 |
| 最遠軸距 | 最前軸から最後軸までの距離を（車両四面図等から）出力。連結車の場合は、連結した状態の距離を出力。 ※システムが自動的に出力。 |
| 隣接軸距 | 隣り合う軸間距離のうち最小値を（車両四面図等から）出力。 ※システムが自動的に出力。 |
| 最外輪中心間距離 | 軸重が最大となる軸の最外輪中心間距離を（車両四面図等から）出力。 ※システムが自動的に出力。 |
| 通行条件 | |
| 重量 | A, B, C, D, 個別審査のいずれかを出力。 |
| 寸法 | A, B, C、個別審査のいずれかを出力。- |
| 備考 | |
| 常に出力 | 合成値による車両情報登録が行われている場合及び軸種その他（トリプル軸有）においては、H1.9.29適用のトリプル軸を有するセミトレーラーの床版の許可限度重量算定方法は適用されません。 |
| 該当時に出力 | 特例8車種において最大軸重が10tを越える場合、バラ積み積載物の許可はできません。 |
| 該当時に出力 | 車両高が4.3メートルを越えているため個別審査になります。 |
| 該当時に出力 | 車両の幅と長さにより超寸法となる車両においては、全ての交差点で個別審査となります。 |

※1：包括申請の場合、合成車両で計算されるため、「軸・重心間距離」が空白で出力される。複数軸種の包括申請の場合、軸種毎に出力される。

二枚目以降の出力（算定結果明細）

| 項目 | 出力内容 |
|--------|------------------------------|
| 通行経路 | 申請した経路の件数を計算して出力。 |
| 通行区分 | 片道・往復・片道往復混在のいずれかを出力。 |
| 経路算定結果 | 個別審査もしくは、許可を出力。（個別審査がなければ許可） |
| 通行条件 | 重量、寸法の通行条件を出力。 |
| 出発地住所 | 入力した出発地の住所を出力。 |
| 目的地住所 | 入力した目的地の住所を出力。 |
| 通行条件 | |
| 狭小幅員 | 狭小幅員の障害件数を出力。 |
| 上空障害 | 上空障害の障害件数を出力。 |
| 曲線障害 | 曲線障害の障害件数を出力。 |
| 交差点 | 交差点の障害件数を出力。 |
| 橋梁 | 橋梁の障害件数を出力。 |
| 高速道路 | 高速道路の障害件数を出力。 |
| スパン | スパンの障害件数を出力。 |
| 通行規制 | 通行規制の障害件数を出力。 |
| 未収録 | 未収録の障害件数を出力。 |

II. 出力様式

出力様式は以下のとおりである。

a. 普通申請の場合

| 特殊車両通行許可算定書 | | | | | | | | |
|--|--------------------|----------------------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 受付日 : | | 受付許可番号 : | | | | | | |
| 通行開始年月日 : 平成16年3月24日 | | 通行終了年月日 : 平成17年3月23日 | | | | | | |
| 申請区分 : 新規 | 申請分類 : 普通 | 経路指定方法 : 経路申請 | | | | | | |
| 申請車種 : 一般セミトレーラ (その他) (超寸法) | | | | | | | | |
| 新規開発車両の基本通行条件 高さ=該当せず、長さ=該当せず、重量=該当せず | | 通行経路数 : 3 | | | | | | |
| 危険物積載の有無 : | 申請車両台数 : 軸種その他1台 | | | | | | | |
| 車両寸法分類 : 超寸法 | 軸形式 : その他 (トリプル軸有) | | | | | | | |
| 車両幅 | 車両高さ | 車両長さ | - | | | | | |
| 3.51 m | 4.31 m | 18.01 m | - | | | | | |
| 車両自重 | 前部積載物 | 後部積載物 | 総重量 | | | | | |
| 20.17 t | 20.00 t | | 40.17 t | | | | | |
| 軸・重心間距離 | | | | | | | | |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | | | | |
| 18.01 m | 1.00 m | 1.00 m | 1.00 m | 1.00 m | | | | |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 110 | | | | |
| 1.00 m | 1.00 m | 1.00 m | 1.00 m | 1.00 m | | | | |
| 111 | 112 | 113 | 114 | 115 | | | | |
| 1.00 m | 2.00 m | 2.00 m | 2.00 m | 2.01 m | | | | |
| 軸データ | | | | | | | | |
| 軸 | A軸 | B軸 | C軸 | D軸 | E軸 | F軸 | G軸 | H軸 |
| 空車時自重 | | | | | | | | |
| 軸重計算結果 | 4170 kg | 3000 kg | 3000 kg | 3000 kg | 3000 kg | 3000 kg | 3000 kg | 3000 kg |
| 軸 | I軸 | J軸 | K軸 | L軸 | M軸 | | | |
| 空車時自重 | | | | | | | | |
| 軸重計算結果 | 3000 kg | 3000 kg | 3000 kg | 3000 kg | 3000 kg | | | |
| 車両諸元 | | | | | | | | |
| 最大軸重 | 最速軸距 | 隣接軸距 | 最外輪中心間距離 | | | | | |
| 4.17 t | 15.00 m | 1.00 m | 2.00 m | | | | | |
| 通行条件 | | | | | | | | |
| 重量 | 個別審査 | 寸法 | 個別審査 | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・合成値による車両情報登録が行われている場合及び軸種その他 (トリプル軸有) においては、H17.9.29適用のトリプル軸を有するセミトレーラの床版の許可限度重量算定方法は適用されません。 ・車両高が4.3メートルを超えているため個別審査となります。 ・車両の幅と長さにより超寸法となる車両においては、全ての交差点で個別審査となります。 | | | | | | | | |

b. 包括申請の場合

特殊車両通行許可算定書

| | | | |
|--|---------------------------|---------------------|--|
| 受付日： | | 受付許可番号： | |
| 通行開始年月日：平成21年10月21日 | | 通行終了年月日：平成23年10月20日 | |
| 申請区分：新規 | 申請分類：包括 | 経路指定方法：経路申請 | |
| 申請車種：海上コンテナ(9'6) | | | |
| 新規開発車両の基本通行条件 高さ=該当せず、長さ=該当せず、重量=該当せず | | 通行経路数：3 | |
| 危険物積載の有無： | 申請車両台数：トラクタ1台、トレーラ87台 | | |
| 車両寸法分類：I-1 | 軸形式：軸数：5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸 | | |

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 車両幅 | 車両高さ | 車両長さ | - |
| 2.49 m | 4.10 m | 15.52 m | - |
| 車両自重 | 前部積載物 | 後部積載物 | 総重量 |
| 12.13 t | 24.00 t | | 36.13 t |

軸・重心間距離

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| | | | | |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 110 |
| | | | | |
| 111 | 112 | 113 | 114 | 115 |
| | | | | |

軸データ

| | | | | | | | | |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|----|----|----|
| 軸 | A軸 | B軸 | C軸 | D軸 | E軸 | F軸 | G軸 | H軸 |
| 空車時自重 | | | | | | | | |
| 軸重計算結果 | 6240 kg | 9310 kg | 6570 kg | 6570 kg | 6570 kg | | | |

車両諸元

| | | | |
|--------|---------|--------|----------|
| 最大軸重 | 最遠軸距 | 隣接軸距 | 最外輪中心間距離 |
| 9.31 t | 12.05 m | 1.32 m | 2.00 m |

通行条件

| | | | |
|----|------|----|------|
| 重量 | 個別審査 | 寸法 | 個別審査 |
|----|------|----|------|

備考

・合成値による車両情報登録が行われている場合及び軸種その他（トリプル軸有）においては、H17.9.29適用のトリプル軸を有するセミトレーラの床版の許可限度重量算定方法は適用されません。

c. 算定結果明細

| | | | | | |
|-------------------------------------|---|---|-----------------------|------|------|
| 通行経路 : 001 | | | 通行区分 : 往復 | | |
| 経路算定結果 : 個別審査 | | | 通行条件 : 重量(B)、寸法(個別審査) | | |
| 出発地住所 : 分類1、2 #538917⇒538926⇒536306 | | | | | |
| 目的地住所 : 分類1、2 国道17号 | | | | | |
| 通行条件 | B | C | D | 個別審査 | 通行不可 |
| 狭小幅員 | 0 | 4 | - | 1 | 0 |
| 上空障害 | 0 | 0 | - | 0 | 0 |
| 曲線障害 | 0 | 0 | - | 1 | 0 |
| 交差点 | 0 | 0 | - | 5 | 0 |
| 橋梁 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高速道路 | 0 | - | - | 0 | 0 |
| スパン | - | - | - | 0 | 0 |
| 通行規制 | - | - | - | 0 | - |
| 未収録 | - | - | - | 0 | - |

| | | | | | |
|-------------------------------------|---|---|--------------------------|------|------|
| 通行経路 : 002 | | | 通行区分 : 片道 | | |
| 経路算定結果 : 個別審査 | | | 通行条件 : 重量(個別審査)、寸法(個別審査) | | |
| 出発地住所 : 分類2、# #230311⇒231124⇒236901 | | | | | |
| 目的地住所 : 中国自動車道⇒浜田自動車道 | | | | | |
| 通行条件 | B | C | D | 個別審査 | 通行不可 |
| 狭小幅員 | 0 | 0 | - | 0 | 0 |
| 上空障害 | 0 | 0 | - | 0 | 0 |
| 曲線障害 | 0 | 0 | - | 0 | 0 |
| 交差点 | 0 | 0 | - | 1 | 0 |
| 橋梁 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高速道路 | 0 | - | - | 5 | 0 |
| スパン | - | - | - | 0 | 0 |
| 通行規制 | - | - | - | 0 | - |
| 未収録 | - | - | - | 0 | - |

10.6.3 C・D条件及び個別審査箇所一覧

C・D条件及び個別審査箇所一覧については、「詳細版」と「簡易版」がある。

- ・ 詳細版：C条件、D条件及び個別審査箇所全てを出力する。
- ・ 簡易版：個別審査箇所全てを出力するが、C条件及びD条件については、厳しい方の通行条件を1つだけ出力し、同じ通行条件の障害が複数存在する場合、出発地に近い障害箇所を1つだけ出力する。

I. 出力項目の定義

a. 出力条件の定義

- 1) 審査明細(算定結果)の審査対象が橋梁の場合、通行条件(重量)がC、Dであるスパン
- 2) 審査明細(算定結果)の審査対象が橋梁以外の場合、通行条件(寸法)がCであるスパン
- 3) 審査明細(算定結果)の審査結果が個別審査であるスパン
- 4) 審査明細(未採択道路)の全てのスパン
- 5) 審査明細(算定結果)の審査結果が通行不可であるスパン

b. 出力するスパンの定義

審査の結果、区分する障害種別を下記に示す。

- 1) 障害種別：狭小幅員、上空障害、交差点、橋梁、高速道路、スパン、通行規制、曲線障害
- 2) 個別審査区間

c. 出力方法

申請経路順、審査番号順に出力する。

出力項目を下記に示す。

- 1) 障害種別
- 2) 条件
- 3) 道路管理者
- 4) 路線名称
- 5) 地先名
- 6) 往復区分
- 7) 名称（交差点又は構造物）
- 8) 出発地側交差点名称、9) 交差点地先名
- 10) 目的地側交差点名称、11) 交差点地先名

d. 表示上のルール

障害毎の詳細説明を下記に示す。

- 1) 曲線個別審査の場合、車両占有幅を99.99と出力する。
- 2) 備考欄に「車両の幅と長さにより超寸法となる車両においては、全ての交差点で個別審査となります。」のコメントを出力する。
- 3) 高速道路を通行する経路では、個別審査事務所毎に集約表記を行う。

II. 出力様式

C・D条件及び個別審査箇所一覧の出力様式を以下に示す。

| 実行許可番号 | | 出稼地住所 | | 目的住所 | | 備考 | |
|--------|------|------------------------------------|-----------|--------|------------------|---------|----------|
| 2 | | 愛知県東海市御幸町東浜 名古屋コンテナ埠頭 | | 東海市御幸町 | | 2 | |
| 陸揚種別 | 陸揚番号 | 陸揚名称 | 陸揚住所 | 陸揚区別 | 陸揚名称又は陸揚区別 | 出稼地陸揚番号 | 目的住所陸揚番号 |
| 交差点 | 5 | 浜松市 主要地方道 静岡南41号線 浜北線中線 | 浜松市 浜松区中瀬 | 往 | 南中瀬 5237160358 | - | - |
| 交差点 | 個別審査 | 一般国道 162号線 | 浜松市 浜松区新原 | 往 | 新原小南 52337160391 | - | - |
| 交差点 | 5 | 一般国道 162号線 | 浜松市 浜松区新原 | 往 | 新原東原北 5237160439 | - | - |
| 交差点 | 5 | 一般国道 202号線 | 浜松市 浜松区新原 | 往 | 清水寺内南 5237260034 | - | - |
| 交差点 | 5 | 一般国道 202号線 | 浜松市 浜松区新野 | 往 | 新野大門 5237260039 | 浜北区新野 | 浜北区新野 |
| 交差点 | 個別審査 | 主要地方道 静岡南40号線 浜北三ヶ目線 | 浜松市 浜松区吉口 | 往 | 吉口小南 5237160438 | - | - |
| 交差点 | 5 | 主要地方道 静岡南40号線 浜北三ヶ目線 | 浜松市 浜松区灰木 | 往 | 灰木南 5237250071 | 浜北区灰木 | 浜北区灰木 |
| 交差点 | 5 | 一般国道 202号線 静岡南40号線 静岡南40号線 静岡南40号線 | 浜松市 浜松区大平 | 往 | 大平南 5237250025 | 浜北区大平 | 浜北区大平 |
| 交差点 | 5 | 一般国道 202号線 静岡南40号線 | 北区新田町 | 往 | 新田南 5237250025 | 浜北区大平 | 北区新田町 |
| 橋梁 | 5 | 一般国道 202号線 静岡南40号線 静岡南40号線 | 北区新田町 | 往 | 新田南 5237250025 | 浜北区大平 | 北区新田町 |
| 交差点 | 5 | 一般国道 202号線 | 北区新田町 | 往 | 新田南 5237250025 | 北区新田町 | 北区新田町 |
| 上り陸揚 | 個別審査 | 一般国道 202号線 | 北区新田町 | 往 | 新田南 5237250025 | 北区新田町 | 北区新田町 |
| 交差点 | 5 | 一般国道 207号線 | 北区引佐町 | 往 | 引佐南 5237250025 | 北区新田町 | 北区引佐町 |

C・D条件及び個別審査箇所一覧

10.6.4 特殊車両通行許可協議交差点一覧

経路毎に個別審査となる交差点だけを一覧表形式で出力する。

I. 出力項目の定義

| 項目 | 出力内容 |
|--------------|--------------------------------|
| 受付許可番号 | 申請時は空白で、受付後に記載される。 |
| 軸数 | 申請車両の軸数とその構成を出力。 |
| 枚数順番号 | 当該帳票の枚数を出力。 |
| 通行経路 | 通行する経路番号を出力。 |
| 出発地住所 | 通行する出発地住所を出力。 |
| 目的地住所 | 通行する目的地住所を出力。 |
| 申請期間 | 申請期間を出力。 |
| 個別審査番号 | 個別審査番号を出力。 |
| 道路管理者 | 道路管理者名を出力。 |
| 路線名称 | 該当する路線名称を出力。 |
| 地先名 | 該当する地先名を出力。 |
| 往復区分 | 片道、往復の区分を出力。 |
| 名称(交差点又は構造物) | 該当する交差点名・交差点番号を出力。 |
| 隣接交差点A | 該当する隣接交差点名を出力。 |
| 隣接交差点B | 該当する隣接交差点名を出力。 |
| A→●→B | 交差点Aから進入し、当該交差点を交差点B方向へ折進する場合。 |
| B→●→A | 交差点Bから進入し、当該交差点を交差点A方向へ折進する場合。 |
| 分類値① | 対向車線を侵して折進できる車両の寸法分類値。 |
| 分類値② | 対向車線を侵さずに折進できる車両の寸法分類値。 |
| Ⅲ | 対向車線を侵して折進できる車両分類値。 |
| 不 | 対向車線を侵さず折進できる車両分類値。 |

特殊車両通行許可協議交差点一覧の出力様式を次項以降に示す。

特殊車両通行許可協議交差点一覧

特別区番号

| 支庁許可番号 | | 出発地住所 | | 目的地住所 | | 申請期間 | | | | |
|--------|--------------|------------------------|-----------|------------------------|-----------------|-------------------------|-----------------|-------|-------|-------|
| 2 | | 東京都東部新都市計画区域 名古屋コンテナ埠頭 | | 東京都東部新都市計画区域 名古屋コンテナ埠頭 | | 平成21年10月21日～平成23年10月20日 | | | | |
| 特別区番号 | 道路管理者 | 路線名称 | 地名 | 往來区分 | 名称(協議又は協議後) | 協議交差点 | 協議交差点日 | 第一号区分 | 第二号区分 | 第三号区分 |
| 00002 | 浜松市 | 一般国道 162号線 | 浜北区新原 | 往 | 新原小町E5237160381 | 新原小町E5237160384 | 新原小町E5237160388 | Ⅲ | Ⅲ | Ⅲ |
| 00006 | 浜松市 | 主要地方道 静岡東部幹線 北三ツ目線 | 浜北区吉口 | 往 | 北三ツ目E5237160486 | E5237160491 | E5237350071 | Ⅲ | Ⅲ | Ⅲ |
| 00010 | 浜松市 | 一般国道幹線 静岡東部幹線 新原引込線 | 北区引込町井原谷 | 往 | 井原谷E5237150372 | 金澤西E5237150388 | 井原谷E5237150371 | Ⅲ | Ⅲ | Ⅲ |
| 00019 | 浜松市 | 一般国道 201号線 | 北区三ヶ目町岡本 | 往 | E5237140117 | E5237140128 | E5237240008 | Ⅲ | Ⅲ | Ⅲ |
| 00081 | 静岡県 東三河建設事務所 | 一般国道 247号線 | 日色野町 | 往 | E5237120447 | E5237120344 | E5237120380 | Ⅲ | Ⅲ | Ⅲ |
| 00077 | 静岡県 東三河建設事務所 | 市町村道 東三河町2号線 高合新木線 | 大井町 | 往 | E523700386 | 北山E523700041 | E523740082 | Ⅲ | Ⅲ | Ⅲ |
| 00089 | 名古屋府 | 一般国道幹線 豊田山崎線 豊田山崎線 | 豊橋区常盤通5丁目 | 往 | E523700644 | E523700608 | E523700647 | Ⅲ | Ⅲ | Ⅲ |
| 00096 | 名古屋市 | 市町村道 各務原市5号線 各務原市5号線 | 各務原市 | 往 | E5237170014 | E523700378 | E5237170389 | Ⅲ | Ⅲ | Ⅲ |
| 00097 | 岐阜県 美濃土木事務所 | 主要地方道 岐阜県01号線 奥美濃山崎線 | 幡豆 | 往 | E523700105 | E523700665 | E523700668 | Ⅲ | Ⅲ | Ⅲ |
| 00123 | 岐阜県 岐阜土木事務所 | 主要地方道 岐阜県01号線 岐阜山崎線 | 谷合 | 往 | E523700000 | E523700018 | E523700007 | Ⅲ | Ⅲ | Ⅲ |

10.6.5 高速重量算定（照査1および照査2）不適合車両一覧

高速自動車国道等における許可限度重量算定要領の結果として、下記項目について照査結果を出力する。

- 1) 照査1（軸重と軸距の関係）
トラックとトレーラの組合せによらず、照査結果が求められる。
- 2) 照査2（軸重群と軸距の関係）
トラックとトレーラの組合せにより照査結果が求められる。
なお、トリプル軸無とトリプル軸有で、出力項目、様式が異なる。

I. 出力項目の定義

a. トリプル軸無の車両の場合

| 項目 | 出力内容 |
|-----------------|--|
| 軸数 | 申請車両の軸数とその構成を出力。 |
| 枚数順番号 | 当該帳票の枚数を出力。 |
| 整理番号 | 車両諸元に関する説明書の整理番号に合わせ通し番号を出力。 ※システムが自動的に出力。 |
| 軸重計算結果 (A～F) | 軸重計算の結果を出力。 ※システムが自動的に出力。 |
| 車両諸元 | |
| 軸重計算結果 | トラック・トラック自重、乗員およびトレーラ自重の合計値。 |
| 車両諸元 | 計算した各軸重のうち最大値を出力。 ※システムが自動的に出力。 |
| 照査2計算結果 | |
| M60 | 「高速自動車国道等の橋梁照査適合車両算定式」より算出。 |
| S20 | 「高速自動車国道等の橋梁照査適合車両算定式」より算出。 |
| Mf | 「高速自動車国道等の橋梁照査適合車両算定式」より算出。 |
| Ms | 「高速自動車国道等の橋梁照査適合車両算定式」より算出。 |
| Ss | 「高速自動車国道等の橋梁照査適合車両算定式」より算出。 |
| 判定 | |
| 照査1 | 照査の結果を「○・×」で表示。通行経路中に含まれる高速道路等スパンの内、最も小さいK値に基づき算出。 |
| 照査2 | 照査の結果を「○・×」で表示。トラックとトレーラの組合せで算出。 |

b. トリプル軸有の車両の場合

| 項目 | 出力内容 |
|-----------------|--|
| 軸数 | 申請車両の軸数とその構成を出力。 |
| 枚数順番号 | 当該帳票の枚数を出力。 |
| 整理番号 | 車両諸元に関する説明書の整理番号に合わせ通し番号を ※システムが自動的に出力。 |
| 軸重計算結果 (A～F) | 軸重計算の結果を出力。 ※システムが自動的に出力。 |
| 車両諸元 | |
| 軸重計算結果 | トラック・トラクタ自重、乗員およびトレーラ自重の合計値。 |
| 車両諸元 | 計算した各軸重のうち最大値を出力。 ※システムが自動的に出力。 |
| 照査2 計算結果 | |
| M 6 0 | 「高速自動車国道等の橋梁照査適合車両算定式」より算出。 |
| S 2 0 | 「高速自動車国道等の橋梁照査適合車両算定式」より算出。 |
| M f | 「高速自動車国道等の橋梁照査適合車両算定式」より算出。 |
| M s | 「高速自動車国道等の橋梁照査適合車両算定式」より算出。 |
| S s | 「高速自動車国道等の橋梁照査適合車両算定式」より算出。 |
| 判定 | |
| 照査 1 | 照査の結果を「○・×」で表示。通行経路中に含まれる高速道路等スパンの内、最も小さいK値に基づき算出。 |
| 照査 2 | 照査の結果を「○・×」で表示。トラクタとトレーラの組合せで算出。 |
| 処理形式 ト | トラクタ・トレーラ毎の床版に与える影響を審査。 |
| 処理形式 タ | 車両全体の最大軸重、最小隣接にて与える影響。 |

高速重量算定（照査 1 および照査 2）不適合車両の出力様式を以下に示す。

トリプル軸有の場合

高速重量算定(照査1および照査2)不適合車両一覧

枚数順番号 1

軸数：5軸、トラクタ前1軸、トラクタ後3軸 (S1.1-8)

| 整理番号 | 軸重計算結果 | | | | | | 車両諸元 | トラクタ(諸元) | | | トラクタ1(諸元) | | | トラクタ2(諸元) | | | 照査2計算結果 | | | | | 判定 | | | | | | |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|----------|---------|-----------|----------|---------|-----------|------|----------|---------|---------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|---|
| | 4軸(t) | 3軸(t) | C軸(t) | D軸(t) | E軸(t) | F軸(t) | | 総重量(t) | 最速軸距(cm) | 最大軸重(t) | α | 最小隣接(cm) | 基本軸重(t) | 最大軸重(t) | α | 最小隣接(cm) | 基本軸重(t) | 最大軸重(t) | α | M80 | S20 | Mf | Ms | Ss | 照査1 | 照査2 | 処理型式 | |
| トラ1 | 1 | 1 | 7.55 | 14.16 | 6.67 | 6.67 | 6.67 | 41.72 | 810 | 14.16 | 2.95 | 230 | 11.52 | 6.67 | 6.25 | 180 | 10.74 | | | | 1.0 | 1.1 | 1.3 | 0.7 | 0.8 | × | × | タ |
| トラ1 | 1 | 2 | 6.11 | 10.85 | 3.17 | 3.17 | 26.47 | 760 | 10.85 | 2.44 | 230 | 11.52 | 3.17 | 8.35 | 150 | 10.20 | | | | 0.8 | 0.7 | 0.8 | 0.4 | 0.5 | ○ | ○ | ト | |
| トラ2 | 1 | 2 | 6.30 | 15.71 | 6.67 | 6.67 | 42.02 | 830 | 15.71 | 2.67 | 230 | 11.52 | 6.67 | 6.30 | 180 | 10.74 | | | | 1.0 | 1.1 | 1.3 | 0.7 | 0.8 | × | × | タ | |
| トラ2 | 2 | 2 | 5.27 | 11.99 | 3.17 | 3.17 | 26.77 | 780 | 11.99 | 2.23 | 230 | 11.52 | 3.17 | 8.44 | 150 | 10.20 | | | | 0.8 | 0.7 | 0.8 | 0.4 | 0.5 | ○ | ○ | ト | |

照査1は、通行経路中に含まれる高速道路等のスパンの内、最も小さいK値について算出しています。
 照査1不適合の区間については、【C・D条件及び個別重量箇所(重量)】に「高速重量算定(照査1)」に「不適合」と記載しておりますので、参照ください。
 照査2は、通行経路によらず、車両の組み合わせで求められる結果を記載しております。全体の最大軸重・最小隣接にて床版に与える影響(照査1)を算定(処理型式)ト：トラクタ・トラクタ後3軸(照査1)を審査 タ：車両全体の最大軸重・最小隣接にて床版に与える影響(照査1)を算定

トリプル軸無場合

高速重量算定（照査1および照査2）不適合車両一覧

枚数/順番号 1

その他（トリプル軸無）（Z-6）

| 整理番号 | 軸重計算結果 | | | | | | 車両諸元 | | | | 照査2計算結果 | | | | | | 判定 | | | |
|------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|----------|----------|-----------|----------------|-----|-----|----|----|----|-----|-----|
| | トレーラ1 | トレーラ2 | A軸 (t) | B軸 (t) | C軸 (t) | D軸 (t) | E軸 (t) | F軸 (t) | 総重量 (t) | 最大軸重 (t) | α | 最遠軸距 (cm) | 最小懸接 基本軸重 (cm) | M80 | S20 | Mf | Ms | Ss | 照査1 | 照査2 |
| 1 | | | 5.59 | 5.85 | 5.58 | 5.57 | 5.94 | 5.65 | 33.68 | 5.94 | 5.67 | 1079 | 170 | | | | | | ○ | 不明 |

照査1は、通行経路に含まれる高速道路等のスパンの内、最も小さいK値について算出しています。
 照査1不適合の区間については、【C・D条件及び個別審査箇所一覧表】に「高速重量算定（照査1）」に不適合」と記載しておりますので、参照ください。
 照査2は、通行経路によらず、車両の組み合わせで求められる結果を表記しております。

10.6.6 通行規制情報一覧

申請された経路毎に道路情報便覧に登録されている通行規制区間の内、公安委員会が設定した情報一覧を出力する。

なお、本帳票は、あくまでも参考帳票であり、特車通行に関しては、道路法、道路運送車両法の関係法令を遵守して運行すると共に、現地の通行規制に従うこと。

I. 出力項目の定義

道路管理者が設定した通行規制は、C・D条件及び個別審査箇所一覧に出力される。

| 項目 | 出力内容 |
|---------------|-------------------------|
| 受付許可番号 | 申請時は空白で、受付後に記載される。 |
| 軸数 | 申請車両の軸数とその構成を出力。 |
| 枚数順番号 | 当該帳票の枚数を出力。 |
| 通行経路 | 通行する経路番号を出力。 |
| 出発地住所 | 出発地住所を出力。 |
| 目的地住所 | 目的地住所を出力。 |
| 備考 | |
| 通行規制区間：道路管理者名 | 通行規制区間である道路管理者名を出力。 |
| 通行規制区間：路線名称 | 通行規制区間である路線名称を出力。 |
| 通行規制区間：往復区分 | 片道、往復区分を出力。 |
| 通行規制区間：出発地側 | 通行規制区間である出発地交差点・地先名を出力。 |
| 通行規制区間：目的地側 | 通行規制区間である目的地交差点・地崎名を出力。 |
| 通行規制期間 | 通行規制区間を出力。 |
| 通行規制時間帯 | 通行規制時間帯を出力。 |
| 通行規制理由 | 通行規制となる理由を出力。 |
| 通行条件 | 通行条件を出力。 |

10.6.7 重さ高さ指定道路一覧

I. 対象となる事項の定義

a. 対象車両

車両高が3.8メートルを超える海上コンテナ、特例8車種。

b. 重さ指定道路

総重量の一般的制限値を長さ及び軸距に応じて最大25tとするものとして各道路管理者が指定した道路。

c. 高さ指定道路

車両高さの一般的制限値を最大4.1mとするものとして各道路管理者が指定した道路。

d. 重さ、高さ指定道路外の定義

重算定結果帳票出力時に申請経路に指定されている「高さ指定道路外」、「重さ指定道路外」のスパン情報を、【重さ、高さ指定道路外スパン一覧】に出力する。

出力項目の内容と様式は以下のとおりである。

| 項目 | 出力内容 |
|--------------|--|
| 受付許可番号 | <ul style="list-style-type: none"> ・受理番号の内、管理事務所コード（X）と一連番号を出力フォーマットに変換して出力。 ・受理前や自治体の場合、空欄。 |
| 枚数順番号 | 当該帳票の枚数を出力。 |
| 通行経路 | 申請した通行経路の番号を出力する。 |
| 出発地住所 | 出発地住所を出力。 |
| 目的地住所 | 目的地住所を出力。 |
| 障害種別 | 区間であるため、スパンを固定出力。 |
| 条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請車種の車両高が3.8メートルを超えている海上コンテナの場合は“要審査”、同特例8車種の場合、“不可”。 ・上記以外の場合、空欄。 |
| 道路管理者名 | 該当する道路管理者名を出力。 |
| 路線名称 | 該当する路線名称を出力。 |
| 地先名 | 常に“-”を出力。 |
| 往復区分 | 経由地往復区分を“往”、“復”、“往復”の漢字文字列に変換して出力。 |
| 名称（交差点又は構造物） | 常に“-”を出力。 |
| 出発地側交差点（地先名） | 隣接する交差点番号（地先名）を出力する。 |
| 目的地側交差点（地先名） | 隣接する交差点番号（地先名）を出力する。 |

出力様式を以下に示す。

重さ、高さ指定道路外スパン一覧

| 受付許可番号: | | 海上コンテナ(9 6) | | 備考 | | 枚数別番号 | | | | |
|---------|-----|-------------|--------------------|-------|------|------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------|--------------|
| 1 | | 1 | | 1 | | 1 | | | | |
| 通行区別 | | 目的地住所 | | 目的地住所 | | 備考 | | | | |
| 1 | | 1 | | 1 | | 1 | | | | |
| 1 | | 1 | | 1 | | 1 | | | | |
| 障害種別 | 条件 | 道路管理者 | 路線名称 | 地区名 | 往復区分 | 名称(交差点又は橋) | 山形県側交差点 | 交差点地区名 | 目的地側交差点 | 交差点地区名 |
| スパン | 要審査 | 福開県 豊前土木事務所 | 主要地方道 福開県1号線 豊前万田線 | - | 往復 | - | 八ツ並 #5031210184 | 八ツ並 | 古岡 #5031210126 | 垂水 |
| スパン | 要審査 | 福開県 豊前土木事務所 | 主要地方道 福開県1号線 豊前万田線 | - | 往復 | - | 重さ指定道路外 | 高さ指定道路外 (IC・D条件及び個別審査箇所一覧) を参照) | 古岡 #5031210126 | 垂水 |
| スパン | 要審査 | 福開県 豊前土木事務所 | 主要地方道 福開県1号線 豊前万田線 | - | 往復 | - | 重さ指定道路外 | 高さ指定道路外 (IC・D条件及び個別審査箇所一覧) を参照) | 新吉富村市 豊前 #5031210057 | 垂水 |
| スパン | 要審査 | 福開県 豊前土木事務所 | 主要地方道 福開県1号線 豊前万田線 | - | 往復 | - | 重さ指定道路外 | 高さ指定道路外 (IC・D条件及び個別審査箇所一覧) を参照) | 新吉富村市 豊前 #5031210058 | 垂水 |
| スパン | 要審査 | 札幌市 | 主要地方道 北陸道3号線 札幌少爺線 | - | 往復 | - | 大谷地西1・大谷地西2 #6441437387 | 厚別区大谷地西2丁目 | #6441437379 | 厚別区大谷地828-11 |
| スパン | 要審査 | 札幌市 | 主要地方道 北陸道3号線 札幌少爺線 | - | 往復 | - | 重さ指定道路外 | 高さ指定道路外 (IC・D条件及び個別審査箇所一覧) を参照) | 大谷地東3・大谷地東2 #6441437395 | 厚別区大谷地東4丁目 |
| スパン | 要審査 | 札幌市 | 主要地方道 北陸道3号線 札幌少爺線 | - | 往復 | - | 重さ指定道路外 (IC・D条件及び個別審査箇所一覧) を参照) | 大谷地東3・大谷地東2 #6441437395 | 厚別区大谷地東4丁目 | 厚別区大谷地東6丁目 |
| スパン | 要審査 | 札幌市 | 主要地方道 北陸道3号線 札幌少爺線 | - | 往復 | - | 厚別中央1-2・大谷地東7 #6441438779 | 厚別区大谷地東4丁目 | 厚別中央1-2・大谷地東7 #6441438779 | 厚別区厚別南1丁目 |
| スパン | 要審査 | 札幌市 | 主要地方道 北陸道3号線 札幌少爺線 | - | 往復 | - | 重さ指定道路外 (IC・D条件及び個別審査箇所一覧) を参照) | 厚別中央1-2・大谷地東7 #6441438779 | 厚別区大谷地東6丁目 | 厚別区大谷地東6丁目 |
| スパン | 要審査 | 札幌市 | 主要地方道 北陸道3号線 札幌少爺線 | - | 往復 | - | 厚別南3 #6441437381 | 厚別区厚別南1丁目 | 厚別南3 #6441437381 | 厚別区大谷地東6丁目 |
| スパン | 要審査 | 札幌市 | 主要地方道 北陸道3号線 札幌少爺線 | - | 往復 | - | 重さ指定道路外 | 厚別南4 #6441437361 | 厚別南4 #6441437361 | 厚別区大谷地東6丁目 |

10.6.8 ETC2.0簡素化制度申請 大型車誘導区間内通行条件

I. 対象となる事項の定義

a. 対象車両

ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度の適用申請（以下、ETC2.0簡素化制度申請という）

b. 大型車誘導区間

大型車両の通行を望ましい経路へ誘導することにより、適正な道路利用を促進し、道路の老朽化への対応を進めるため、平成25年6月5日に公布された「道路法等の一部を改正する法律」では、国土交通大臣において、大型車両の通行を誘導すべき道路の区間と指定された道路。

c. 大型車誘導区間算定結果の定義

ETC2.0簡素化制度申請における大型車誘導区間内を走行する際の通行条件の情報を記した帳票になる。

大型車誘導区間算定結果の帳票は、実車・空車毎に出力する。

なお、算定結果のうち、スパンの通行方向による通行不可及び進入禁止のために通行不可となる交差点折進は出力されない。

※本帳票のシステムからの出力時に時間を要する場合があります。

d. 出力条件の定義

- 1) 日本全国の大型車誘導区間を全て対象とした算定結果を出力する
- 2) 算定結果の審査対象が橋梁の場合、通行条件(重量)がC、Dであるスパン
- 3) 算定結果の審査結果が個別審査であるスパン
- 4) 算定結果の審査結果が個別審査であるスパン
- 5) 算定結果の審査結果が通行不可であるスパン

e. 出力する障害種別の定義

審査の結果、区分する障害種別を下記に示す。

- 1) 障害種別：狭小幅員、上空障害、交差点、橋梁、高速道路、スパン、通行規制、曲線障害
- 2) 個別審査区間

f. 出力方法

申請経路順、審査番号順に出力する。
出力項目を下記に示す。

- 1) 障害種別
- 2) 条件
- 3) 道路管理者
- 4) 路線名称
- 5) 地先名
- 6) 往復区分
- 7) 名称（交差点又は構造物）
- 8) 出発地側交差点名称、9) 交差点地先名
- 10) 目的地側交差点名称、11) 交差点地先名

g. 表示上のルール

- 1) 経路番号、出発地住所、目的地住所、備考欄は空欄とする。
- 2) 算定結果の審査結果が個別審査である場合には、条件欄に「-」と出力し、備考のメッセージ表示欄に「包括許可対象外」と出力する。

出力様式を、実車時、空車時のそれぞれの帳票様式を以下に示す。

しおり

ETC2.0簡素化制度申請 大型車誘導区間内
通行条件 (実車)

ETC2.0簡素化制度申請 大型車誘導区間内
通行条件 (空車)

| 実行番号: | | 目的地住所: | | 目的地住所: | |
|-------|-------------------------|--------------------------|--------|--------|---|
| 通行経路: | | 出発地住所: | | 目的地住所: | |
| 条件 | 運送管理者 | 路線名称 | 地名 | 往復 | 各都道府県又は隣接 都道府県 |
| C | 東日本高速道路株式会社 社: 北海道支社 | 東道支線4号線 51号線 (山手白糠特設) | 新栄3丁目 | 復 | 鶴岡インター#644 1500016 |
| 乗客 | 辺摩地小形車両 兵庫 国連事務所 | 一般国道 2号線 復線 2) | 伊丹谷町原 | 往 | 対向車線として行進できる車両分岐線-0、対向車線を使わず行進できる車両分岐線-1 長原IC#5235001014 伊丹谷町原 C本体の混雑重量<0.90; 21時~0時に通行人のこと |
| 乗客 | 辺摩地小形車両 兵庫 国連事務所 | 一般国道 2号線 復線 2) | 伊丹谷町原 | 往 | 長原IC#5235001014 伊丹谷町原 C本体の混雑重量<0.90; 21時~0時に通行人のこと |
| 乗客 | 東日本高速道路株式会社 社: 関西支社 | 一般国道 2号線 復線 5) | 中央区高辺通 | 往復 | #5235010973 中央区高辺町 車道幅員 2.25m |
| 乗客 | 西日本高速道路株式会社 社: 関西支社 | 一般国道 2号線 復線 7) | | 往 | 伊丹谷インター#523500011 2 |
| 乗客 | 九州地方整備局 鹿児島 国連事務所 | 一般国道 3号線 復線 6) | 西別府町大塚 | 往復 | 地蔵橋インター#4 700342295 |
| 乗客 | 九州地方整備局 福岡 国連事務所 | 一般国道 3号線 復線 13) | 區分1丁目 | 往復 | 対向車線として行進できる車両分岐線-0、対向車線を使わず行進できる車両分岐線-1 開道幅員#5030240964 區分1丁目8-8 開道#5030240169 |
| 乗客 | 北海道開発局 小樽 築港部 | 一般国道 5号線 | 宇敷香 | 往復 | #6340720014 宇敷橋 開道幅員 2.25m |
| 乗客 | 北海道開発局 小樽 築港部 | 一般国道 5号線 | 宇台井川 | 復 | 開道幅員#5030240964 宇台井川 開道#5030240169 |
| 乗客 | 北海道開発局 小樽 築港部 | 一般国道 5号線 | 伊達 | 往復 | 北4西1#6440260057 北3西1-23-1 開道幅員 2.25m |
| 乗客 | 北海道開発局 小樽 築港部 | 一般国道 5号線 | 鶴の沢 | 往復 | 北4西1#6440260057 北3西1-23-1 開道幅員 2.25m |
| 乗客 | 北海道開発局 小樽 築港部 | 一般国道 5号線 | 宇田 | 復 | #6440350010 開道#3-2 開道幅員 2.25m |
| 乗客 | 北海道開発局 小樽 築港部 | 一般国道 5号線 | 島竹内 | 往復 | #6440350010 開道#3-2 開道幅員 2.25m |
| 乗客 | 北海道開発局 小樽 築港部 | 一般国道 5号線 | 島竹内 | 往復 | #6440350010 開道#3-2 開道幅員 2.25m |
| 乗客 | 北海道開発局 小樽 築港部 | 一般国道 5号線 | 大江山1丁目 | 往復 | #6440450011 開道#3-2 開道幅員 2.25m |

目的地住所

1

10-60

ETC2.0簡素化制度申請 大型車誘導区間内通行条件 (空車)

帳票: 15欄、トヨタ用1欄、トヨタ用3欄 (IS1.1-3)

受付申請番号:

通行区間:

出発地住所:

目的地住所:

備考:

申請番号

1

| 種別 | 条件 | 道路管理者 | 道路名称 | 地名 | 往復 | 区別 | 名称(区別)又は種別(物) | 出発側交差点 | 交差点地名 | 目的側交差点 | 交差点地名 |
|------|------|---------------------|------------------------|--------|----|----|------------------------|--|------------|--------------------------|-----------|
| 交差点 | C | 東日本高速道路株式会社 北海支社 | 高速自動車国道 51号線 札幌自動車道 | 新水3丁目 | 往復 | 復 | 朝田インター#644 1500016 | - | - | - | - |
| 狭小橋 | C | 岩手県庁 国庫事務所 | 一般国道 2号線 復線 5) | 中央区高砂道 | 往復 | - | - | 朝田橋を跨りして折返できる車道分岐点-0、対向車線を跨る折返できる車道分岐点-1 #5235010973 中央区新橋町 車道幅員:2.35m | - | 高野田、Pアブリ西#5235010 220 | 中央区新橋町1丁目 |
| スパン | 通行不可 | 西日本高速道路株式会社 関西支社 | 一般国道 2号線 復線 7) | - | 往 | - | - | 伊川谷インター#523500011 2 | - | #5235000452 | 西区北陽町2丁目 |
| 交差点 | C | 九州地方整備局 高田道事務所 | 一般国道 3号線 復線 6) | 豊前府町大塚 | 往復 | 復 | 豊前島インター#4 730342293 | - | - | - | - |
| 狭小橋 | C | 九州地方整備局 国庫事務所 | 一般国道 3号線 復線 13) | 国分1丁目 | 往復 | - | - | 国庫線西#5030240964 車道幅員:2.35m | 国分1丁目8-B | 国庫#5030240169 | 大字古賀 |
| 曲線 | C | 北海道庁 旭川支部 | 一般国道 5号線 | 宇敷野 | 往復 | - | - | #6340720014 申請車道の占有幅:2.83m、車道幅員:2.15m | 宇敷野 | 国庫#6440030003 | 宇敷野 |
| 狭小橋 | C | 北海道庁 旭川支部 | 一般国道 5号線 | 宇田井川 | 復 | - | - | #644003F001 車道幅員:2.35m | 宇田井川 | #6440030007 | 宇田F52 |
| 上空障害 | - | 北海道庁 旭川支部 | 一般国道 5号線 | 国庫 | 往復 | 往復 | 国庫トンネル | 北4西1#6440260057 2 | 北3西1-23-1 | #6440350010 | 国庫32-2 |
| 上空障害 | - | 北海道庁 旭川支部 | 一般国道 5号線 | 豊の沢 | 往復 | 往復 | 豊の沢トンネル | 北4西1#6440260057 2 | 北3西1-23-1 | #6440350010 | 国庫32-2 |
| 狭小橋 | C | 北海道庁 旭川支部 | 一般国道 5号線 | 平田富 | 復 | - | - | 包括許可対象外 | 国庫32-2 | #6440450011 | 宇田江村444 |
| 上空障害 | - | 北海道庁 旭川支部 | 一般国道 5号線 | 島竹内 | 往復 | 往復 | 島竹内トンネル | 包括許可対象外 | 国庫32-2 | #6440450011 | 宇田江村444 |
| 上空障害 | - | 北海道庁 旭川支部 | 一般国道 5号線 | 島竹内 | 往復 | 往復 | 島竹内トンネル | 包括許可対象外 | 国庫32-2 | #6440450011 | 宇田江村444 |
| 狭小橋 | C | 北海道庁 旭川支部 | 一般国道 5号線 | 木江1丁目 | 往復 | 往復 | 船橋トンネル | 包括許可対象外 | 国庫32-2 | #6440450011 | 宇田江村444 |
| 曲線 | C | 北海道庁 旭川支部 | 一般国道 5号線 復線 2) | 朝赤3丁目 | 往復 | 往復 | - | #6240552584 申請車道の占有幅:2.93m、車道幅員:2.52m | 朝赤4丁目105-B | #6240552598 | 石川町 |
| 狭小橋 | C | 北海道庁 旭川支部 | 一般国道 5号線 復線 2) | 稲穂町 | 往復 | 往復 | - | #6240650264 車道幅員:2.35m | 稲穂町 | #6240650418 | 宇田町 |

ETC2.0簡素化制度申請 大型車誘導区間内
通行条件 (実車)

ETC2.0簡素化制度申請 大型車誘導区間内
通行条件 (空車)

11. 申請データの算定

本章では、申請データを用いた算定機能についての説明を行います。

申請データの算定の流れに沿って、算定予約（→11.2）、算定結果参照（→11.3）、算定結果帳票印刷（→11.3.1～11.3.3）、帳票印刷プログラムのダウンロード（→11.4）に分けて説明します。

※ 平成27年3月のシステム改修による追加機能により、申請書作成状況一覧から算定結果の帳票をダウンロードできるようになりました。（詳細は、「5.申請書作成状況一覧」を参照してください。）

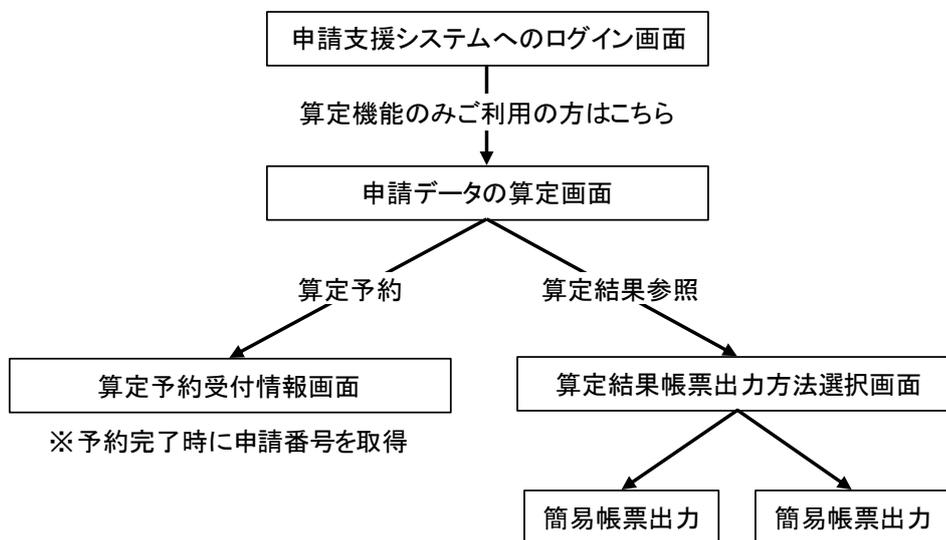
11.1 申請データの算定機能のフロー

申請データの算定画面において、申請データを指定し算定予約を押すと算定予約受付情報画面に遷移します。

申請データの算定画面に戻り、予約完了時に取得した申請番号を入力し算定結果参照を押すと、算定結果帳票出力方法選択画面に遷移します。そこでは、算定が完了した申請の算定結果を出力します。

なお、算定結果帳票はPDF形式で出力されます

以下に申請データの算定機能のフローを示します。



11.2 申請データの算定予約

申請支援システムへのログイン画面で算定機能のみご利用の方はこちらボタンを押すと、以下の申請データの算定画面が表示されます。

ここでは、申請データの算定予約を行います。

申請データの保存先を参照ボタンより選択する、もしくは直接ファイル名を入力して算定予約ボタンを押してください。算定予約ボタンを押すと、算定予約受付情報画面に遷移します。

申請データの算定

算定の予約

① 申請データファイル: 参照... ②

③ 算定予約

※『車両の諸元に関する説明書』の情報が不足している申請データは、本機能にて算定できません。
ご利用の申請書作成手段にて『車両の諸元に関する説明書』の情報を入力して、申請データを作成してください。
※算定結果は、算定処理終了後1週間で削除されます。

算定結果の参照

申請番号:98

アクセスキー:

算定結果参照

申請データファイルで指定できる申請データの種類の通りです。

表 11.2-1 指定できる申請データの種類の種類一覧

| データを作成したシステム名 | 拡張子 |
|---------------|-----|
| オンライン申請支援システム | tko |
| | bin |
| 電子申請書作成システム | bin |

※オンライン申請において許可証受領時に受付システムからダウンロードした、許可番号付き経路図作成用のファイル（「xxxxxxxxx.bin」）は使用できません。

i. 申請データファイルの算定予約をする

| 手順 | 操作内容 |
|----|----------------------------------|
| 1 | ①ファイル名を入力するか②参照を押し該当するファイルを選択する。 |
| 2 | ③算定予約を押す。 |

→ 算定予約受付情報画面

11.2.1 算定予約受付情報

申請データの算定画面において、申請データを指定し「算定予約」ボタンを押すと、算定予約受付情報画面が表示されます。

算定予約受付情報画面では申請番号とアクセスキーが表示されます。この申請番号とアクセスキーは、算定結果を参照する際に必要になりますので、必ずメモして控えておいてください。

算定予約受付情報

算定予約を受け付けました。
申請番号、アクセスキーは、算定結果を参照する際に必要となりますので必ずメモして控えておいて下さい。

① → 申請番号:9800387784
アクセスキー:5JBX

② → 当申請データは、1番目に算定される予定です。

③ →

- ① 申請番号とアクセスキー
申請番号とアクセスキーが表示されます。
この申請番号を元に申請データの算定画面で、算定結果を参照する申請データを指定します。

※この申請番号とアクセスキーがないと算定結果を参照することができませんので、必ずメモして控えておいてください。

- ② 作成待ち番号
作成予定の順番が表示されます。
- ③ 前画面へ戻る
申請データの算定画面に戻ります。

i. 算定予約を終了する

| 手順 | 操作内容 |
|----|---------------------------|
| 1 | ①申請番号とアクセスキーをメモするなどして控える。 |
| 2 | ③前画面へ戻るを押す。 |

→ 申請データの算定画面

なお、申請データの算定画面で**算定予約**ボタン押下後、申請データに誤りや不備がある場合は、以下のような**算定予約エラー画面**が表示されます。

以下のような**算定予約エラー画面**が表示された場合は、**前画面へ戻る**ボタンを押し、**申請データの算定画面**に戻って、再度正しい申請データを指定しなおしてください。

算定予約エラー

ファイルの拡張子(最後の3文字)が bin,tkc 以外です。(大文字小文字は区別されます)
FDファイルを間違えていないか確認してください。(tpr)

前画面へ戻る

※エラーの内容は、指定したデータや申請データの内容によって異なります。

11.3 算定結果参照

申請支援システムへのログイン画面で「算定機能のみご利用の方はこちら」ボタンを押すと、以下の「申請データの算定画面」が表示されます。

ここでは、算定予約を行った申請データの算定結果を参照します。

申請番号入力欄に、「算定予約受付情報画面」で取得した申請番号およびアクセスキーを入力し、「算定結果参照」ボタンを押してください。「算定結果参照」ボタンを押すと、「算定結果帳票出力方法選択画面」に遷移します。

なお、算定結果参照は申請データの算定予約の直後でなくとも行うことができます。

申請データの算定画面

申請データの算定

算定の予約

申請データファイル:

※『車両の諸元に関する説明書』の情報が入力不足している申請データは、本機能にて算定できません。
ご利用の申請書作成手段にて『車両の諸元に関する説明書』の情報を入力して、申請データを作成してください。
※算定結果は、算定処理終了後1週間で削除されます。

算定結果の参照

① 申請番号:98

アクセスキー:

← ②

① 申請番号とアクセスキー

算定予約受付情報画面で取得する申請番号の上位2桁は必ず「98」がつくため「98」の部分は入力する必要はありません。

この画面の申請番号入力欄では「98」以降の番号を入力してください。

アクセスキーはそのまま4桁の英数字を入力してください。

i. 算定結果を参照する

| 手順 | 操作内容 |
|----|-------------------|
| 1 | ①申請番号とアクセスキーを入力する |
| 2 | ②「算定結果参照」を押す。 |

→ 算定結果帳票出力方法選択画面

申請データの算定画面で**算定結果参照**ボタンを押した際、算定が完了していない場合、以下のような**算定予約情報画面**が表示されます。

以下のような画面が表示された場合はまだ算定中ですので、しばらくお待ちの上、**申請データの算定画面**で、再度**算定結果参照**ボタンを押してください。

算定予約情報画面 (算定中)

算定予約情報

当申請は、算定処理の予約待ちで、2番目に算定される予定です。
しばらくお待ちの上、再度『算定結果参照』して下さい。

申請番号:9800065598

[前画面へ戻る](#)

また、算定結果がエラーだった場合は、以下のような**算定エラー画面**が表示されます。メッセージの内容は申請データの内容によって異なります。表示されたメッセージの内容をご確認ください。

算定エラー画面例

算定エラー

算定処理で以下のエラーが発生しました。

以下の経路が不連続です。該当する経路をチェックして経路変更して下さい。
001

申請番号:9800065598

[前画面へ戻る](#)

アクセスキーの入力に誤りがある場合は以下のような算定結果検索エラー画面が表示されます。

アクセスキー入力誤り画面

| 算定結果検索エラー |
|---|
| 指定した申請番号の算定予約情報を検索できませんでした。 指定した申請番号とアクセスキーに誤りが無いかどうかご確認ください。エラーコード=1403 |
| <input type="button" value="戻る"/> |

11.3.1 算定結果帳票出力方法選択

申請データの算定画面において、算定予約済みの申請番号を入力し **算定結果参照** ボタンを押すと、算定結果帳票出力方法選択画面が表示されます。

算定結果帳票出力方法選択画面では、障害数を確認し、各種帳票の印刷を行います。

算定結果帳票出力方法選択画面

算定結果帳票出力方法選択

算定処理が終了しました。
出力する算定結果の帳票を選択して下さい。
なお、個別審査が多い場合には帳票出力に時間がかかる場合があります。

簡易帳票出力、詳細帳票出力では以下の文書が作成されます。
なお、簡易帳票出力を選択した場合は、C・D条件及び個別審査箇所一覧については、経路単位の障害種別毎にCまたはD条件に限り、厳しい条件が1件だけ出力されます。(ただし個別審査については全件出力されます。)

- 車両内訳表(包括申請の場合のみ出力)
- 通行経路表
- 車両の諸元に関する説明書
- 特殊車両通行許可算定書
- 特殊車両通行許可算定書(総合)
- 高速重量算定(照査1および照査2)不適合車両一覧(高速自動車国道の不適合車両がある場合のみ出力)
- 通行規制(公安委員会)情報一覧

以下の文書を除いて印刷する場合は、チェックを外してください。(算定結果によっては、元々以下の帳票が存在しない場合もあります。)

①

- C・D条件及び個別審査箇所一覧
- 特殊車両通行許可協議交差点一覧

帳票出力処理に時間がかかることがありますので、そのまましばらくお待ちください。

軸数: 2軸、トラック前1軸(T1.1)

| | | | |
|------------|---|---|---|
| 個別審査件数 | 0 | 件 | ② |
| C条件+D条件 件数 | 3 | 件 | |

申請車両および通行経路の全てが大型車誘導区間の審査対象です。 ← ⑥

簡易帳票出力

詳細帳票出力

前画面へ戻る

③

④

⑤

①帳票出力選択

C・D条件及び個別審査箇所一覧、特殊車両通行許可協議交差点一覧の出力を選択します。出力しない場合は、チェックを外してください。

②算定結果表示

算定後発生した障害数を表示します。

複数の軸種の包括申請を行った場合は、軸種毎に障害数を表示します。

③簡易帳票出力

申請情報と算定結果から、簡易帳票の出力を行います。

④詳細帳票出力

申請情報と算定結果から、詳細帳票の出力を行います。

⑤前画面へ戻る

申請データの算定画面に戻ります。

⑥大型車誘導区間手数料対象申請に関するメッセージ表示

大型車誘導区間手数料対象申請に該当する申請データである場合には、次のメッセージが表示されます。

「大型車誘導区間手数料対象申請です。」

簡易帳票印刷では、C・D条件及び個別審査箇所一覧が簡易表示されます。
表示内容は、次の通りです。

- ① 障害種別毎に、経路単位でC・D条件については厳しい方の通行条件の障害を1つだけ表示されます。
なお、同じ通行条件の障害が複数存在する場合、出発地に近い障害が1つだけ表示されます。
- ② 個別審査、通行不可は全て表示されます。

| 障害名称 | 表示内容 |
|------|--------------------------------|
| 狭小幅員 | C条件は1件だけ表示。個別審査は全件表示。 |
| 上空障害 | C条件は1件だけ表示。個別審査は全件表示。 |
| 曲線 | C条件は1件だけ表示。個別審査は全件表示。 |
| 交差点 | C条件は1件だけ表示。個別審査は全件表示。 |
| 橋梁 | C・D条件は厳しい条件は1件だけを表示。個別審査は全件表示。 |
| 高速道路 | 個別審査は全件表示。 |
| スパン | 個別審査は全件表示。 |
| 通行規制 | 全件表示。ただし道路管理者が設定した通行規制に限る。 |
| 未収録 | 個別審査は全件表示。 |

11.3.2 簡易帳票の印刷

算定結果帳票出力方法選択画面において、**簡易帳票出力**ボタンを押すと、ファイルのダウンロード画面が表示されます。

帳票ファイルを開く場合は「ファイルを開く(O)」を選択してください。

(なお、帳票ファイルのデータを保存する場合は「保存(S)」もしくは「名前をつけて保存(A)」を選択してください。)

ファイルのダウンロード画面

算定結果帳票出力方法選択

算定処理が終了しました。
出力する算定結果の帳票を選択して下さい。
なお、個別審査が多い場合には帳票出力に時間がかかる場合があります。

簡易帳票出力、詳細帳票出力では以下の文書が作成されます。
なお、簡易帳票出力を選択した場合は、C・D条件及び個別審査箇所一覧については、経路単位の障害種別毎にCまたはD条件に限り厳しい条件が1件だけ出力されます。(ただし個別審査については全件出力されます。)

- ・車両内訳表(包括申請の場合のみ出力)
- ・通行経路表
- ・車両の諸元に関する説明書
- ・特殊車両通行許可算定書
- ・特殊車両通行許可算定書(総合)
- ・高速重量算定(照査1および照査2)不適合車両一覧(高速自動車国道の不適合車両がある場合のみ出力)
- ・通行規制(公安委員会)情報一覧

以下の文書を除いて印刷する場合は、チェックを外してください。(算定結果によっては、元々以下の帳票が存在しない場合もあります。)

C・D条件及び個別審査箇所一覧

特殊車両通行許可協議交差点一覧

帳票出力処理に時間がかかることがありますので、そのまましばらくお待ちください。

軸数:6軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸(S1 2-3)

| | | |
|---------|----|---|
| 個別審査件数 | 18 | 件 |
| C条件+D条件 | 10 | 件 |

www2.tokusya.ktr.mlit.go.jp から 9801113877.pdf (294 KB) を開くか、または保存しますか?

100%

算定結果印刷画面が表示(起動)されます。印刷を行いたい文書を選択し、印刷を行います。

簡易帳票印刷画面

印刷は、右クリックを押して「ページを印刷」をクリックすると実行されます

印刷を終了する場合はここを押してください。

Ctrlキーを押しながら、印刷したい文書を選択（チェック）します

通行経路表

枚数順番号

受付許可番号：

大型車誘導区間完結：

| 経路番号 | 通行区分 | 出発地住所 | 目的地住所 |
|------|------|--------------|--------------|
| 1 | 往復 | 1 収録道路（個別審査） | 1 収録道路（個別審査） |

| 路線名 | 一般国道 16号線 | 一般国道 16号線 | 一般国道 16号 |
|------|----------------------------|--------------------------|--|
| 交差点名 | 東町二丁目# 5 3 3 9 7 5 1 2 4 0 | 南平野# 5 3 3 9 7 5 1 0 3 5 | 梅田# 5 3 3 9 7 5 1 1 3 1 小淵# 5 3 3 8 |

| 路線名 | 一般国道 4号線 複線 (1) | 一般国道 4号線 複線 (1) | |
|------|-----------------------|---------------------------|--|
| 交差点名 | 一宮# 5 3 3 9 7 6 0 2 5 | 武里入口# 5 3 3 9 7 6 0 1 1 9 | |

大型車誘導区間完結：

| 経路番号 | 通行区分 | 出発地住所 | 目的地住所 |
|------|------|--------------------|-----------------|
| 2 | 往復 | 3 未収録道路（道路管理者登録なし） | 3 未収録道路（道路管理者登録 |

210 x 297 mm

11.3.3 詳細帳票の印刷

算定結果帳票出力方法選択画面において、**簡易帳票出力**ボタンを押すと、ファイルのダウンロード画面が表示されます。

「ファイルを開く(O)」を選択してください。

(なお、帳票ファイルのデータを保存する場合は「保存(S)」もしくは「名前をつけて保存(A)」を選択してください。)

ファイルのダウンロード画面

算定結果帳票出力方法選択

算定処理が終了しました。
出力する算定結果の帳票を選択して下さい。
なお、個別審査が多い場合には帳票出力に時間がかかる場合があります。

簡易帳票出力、詳細帳票出力では以下の文書が作成されます。
なお、簡易帳票出力を選択した場合は、C・D条件及び個別審査箇所一覧については、経路単位の障害種別毎にCまたはD条件に限り、厳しい条件が1件だけ出力されます。(ただし個別審査については全件出力されます。)

- ・ 車両内訳表(包括申請の場合のみ出力)
- ・ 通行経路表
- ・ 車両の語元に関する説明書
- ・ 特殊車両通行許可算定書
- ・ 特殊車両通行許可算定書(総合)
- ・ 高速重量算定(照査1および照査2)不適合車両一覧(高速自動車国道の不適合車両がある場合のみ出力)
- ・ 通行規制(公安委員会)情報一覧

以下の文書を除いて印刷する場合は、チェックを外してください。(算定結果によっては、元々以下の帳票が存在しない場合もあります。)

C・D条件及び個別審査箇所一覧

特殊車両通行許可協議交差点一覧

帳票出力処理に時間がかかることがありますので、そのまましばらくお待ちください。

軸数: 6軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸(S12-3)

| | |
|--------------|------|
| 個別審査件数 | 18 件 |
| C条件 + D条件 件数 | 10 件 |

www2.tokusya.ktr.mlit.go.jp から 9801113877.pdf (376 KB) を開くか、または保存しますか?

算定結果印刷画面が表示（起動）されます。印刷を行いたい文書を選択し、印刷を行います。

詳細帳票印刷画面

印刷を終了する場合はここを押してください。

通行経路表

受付許可番号:

大型車誘導区間完結:

| 経路番号 | 通行区分 | 出発地住所 | 目的地 |
|------|------|-------------------|------------|
| 1 | 往復 | 未収録道路 (道路管理者登録なし) | 未収録道路 (道路) |

収録道路 (個別審査)

| 一般国道 16号線 | 一般国道 16号線 |
|-----------------------|------------------------------|
| 交差点名 東町二丁目#5339751240 | 南平野#5339751035 梅田#5339751131 |

路線名 一般国道 16号線

交差点名 一般国道 4号線 複線 (1) 一般国道 4号線 複線 (1)

| 経路番号 | 通行区分 | 出発地住所 | 目的地 |
|------|------|-------------------|------------|
| 2 | 往復 | 未収録道路 (道路管理者登録なし) | 未収録道路 (道路) |

路線名 未収録路線 未収録路線

交差点名 一宮#533976025 武里入口#5339760119

Ctrlキーを押しながら、印刷したい文書を選択（チェック）します

印刷は、右クリックを押して「ページを印刷」をクリックすると実行されます

印刷を終了する場合はここを押してください。

※帳票の表示画面の操作方法及び各種帳票の印字内容の説明は第10章を参照してください。

11.4 帳票印刷プログラムのダウンロード

過去の許可証データ等を閲覧する場合は、帳票印刷プログラムをインストールする必要があります。すでにインストール済みの方はインストールする必要はありません。

「特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介」（以降「PRサイト」とする。）のダウンロードページより「帳票印刷プログラム (Tblprint)」をダウンロードし、概要に記載されている手順に従って使用してください。

12. ログインパスワードについて

本章では、ログインパスワードについての説明を行います。

12.1 ログインパスワードの形式

申請支援システムへのログインパスワードは英字、数字、記号を含む4桁であることが必須です。

12.2 パスワードの有効期限

パスワードの有効期間が10年となり、パスワードを取得後10年が経過すると、パスワード取得が必須となります。また、これまでの、記号を含まないパスワードも有効期限切れの扱いとなり、パスワードの取得が必須です。

12.3 連続3回ログイン失敗時のパスワードロック

連続3回ログインに失敗すると、パスワードロックされ、ロック後1時間の間はログインすることができなくなります。

12.4 パスワード変更機能の廃止

ログインユーザによるパスワード変更機能が廃止されました。

12.5 パスワードの取得

記号を含まないパスワード、パスワードの有効期限切れの場合は、ログイン後に以下の画面が表示されます。「パスワード取得」ボタンを押して、パスワードを取得してください。

申請支援システムへのログイン

パスワードの有効期限が切れています。パスワード取得ボタンを押して、新パスワードを取得してください。
取得しない場合は終了ボタンを押してください。次回ログイン後に新パスワードを取得できます。

「パスワード取得」ボタンを押すと、以下の画面が表示されます。

パスワードの取得

パスワードを確認してください。確認ボタンを押すと、このパスワードが有効となります。
確認ボタンを押さないで終了ボタンを押すとパスワードが**有効となりません**。改めてパスワードの取得が必要となります。

(注意)表示されたパスワードの文字数が4桁でない場合は、確認ボタンを押さずにブラウザを終了し、これまで使用していたパスワードでログインしなおしてください。

「確認（必ず押すこと）」ボタンを押すと、以下の画面が表示され、パスワードが有効になります。

パスワードの取得

パスワードが有効になりました。
次回ログインからこのパスワードでログインしてください。受付システムにログインする場合もこのパスワードでログインしてください。

受付システムでこのパスワードが有効となるのは以下のとおりです。

- ・午前6時から午後0時までにパスワードを取得した場合
午後0時から有効となります。
- ・午後0時から午後6時までにパスワードを取得した場合
午後6時から有効となります。
- ・午後6時から翌午前6時までにパスワードを取得した場合
翌午前6時から有効となります。

システムが混雑している場合、受付システムのパスワード変更が遅れる場合があります。

(注意)
英大文字のI(アイ)、英小文字のl(エル)、数字の1(イチ)、数字の0(ゼロ)、英大文字のO(オー)等判別しにくいため、画面のコピーを保存することをおすすめします。
ログインエラーが3回連続すると、24時間ログインできなくなります。ご注意ください。

Ⅱ．システム操作の説明⑤

－申請書提出・申請状況照会－

| | |
|--------------------------|-------|
| 13. 申請書提出 | 13-1 |
| 13.1 申請書提出 | 13-1 |
| 13.2 申請手続開始 | 13-4 |
| 14. 申請状況照会 | 14-1 |
| 14.1 申請状況照会 | 14-1 |
| 15. ETC2.0車載器登録 | 15-1 |
| 15.1 ETC2.0車載器の登録方法 | 15-1 |
| 15.2 ETC2.0簡素化制度利用登録 | 15-10 |
| 15.3 ダブル連結トラック利用制度の利用登録 | 15-13 |
| 15.4 許可期間延長利用制度の利用登録 | 15-16 |
| 15.5 特車許可不要区間利用制度の利用登録 | 15-19 |
| 16. ETC2.0簡素化制度申請 | 16-1 |
| 16.1 申請データ作成 | 16-2 |
| 16.2 ETC2.0簡素化制度の適用選択 | 16-6 |
| 16.3 申請書作成状況一覧表示の確認 | 16-7 |
| 16.4 大型車誘導区間の算定結果の確認 | 16-8 |
| 16.5 許可更新機能 | 16-9 |
| 17. 延長申請条件登録 | 17-1 |
| 17.1 既存申請の延長申請条件登録 | 17-3 |
| 18. 特殊車両通行許可不要制度を適用した申請 | 18-1 |
| 18.1 申請データ作成 | 18-2 |
| 18.2 制度適用選択 | 18-6 |
| 18.3 特車許可不要区間における算定結果の確認 | 18-7 |

13. 申請書提出

本章では、既に作成してある申請書データの提出の説明を行います。

13.1 申請書提出

申請書データの提出方法は以下の二通りがあります。

- ・ 申請支援システムメインメニュー画面からの提出
- ・ 申請書作成状況一覧画面からの提出(申請書データのアップロード不要)

(1) 申請支援システムメインメニュー画面からの提出

申請支援システムメインメニュー画面において、**申請書提出**を選択すると、申請者メニュー画面に移ります。

申請支援システムメインメニュー画面

申請支援システム

申請データ作成

申請書作成状況一覧

個別協議状況一覧

経路図作成状況一覧

担当者変更

申請書提出

申請状況照会

ETC2.0車載器登録

延長申請条件登録

申請者メニュー画面



i. 申請書提出

| 手順 | 操作内容 |
|----|--|
| 1 | ① 申請書提出 を押す。 |

→ 申請手続選択画面

(2) 申請書作成状況一覧画面からの提出(申請書データのアップロード不要)

申請書作成状況一覧画面において、該当申請番号の**提出**を選択すると、申請者メニュー画面に移ります。

申請書作成状況一覧画面

申請書作成状況一覧

申請書、申請データをダウンロードする場合は、それぞれ「ダウンロード」ボタンを押して下さい。
 要再作成となっている場合、メッセージ内容を確認し、申請書を再度作成して下さい。
 予約を取り消す場合は、「キャンセル」ボタンを押して下さい。
 申請書の確認を行う場合は、申請データを一度ダウンロードし、「申請データの算定」ボタンを押して下さい。
 申請データを国道事務所へ提出する場合は、提出ボタンを押して下さい。

申請書・申請データの保存期間は14日です。作成完了から14日で削除されますので、提出後は「ダウンロード」ボタンでデータをダウンロードしてください。

| 申請番号 | 申請書作成予約 受付日時 | 作成状況 | 作成完了日時 | メッセージ | 操作 | |
|------------|-----------------------|------|-----------------------|---|-------|--------------|
| | | | | | 申請書 | 申請データ |
| 0009146584 | 平成27年04月19日 17時28分 | 作成完了 | 平成27年04月19日 17時28分 | | 申請書 | ダウンロード |
| | | | | | 申請データ | ダウンロード 提出 |
| | | | | | 算定結果 | ダウンロード |
| 0009146583 | 平成27年04月19日 17時27分 | 作成完了 | 平成27年04月19日 17時27分 | 通行不可(一方通行)のため不許可となる経路を含んでいます。 002 | 申請書 | ダウンロード |
| | | | | | 申請データ | ダウンロード 提出 |
| | | | | | 算定結果 | ダウンロード |
| 0009146582 | 平成27年04月19日 17時27分 | 作成完了 | 平成27年04月19日 17時27分 | 申請車両及び通行経路の全てが大型車誘導区間の審査対象です。 | 申請書 | ダウンロード |
| | | | | | 申請データ | ダウンロード 提出 |
| | | | | | 算定結果 | ダウンロード |
| 0009146580 | 平成27年04月19日 17時26分 | 作成完了 | 平成27年04月19日 17時26分 | この申請は超大型車に該当します。 オンライン申請の場合、ここで作成される申請データを 特殊車両オンライン申請受付システムへ登録してください。 ただし、この申請データ以外の情報は国道事務所へ送付し、 対面による確認が必要となります。 | 申請書 | ダウンロード |
| | | | | | 申請データ | ダウンロード 提出 |
| | | | | | 算定結果 | ダウンロード |
| 0009146578 | 平成27年04月19日 17時24分 | 作成完了 | 平成27年04月19日 17時24分 | | 申請書 | ダウンロード |
| | | | | | 申請データ | ダウンロード 提出 |
| | | | | | 算定結果 | ダウンロード |

[前画面へ戻る](#) | [経路図作成状況一覧](#) | [画面再読み込み](#) | [申請データの算定](#)

提出した申請データを再利用する場合には、以下どちらかの手順で申請データのダウンロードをお願い致します。

- ・提出前にダウンロードを実施する
- ・提出後に申請支援システムメインメニュー画面から、申請書作成状況一覧画面に移り、ダウンロードを実施する

※注意点※

提出を行う申請データは、申請書の申請日が、提出する日付(当日)となっていない場合には、オンライン送信が行えません。申請日≠提出日となっている場合には、申請書の日付を修正した申請データで提出作業を行ってください。

申請手続選択画面

特殊車両オンライン申請システム
- 申請手続選択画面 -

<申請手続の開始>
提出する申請の申請番号は以下の通りです。
0006964321
差し戻された申請の内容を訂正して再提出する場合は、以下のチェックボックスをチェックして、訂正対象となる差し戻された申請の到達確認シートを指定してください。

差し戻された申請の内容を訂正して再提出する 参照...

「自動車検査証の写し」「一般旅客自動車運送事業の運転免許証の写し」を提出する
一部の車両または窓より車検証提出の指示があった場合は、
チェックボックスにチェックを入れてください。
一部の車両とは、一般制限値を超えない車両を指します。詳細
については「説明」ボタンより確認してください。 説明

「次へ>」ボタン押下後、指定したファイルの形式審査を実行します。

<戻る 次へ> 申請者メニューへ戻る

13.2 申請手続開始

以降の操作は別冊「受付システム操作マニュアル」の「3. 4. 1 (2) (a) 申請手続きの開始」を参照してください。

<ダウンロード方法>

「受付システム操作マニュアル」については、「特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介」(PRサイト※)のダウンロードページからダウンロードして下さい。

※<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

14. 申請状況照会

本章では、申請者に関連する申請状況の確認の説明を行います。

14.1 申請状況照会

申請支援システムメインメニュー画面において、申請状況照会を選択すると、申請検索画面が表示されます。

申請支援システムメインメニュー画面

申請支援システム

申請データ作成

申請書作成状況一覧

個別協議状況一覧

経路図作成状況一覧

担当者変更

申請書提出

申請状況照会

ETC2.0車載器登録

延長申請条件登録

申請検索画面

特殊車両オンライン申請システム
- 申請検索画面 -

検索条件を指定してください。

申請手続を指定してください。
申請手続

申請窓口(局)を指定してください。
申請窓口(局)

事務所を指定する場合は「事務所指定」ボタンを押下してください。
指定した申請窓口(局)配下のすべての事務所を指定する場合は、
当画面下の「検索実行」ボタンを押下してください。

到達年月日を西暦で入力してください。
範囲指定ではなく、当日分のみを指定する場合は
(自)、(至)のいずれかに入力してください。
到達年月日 (自) 年 月 日 ~ (至) 年 月 日

検索対象とする申請の 状況をチェックしてください。
 到達 審査中 審査終了 手続終了

(検索対象が多い場合、検索実行に時間がかかる場合があります)

以降の操作は別冊「受付システム操作マニュアル」の「3.5.1(2)(c)申請の検索」を参照してください。

<ダウンロード方法>

「受付システム操作マニュアル」については、「特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介」(PRサイト)のダウンロードページからダウンロードして下さい。

15. ETC2.0車載器登録

本章では、業務支援型ETC2.0装着車への各制度に参加するに伴い、必要となる車両と車載器の組合せ情報の登録方法と利用制度を適用するにあたっての利用規約への同意するための操作方法について記載します。

<現在利用可能な利用制度> (2019年9月現在)

- ① ETC2.0簡素化制度 [通称：特車ゴールド]
- ② ダブル連結トラック
- ③ 許可期間延長
- ④ 特車許可不要区間

15.1 ETC2.0車載器の登録方法

事前の業務支援用ETC2.0車載器の利用登録は、申請支援システムメインメニュー画面から、**ETC2.0車載器登録**ボタンを選択します。

申請支援システムメインメニュー画面

申請支援システム

申請データ作成

申請書作成状況一覧

個別協議状況一覧

経路図作成状況一覧

担当者変更

申請書提出

申請状況照会

ETC2.0車載器登録

延長申請条件登録

→ ETC2.0車載器 利用登録画面へ

ETC2.0車載器 利用登録 (初期) 画面**ETC2.0車載器 利用登録**

【車載器の登録】車両と車載器の組合せ情報を新たに登録する場合、「車両追加」ボタンを押してください。
 【車載器の変更】車載器情報の変更を行う場合、選択チェックボックスをONし、「車載器変更」ボタンを押してください。(複数選択不可)
 【車載器の削除】車両と車載器の組合せ情報を削除する場合、選択チェックボックスをONし、「削除実行」ボタンを押してください。(複数選択可)
 【利用制度変更】車両と車載器の対象となる制度を変更する場合、選択チェックボックスをONし、「利用制度の変更」ボタンを押してください。(複数選択可)

| No | 車両番号 (車載器取付車両) | ETC2.0車載器 | | 利用制度 | | | 選択 |
|----|-------------------|-----------|--------|-------------|-----------|--------|----|
| | | 車載器管理番号 | ASL-ID | ETC2.0簡素化制度 | ダブル連結トラック | 許可期間延長 | |
| | | | | | | | |

全てチェック解除

ETC2.0装着車 利用登録画面の操作メニューから、以下の操作を行います。

- ・ **車両追加**：車両と車載器の組合せ情報を新たに登録する場合
- ・ **車載器変更**：車載器情報の変更を行う場合
- ・ **利用制度の変更**：車両と車載器の対象となる制度を変更する場合
- ・ **削除実行**：車両と車載器の組合せ情報を削除する場合

※ 利用制度を適用した後に、車載器の変更・削除や利用制度の変更を行う場合には、制約事項等がありますので、ご注意ください。

I. ETC2.0車載器情報の登録

ETC2.0車載器情報の登録を行う場合は、**車両追加**ボタンを選択してください。
 選択後、ETC2.0車載器 車両追加画面に遷移します。

ETC2.0車載器 車両追加画面では、「車両番号」、「車載器管理番号」、「ASL-ID」の各情報を入力します。

車両追加を中止する場合は、**閉じる**ボタンを選択します。

ETC2.0車載器 利用登録 (初期) 画面

ETC2.0車載器 利用登録

【車載器の登録】車両と車載器の組合せ情報を新たに登録する場合、「車両追加」ボタンを押してください。
 【車載器の変更】車載器情報の変更を行う場合、選択チェックボックスをONし、「車載器変更」ボタンを押してください。(複数選択不可)
 【車載器の削除】車両と車載器の組合せ情報を削除する場合、選択チェックボックスをONし、「削除実行」ボタンを押してください。(複数選択可)
 【利用制度変更】車両と車載器の対象となる制度を変更する場合、選択チェックボックスをONし、「利用制度の変更」ボタンを押してください。(複数選択可)

| No | 車両番号 (車載器取付車両) | ETC2.0車載器 | | 利用制度 | | | 選択 |
|----|-------------------|-----------|--------|-------------|-----------|--------|----|
| | | 車載器管理番号 | ASL-ID | ETC2.0簡素化制度 | ダブル連結トラック | 許可期間延長 | |
| | | | | | | | |

全てチェック解除

i. 利用登録車両の登録

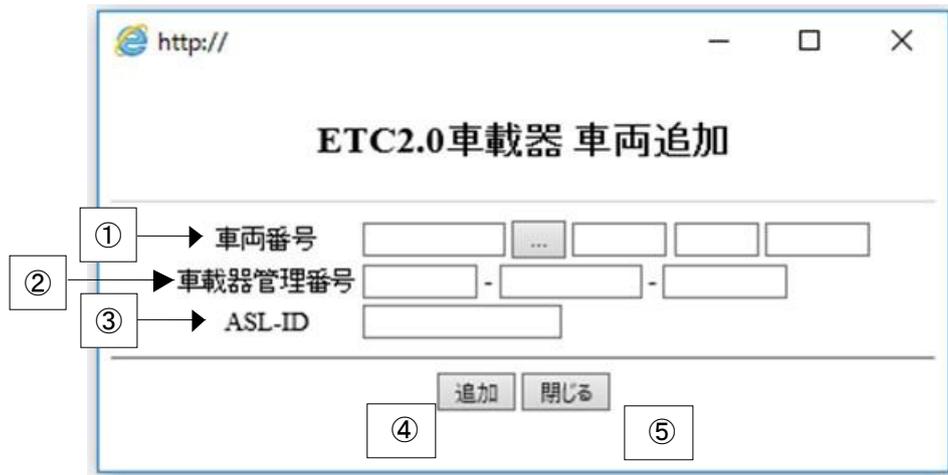
| 手順 | 操作内容 |
|----|--------------------|
| 1 | ① 車両追加 を押す。 |

→ ETC2.0車載器 車両追加画面

[留意事項]

複数の事業者での車両（車両番号と車載器管理番号の組合せ）の持ち合いを考慮し、複数の事業者が同一の車両番号・車載器管理番号の組合せの車両にて、ETC2.0車載器利用登録ができるようになっていきます。

ETC2.0車載器 車両追加画面

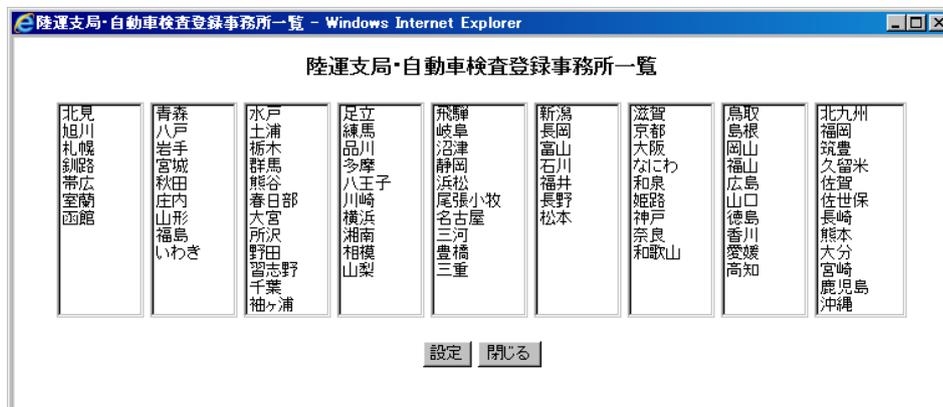


ii. 利用登録情報の入力

| 手順 | 操作内容 |
|----|---|
| 1 | ①利用登録を行う車両番号を入力します。 なお、... ボタンを押すと、「陸運支局・自動車車検登録事務所一覧画面」が表示され、事務所一覧から設定を行うことができます。 |
| 2 | ②利用登録を行うETC2.0車載器の管理番号を入力します。 ※ 5行－8行－6行の計19桁の形式で入力してください |
| 3 | ③利用登録を行うETC2.0車載器のASL-IDを入力します。 ※ 12桁で入力してください |
| 4 | ④利用登録の内容が正しく入力されていることを確認し、追加ボタンを押します。 |
| 5 | ⑤閉じるボタンを押すと、本画面を閉じます。 |

ETC2.0車載器 利用登録画面へ

陸運支局・自動車車検登録事務所一覧画面

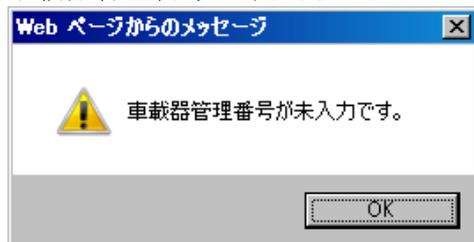


なお、入力内容に正しく入力されていない場合には次のようなメッセージが表示されます。

- A) 車両番号が未入力となっている場合



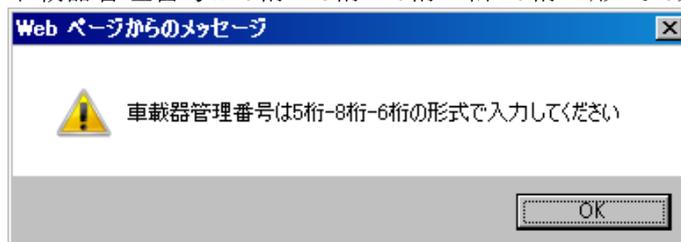
- B) 車載器管理番号が未入力となっている場合



- C) ASL-IDが未入力となっている場合



- D) 車載器管理番号が5桁-8桁-6桁の計19桁の形式で入力されていない場合



- E) ASL-IDが12桁で入力されていない場合



II. 利用登録情報の確認

ETC2.0 車両追加画面で正しく利用する車両の車両情報及び装着している業務支援用 ETC2.0 車載器の情報が入力された状態で「追加」ボタンを押すと、ETC2.0車載器利用登録画面に登録した車両情報が一覧で表示されます。

利用登録した「車両番号」、「車載器管理番号」、「ASL-ID」及び「利用制度」の情報を再度確認し、誤りがない場合には、「戻る」ボタンを押して、申請データの作成に移ります。

さらに、追加登録する場合や、車載器情報の変更、利用制度の変更等過去に登録した情報を削除する場合は、以下の操作手順に従って、操作します。

ETC2.0車載器 利用登録画面

ETC2.0車載器 利用登録

【車載器の登録】車両と車載器の組合せ情報を新たに登録する場合、「車両追加」ボタンを押してください。
 【車載器の変更】車載器情報の変更を行う場合、選択チェックボックスをONし、「車載器変更」ボタンを押してください。(複数選択不可)
 【車載器の削除】車両と車載器の組合せ情報を削除する場合、選択チェックボックスをONし、「削除実行」ボタンを押してください。(複数選択可)
 【利用制度変更】車両と車載器の対象となる制度を変更する場合、選択チェックボックスをONし、「利用制度の変更」ボタンを押してください。(複数選択可)

| No | 車両番号 (車載器取付車両) | ETC2.0車載器 | | 利用制度 | | | | 選択 |
|----|-------------------|-----------------------|----------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | | 車載器管理番号 | ASL-ID | ETC2.0簡素化 制度 | ダブル連結ト ラック | 許可期間延長 | 特車許可不要 区間 | |
| 1 | 大宮 100あ1234 | 12345-12345678-123456 | 11111111111111 | <input type="checkbox"/> |

全てチェック解除

i. 利用登録情報の確認

| 手順 | 操作内容 |
|----|---|
| 1 | ETC2.0車載器 車両追加画面で入力した情報が一覧表の①に正しく表示されていることを確認します。 |
| 2 | ⑨「申請支援システムメニュー画面へ戻る」ボタンを押すと、申請支援システムメニュー画面に戻ります。 |
| 3 | 別の車両情報またはETC2.0 車載器の情報の組合せを追加する場合は、④「車両追加」ボタンを押して、ETC2.0車載器 車両追加画面から利用する車両の車両情報及び業務支援用ETC2.0 車載器の情報を登録します。 |
| 4 | 利用登録後、許可期間中に車載器故障等のため車載器の変更が必要となった場合は、②の選択欄にチェックを入れて、⑤「車載器変更」ボタンを押すと、変更できるようになります。利用する制度にチェックを入れて⑥「利用制度の変更」ボタンを押し、各利用規約に同意すると利用制度が適用されます。 利用登録が不要となった場合には、②の選択欄にチェックを入れて、⑦「削除実行」ボタンを押すと、対象Noの車両情報が削除されます。 選択欄のチェックボックスを戻す場合は⑧「リセット」ボタンを押します。 複数の車両が登録されている場合、③にチェックを入れると全車両のチェックと解除を行うことができます。 |

III. 利用登録車両追加

Iと同様の操作となります。

[留意事項]

すでに「車両番号」または「車載器管理番号」が登録されている場合、同じ「車両番号」および「車載器管理番号」の追加はできません。

IV. 利用登録車両の車載器変更

ETC2.0車載器 利用登録画面の車載器変更ボタンを押すと、ETC2.0車載器 車載器変更画面が表示されます。

The screenshot shows a form titled "ETC2.0車載器 車載器変更". It contains the following fields and buttons:

- ① 車両番号: 大宮 100あ1234
- ② 車載器管理番号: 12345 - 12345678 - 123456
- ③ ASL-ID: 111111111111
- ④ 変更 (Change) button
- ⑤ 閉じる (Close) button

| 手順 | 操作内容 |
|----|-----------------------------------|
| 1 | 選択した車載器変更を行う①車両番号（変更不可）が表示されます。 |
| 2 | ①新しい②車載器管理番号、③ASL-IDを入力します。 |
| 3 | ④変更ボタンを押すと、車載器管理番号とASL-IDが変更されます。 |
| 4 | 変更をキャンセルする場合は、⑤閉じるボタンを押します。 |

なお、既に利用登録済みである車両情報と同一の車両番号、車載器管理番号、ASL_IDを入力した場合には、次のようなエラーメッセージが表示されます。

注意) ETC2.0車載器 利用登録において、車両情報は申請者IDに関係なくシステムに登録されます。
利用登録画面に表示されていない場合でも、既に他の申請者が利用登録した場合については登録不要です。

A) 車両番号が既に登録されている場合

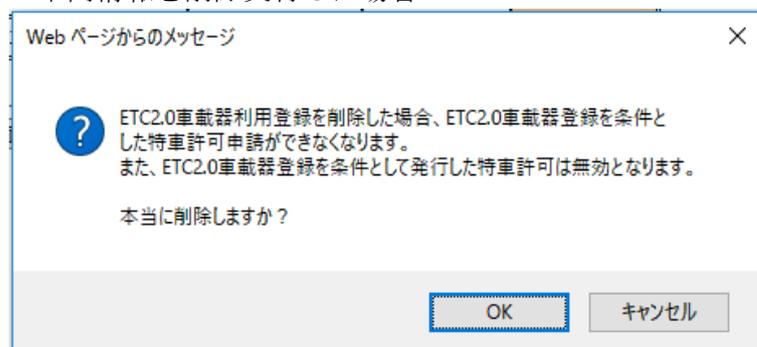


B) 車載器管理番号が既に登録されている場合



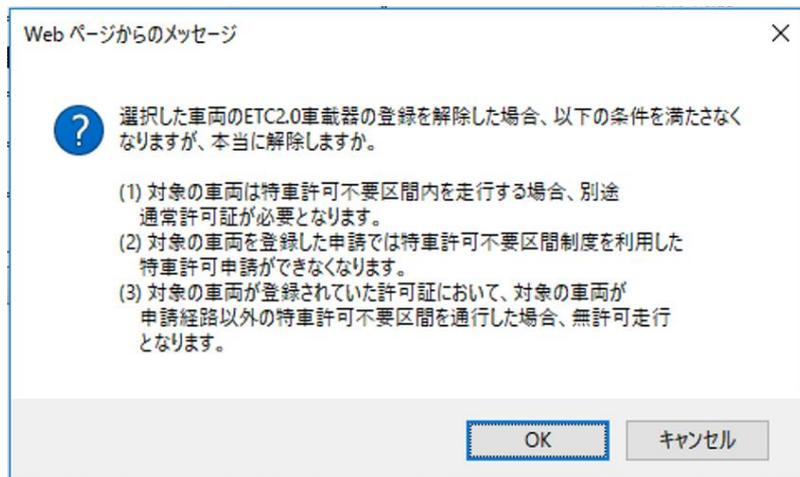
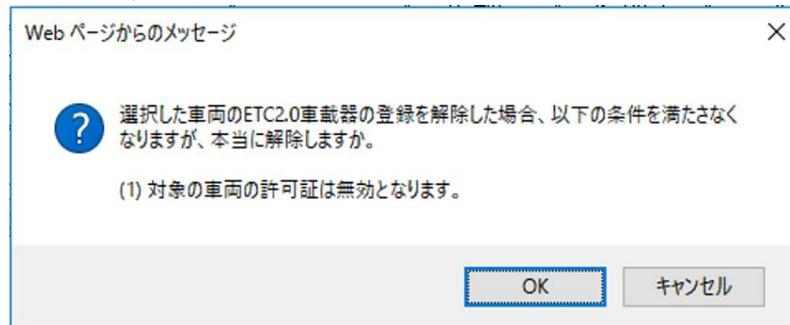
また、利用登録済みの車両情報を削除する際は、次の確認メッセージが表示されます。

C) 利用登録済みの車両情報を削除実行した場合



一度、削除実行した車両番号およびETC2.0車載器の組合せは、システム登録できなくなります。その場合には、特車運用事務局までご相談ください。

D) 登録した利用制度の解除（チェックを外した）した場合



※ 対象の車両で既に許可証が発行されている場合にも、利用制度を解除または、車載器削除を実行してしまうと、その許可証は無効となりますので、ご注意ください。

15.2 ETC2.0簡素化制度利用登録

平成28年1月28日から運用が開始されている『ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度（通称「特車ゴールド申請」）』を適用する場合、業務支援用ETC2.0車載器の車両への装着及び車載器情報の登録が必要になります。また、登録情報に基づき、道路管理者が特定プローブ情報を利用することについて同意を頂く必要があります

※ 『ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度』実施要綱（平成28年1月 国土交通省）における“4 利用条件”の（2）～（4）を行います。

4 利用条件

本制度は以下の条件を満たす方が利用できます。

- (1) 特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請システムで手続きを行うこと、また、道路管理者からの通行許可等に関する電子メールを受信することができること
- (2) 「ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度利用規約」に同意すること
- (3) 「ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度における特定プローブ情報の利用及び取り扱い方針」に同意すること
- (4) 本制度を利用する車両の車両情報及び装着している業務支援用 ETC2.0 車載器の情報をシステムに利用登録すること

ここでは、その利用登録方法について記載します。

※ ~~なお、以前に、特車ゴールド申請を行っていたら、ETC2.0車載器に関しては、チェックが入った状態となっております。~~

ETC2.0車載器 利用登録画面

ETC2.0車載器 利用登録

【車載器の登録】車両と車載器の組合せ情報を新たに登録する場合、「車両追加」ボタンを押してください。
 【車載器の変更】車載器情報の変更を行う場合、選択チェックボックスをONし、「車載器変更」ボタンを押してください。（複数選択不可）
 【車載器の削除】車両と車載器の組合せ情報を削除する場合、選択チェックボックスをONし、「削除実行」ボタンを押してください。（複数選択可）
 【利用制度変更】車両と車載器の対象となる制度を変更する場合、選択チェックボックスをONし、「利用制度の変更」ボタンを押してください。（複数選択可）

| No | 車両番号 (車載器取付車両) | ETC2.0車載器 | | 利用制度 | | | 選択 |
|----|-------------------|-----------------------|--------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------------------|
| | | 車載器管理番号 | ASL-ID | ETC2.0簡素化制度 | ダブル連結トラック | 許可期間延長 | |
| 11 | 特車 123あ4567 | 12345-12345678-123456 | 123456789123 | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |

1 2

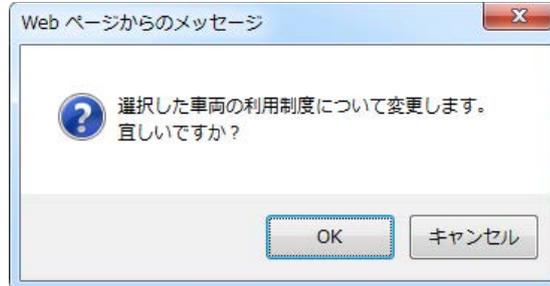
全てチェック解除

i. 利用制度の変更

| 手順 | 操作内容 |
|----|---|
| 1 | （ETC2.0簡素化制度利用登録を行う場合は、対象の車載器取付車両のレコードの利用制度のうち、“ETC2.0簡素化制度”のチェックボックスを選択します。 ※利用制度を同時に複数選択することも可能です。 |
| 2 | 同レコード上の右端の選択チェックボックスを選択し、① <input type="button" value="利用制度の変更"/> ボタンを押下します。 |

→ [ETC2.0車載器利用制度 利用規約画面](#)

手順2を実施した際に、次のようなメッセージが表示されますので、**OK**ボタンを押下します。操作を取りやめる際には、**キャンセル**ボタンを押下すると、ETC2.0車載器 利用登録画面に戻ります。



利用規約を確認した上で、ETC2.0簡素化制度利用登録を行う場合は「同意する」を、不要の場合は「同意しない」を選択してください。

※ 初回の利用制度の登録に限り、「ETC2.0車載器利用制度 利用規約」の画面が表示されます。

ETC2.0車載器利用制度 利用規約画面

ETC2.0車載器利用制度 利用規約

業務支援型ETC2.0装着車への各制度に参加するにあたり、以下の内容に同意していただく必要があります。確認のうえ、同意いただけるようでしたら「同意する」のボタンを押して下さい。

一 車両の通行経路の確認

二 車両の通行経路の確認の有効性の検証

2 道路管理者は、特定プローブ情報から車載器特定情報を除去したものを道路に関する調査・研究その他道路の管理のために利用することができます。

3 特定道路管理者は、前2項に基づくほか、法令に基づく場合を除いて、特定プローブ情報を利用することはできません。

(特定プローブ情報の提供)

第四条 ETC2.0車載器の故障その他のやむを得ない事情がある場合を除いて、登録に係る自動車について、特定道路管理者への特定プローブ情報の提供を行います。

(特定プローブ情報の第三者への提供)

第五条 特定道路管理者は、道路の管理に利用するため、その管理するDSRC路側無線機によって収集した特定プローブ情報を国土交通大臣その他の道路管理者に提供することができます。

2 国土交通大臣その他の特定道路管理者は、前項の規定に基づくほか、法令に基づく場合を除いて、特定プローブ情報を第三者に提供することはできません。

(特定プローブ情報の管理等)

第六条 特定道路管理者は、特定プローブ情報を安全に管理し、情報の漏えい等の防止に努めます。

2 特定道路管理者は、特定プローブ情報を利用する必要がなくなったときは、速やかに当該特定プローブ情報を消去します。

3 特定道路管理者には、特定プローブ情報を提供した第三者及び協定等に基づきDSRC路側無線機を管理する者が当該特定プローブ情報を適切に管理する必要があります。

(登録の変更等)

第七条 登録を受けた氏名又は名称及び住所に変更を生じた場合には、登録を受けた事項の変更を申請するものとします。

2 登録を受けた自動車の自動車登録番号、車載器管理番号若しくはASL-IDに変更を生じた場合又は登録に係るETC2.0車載器若しくは自動車の使用状況に変更を生じた場合には、登録を受けた事項の変更を申請するものとします。

(規約の変更)

第八条 本規約は変更されることがあります。この場合にあっては、変更後の規約が変更前の規約に優先します。

2 本規約が変更された場合には、その内容をホームページに掲示する方法により周知します。

(問い合わせ先)

第九条 本規約に関する問い合わせ先は、国土交通省 道路局道路交通管理課03-5253-8111(代)とします。

同意しない

同意する

①

ii. 利用規約の同意選択

| 手順 | 操作内容 |
|----|--|
| 1 | (ETC2.0簡素化制度を利用しない場合など) 同意しないを選択すると、ETC2.0車載器 利用登録画面に戻ります。 |
| 2 | 利用規約を確認し、①同意するを押す。 |

→ ETC2.0車載器 利用登録画面

利用規約に同意すると、ETC2.0 車載器利用登録が完了となります。
以下の手順に従って、登録内容に誤りがないか確認を行ってください。

→ ETC2.0車載器 利用登録画面

ETC2.0車載器 利用登録

ETC2.0車載器は登録されました

| No | 車両番号 (車載器取付車両) | ETC2.0車載器 | | 利用制度 | | | 選択 |
|----|-------------------|-----------------------|--------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | | 車載器管理番号 | ASL-ID | ETC2.0簡素化制度 | ダブル連結トラック | 許可期間延長 | |
| 11 | 特車 123あ4567 | 12345-12345678-123456 | 123456789123 | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

1 2 全てチェック解除

iii. 登録内容の確認

| 手順 | 操作内容 |
|----|---|
| 1 | 次のETC2.0利用制度の登録内容を確認します。 <ul style="list-style-type: none"> 「ETC2.0車載器は登録されました。」のメッセージが表示される。 利用制度の変更した車両番号とETC2.0車載器のレコードが黄色ハンチングされる。 利用制度を登録した制度に、チェックが入り、橙色ハンチングされる。 |
| 2 | 他に変更登録等がない場合には、①申請支援システムメニューに戻るを押すと、申請支援システムメニュー画面に戻ります。 |

→ 申請支援システムメニュー画面

15.3 ダブル連結トラック利用制度の利用登録

平成31年1月29日より、「長さが21mを超えるフルトレーラ連結車の申請」の緩和制度の適用およびオンライン申請の受付が開始されています。

21m超車両の申請は、業務支援用ETC2.0車載器の車両への装着及び車載器情報の登録が必要になります。また、登録情報に基づき、道路管理者が特定プローブ情報を利用することについて同意を頂く必要があります。

ここでは、その利用登録方法について記載します。

※ なお、現在、ダブル連結トラックのオンライン申請を受付している事務所は、中部地方整備局の名古屋国道事務所に限られます。

参照) http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/21m_over_sinsei_20190129.pdf

ETC2.0車載器 利用登録画面

| ETC2.0車載器 利用登録 | | | | | | | |
|----------------|-------------------|-----------------------|--------------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|-------------------------------------|
| No | 車両番号 (車載器取付車両) | ETC2.0車載器 | | 利用制度 | | | 選択 |
| | | 車載器管理番号 | ASL-ID | ETC2.0簡素化制度 | ダブル連結トラック | 許可期間延長 | |
| 11 | 特車 123あ4567 | 12345-12345678-123456 | 123456789123 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |

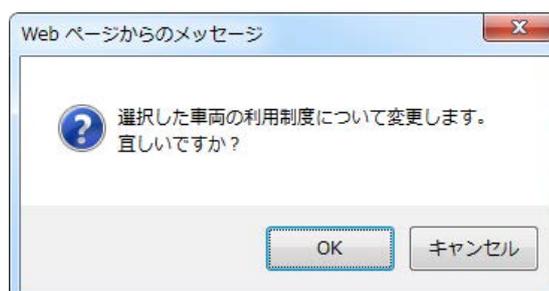
1 2 全てチェック解除

i. 利用制度の変更

| 手順 | 操作内容 |
|----|---|
| 1 | (ダブル連結トラック利用制度を行う場合は、対象の車載器取付車両のレコードの利用制度のうち、“ダブル連結トラック”のチェックボックスを選択します。 ※利用制度を同時に複数選択することも可能です。 |
| 2 | 同レコード上の右端の選択チェックボックスを選択し、① 利用制度の変更 ボタンを押下します。 |

ETC2.0車載器利用制度 利用規約画面

手順2を実施した際に、次のようなメッセージが表示されますので、**OK** ボタンを押下します。操作を取りやめる際には、**キャンセル** ボタンを押下すると、ETC2.0車載器 利用登録画面に戻ります。



利用規約を確認した上で、ダブル連結トラック利用制度の利用登録を行う場合は「同意する」を、不要の場合は「同意しない」を選択してください。

利用規約を確認した上で、ETC2.0簡素化制度利用登録を行う場合は「同意する」を、不要の場合は「同意しない」を選択してください。

※ 初回の利用制度の登録に限り、「ETC2.0車載器利用制度 利用規約」の画面が表示されます。

ETC2.0車載器利用制度 利用規約画面

ETC2.0車載器利用制度 利用規約

業務支援型ETC2.0装着車への各制度に参加するにあたり、以下の内容に同意していただく必要があります。確認のうえ、同意いただけるようでしたら「同意する」のボタンを押して下さい。

一 車両の通行経路の確認

二 車両の通行経路の確認の有効性の検証

2 道路管理者は、特定プローブ情報から車載器特定情報を除去したものを道路に関する調査・研究その他道路の管理のために利用することができま

3 特定道路管理者は、前2項に基づくほか、法令に基づく場合を除いて、特定プローブ情報を利用することはできません。

(特定プローブ情報の提供)

第四條 ETC2.0車載器の故障その他のやむを得ない事情がある場合を除いて、登録に係る自動車について、特定道路管理者への特定プローブ情報の提供

(特定プローブ情報の第三者への提供)

第五條 特定道路管理者は、道路の管理に利用するため、その管理するDSRC路側無線機によって収集した特定プローブ情報を国土交通大臣その他の道

2 国土交通大臣その他の特定道路管理者は、前項の規定に基づくほか、法令に基づく場合を除いて、特定プローブ情報を第三者に提供することはで

(特定プローブ情報の管理等)

第六條 特定道路管理者は、特定プローブ情報を安全に管理し、情報の漏えい等の防止に努めます。

2 特定道路管理者は、特定プローブ情報を利用する必要がなくなったときは、速やかに当該特定プローブ情報を消去します。

3 特定道路管理者には、特定プローブ情報を提供した第三者及び協定等に基づきDSRC路側無線機を管理する者が当該特定プローブ情報を適切に管理

(登録の変更等)

第七條 登録を受けた氏名又は名称及び住所に変更を生じた場合には、登録を受けた事項の変更を申請するものとします。

2 登録を受けた自動車の自動車登録番号、車載器管理番号若しくはASL-IDに変更を生じた場合又は登録に係るETC2.0車載器若しくは自動車の使

(規約の変更)

第八條 本規約は変更されることがあります。この場合にあっては、変更後の規約が変更前の規約に優先します。

2 本規約が変更された場合には、その内容をホームページに掲示する方法により周知します。

(問い合わせ先)

第九條 本規約に関する問い合わせ先は、国土交通省 道路局道路交通管理課03-5253-8111(代)とします。

①

ii. 利用規約の同意選択

| 手順 | 操作内容 |
|----|--|
| 1 | (ダブル連結トラック利用制度を利用しない場合など) 同意しないを選択すると、ETC2.0車載器 利用登録画面に戻ります。 |
| 2 | 利用規約を確認し、① 同意する を押す。 |

→ ETC2.0車載器 利用登録画面

利用規約に同意すると、ETC2.0 車載器利用登録が完了となります。
以下の手順に従って、登録内容に誤りがないか確認を行ってください。

ETC2.0車載器 利用登録画面

ETC2.0車載器 利用登録

ETC2.0車載器は登録されました

| No | 車両番号 (車載器取付車両) | ETC2.0車載器 | | 利用制度 | | | 選択 |
|----|-------------------|-----------------------|--------------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | | 車載器管理番号 | ASL-ID | ETC2.0簡素化制度 | ダブル連結トラック | 許可期間延長 | |
| 11 | 特車 123あ4567 | 12345-12345678-123456 | 123456789123 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

1 2 全てチェック解除

車両追加 車載器変更 利用制度の変更 削除実行 リセット 申請支援システムメニューへ戻る

iii. 登録内容の確認

| 手順 | 操作内容 |
|----|--|
| 1 | 次のETC2.0利用制度の登録内容を確認します。 ・ 「ETC2.0車載器は登録されました。」 のメッセージが表示される。 ・ 利用制度の変更した車両番号とETC2.0車載器のレコードが黄色ハンチングされる。 ・ 利用制度を登録した制度に、チェックが入り、橙色ハンチングされる。 |
| 2 | 他に変更登録等がない場合には、① 申請支援システムメニューに戻る を押すと、申請支援システムメニュー画面に戻ります。 |

→ 申請支援システムメニュー画面

15.4 許可期間延長利用制度の利用登録

平成31年4月1日より、当面の間、一定の要件を満たす優良事業者の車両について、許可の有効期間を、これまでの最大2年間から4年間（超重量・超寸法車両はこれまでの最大1年間から2年間）へと延長可能となる利用制度が開始されます。

ここでは、優良事業者の車両の要件のうち、「業務支援用ETC2.0車載器を搭載し、登録を受けた車両であること」を満たすための利用登録方法について記載します。

ETC2.0車載器 利用登録画面

ETC2.0車載器 利用登録

【車載器の登録】車両と車載器の組合せ情報を新たに登録する場合、「車両追加」ボタンを押してください。
 【車載器の変更】車載器情報の変更を行う場合、選択チェックボックスをONし、「車載器変更」ボタンを押してください。（複数選択不可）
 【車載器の削除】車両と車載器の組合せ情報を削除する場合、選択チェックボックスをONし、「削除実行」ボタンを押してください。（複数選択可）
 【利用制度変更】車両と車載器の対象となる制度を変更する場合、選択チェックボックスをONし、「利用制度の変更」ボタンを押してください。（複数選択可）

| No | 車両番号 (車載器取付車両) | ETC2.0車載器 | | 利用制度 | | | 選択 |
|----|-------------------|-----------------------|--------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | | 車載器管理番号 | ASL-ID | ETC2.0簡素化制度 | ダブル連結トラック | 許可期間延長 | |
| 11 | 特車 123あ4567 | 12345-12345678-123456 | 123456789123 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |

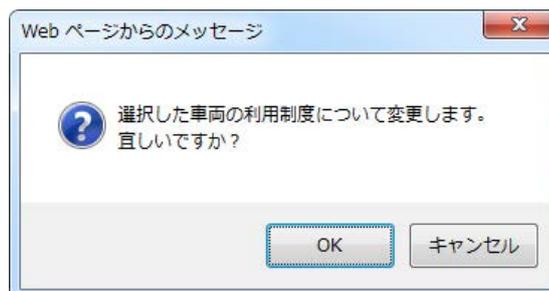
1 2 全てチェック解除

i. 利用制度の変更

| 手順 | 操作内容 |
|----|---|
| 1 | （許可期間延長利用制度を行う場合は、対象の車載器取付車両のレコードの利用制度のうち、“許可期間延長”のチェックボックスを選択します。 ※利用制度を同時に複数選択することも可能です。 |
| 2 | 同レコード上の右端の選択チェックボックスを選択し、① <input type="button" value="利用制度の変更"/> ボタンを押下します。 |

ETC2.0車載器利用制度 利用規約画面

手順2を実施した際に、次のようなメッセージが表示されますので、 ボタンを押下します。操作を取りやめる際には、 ボタンを押下すると、ETC2.0車載器 利用登録画面に戻ります。



利用規約を確認した上で、許可期間延長利用制度の利用登録を行う場合は「同意する」を、不要の場合は「同意しない」を選択してください。

※ 初回の利用制度の登録に限り、「ETC2.0車載器利用制度 利用規約」の画面が表示されます。

ETC2.0車載器利用制度 利用規約画面

ETC2.0車載器利用制度 利用規約

業務支援型ETC2.0装着車への各制度に参加するにあたり、以下の内容に同意していただく必要があります。確認のうえ、同意いただけるようでしたら「同意する」のボタンを押して下さい。

一 車両の通行経路の確認

二 車両の通行経路の確認の有効性の検証

2 道路管理者は、特定プローブ情報から車載器特定情報を除去したものを道路に関する調査・研究その他道路の管理のために利用することができます。

3 特定道路管理者は、前2項に基づくほか、法令に基づく場合を除いて、特定プローブ情報を利用することはできません。

(特定プローブ情報の提供)

第四条 ETC2.0車載器の故障その他のやむを得ない事情がある場合を除いて、登録に係る自動車について、特定道路管理者への特定プローブ情報の提供を行います。

(特定プローブ情報の第三者への提供)

第五条 特定道路管理者は、道路の管理に利用するため、その管理するDSRC路側無線機によって収集した特定プローブ情報を国土交通大臣その他の道路管理者に提供することができます。

2 国土交通大臣その他の特定道路管理者は、前項の規定に基づくほか、法令に基づく場合を除いて、特定プローブ情報を第三者に提供することはできません。

(特定プローブ情報の管理等)

第六条 特定道路管理者は、特定プローブ情報を安全に管理し、情報の漏えい等の防止に努めます。

2 特定道路管理者は、特定プローブ情報を利用する必要がなくなったときは、速やかに当該特定プローブ情報を消去します。

3 特定道路管理者には、特定プローブ情報を提供した第三者及び協定等に基づきDSRC路側無線機を管理する者が当該特定プローブ情報を適切に管理する義務があります。

(登録の変更等)

第七条 登録を受けた氏名又は名称及び住所に変更を生じた場合には、登録を受けた事項の変更を申請するものとします。

2 登録を受けた自動車の自動車登録番号、車載器管理番号若しくはASL-IDに変更を生じた場合又は登録に係るETC2.0車載器若しくは自動車の使用が変更された場合には、登録を受けた事項の変更を申請するものとします。

(規約の変更)

第八条 本規約は変更されることがあります。この場合にあっては、変更後の規約が変更前の規約に優先します。

2 本規約が変更された場合には、その内容をホームページに掲示する方法により周知します。

(問い合わせ先)

第九条 本規約に関する問い合わせ先は、国土交通省 道路局道路交通管理課03-5253-8111(代)とします。

①

ii. 利用規約の同意選択

| 手順 | 操作内容 |
|----|---|
| 1 | (許可期間延長利用制度を利用しない場合など) 同意しないを選択すると、ETC2.0車載器 利用登録画面に戻ります。 |
| 2 | 利用規約を確認し、①同意するを押す。 |

→ ETC2.0車載器 利用登録画面

利用規約に同意すると、ETC2.0 車載器利用登録が完了となります。
以下の手順に従って、登録内容に誤りがないか確認を行ってください。

ETC2.0車載器 利用登録画面

ETC2.0車載器 利用登録

ETC2.0車載器は登録されました

| No | 車両番号 (車載器取付車両) | ETC2.0車載器 | | 利用制度 | | | 選択 |
|----|-------------------|-----------------------|--------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|
| | | 車載器管理番号 | ASL-ID | ETC2.0簡素 化制度 | ダブル連結 トラック | 許可期間延 長 | |
| 11 | 特車 123あ4567 | 12345-12345678-123456 | 123456789123 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

1 2 全てチェック解除

iii. 登録内容の確認

| 手順 | 操作内容 |
|----|--|
| 1 | 次のETC2.0車載器 利用制度の登録内容を確認します。 <ul style="list-style-type: none"> ・「ETC2.0車載器は登録されました。」のメッセージが表示される。 ・利用制度の変更した車両番号とETC2.0車載器のレコードが黄色ハンチングされる。 ・利用制度を登録した制度に、チェックが入り、橙色ハンチングされる。 |
| 2 | 他に変更登録等がない場合には、① <input type="button" value="申請支援システムメニューに戻る"/> を押すと、申請支援システムメニュー画面に戻ります。 |

→ 申請支援システムメニュー画面

15.5 特車許可不要区間利用制度の利用登録

令和元年7月31日より、一定の要件を満たす国際海上コンテナ車（40ft背高）の特殊車両通行許可を不要とする制度運用が開始されています。

ここでは、この要件のうち、「業務支援用ETC2.0車載器を搭載し、登録を受けた車両であること」を満たすための利用登録方法について記載します。

ETC2.0車載器 利用登録画面

ETC2.0車載器 利用登録

【車載器の登録】車両と車載器の組合せ情報を新たに登録する場合、「車両追加」ボタンを押してください。
 【車載器の変更】車載器情報の変更を行う場合、選択チェックボックスをONし、「車載器変更」ボタンを押してください。（複数選択不可）
 【車載器の削除】車両と車載器の組合せ情報を削除する場合、選択チェックボックスをONし、「削除実行」ボタンを押してください。（複数選択可）
 【利用制度変更】車両と車載器の対象となる制度を変更する場合、選択チェックボックスをONし、「利用制度の変更」ボタンを押してください。（複数選択可）

| No | 車両番号 (車載器取付車両) | ETC2.0車載器 | | 利用制度 | | | | 選択 |
|----|-------------------|-----------------------|---------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | | 車載器管理番号 | ASL-ID | ETC2.0簡索 化制度 | ダブル連結ト ラック | 許可期間延長 | 特車許可不要 区間 | |
| 1 | 大宮 100あ1234 | 12345-12345678-123456 | 1111111111111 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |

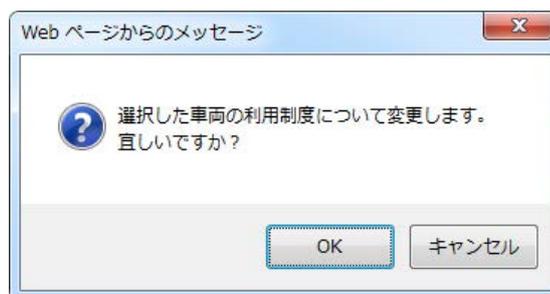
全てチェック解除

i. 利用制度の変更

| 手順 | 操作内容 |
|----|---|
| 1 | （特殊車両通行許可不要制度を適用した申請を行う場合は、対象の車載器取付車両のレコードの利用制度のうち、“特車許可不要区間”のチェックボックスを選択します。 ※利用制度を同時に複数選択することも可能です。 |
| 2 | 同レコード上の右端の選択チェックボックスを選択し、① 利用制度の変更 ボタンを押下します。 |

→ ETC2.0車載器利用制度 利用規約画面

手順2を実施した際に、次のようなメッセージが表示されますので、OK ボタンを押下します。操作を取りやめる際には、キャンセル ボタンを押下すると、ETC2.0車載器 利用登録画面に戻ります。



利用規約を確認した上で、特殊車両通行許可不要制度の利用登録を行う場合は「同意する」を、不要の場合は「同意しない」を選択してください。

※ 初回の利用制度の登録に限り、「ETC2.0車載器利用制度 利用規約」の画面が表示されます。

ETC2.0車載器利用制度 利用規約画面

ETC2.0車載器利用制度 利用規約

業務支援型ETC2.0装着車への各制度に参加するにあたり、以下の内容に同意していただく必要があります。確認のうえ、同意いただけるようでしたら「同意する」のボタンを押して下さい。

一 車両の通行経路の確認

二 車両の通行経路の確認の有効性の検証

2 道路管理者は、特定プローブ情報から車載器特定情報を除去したものを道路に関する調査・研究その他道路の管理のために利用することができます

3 特定道路管理者は、前2項に基づくほか、法令に基づく場合を除いて、特定プローブ情報を利用することはできません。

(特定プローブ情報の提供)

第四条 ETC2.0車載器の故障その他のやむを得ない事情がある場合を除いて、登録に係る自動車について、特定道路管理者への特定プローブ情報の提供を行います。

(特定プローブ情報の第三者への提供)

第五条 特定道路管理者は、道路の管理に利用するため、その管理するDSRC路側無線機によって収集した特定プローブ情報を国土交通大臣その他の道路管理者に提供することができます。

2 国土交通大臣その他の特定道路管理者は、前項の規定に基づくほか、法令に基づく場合を除いて、特定プローブ情報を第三者に提供することはできません。

(特定プローブ情報の管理等)

第六条 特定道路管理者は、特定プローブ情報を安全に管理し、情報の漏えい等の防止に努めます。

2 特定道路管理者は、特定プローブ情報を利用する必要がなくなったときは、速やかに当該特定プローブ情報を消去します。

3 特定道路管理者には、特定プローブ情報を提供した第三者及び協定等に基づきDSRC路側無線機を管理する者が当該特定プローブ情報を適切に管理する義務があります。

(登録の変更等)

第七条 登録を受けた氏名又は名称及び住所に変更を生じた場合には、登録を受けた事項の変更を申請するものとします。

2 登録を受けた自動車の自動車登録番号、車載器管理番号若しくはASL-IDに変更を生じた場合又は登録に係るETC2.0車載器若しくは自動車の使用が変更された場合には、登録を受けた事項の変更を申請するものとします。

(規約の変更)

第八条 本規約は変更されることがあります。この場合にあっては、変更後の規約が変更前の規約に優先します。

2 本規約が変更された場合には、その内容をホームページに掲示する方法により周知します。

(問い合わせ先)

第九条 本規約に関する問い合わせ先は、国土交通省 道路局道路交通管理課03-5253-8111(代)とします。

同意しない

同意する

①

ii. 利用規約の同意選択

| 手順 | 操作内容 |
|----|--|
| 1 | (特殊車両通行許可不要制度を利用しない場合など) 同意しないを選択すると、ETC2.0車載器 利用登録画面に戻ります。 |
| 2 | 利用規約を確認し、① 同意する を押す。 |

→ ETC2.0車載器 利用登録画面

利用規約に同意すると、ETC2.0 車載器利用登録が完了となります。
以下の手順に従って、登録内容に誤りがないか確認を行ってください。

ETC2.0車載器 利用登録画面

ETC2.0車載器 利用登録

ETC2.0車載器は登録されました

| No | 車両番号 (車載器取付車両) | ETC2.0車載器 | | 利用制度 | | | | 選択 |
|----|-------------------|-----------------------|----------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|
| | | 車載器管理番号 | ASL-ID | ETC2.0簡素化制度 | ダブル連結トラック | 許可期間延長 | 特車許可不要区間 | |
| 1 | 大宮 100あ1234 | 12345-12345678-123456 | 11111111111111 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

全てチェック解除

iii. 登録内容の確認

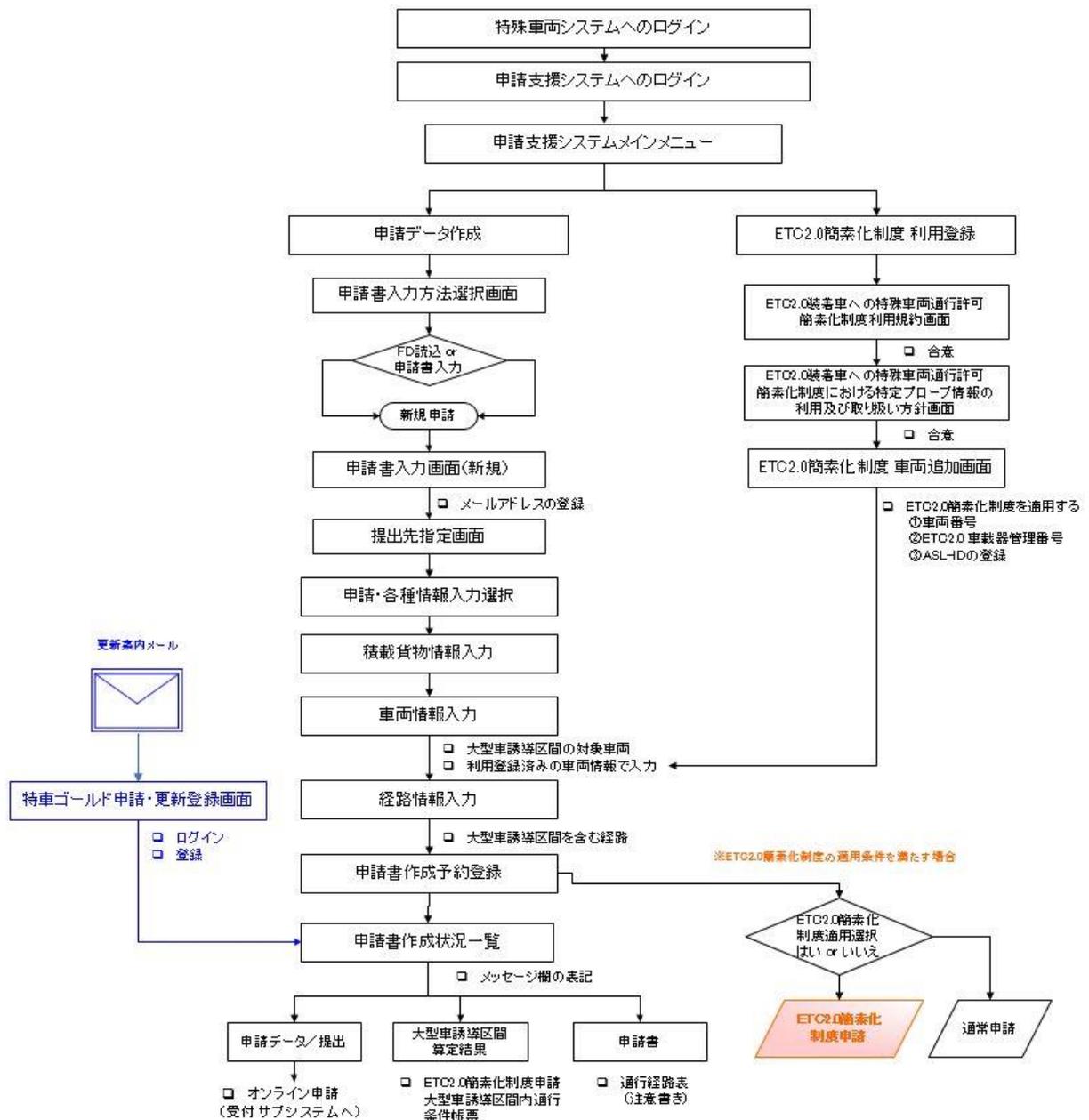
| 手順 | 操作内容 |
|----|---|
| 1 | 次のETC2.0利用制度の登録内容を確認します。 <ul style="list-style-type: none"> 「ETC2.0車載器は登録されました。」のメッセージが表示される。 利用制度の変更した車両番号とETC2.0車載器のレコードが黄色ハンチングされる。 利用制度を登録した制度に、チェックが入り、橙色ハンチングされる。 |
| 2 | 他に変更登録等がない場合には、① 申請支援システムメニューに戻る を押すと、申請支援システムメニュー画面に戻ります。 |

→ 申請支援システムメニュー画面

16. ETC2.0簡素化制度申請

本章では、ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度を適用した申請（ETC2.0簡素化制度申請）を行うための申請データ作成、ETC2.0簡素化制度の適用選択、申請書作成状況一覧画面の確認、大型車誘導区間の算定結果の確認について操作説明を行います。

以下にETC2.0簡素化制度申請のフローを示します。



16.1 申請データ作成

ETC2.0簡素化制度申請における申請データの作成手順は、通常申請と同様です。

本マニュアルの「3. 申請データ作成（申請書入力）」に沿って、従来通りに申請データを作成します。

ただし、ETC2.0簡素化制度申請を適用するにあたっては、以下の情報が正しく入力されていることを確認してください。

(1) 新規申請であること

- ETC2.0簡素化制度申請では、申請種類を「新規申請」としてください。

申請書入力画面

| |
|-----------------|
| 申請書入力 新規 |
|-----------------|

(2) 申請担当者のメールアドレスが登録されていること

ETC2.0簡素化制度を適用した申請を行うには、申請担当者のメールアドレスの入力が必須となります。

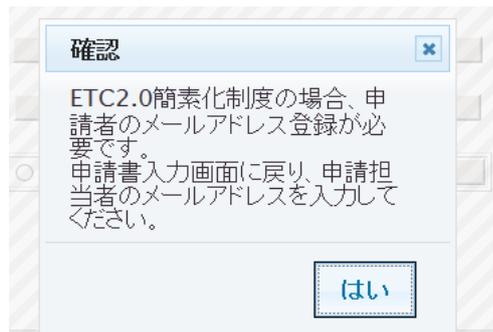
※ 『ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度』実施要綱（平成28年1月 国土交通省）における“4 利用条件の（1）”を満たすこと。

- 申請書入力画面で、申請担当者のメールアドレスを必ず入力してください。

申請書入力画面

| | | | |
|--------------|--------------------------|-----------------------|--------|
| 申請担当者 | | ※申請を行う担当者の情報を入力して下さい。 | |
| 部署名 | 特車申請係 | | |
| 担当者名(漢字) | 特車 花子 | | |
| | 市外局番 | 局番 | 番号 |
| 電話番号 | 03 | - 3911 | - 0000 |
| FAX番号 | 03 | - 3912 | - 0000 |
| メールアドレス | tokusya@abcunyu.xx.co.jp | | |

なお、ETC2.0簡素化制度の適用条件を満たすものの、申請担当者のメールアドレスが未登録の場合には、申請書作成予約登録時に以下のメッセージが表示されますので、メールアドレスを入力してください。



(3) ETC2.0簡素化制度の対象車両であること

ETC2.0簡素化制度を適用した申請を行うには、大型車誘導区間対象車両かつ業務支援用ETC2.0 車載器を装着しセットアップした車両（トレーラを除く）である必要があります。

※ 『ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度』実施要綱（平成28年1月 国土交通省）における“2 簡素化制度の内容”および“3 対象となる車両”を満たすこと。

- 車両内訳一覧（トラクタ）画面で、ETC2.0簡素化制度の利用登録済みの車両番号であること、また、軸種についても1種類のみであることを確認してください。

[留意事項]

平成31年3月25日より、トラクタ台数の包括申請に対応しています。なお、複数軸種の包括申請については、引き続きETC2.0簡素化制度申請の対象外です。

車両内訳一覧（トラクタ）画面

車両内訳一覧(トラクタ)

登録されている車両は以下の通りです。
 新規に型式を追加する場合は、「型式追加」ボタンを押して下さい。
 型式を削除する場合は、「型式削除」ボタンを押して下さい。
 車両番号を修正する場合は、「型式修正」ボタンを押して下さい。
 代表車両を変更する場合は、代表車両にしたい型式の「設定」ボタンを押して下さい。

申請車種
 軸種

トラクタ/トレーラ切替

| 整理番号 | 車名 | 型式 | 登録台数 | 代表車両番号設定 |
|------------------------------------|-------------|-----|------|-----------------------------------|
| <input checked="" type="radio"/> 1 | マンネスマン デマーク | LLL | 1 | <input type="button" value="設定"/> |

| 代表車両 | 車名 | 型式 | 車両番号 |
|------|-------------|-----|------------|
| トラクタ | マンネスマン デマーク | LLL | 品川100を0001 |
| トレーラ | フォワード | NNN | 板橋5お5555 |

型式追加 型式削除 型式修正

ETC2.0簡素化制度 車両追加画面

ETC2.0簡素化制度 車両追加

車載器管理番号 - -

ASL-ID

[留意事項]

その他軸種（軸種指定で「その他（トリプル軸無）」、「その他（トリプル軸有）」を選択）の車両は、ETC2.0簡素化制度申請の対象外です。

- 「車両の諸元に関する説明書」画面で、対象車両の欄に「○」が表示されていることを確認してください。

車両の諸元に関する説明書

| 車両の諸元に関する説明書 | | | |
|--------------|------------|---------|-----------|
| 受付許可番号 | | | |
| 通行開始年月日 | 平成28年1月17日 | 通行終了年月日 | 平成28年8月3日 |
| 申請区分 | 新規 | 通行区分 | 片道 |
| 事業区分 | 路線 | 対象車両 | ○ |

(4) 申請経路に大型車誘導区間が含まれていること

ETC2.0簡素化制度を適用した申請を行うには、申請経路が次の条件を満たす必要があります。

- 1) 1経路のみ申請の場合
経路に1スパン以上の大型車誘導区間が含まれること
- 2) 複数経路申請の場合
全ての経路において、それぞれ1スパン以上の大型車誘導区間が含まれること

(大型車誘導区間内を走行しない経路では、大型車誘導区間が迂回経路となることがないため、ETC2.0簡易化制度の適用外となります。)

※ 『ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度』実施要綱(平成28年1月 国土交通省)における“2 簡素化制度の内容”を満たすこと。

- 申請経路のうち、全ての経路で大型車誘導区間を含んでいるか確認してください。
(参考：交差点入力では、大型車誘導区間チェック機能を用いて、対象スパンが大型車誘導区間であるか否かを確認することが可能です)

(参考) [大型車誘導区間チェック結果画面](#)

| 大型車誘導区間チェック結果 | | | | | | | |
|---------------|----------------------|------------|------------|------------------|--------------------------|-------|---------|
| No. | 路線名称 | 開始交差点番号 | 終了交差点番号 | 開始交差点名称 | 終了交差点名称 | 未収録判断 | 大型車誘導区間 |
| 1 | 一般国道 16号線 複線(1) | 5339141988 | 5339141063 | 下川井町# 5339141988 | 本村町# 5339141063 | 収録 | ○ |
| 2 | 一般国道 16号線 複線(1) | - | 5339142198 | - | 新桜ヶ丘インターチェンジ# 5339142198 | 収録 | ○ |
| 3 | 主要地方道 神奈川県17号線 環状2号線 | - | 5339142461 | - | 環状2号線上り羽沢入口# 5339142461 | 収録 | ○ |
| 4 | 主要地方道 神奈川県17号線 環状2号線 | - | 533914F001 | - | # 533914F001 | 収録 | ○ |

申請車両及び通行経路が大型車誘導区間の審査対象です。

[確認]

(5) オンライン申請を行うこと

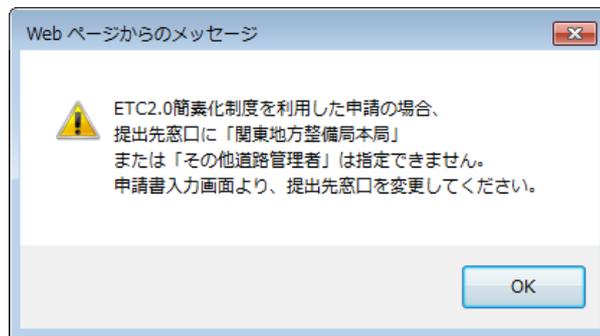
ETC2.0簡素化制度を適用した申請を行うには、申請支援システムで申請データを作成し、受付システムを使ってオンライン申請する必要があります。

※ 『ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度』実施要綱（平成28年1月 国土交通省）における“4 利用条件の（1）”を満たすこと。

[留意事項]

・平成29年2月6日より、全国のオンライン申請受付窓口（関東地方整備局本局を除く）にてETC2.0簡素化制度を適用した申請を受け付けています。

提出先窓口指定で「関東地方整備局本局」または「その他道路管理者」を選択した場合、下記のメッセージが表示されますので、提出先窓口を変更してください。



16.2 ETC2.0簡素化制度の適用選択

申請書情報の入力完了後、申請・各種情報入力選択画面において申請書作成予約登録ボタンを押すと、ETC2.0簡素化制度の適用条件を満たす場合はETC2.0簡素化制度を適用するか否かを選択するポップアップ画面が表示されます。

ETC2.0簡素化制度申請を行う場合は「はい」を選択します。ETC2.0簡素化制度申請とせず通常申請として行う場合は「いいえ」を選択します。

申請・各種情報入力選択画面

申請・各種情報入力選択

申請情報を順次入力し、申請データを作成してください。
申請情報はいつでも変更が可能です。
申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力は、申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンを押下してください。
・デジタル地図: デジタル地図による経路入力
・交差点番号: 交差点番号指定による経路入力
※以前テキスト入力した未収録道路について: 道路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号: 0010308869

申請書情報入力

積載貨物情報入力

確認

ETC2.0簡素化制度を利用しますか?

はい いいえ

保存終了

i. ETC2.0簡素化制度の適用選択

| 手順 | 操作内容 |
|----|---------------------------------|
| 1 | ①ETC2.0簡素化制度申請を行う場合、「はい」を押す。 |
| 2 | ②ETC2.0簡素化制度申請を行わない場合、「いいえ」を押す。 |

→ 申請書作成予約受付情報画面

16.3 申請書作成状況一覧表示の確認

申請書作成予約登録後、申請支援システムメインメニュー画面から申請書作成状況一覧を選択し、申請書作成状況一覧画面において作成予約した申請の作成状況が「作成完了」となっていること、およびメッセージ欄に「ETC2.0簡素化制度」の申請である旨が表記されていることを確認します。

また操作欄に、

- ・ 申請書：ダウンロード
- ・ 申請データ：ダウンロード・提出
- ・ 算定結果：ダウンロード
- ・ 大型車誘導区間算定結果：ダウンロード

の各ボタンが存在することを確認します。

■メッセージ欄の表記：「ETC2.0簡素化制度を利用した申請です。」

申請書作成状況一覧画面

| 申請書作成状況一覧 | | | | | | |
|--|-----------------------|------|-----------------------|---|-------------|--------------|
| <p>申請書、申請データをダウンロードする場合は、それぞれ「ダウンロード」ボタンを押して下さい。 要再作成となっている場合、メッセージ内容を確認し、申請書を再度作成して下さい。 予約を取り消す場合は、「キャンセル」ボタンを押して下さい。 申請書の確認を行う場合は、申請データを一度ダウンロードし、「申請データの算定」ボタンを押して下さい。 申請データを国道事務所に提出する場合は、提出ボタンを押して下さい。</p> <p style="color: red;">申請書・申請データの保存期間は14日です。作成完了から14日で削除されますので、提出後は「ダウンロード」ボタンでデータをダウンロードしてください。</p> | | | | | | |
| 申請番号 | 申請書作成予約 交付日時 | 作成状況 | 作成完了日時 | メッセージ | 操作 | |
| 0010308955 | 平成28年01月16日 13時15分 | 作成完了 | 平成28年01月16日 13時15分 | ETC2.0簡素化制度を利用した申請です。 大型車誘導区間の算定結果はしばらく時間を置いてから確認してください。 | 申請書 | ダウンロード |
| | | | | | 申請データ | ダウンロード 提出 |
| | | | | | 算定結果 | ダウンロード |
| | | | | | 大型車誘導区間算定結果 | ダウンロード |

なお、申請書作成の結果、ETC2.0簡素化制度申請とならないのは、以下の2ケースです。。
 この条件に該当する場合は、作成状況が「要再作成」となります。

- ✓ ケース1：新規格車等において、空車時の車両諸元の値が特殊車両通行許可制度の対象車両から外れる場合
 （積載物重量を0とし、全ての重量を車両自重として申請してください）
- ✓ ケース2：車高の寸法が3.8m超4.1m以下の特例8車種で、高さ指定道路以外の道路を通行している場合（該当車両は高さ指定道路のみ通行可能であるため）

■メッセージ欄の表記例

A) ケース1

「空車時の車両諸元が特車申請要件を満たさないため、ETC2.0簡素化制度は適用されません。」

B) ケース2

「大型車誘導区間に高さ指定道路以外が含まれるため、車両高さ3.8mを超える特例8車種は、ETC2.0簡素化制度を利用した申請を行うことはできません。」

16.4 大型車誘導区間の算定結果の確認

申請書作成状況一覧画面の操作欄から、大型車誘導区間算定結果の帳票をダウンロードし、通行条件を確認します。

なお、ETC2.0簡素化制度申請に限り、通行経路表の最終ページに許可経路と大型車誘導区間の接続交差点における走行時の注意書きが記されます。

出力帳票の詳細については、「10.6 算定関係帳票の説明 10.5.5、10.6.8」を参照してください。

[留意事項]

大型車誘導区間算定結果帳票は全国の大型車誘導区間について算定するため、作成に時間を要します。

帳票の生成が完了するまでは、ダウンロードボタンを押下できませんのでご注意ください。

また、当該算定帳票は申請データ作成時から35日間はシステム内で保存されますが、35日間経過後は削除されますので、ダウンロードしてお使いのパソコンなどに保存してください。

※ 『ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度』実施要綱（平成28年1月 国土交通省）における“5 大型車誘導区間内の許可経路の取扱い”をご参照ください。

16.5 許可更新機能

特車ゴールド許可では、許可の更新申請の手続きが簡素化されます。

通行終了日が近づくと、更新案内メールをお送りします。画面のガイダンスに沿って操作していただくことにより、更新申請が簡単に行えます。

更新案内メールは、以下のタイミングで許可を受けた時の申請者IDに登録されているメールアドレスに送信されます。

表 16-1 更新案内メール送信タイミング設定値

| No | メール送信回 | 送信タイミング |
|----|---------|--------------|
| 1 | 1回目 | 通行終了日の12週前 |
| 2 | 2回目 | 通行終了日の11週前 |
| 3 | 3回目 | 通行終了日の10週前 |
| 4 | 4回目 | 通行終了日の9週前 |
| 5 | 5回目（最終） | 通行終了日の8週+1日前 |

16.5.1 更新案内メール 更新簡略化可能な場合

更新案内対象の申請がある場合、下記のメール「特車ゴールド通行許可の更新簡略化手続のご案内」が送信されます。

更新希望、更新不要はそれぞれのリンクをクリックすることにより選択することができます。

更新希望のリンクをクリックすると特車ゴールド申請・更新登録画面（更新申請ログイン）に、更新不要のリンクをクリックすると特車ゴールド申請・更新登録画面（更新案内メール配信停止ログイン）に移ります。

※更新案内メール送信後に道路情報便覧の更新があり、その影響で申請経路に不連続が生じることがあります。その場合、簡略化更新（自動更新）はできないため、通常と同様の新規申請を行っていただく必要があります。

⇒受付事務所で優先審査を行いますので、申請後に到達番号等を事務所にご連絡ください。

【特車ゴールド通行許可更新手続のご案内】

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) メッセージ(M) ツール(T) ヘルプ(H)

差出人: info-tks@tokusya.ktr.milt.go.jp 宛先: XXXXXX@XXXXXco.jp
 件名: 【特車ゴールド通行許可更新手続のご案内】

From: info-tks@tokusya.ktr.milt.go.jp
 To: XXX@XXXXX.co.jp
 Subject: 【特車ゴールド通行許可更新手続のご案内】
 Date: Wed, 15 Aug 2018 11:18:24 +0900 (JST)

株式会社〇〇運輸
 特車太郎 様

日頃より国土交通行政に多大なるご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。
 本メールはETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度（特車ゴールド制度）に基づき、
 通行許可の更新手続きについてお知らせするものです。

 * 特車ゴールド通行許可の更新簡略化手続きのご案内

下記の特車ゴールド通行許可について、有効期限が近づいております。
 本許可を更新される場合は、特車制度により手続きの簡略化を行うことが可能です。
 簡略化手続きでは、ID／パスワードの入力の後、最小1回のクリックで更新を申請いただけます。
 （注：更新申請は、許可期間のみを更新する対象となります。）
 （注：本メールに前後した道路情報便覧データの更新により、経路に不連続が生じる場合が
 ございます。その場合は簡略化手続きを行うことはできませんので、経路を修正の上、
 申請支援システムから別途新規申請をお願いいたします。本件は、提出先の道路管理
 者へご連絡いただくことにより、優先的に処理を行いますので、ご連絡の際には、
 到達番号のほか、更新前の許可証の日付と許可番号をお伝えください。）
 （注：現在、本簡略化手続きは代理人申請に対応していません。
 通行する道路の管理者から新たに図面等の提出を求められる場合があるため、
 前回代理人申請を行っている申請者におかれましては特にご注意いただき、
 状況に応じ別途代理人申請をご検討ください。）

平成28年07月15日付 国関東道交特車 第999999号（有効期限：平成30年07月30日）

簡素化制度による更新を希望される方は下記リンクのクリックをお願いします。
https://www2.tokusya.ktr.milt.go.jp/cgi-bin/ts1_Gold.cgi?s=xxxxxxxxxxxxxxxxxxxx ①

更新手続きが不要な場合は下記リンクをクリックください。
https://www2.tokusya.ktr.milt.go.jp/cgi-bin/ts1_gold_stop_mail.cgi?s=xxxxxxxxxxxxxxxxxxxx ②

なお、本件に関するお問い合わせについては、
 下記の問い合わせ窓口までご連絡ください。

本メールは、送信専用となっております。
 本メールへの送信によるお問い合わせは、お受けできませんので
 予めご了承ください。

特車運用事務局
 TEL：048-601-3223（直通）

i. 更新希望の場合

| 手順 | 操作内容 |
|----|---|
| 1 | ① のリンクをクリックします。 |
| 2 | 特車ゴールド申請・更新登録画面（更新申請ログイン）に遷移します。 —————▶ <u>特車ゴールド申請・更新登録画面（更新申請ログイン）</u> |

ii. 更新不要の場合

| 手順 | 操作内容 |
|----|---|
| 1 | ② のリンクをクリックします。 |
| 2 | 特車ゴールド申請・更新登録画面（更新案内メール配信停止ログイン）に遷移します。 —————▶ <u>特車ゴールド申請・更新登録画面（更新案内メール配信停止ログイン）</u> |

16.5.2 特車ゴールド申請 更新登録申請

ここでは特車ゴールド申請の更新登録申請についての説明を行います。

I. 特車ゴールド申請・更新登録にログイン

特車ゴールド申請・更新登録画面（更新申請ログイン）で、ユーザーID、パスワードを指定して「ログイン」ボタンを押します。

ログインすると、提出先窓口、運行開始日、運行終了日の設定、「登録」ボタン、「リセット」ボタンの操作が可能になります。

特車ゴールド申請・更新登録画面（更新申請ログイン）

i. 更新登録にログイン

| 手順 | 操作内容 |
|----|--|
| 1 | ①ユーザーID、②パスワードを入力して③「ログイン」ボタンを押します。 |
| 2 | ログインすると④提出先窓口、⑤運行開始日、⑥運行終了日、⑦「登録」、⑧「リセット」の操作ができるようになります。 |

→ [特車ゴールド申請・更新登録画面（更新申請）](#)

II. 更新登録申請内容を指定して登録

特車ゴールド申請更新登録にログインすると更新案内メールに記載された許可の許可番号、有効期限が表示されます。提出先窓口は申請受付可能な直轄事務所をプルダウンメニューから選択します。通行開始日（西暦8桁）、通行終了日（西暦8桁）を指定します。直接入力、またはカレンダーからの指定もできます。（通行開始日は有効期限の翌日が表示されています。日付の変更は可能です。）

提出先窓口、通行開始日（西暦8桁）、通行終了日（西暦8桁）を指定後に、**登録**ボタンを押下すると、更新申請を行うか否かを選択するポップアップ画面が表示されます。

更新申請を行う場合は**OK**ボタンを押します。

特車ゴールド申請・更新登録画面（更新申請）

i. 申請内容を指定

| 手順 | 操作内容 |
|----|--|
| 1 | 表示されている①許可番号、②有効期限を確認します。 |
| 2 | ③提出先窓口をプルダウンメニューから選択します。 |
| 3 | ④通行開始日（西暦8桁）⑤通行終了日（西暦8桁）を指定します。（④通行開始日は有効期限の翌日が表示されています。日付の変更は可能です。）直接入力、またはカレンダーからの指定もできます。 |

特車ゴールド申請・更新登録画面（更新申請）

特車ゴールド申請・更新登録画面（更新申請）



ii. 申請を登録

| 手順 | 操作内容 |
|----|--|
| 1 | ①登録を押します。指定した項目を戻す場合は②リセットを押します。 |
| 2 | 更新申請を行うか否かを選択するポップアップ画面が表示されます。申請内容を確認し③OKを押します。 |

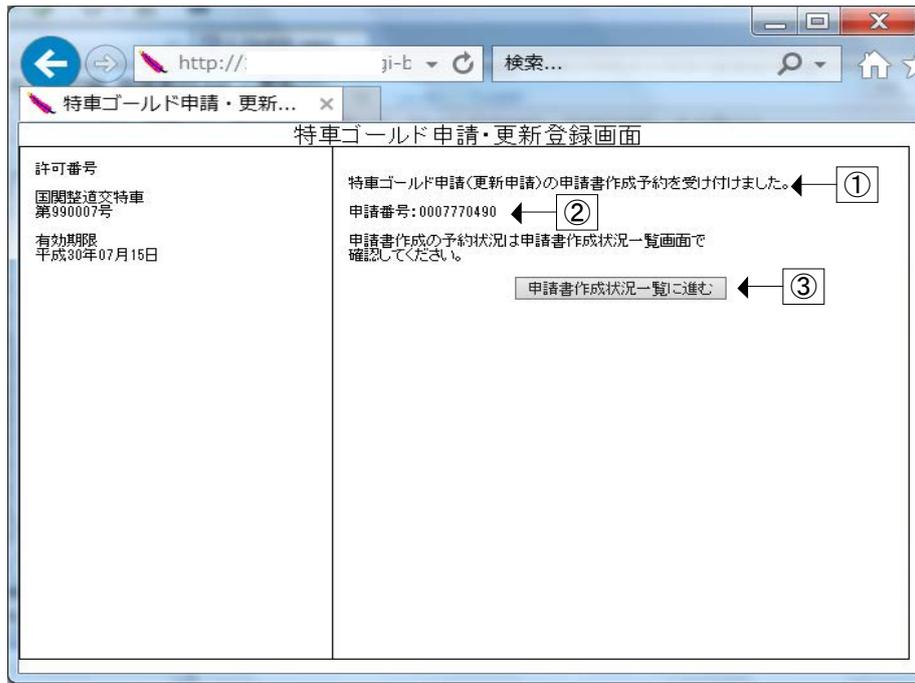
→ 特車ゴールド申請・更新登録画面（申請書作成予約受付確認）

III. 更新登録申請予約を確認

特車ゴールド申請更新登録を行うと、受付完了メッセージ「特車ゴールド申請（更新申請）の申請書作成予約を受け付けました。」と申請番号が表示されます。

申請書作成の状況を確認する場合は [申請書作成状況一覧に進む](#) ボタンを押します。申請書作成状況一覧画面(5.1 申請書作成確認参照)に遷移し確認することができます。

特車ゴールド申請・更新登録画面（申請書作成予約受付確認）



iii. 申請予約を確認

| 手順 | 操作内容 |
|----|---|
| 1 | 表示されている①特車ゴールド申請（更新申請）申請書作成予約受付確認メッセージと②申請番号を確認します。 |
| 2 | 予約状況の確認は③ 申請書作成状況一覧に進む を押します。申請書作成状況一覧画面に遷移します。 |

→ [申請書作成状況一覧画面](#)

申請書作成状況一覧画面

申請書作成状況一覧

申請書、申請データをダウンロードする場合は、それぞれ「ダウンロード」ボタンを押して下さい。
 要再作成となっている場合、メッセージ内容を確認し、申請書を再度作成して下さい。
 予約を取り消す場合は、「キャンセル」ボタンを押して下さい。
 申請書の確認を行う場合は、申請データを一度ダウンロードし、「申請データの算定」ボタンを押して下さい。
 申請データを国道事務所に提出する場合は、提出ボタンを押して下さい。

申請書・申請データの保存期間は35日です。作成完了から35日で削除されますので、提出後「ダウンロード」ボタンでデータをダウンロードしてください。

| 申請番号 | 申請書作成予約 受付日時 | 作成状況 | 作成完了日時 | メッセージ | 操作 | |
|------------|-----------------------|------|-----------------------|---|-------------|--------------|
| | | | | | 申請書 | ダウンロード |
| 0007770480 | 平成30年03月19日 19時56分 | 作成完了 | 平成30年03月19日 19時57分 | ETC2.0簡素化制度を利用した申請です。 大型車誘導区間の算定結果はしばらく時間を置いてから確認してください。 | 申請書 | ダウンロード |
| | | | | | 申請データ | ダウンロード 提出 |
| | | | | | 算定結果 | ダウンロード |
| | | | | | 大型車誘導区間算定結果 | ダウンロード |
| | | | | | 申請書 | ダウンロード |

16.5.3 特車ゴールド申請 更新手続不要

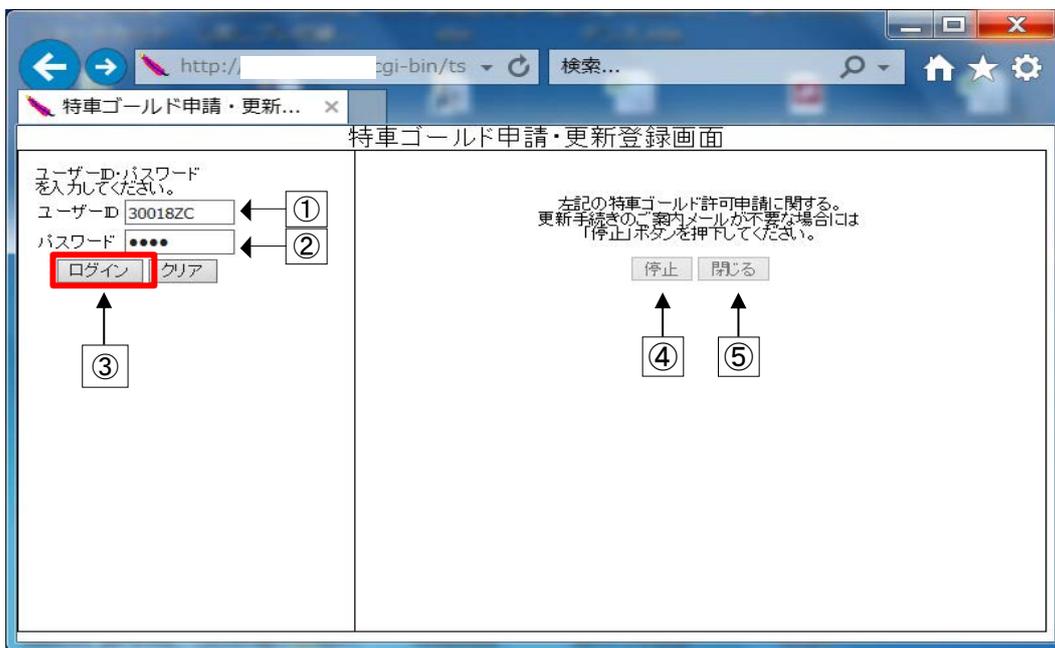
ここでは特車ゴールド申請の更新手続が不要な場合についての説明を行います。

I. 特車ゴールド申請・更新登録にログイン

特車ゴールド申請・更新登録画面（更新手続不要申請）で、ユーザーID、パスワードを指定してログインボタンを押します。

ログインすると、停止ボタン、閉じるボタンの操作が可能になります。

特車ゴールド申請・更新登録画面（更新手続不要申請ログイン）



i. 更新登録にログイン

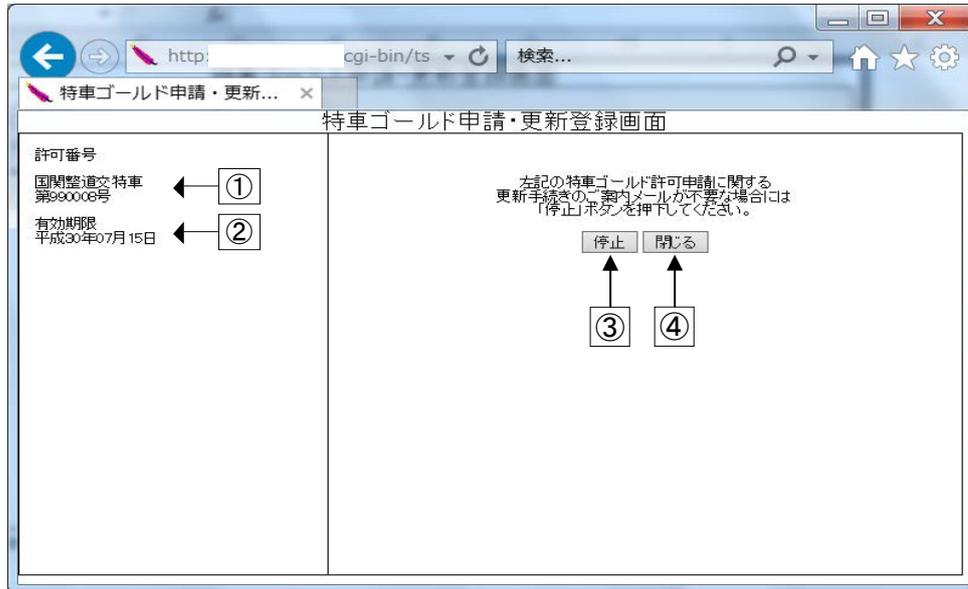
| 手順 | 操作内容 |
|----|----------------------------------|
| 1 | ①ユーザーID、②パスワードを入力します。 |
| 2 | ③ログインを押すと④停止、⑤閉じるの操作ができるようになります。 |

→ 特車ゴールド申請・更新登録（更新手続不要申請）画面

II. 更新手続不要申請

特車ゴールド申請更新手続不要申請にログインすると更新案内メールに記載された許可の許可番号、有効期限が表示されます。更新案内メールが不要な場合は「停止」ボタンを押します。更新手続き停止をしない場合は「閉じる」ボタンを押します。

特車ゴールド申請・更新登録画面（更新手続不要申請）



i. 更新手続ご案内メール送信停止

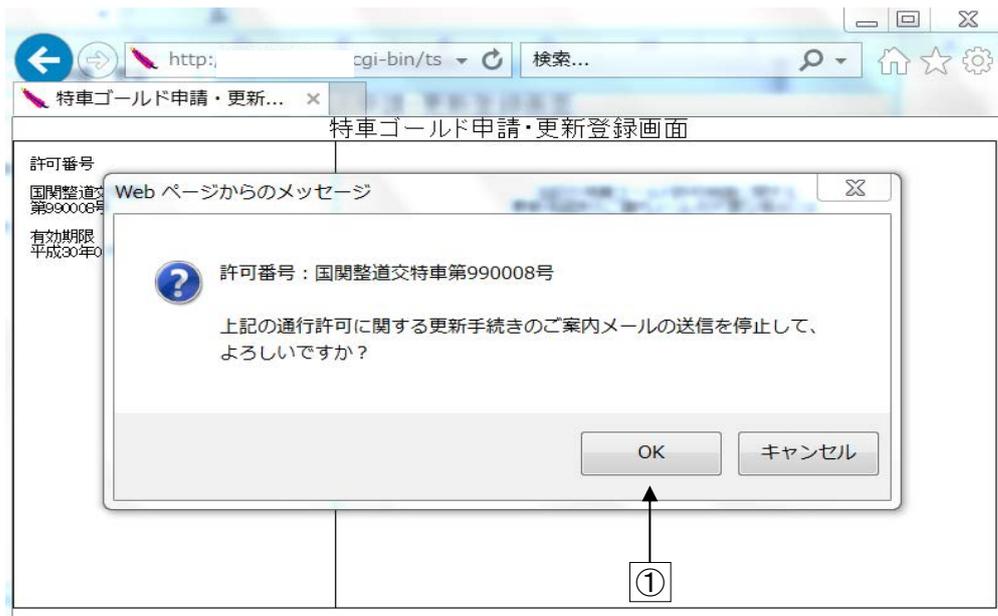
| 手順 | 操作内容 |
|----|-------------------------------|
| 1 | 表示されている①許可番号、②有効期限を確認します。 |
| 2 | 更新手続きご案内メールが不要な場合は③「停止」を押します。 |
| 3 | 更新手続き停止をしない場合は④「閉じる」を押します。 |

→ 特車ゴールド申請・更新登録画面（更新手続停止確認メッセージ）

停止 ボタンを押下すると、許可番号、更新案内メール停止を行うか否かを選択するポップアップ画面が表示されます。

更新案内メール停止を行う場合は **OK** ボタンを押します。停止をキャンセルする場合は **キャンセル** ボタンを押します。

特車ゴールド申請・更新登録画面（更新手続停止確認メッセージ）



ii. 更新手続停止確認メッセージ

| 手順 | 操作内容 |
|----|---|
| 1 | 更新案内メール停止を行うか否かを選択するポップアップ画面が表示されます。更新案内メール停止を行う場合は① OK を押します。 |

→ 特車ゴールド申請・更新登録画面（更新手続停止確認）

メッセージ「左記の特車ゴールド許可申請に関する更新手続きのご案内メールの送信を停止しました。」が表示されるので確認後、**閉じる**ボタンを押します。

特車ゴールド申請・更新登録画面（更新手続き停止確認）



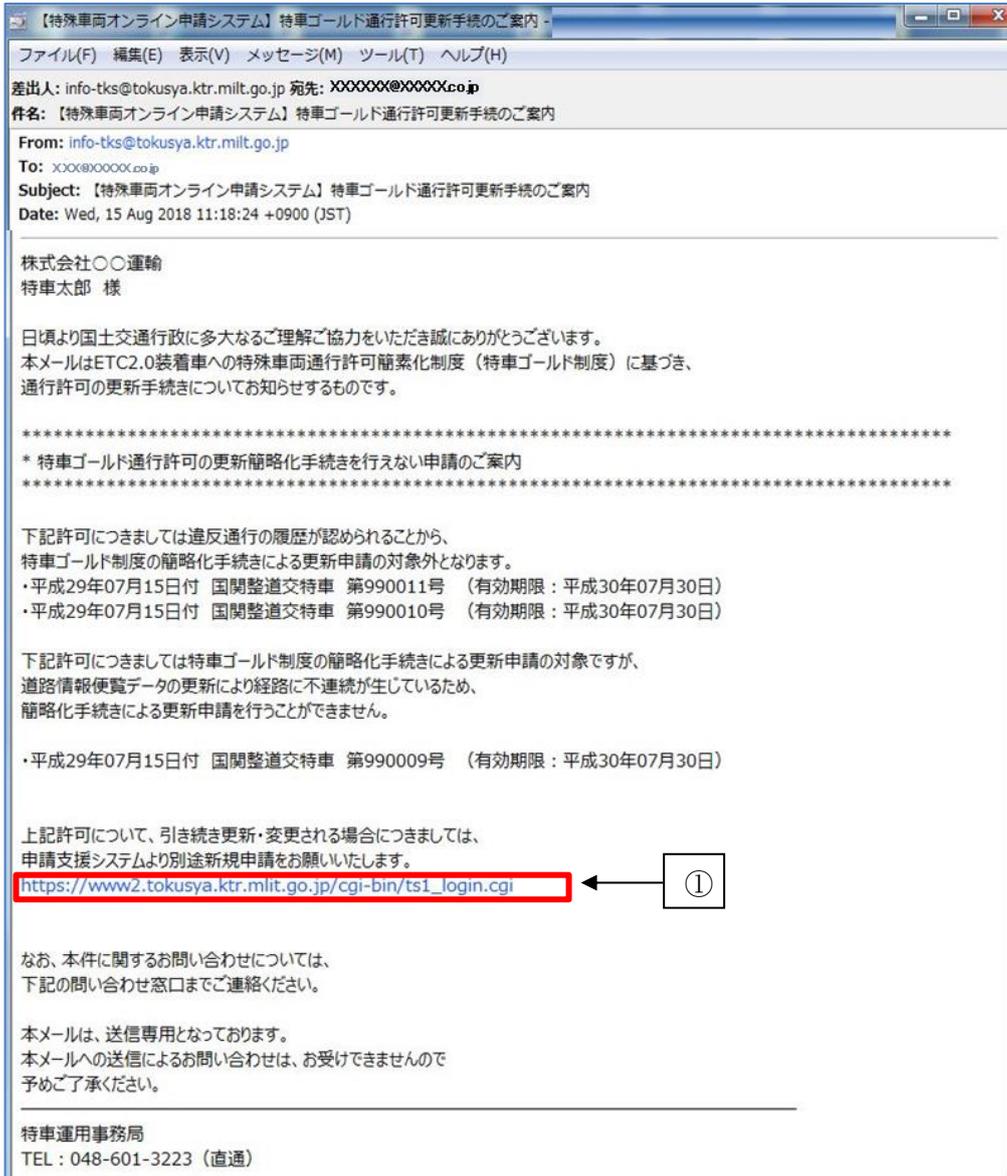
iii. 更新手続き停止確認

| 手順 | 操作内容 |
|----|---|
| 1 | 表示されている①メッセージ「左記の特車ゴールド許可申請に関する更新手続きのご案内メールの送信を停止しました。」を確認後に② 閉じる を押します。 |

16.5.4 更新案内メール 更新簡略化不可な場合

違反実績がある場合または便覧更新による経路不連続がある場合は更新簡略化手続きが行えません。その場合は下記のメール「特車ゴールド通行許可更新手続のご案内」が送信されます。

引き続きゴールド許可での走行を希望する場合は申請支援システムへのリンクをクリックし、申請支援システムへのログイン画面から新規申請を行ってください。



i. 申請支援システムで新規申請の場合

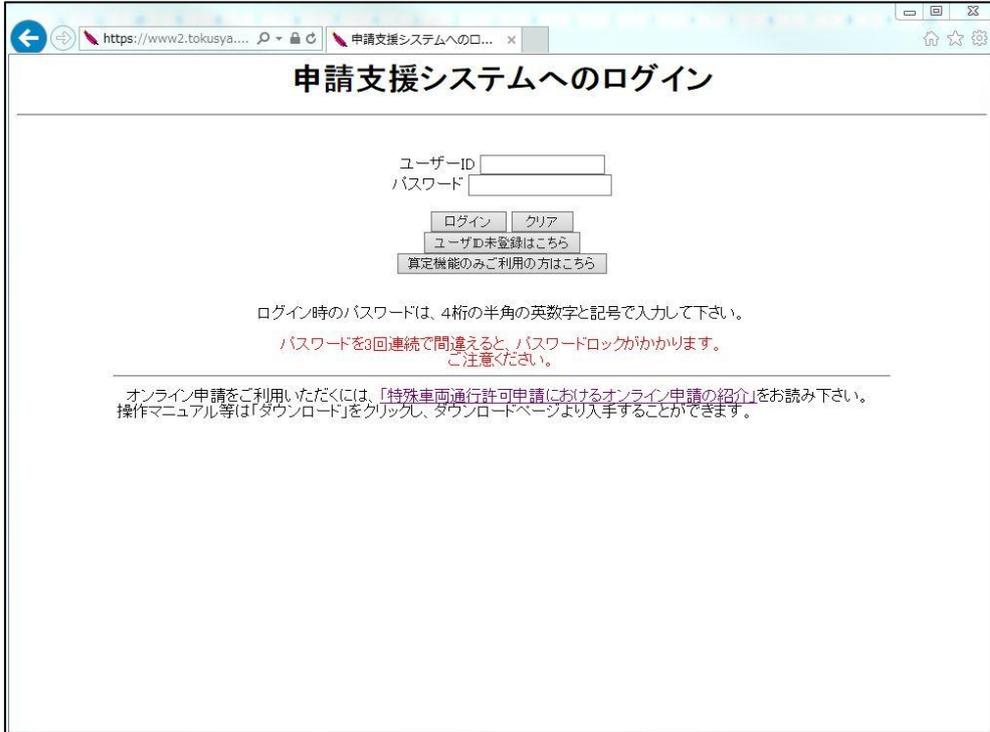
| 手順 | 操作内容 |
|----|-------------------------|
| 1 | ①のリンクをクリックします。 |
| 2 | 申請支援システムへのログイン画面に遷移します。 |

→ 申請支援システムへのログイン画面

申請支援システムへのリンクをクリックすると申請支援システムへのログイン画面が表示されます。

ログインをして新規申請を行います。

以降の操作方法は、2.3 申請支援システムへのログイン（接続）を参照してください。

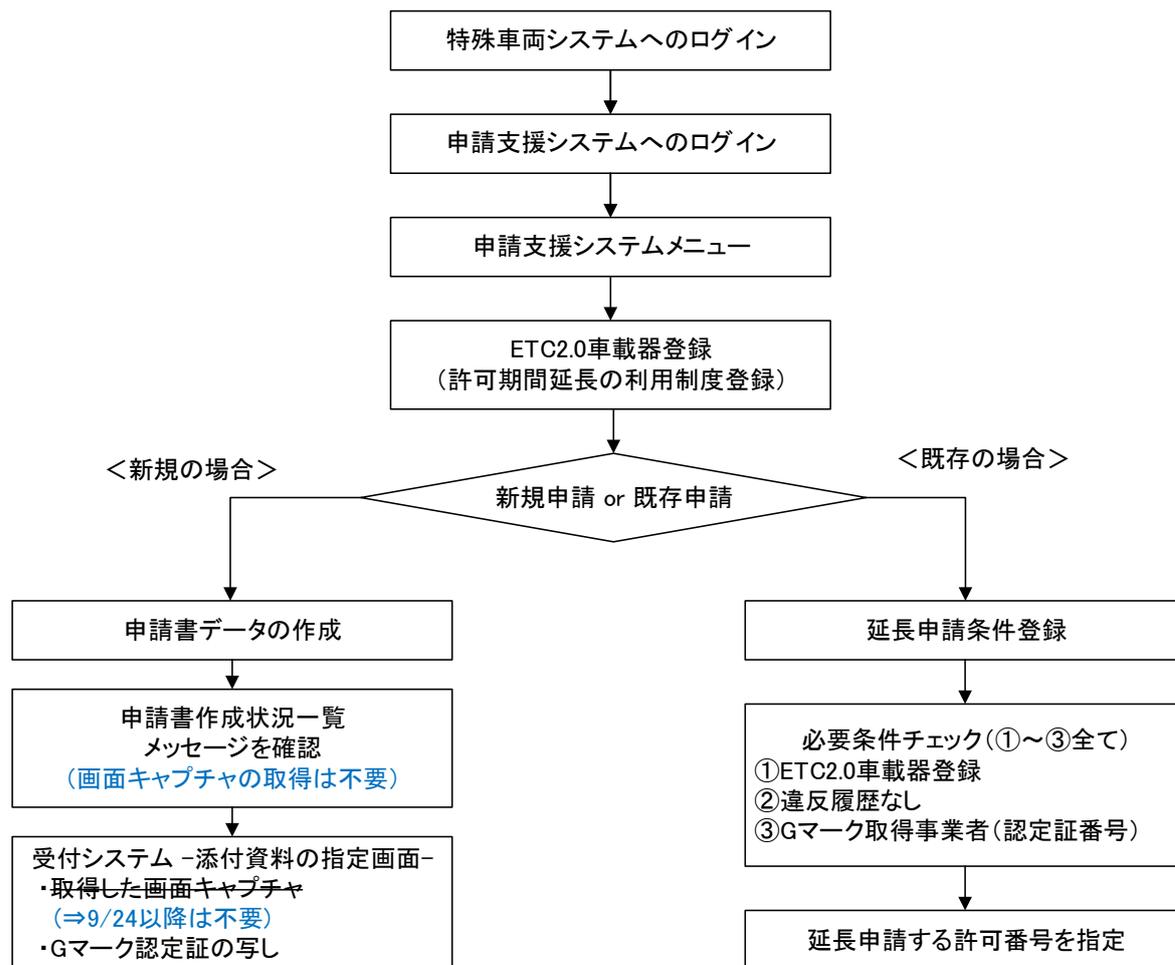


The screenshot shows a web browser window with the URL <https://www2.tokusya...> and a tab titled "申請支援システムへのロ...". The page title is "申請支援システムへのログイン". The login form includes fields for "ユーザーID" and "パスワード", a "ログイン" button, a "クリア" button, and links for "ユーザー未登録はこちら" and "算定機能のみご利用の方はこちら". Below the form, there are instructions: "ログイン時のパスワードは、4桁の半角の英数字と記号で入力して下さい。" and "パスワードを3回連続で間違えると、パスワードロックがかかります。ご注意ください。". At the bottom, there is a note: "オンライン申請をご利用いただくには、「特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介」をお読み下さい。操作マニュアル等[「ダウンロード」をクリックし、ダウンロードページより入手することができます。]

17. 延長申請条件登録

本章では、特殊車両通行許可について、事業者における許可の申請の事務負担の軽減と許可事務の迅速化を図るため、平成31年4月1日より、当面の間、一定の要件を満たす優良事業者の車両について、許可の有効期間を、これまでの最大2年間から4年間（超重量・超寸法車両はこれまでの最大1年間から2年間）へと延長する際の操作説明を行います。

以下に延長申請条件登録のフローを示します。



なお、申請に関する手続きの流れについては、平成31年4月1日付の周知資料をご参照下さい。
http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/20190329_kyoka_info.pdf

※ 但し、令和元年9月24日以降は、システム改修に伴い、新規申請における運用を一部変更。詳細は、周知資料をご参照下さい。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/release20190918-1j-s.pdf>

ここでは、既存申請における延長申請条件登録の操作方法について説明します。

(周知資料のP5、P6を抜粋)

【留意点】

- ① 既存の許可証の期間延長は、**2020年3月31日までに手続きして頂いたものに限られます**ので、ご注意ください。
- ② 許可データ更新のため、**既存の許可の有効期限が終了する日の14日前までに手続きを完了**させてください。
- ③ **新たな許可証は発行されません**ので、通行の際は、既存の許可証とP15に記載される登録完了画面のキャプチャを携行してください。
※取締りの際には、上記の提示をお願いします。
- ④ 既存許可証の延長後に、変更・更新申請を行う場合には、既存許可証の発行窓口事務所に直接お問い合わせください。

申請支援システムにて既存許可の許可期間延長制度の利用登録(申し出)を行うことができます。

- ① **業務支援用ETC2.0車載器の登録と許可期間延長の利用登録**
－ ETC2.0車載器の登録時に利用する制度の登録ができます。
- ② **延長の条件登録**
－ 下記の条件を満たしている場合に許可期間を延長の登録ができます。
 - ETC2.0車載器を登録していること
 - 違反履歴がないこと
 - Gマーク認定事業所であること登録内容をキャプチャし、通行の際に携行する必要があります。

17.1 既存申請の延長申請条件登録

既存申請における許可期間延長利用制度を適用するための前提条件として、15章のETC2.0車載器利用登録済みで許可期間延長利用制度登録されている必要があります。

I. 延長申請条件登録

既存申請の許可期間延長を行う場合には、申請支援システムメインメニュー画面から、延長申請条件登録ボタンを選択します。

申請支援システムメインメニュー画面

申請支援システム

申請データ作成

申請書作成状況一覧

個別協議状況一覧

経路図作成状況一覧

担当者変更

申請書提出

申請状況照会

ETC2.0車載器登録

延長申請条件登録

→ 許可期間延長に必要な条件登録画面

II. 許可期間延長に必要な条件登録

申請支援システムメニュー画面の「延長申請条件登録」ボタンを押下すると、「許可期間延長に必要な条件登録画面」が表示されます。

許可期間の延長に必要な条件をみたしていれば、以下にチェックを入れてください。

- ETC2.0車載器を登録していること
- 違反履歴がないこと
- Gマーク認定事業所であること

なお、Gマーク取得事業者には、認定証番号を登録する必要があります。

許可期間延長に必要な条件登録画面

許可期間延長に必要な条件登録

許可期間の延長に必要な条件をみたしていれば以下にチェックを入れてください。

① ETC2.0車載器登録
 ② 違反履歴なし
 ③ Gマーク取得事業者(認定証番号:) ← ④

延長する許可証の許可番号と許可日を入力してください。

⑤ ▶ 許可番号: 選択して下さい ▼ 平成 ▼ 31 ▼ 年度 第 号

⑥ ▶ 許可日 : ※ 許可年月日をYYYYMMDDの形式で指定して下さい

 ▲ ▲ ▲
 ⑦ ⑧ ⑨

i. 必要条件の登録

| 手順 | 操作内容 |
|----|--|
| 1 | 許可期間の延長に必要な条件①～③のそれぞれ条件を満たす場合、チェックボックスを選択します。また、条件③については、④Gマーク*認定証番号XXXXXXXX-Xをテキスト入力してください。 ※全日本トラック協会HPを参照) http://www.jta.or.jp/tekiseika/g_mark/about_gmark.html |
| 2 | 延長する既存の許可証の許可番号を、⑤の事務所略称名と許可発行年度をプルダウンメニューから選択し、6桁の許可番号を設定します。また、⑥に許可発行年月日をYYYYMMDDの形式で入力してください。 |
| 3 | 入力内容に誤りがないことを確認して、⑦「登録」ボタンを押下します。 登録ボタンを押下後に、「登録内容確認画面」に遷移します。 入力内容を初期状態に戻す場合は⑧「リセット」ボタンを押下します。 |
| 4 | ⑨「前画面に戻る」ボタンを押すと、申請支援システムメニュー画面に遷移します。 |

→ 申請支援システムメニュー画面

[留意事項]

既存許可の許可期間延長利用制度が適用されるには、申請車両において、許可期間の延長に必要な条件を全て満たしている必要があります。

ii. 登録内容確認・確定

許可期間延長に必要な条件登録画面で登録した内容を確認し、内容に誤りがない場合には、**登録**ボタンを押下して登録内容を確定してください。

登録ボタン押下後は、許可期間延長登録完了画面に遷移します。

キャンセルする場合は**前画面に戻る**ボタンを押下してください。

登録内容確認画面

登録内容確認

以下の情報を登録しますが、よろしいですか。

- 延長対象の許可番号：国開整道交特車 平成30年度 第XXXXXX号
- ETC2.0車載器を延長対象の全車両に装着済み
- 申請日から過去2年間の違反履歴はありません
- Gマークを取得済みの事業者です。認定証番号: 1234567(8)

許可期間延長登録完了画面

許可期間延長登録完了

以下の内容で登録が完了致しました。
この画面を印刷し、通行許可証とともに携行して下さい。

- 登録日：2019年03月30日
- 延長対象の許可番号：国開整道交特車 平成30年度 第XXXXXX号
- ETC2.0車載器を延長対象の全車両に装着済み
- 申請日から過去2年間の違反履歴はありません
- Gマークを取得済みの事業者です。認定証番号: 1234567(8)

許可期間延長に必要な条件登録画面で登録内容に不備が生じる場合には、次のようなエラーメッセージ等が画面上に表示されますので、登録内容をお確かめのうえ、適宜修正作業を行ってください。

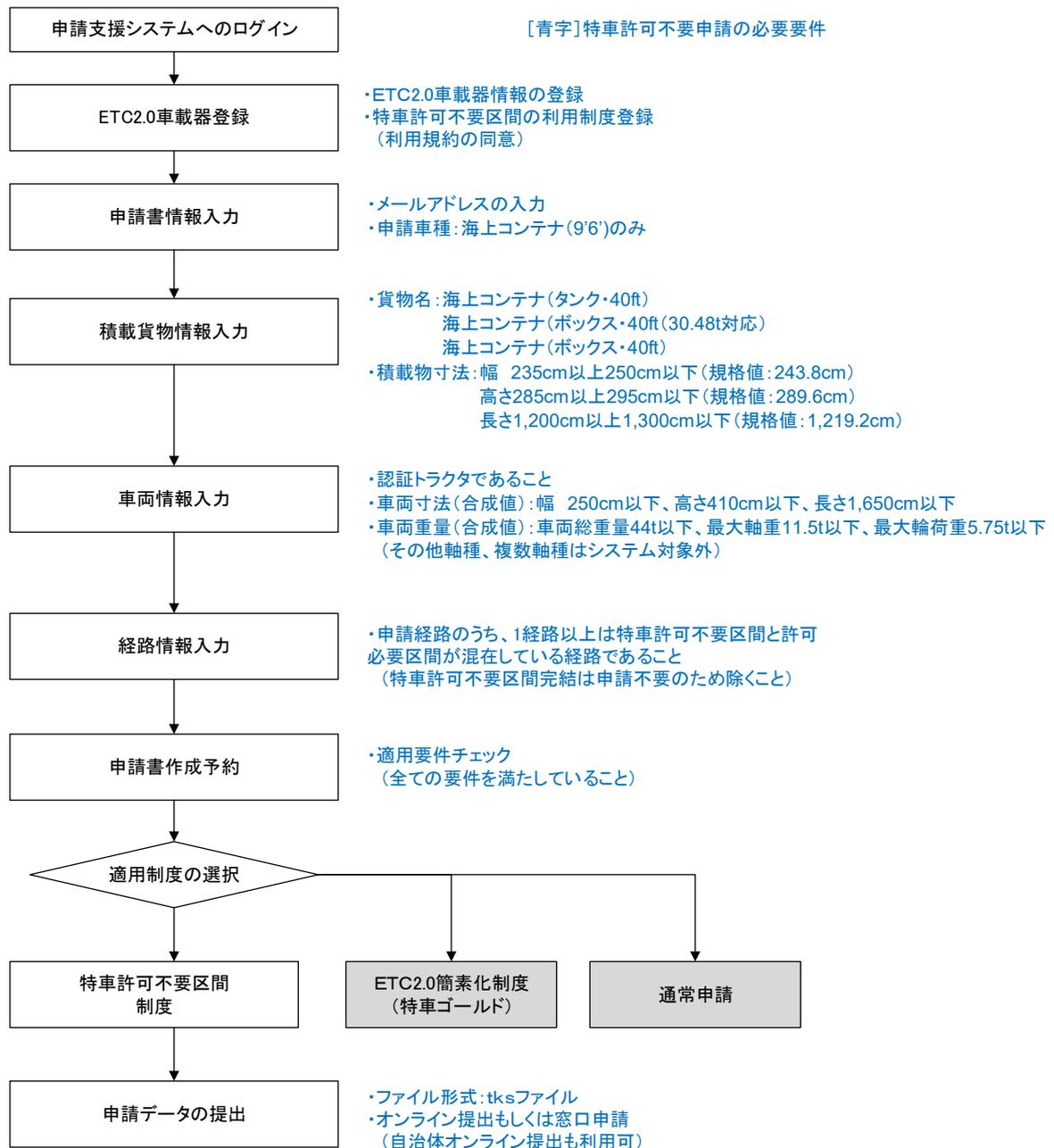
許可期間延長に必要な条件登録

 入力した許可番号・許可日の申請が存在しません。

18. 特殊車両通行許可不要制度を適用した申請

本章では、特殊車両通行許可不要制度を適用した申請（以下、特車許可不要申請という）を行うための申請データ作成、特殊車両通行許可不要制度の制度適用選択（申請書作成予約時）、特車許可不要区間における算定結果の確認方法についての操作説明を行います。

以下に特車許可不要申請のフローを示します。



18.1 申請データ作成

特車許可不要申請における申請データの作成手順は、通常申請と同様です。

本マニュアルの「3. 申請データ作成」に沿って、従来通りに申請データを作成します。ただし、特車許可不要の申請データを作成するにあたっては、以下の要件を満たすことが必要となります。

(1) 業務支援用ETC2.0車載器に関する情報の登録および利用制度の登録

- 申請支援システムにて、以下の車載器に関する情報を登録する必要があります。

[搭載するETC2.0車載器の情報] (※15.1章 ETC2.0車載器情報の登録を参照)

- 自動車登録番号 (トラクタのナンバー)
- 車載器管理番号
- ASL-ID

[利用制度] (※15.5章 特車許可不要区間利用制度の利用登録を参照)

- 特車許可不要区間利用制度
- 注) 利用制度を適用時に、利用規約への同意が必要となっております。

(2) 許可不要制度適用を受けるための申請車両の条件を満たすこと

- 許可不要制度適用を受けるには、下表の車両条件を満たしている必要があります。

| 項目 | 条件 |
|------------|---|
| トラクタ | 認証トラクタであること (2軸トラクタで、駆動軸重が軸重10t超11t以下の場合) |
| ETC車載器登録 | すべての車両に許可不要区間のETC車載器登録があること (他項目との重複可) |
| 申請車種 | 海上コンテナ (9'6') |
| 積載物名 | 海上コンテナ (タンク・40ft) 海上コンテナ (ボックス・40ft (30.48t対応)) 海上コンテナ (ボックス・40ft) |
| 積載物寸法 | 幅 235cm以上250cm以下 (規格値: 243.8cm) 高さ285cm以上295cm以下 (規格値: 289.6cm) 長さ1,200cm以上1,300cm以下 (規格値: 1,219.2cm) |
| 車両寸法 (合成値) | 幅 250cm以下、高さ410cm以下、長さ1,650cm以下 |
| 車両重量 (合成値) | 車両総重量44t以下、最大軸重11.5t以下、最大輪荷重5.75t以下 |
| 軸種 | 複数軸種でない (1申請につき1軸種のみ) その他軸種でない (システムに軸種登録があるもの) |

(3) 申請経路に特車許可不要区間が含まれていること

特車許可不要区間申請を行う際には、申請経路のうち、1経路以上は許可不要区間と許可必要区間が混在した経路である必要があります。

また、特車許可不要区間で完結している経路が存在する場合には、通行許可申請は不要となりますので、申請経路から除外する必要があります。

- 1) 1経路のみ申請の場合
経路に1スパン以上の特車許可不要区間が含まれること
- 2) 複数経路申請の場合
申請経路のうち、1経路以上は特車許可不要区間を含むこと
- 3) 特車許可不要区間で完結する経路が1経路でも存在する場合
特車許可不要区間で完結する経路が含まれないよう対象経路を削除すること

[留意事項]

- ※ 1) 2) の場合、特車許可不要区間制度を適用した申請を行うとして申請書作成予約時した際に、特車許可不要区間が1スパン以上含まれていない申請においては、以下のような警告メッセージが表示され、申請データの作成が行えません。特車許可不要区間を含む経路を再作成するか、もしくは通常申請を行ってください。

(参考) 申請・各種情報入力選択画面

申請・各種情報入力選択

⚠ 通行経路に特車許可不要区間を含まないため、この申請は許可不要区間制度を利用できません。

申請情報を順次入力し、申請データを作成してください。
申請情報はいつでも変更が可能です。
申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力、申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンを押下してください。

- ・デジタル地図: デジタル地図による経路入力
- ・交差点番号: 交差点番号指定による経路入力

※以前テキスト入力した未収録道路について: 道路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号: 0007771217

申請書情報入力

積載貨物情報入力

車両情報入力

○ デジタル地図 ● 交差点番号 経路情報入力

- ※ 3) の場合、申請書作成予約時に、特車許可不要区間で完結している経路が含まれる申請においては、以下のような警告メッセージが表示され、申請データの作成が行えません。
- メッセージ内容に従って、特車許可不要区間で完結している経路番号を確認し、その対象の経路を削除した後、再度申請を行ってください。
- ただし、特車許可不要区間制度を利用せず、通常申請を行う場合には、**通常申請**を選択してください。

(参考) 申請書作成予約 確認画面

| 申請書作成予約 確認 | |
|---|--|
| 当申請は下記の経路が特車許可不要区間で完結しております。 | |
| ■特車許可不要区間で完結している経路 002, 005, 006 | |
| 特車許可不要区間で完結した経路は申請不要のため、特車許可不要区間制度を利用した申請は行えません。 対象の経路を削除した後、再度申請を行ってください。 | |
| 特車許可不要区間制度を利用せず、通常申請を行う場合は、そのままお進みください。 | |
| <input type="button" value="通常申請"/> <input type="button" value="申請を取り消す"/> | |

(4) メールアドレスが登録されていること

特車許可不要申請を行うには、申請担当者あるいは代理人のメールアドレスの登録が必須となります。

- 申請書入力画面で、申請担当者のメールアドレスを必ず入力してください。

申請書入力画面

| 申請担当者 | | ※申請を行う担当者の情報を入力して下さい。 | | |
|----------|--------------------------|-----------------------|----|------|
| 部署名 | 特車申請係 | | | |
| 担当者名(漢字) | 特車 花子 | | | |
| | 市外局番 | 局番 | 番号 | |
| 電話番号 | 03 | - 3911 | - | 0000 |
| FAX番号 | 03 | - 3912 | - | 0000 |
| メールアドレス | tokusya@abcunyu.xx.co.jp | | | |

なお、特車許可不要申請の要件を満たし、申請書作成予約時に許可不要制度を適用した際に、申請担当者のメールアドレスが未登録の場合には、以下の警告メッセージが表示されますので、申請書情報入力からメールアドレスを入力してください。

申請-各種情報入力選択

申請情報を順次入力し、申請データを作成してください。
申請情報はいつでも変更が可能です。
申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力は、申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンを押

確認

特車許可不要区間制度の場合、申請者のメールアドレス登録が必要です。
申請書入力画面に戻り、申請担当者のメールアドレスを入力してください。

はい

申請書作成予約登録

(本人申請時)

申請-各種情報入力選択

申請情報を順次入力し、申請データを作成してください。
申請情報はいつでも変更が可能です。
申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力は、申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンを押

確認

特車許可不要区間制度の場合、申請者および代理人のメールアドレス登録が必要です。
申請書入力画面に戻り、申請担当者と代理人のメールアドレスを入力してください。

はい

申請書作成予約登録

(代理人申請時)

(5) 申請データが t k s ファイルであること

特車許可不要申請は、申請支援システムにて申請書作成予約を行い、作成した申請データ (tksファイル) を対象としています。

途中保存や電子申請書作成システムを用いて作成した申請データ (binファイル) においては、特車許可不要区間制度を適用することはできません。

18.2 制度適用選択

申請書情報の各種入力完了し、申請・各種情報入力選択画面において申請書作成予約登録ボタンを押すと、特車許可不要申請の適用要件を満たす場合には、特車許可不要区間制度を適用するか否かを選択するポップアップ画面が表示されます。

- 特車許可不要申請を行う場合：「はい」を選択します。
- 特車許可不要申請を行わず通常申請とする場合：「いいえ」を選択します。

申請・各種情報入力選択画面

申請・各種情報入力選択

申請情報を順次入力し、申請データを作成してください。
申請情報(いつでも変更が可能です)。
申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力、申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンを押下してください。
・デジタル地図: デジタル地図による経路入力
・交差点番号: 交差点番号指定による経路入力
※以前テキスト入力した未収録道路について: 道路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号: 0010303869

申請書情報入力

確認

特車許可不要区間制度を利用しますか?

はい いいえ

保存終了

また、特車許可不要申請の他に、ETC2.0簡素化制度（特車ゴールド）の適用条件を満たしている場合には、以下のような確認用のポップアップ画面が表示されます。

なお、特車許可不要申請と特車ゴールドの併用した申請は行えません。

- 特車ゴールド申請を行う場合：「ETC2.0簡素化制度」を選択します。
- 特車許可不要申請を行う場合：「特車許可不要区間制度」を選択します。
- 通常申請を行う場合：「通常申請」を選択します。
- 申請書作成予約をキャンセルする場合：「予約登録を取り消す」を選択します。

確認

当申請はETC2.0簡素化制度と特車許可不要区間制度、いずれかの制度を利用できます。
(どちらも適用せず通常の申請を行うことも可能です。)
申請の方法を選択して下さい。

ETC2.0簡素化制度 特車許可不要区間制度 通常申請 予約登録を取り消す

18.3 特車許可不要区間における算定結果の確認

特車許可不要区間においては、システムによる算定（通行条件の判定）は行われません。

そのため、申請書作成状況一覧画面の操作欄から、ダウンロードした算定結果の帳票PDFには、特車許可不要区間の部分は、通行条件（算定）は付与されません。

ただし、許可必要区間および特車許可不要区間と許可必要区間の接続部の折進審査は、通常通りに算定されます。

なお、特車許可不要申請に限っては、通行経路表の最終ページに特車許可不要区間外から区間内に進入・退出する場合の注意書きが記されます。

また、条件書内に、特車許可不要区間を通行するうえでの注意事項が記載されますので、走行前には必ず以下の参照先より対象箇所及びその通行条件を確認ください。

[次頁の通行条件の確認方法を参考にしてください。]

参照先：<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/shiteidouro/tokusya/q02-c/index.html>

[特車許可不要区間の交差点における通行条件の確認方法]

- ① ガイドマップを表示し、申請経路上の特車許可不要区間内の交差点に通行条件が付与されているか否かを確認します。
 - ・ガイドマップ) <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/shiteidouro/tokusya/q02-c/index.html>
 - ・通行条件が付与される場合の交差点表示) 交差点 ●C条件あり ●通行不可あり
- ② ガイドマップの「こちら」のリンク先より「特車許可不要区間の交差点における通行方法」のWebサイトより地方毎の詳細掲載の通行条件リストPDFをダウンロードします。

